

平成14年12月6日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（24名）

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝・	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

○事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第4回定例会

平成14年12月6日（金）

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

// 2 会期決定

// 3 諸般の報告

(1) 例月出納検査結果報告について

(2) 第108回山形県市議会議長会定期総会の報告について

(3) 姉妹都市安東市訪問事業報告について

// 4 行政報告

(1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画（平成15年度～平成17年度）について

// 5 認第 3号 平成13年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について

// 6 認第 4号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

// 7 認第 5号 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

// 8 認第 6号 平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

// 9 認第 7号 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

// 10 認第 8号 平成13年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

// 11 認第 9号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

// 12 認第 10号 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について

// 13 認第 11号 平成13年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について

// 14 議第 68号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）

// 15 議第 69号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第1号）

// 16 議第 70号 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

// 17 議第 71号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

// 18 議第 72号 平成14年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）

// 19 議第 73号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）

// 20 議第 74号 平成14年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）

// 21 議第 75号 平成14年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号）

// 22 議第 76号 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

// 23 議第 77号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

// 24 議第 78号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

// 25 議第 79号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

// 26 議第 80号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について

- // 27 議第 81号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
 - // 28 議第 82号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - // 29 議第 83号 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
 - // 30 議第 84号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
 - // 31 議第 85号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - // 32 議第 86号 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について
 - // 33 議第 87号 寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の締結について
 - // 34 議第 88号 字の区域及び名称の変更について
 - // 35 請願第11号 パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書提出を求める請願
 - // 36 請願第12号 基礎年金国庫負担引き上げを求める意見書提出を求める請願
 - // 37 請願第13号 WTO農業交渉等に関する請願
 - // 38 陳情第 1号 法務局職員の増員に関する陳情
 - // 39 議案説明
 - // 40 監査委員報告
 - // 41 質疑
 - // 42 予算特別委員会設置
 - // 43 決算特別委員会設置
 - // 44 委員会付託
- 散 会

平成14年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第4回定例会日程

平成14年12月第4回定例会
平成14年12月6日（金）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 6日（金）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案・請願・陳情上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
12月 7日（土）	休 会			
12月 8日（日）	休 会			
12月 9日（月）	休 会			
12月10日（火）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月11日（水）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月12日（木）	休 会			
12月13日（金）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月14日（土）	休 会			
12月15日（日）	休 会			
12月16日（月）	午前9時30分	総 務 委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚 生 委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建 設 委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
12月17日（火）	休 会			
12月18日（水）	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月19日（木）	休 会			
12月20日（金）	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前 9 時 3 0 分

○佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから平成 14 年第 4 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営については、12 月 3 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○佐藤 清議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 2 番松田 孝議員、14 番佐藤 穎男議員を指名いたします。

会期決定

○佐藤 清議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 12 月 20 日までの 15 日間といたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 15 日間と決定いたしました。

諸般の報告

○佐藤 清議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

例月出納検査結果報告について、第 108 回山形県市議会議長会定期総会の報告について、姉妹都市安東市訪問事業報告について、このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

○佐藤 清議長 日程第 4、行政報告であります。

第 4 次寒河江市振興計画・実施計画（平成 15 年度～平成 17 年度）について、市長から報告を求めます。
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 第 4 次寒河江市振興計画の実施計画について御報告申しあげます。

実施計画につきましては、毎年ローリング方式で策定しておりますが、今回の実施計画は平成 17 年度を目標年度とする第 4 次寒河江市振興計画の具現化のための最終の 3 カ年の実施計画であります。

計画の内容につきましては、去る 11 月 20 日の全員協議会で御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。以上です。

○佐藤 清議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案上程

- **佐藤 清議長** 日程第 5、認第 3 号から日程第 38、陳情第 1 号までの 34 案件を一括議題といたします。

議案説明

○佐藤 清議長 日程第 39、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 説明させていただきます。

初めに、決算の認定について御説明申しあげます。

平成 13 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算並びに 8 件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第 3 号平成 13 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

平成 13 年度の経済状況は、不良債権の処理問題など、いわゆる骨太の方針により、経済の再生が図られたところですが、民間需要の低迷や、個人消費が弱含みに推移したほか、生産の低下、失業率の上昇など、引き続き極めて厳しい状況にありました。

このような中、本市は中長期的な財政運営を視野に、財政の健全化維持を基調として第 4 次寒河江市振興計画及びその実施計画に基づき主要なプロジェクトを積極的に推進し、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市の実現に向け、全国都市緑化フェアの開催を初め、生活関連事業、都市基盤の整備、教育文化、少子高齢社会に対応した福祉施策の充実、農業及び商工業の経営基盤の強化に努めてまいりました。

財政面では、長引く景気の低迷から地方交付税の伸びが期待できない厳しい状況にありましたが、昨年度に引き続き高利率債の繰上償還を実施するとともに、より一層歳出の見直しや国庫補助制度や有利な地方債の活用などによって歳入の確保を図りながら、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行い、財政運営の健全化に努めました。

以下、決算の概要を申しあげます。

増減率につきましては、前年度対比で申しあげます。

一般会計の決算額は、歳入では 2.2%減の 153 億 3,095 万 8,042 円、歳出では 1.2%減の 148 億 7,196 万 590 円となり、形式収支で 4 億 5,899 万 7,452 円。繰越明許費などに係る繰り越すべき一般財源 2,250 万 5,000 円を差し引いた実質収支は 4 億 3,649 万 2,452 円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により、財政調整基金に 2 億 1,900 万円、減債基金に 1,000 万円を積み立て、残る 2 億 749 万 2,452 円は翌年度に繰り越いたしました。

次に、歳入の主な内容を申しあげます。

市税は、景気低迷などの影響から、市民税の個人分が 3.5%、法人分が 7.6%の減となりましたが、家屋の順調な伸びに支えられ、固定資産税が 4 %増となったことにより、市税全体の収入では 0.7%増の 50 億 5,953 万 7,549 円となりました。

地方譲与税は 4.7%増の 1 億 5,791 万 6,000 円となり、地方消費税交付金は 0.9%減の 4 億 2,254 万 2,000 円、地方特例交付金は 0.9%伸 びの 1 億 6,236 万 3,000 円となりました。

また、利子割交付金については、高利の定額郵便貯金が満期を迎えたことから、10.0%増の 1 億 7,111 万 3,000 円となりました。

そのほか、自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金の収入総額は 9,357 万 4,000 円となりました。

地方交付税の普通交付税においては、臨時経済対策債導入により、基準財政需要額の伸びが抑えられ、また基準財政収入額の伸びもあったため、 3.9%減の 41 億 5,733 万 8,000 円となりました。

一方、特別交付税も 7.5%減の 6 億 3,947 万 7,000 円となり、地方交付税全体として 4.4% 減の 47 億

9,681万 5,000円となりました。

分担金及び負担金は、道路改良工事に伴う河川工事負担金が新たに発生したことにより、3.7%増の1億 7,097万 5,816円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、幼児学級使用料、道路占用料、住民基本台帳手数料、諸証明手数料が主なものであり、2.6%増の1億 5,081万 6,161円となりました。

国庫支出金は、中心市街地活性化センター整備事業が終了したことなどにより、29.3%減の7億 7,431万 6,073円となりました。

県支出金は、施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金が新たに交付されたことなどにより、11.7%増の5億 4,767万 1,859円となりました。

財産収入は、3.0%減の6,743万 9,304円となりました。

寄附金は322万 9,000円となりました。

繰入金は、財政調整基金繰入金が大幅に減少したことなどから、34.0%減の2億 6,343万 4,934円となりました。

繰越金の2億 9,237万 8,691円は、平成12年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は、貸付金元利収入4億 5,009万 9,785円、雑入1億 5,734万 7,229円が主なものであり、2.4%増の6億 2,447万 5,655円となりました。

市債は、市民税減税補てん債6,330万円、臨時財政対策債2億 3,010万円、道路橋梁債7億 1,876万円、都市計画債1億 6,280万円など、総額で15億 7,236万円となりました。

以上、歳入総額では2.2%減の153億 3,095万 8,042円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費であります人件費は、退職職員の補充を抑制したこともあり、1.1%減の31億 2,728万 7,493円となりました。物件費は、都市緑化フェアに向けた景観形成事業やIT講習会を行ったことなどから、6.0%増の15億 7,109万 3,909円となりました。維持補修費については、除雪経費が減となったことなどにより、14.2%減の3億 1,950万 6,007円となりました。扶助費は知的障害者措置費及び児童手当が増加したことなどにより、12.7%増の9億 5,747万 6,381円となりました。補助費等は、都市緑化フェア開催に向けた県及び市の推進委員会への負担金が増になったことから、9.0%増の19億 6,081万 4,812円となりました。

投資的事業費は、普通建設事業において中心市街地活性化センター整備事業が終了したことなどにより、23.5%の減となり、その結果、総額でも22.6%減の21億 3,938万 8,375円となりました。

公債費については、繰上債について前年度より1億 9,949万円多い4億 1,856万 6,000円を繰上償還したことなどから、4.2%増の23億 4,512万 1,981円となりました。

また、積立金は1,120万 6,311円、投資及び出資金は233万 9,000円となりました。

貸付金は、地域総合整備資金貸し付けの増額などにより9.1%増の6億 2,035万 8,000円となりました。

繰出金は18億 1,736万 8,321円で1.0%の増となりましたが、主なものは駅前中心市街地整備事業特別会計に2億 9,778万 1,896円、公共下水道事業特別会計に9億 4,186万 4,589円、介護保険特別会計に2億 5,203万 3,341円などであります。

以上の結果、歳出総額は1.2%減の148億 7,196万 590円となりました。

次に、認第4号平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、交流拠点にふさわしいまちづくりとして、都市軸の形成と都市機能の充実、商業施設の再編などにより、にぎわいと魅力、品格ある中心市街地を形成しようとするものであります。

平成13年度は、新姥石踏切の開通を初め、JR寒河江駅舎・自由通路を完成し、さらには地区内建物移転、

駅前広場、南口交通広場、都市計画道路などの整備工事を行い、事業の促進を図ったところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 41 億 2,516 万 1,226 円、歳出決算額は 40 億 8,466 万 4,276 円となり、歳入歳出差引残額 4,049 万 6,950 円は翌年度に繰り越しました。

歳入の主なものは、国庫支出金 12 億 7,298 万 2,000 円、県支出金 1,962 万 2,330 円、一般会計繰入金 2 億 9,778 万 1,896 円、市債 23 億 4,426 万円などであります。

歳出の主なものは、建物等移転補償費 25 億 6,003 万 8,340 円、工事請負費 4 億 2,722 万 3,165 円、委託料 6 億 2,857 万 6,540 円などであります。

次に、認第 5 号平成 13 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道は、公共用水域における水質保全や、安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めております。

平成 13 年度は、公共下水道事業については、仲田及び落衣地内の幹線管渠を初め、石田、古河江、島、皿沼、新山町、仲谷地、船橋町、塩水地内などの枝線管渠の整備を行い、処理区域の拡大を図ったところであります。

また、三泉地区で整備を進めております特定環境保全公共下水道事業については、平成 13 年 5 月に待望の一部供用開始を行い、引き続き幹線管渠及び枝線管渠整備を進めてまいりました。

その結果、平成 13 年度污水管渠の整備延長は 7,249 メートル、整備面積は 43 ヘクタールとなったものであります。

また、年々増加する流入汚水の安定した処理を図るため、継続して進めてまいりました処理場施設の増設工事については、水処理施設の増設部分の機械、電気工事を完成したところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 28 億 199 万 5,782 円、歳出決算額は 27 億 9,999 万 5,782 円となり、歳入歳出差引額は 200 万円となりました。

歳入の主なものは、使用料 3 億 7,429 万 7,943 円、国庫補助金 5 億 3,332 万 5,910 円、市債 8 億 6,070 万円、一般会計繰入金 9 億 4,186 万 4,589 円であります。

歳出の主なものは、管渠建設費 11 億 5,598 万 3,597 円、水処理・汚泥処理等の浄化センター 管理費 1 億 8,842 万 9,916 円、水処理施設増設等の浄化センター建設費 2 億 1,995 万 9,000 円、公債費 11 億 490 万 3,025 円であります。

次に、認第 6 号平成 13 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 841 万 8,715 円で、歳入歳出差引残額はありません。

歳入の主なものは、使用料 492 万 3,812 円、一般会計繰入金 349 万 2,000 円であり、繰入金は前年度に比べ 32 万 8,270 円の増となっております。

歳出は、総務管理費 206 万 4,175 円で、前年度に比べ 23 万 5,841 円の増、公債費は前年と同額の 635 万 4,540 円となりました。

次に、認第 7 号平成 13 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、景気の低迷や高齢化の進展などにより、被保険者数や療養給付費が増加する中で、医療費の適正化や保健事業などの充実を図り、効率的な運営に努めてまいりました。また、平成 13 年度は、介護納付金分の伸びに対し、国民健康保険税の介護納付金分について、案分率を改正し、対応してまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 29 億 4,173 万 375 円、歳出決算額は 28 億 5,814 万 2,183 円で、歳入歳出差引残額 8,358 万 8,192 円のうち、給付基金条例の規定により 7,461 万 2,000 円を基金に積み立てし、残る 897 万 6,192 円は翌年度に繰り越いたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税 10 億 8,130 万 4,030 円、国庫支出金 10 億 3,681 万 1,661 円、療養給付費交付金 4 億 7,208 万 3,640 円、一般会計繰入金 1 億 1,670 万 3,480 円、給付基金繰入金 1 億 1,000 万円、繰越金 4,813 万 350 円であります。

歳出の主なものは、保険給付費 18 億 9,480 万 5,038 円、老人保健拠出金 6 億 8,495 万 1,453 円、介護納付金 1 億 5,210 万 5,675 円であります。

次に、認第 8 号平成 13 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成 13 年度は、受給対象者や 1 人当たりの医療費の増加により、医療諸費が対前年比で 7.3%の伸びとなっております。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 39 億 831 万 3,939 円、歳出決算額は 38 億 9,087 万 1,168 円で、歳入歳出差引残額は 1,744 万 2,771 円となり、翌年度に繰り越いたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金 26 億 8,534 万 3,000 円、国庫支出金 7 億 9,702 万 2,210 円、県支出金 1 億 9,168 万 4,463 円、一般会計繰入金 2 億 550 万 2,000 円であります。

歳出の主なものは、医療諸費 38 億 5,804 万 5,505 円であります。

次に、認第 9 号平成 13 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、老人保健福祉計画や介護保険事業計画に基づき制度の円滑な運営と保健福祉サービスの充実向上に努めてまいりました。

その結果、平成 14 年 3 月現在の第 1 号被保険者数は 1 万 245 人で、介護サービスの利用は前年度と比較すると大幅な伸びを示し、順調に経過しているところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 17 億 4,583 万 3,606 円、歳出決算額は 17 億 107 万 9,716 円で、歳入歳出差引残額 4,475 万 3,890 円は翌年度に繰り越いたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金 5 億 3,028 万 6,000 円、繰入金 3 億 2,383 万 8,461 円、国庫支出金 4 億 1,733 万 9,000 円、県支出金 1 億 9,498 万 1,164 円であります。

歳出の主なものは、保険給付費 15 億 5,984 万 9,315 円、総務費 8,673 万 691 円、基金積立金 1,525 万 8,026 円であります。

次に、認第 10 号平成 13 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護認定審査会につきましては、本市及び西村山地域 4 町で共同設置しており、その円滑な運営に努め、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図ってまいりました。審査判定会議は 196 回開催し、延べ 4,690 件を判定いたしました。そのうち、本市分は 1,818 件でありました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 2,791 万 3,554 円、歳出決算額は 2,658 万 553 円で、歳入歳出差引残額は 133 万 3,001 円でありました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金 1,789 万 3,000 円、本市介護保険特別会計からの繰入金 974 万 3,000 円であります。

歳出の主なものは、介護認定審査会委員等報酬 2,089 万 7,481 円、委託料 179 万 800 円、使用料及び賃借料 141 万 8,540 円であります。

次に、認第 11 号平成 13 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）の歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各財産区とも山林の保護、育成など、財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 272 万 2,683 円、歳出決算額は 205 万 7,683 円で、歳入歳出差引残額は 66 万 5,000 円となりました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区 199 万 5,337 円、醍醐財産区 29 万 7,423 円、三泉財産区 42 万 9,923 円であります。

歳出決算額は、高松財産区 181 万 5,692 円、醍醐財産区 11 万 2,881 円、三泉財産区 12 万 9,110 円であります。

以上、各会計ごとの決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第 68 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる特別職及び一般職職員の給与改定並びに人事異動に伴う給与等経費の調整、全国都市緑化やまがたフェア主催団体等負担金の減額、さらに特別会計への繰出金、重度心身障害者医療給付費及び除雪費等の追加、県の少人数学級編制事業に対応する事業費を計上するものであります。

その結果、1 億 3,336 万 5,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 153 億 932 万 1,000 円となるものであります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第 2 款総務費については、証明書等自動交付機システム設計委託料 300 万円を計上するのが主なものであります。

第 3 款民生費については、介護保険特別会計繰出金 935 万 7,000 円を減額するほか、国民健康保険特別会計繰出金 4,443 万 4,000 円、老人保健特別会計繰出金 1,135 万 8,000 円、乳幼児医療給付費 466 万 6,000 円、重度心身障害者医療給付費 1,327 万 5,000 円、保育所臨時職員賃金 1,159 万円、生活保護扶助費 1,390 万円を追加するのが主なものであります。

第 6 款農林水産業費については、さがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部負担金 68 万 5,000 円を計上するものであります。

第 7 款商工費については、駅前拠点駐車場無散水消雪水源調査業務委託料 740 万円を減額するのが主なものであります。

第 8 款土木費については、全国都市緑化やまがたフェア実行委員会等への負担金 5,128 万 4,000 円の減額や除雪経費 6,320 万円の追加、さらに来年度開催を予定しております（仮称）花咲かフェア in さがえ実行準備委員会負担金 112 万円を計上するのが主なものであります。

第 10 款教育費については、少人数学級編制に対応するための寒河江中部小学校特別教室増築工事等に伴う経費 9,082 万 8,000 円、陵東中学校屋内消火栓ポンプ取替工事等に 714 万円計上するほか、小中学校の体育・文化大会参加補助金 301 万 6,000 円を追加するのが主なものであります。

また、給与等の調整により人件費 7,281 万 1,000 円を減額するものであります。これら歳出予算に対する

歳入については、諸収入 3,263 万 6,000 円を減額し、地方交付税 3,997 万 1,000 円、国県支出金 6,690 万 6,000 円、市債 5,780 万円などの追加で対応することといたしました。

第 2 表、地方債補正については、小学校少人数学級対策事業を追加するほか、誘導路整備事業の限度額を変更するものであります。

次に、議第 69 号平成 14 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業の内示に伴う事業費の追加及び事業費の調整並びに国家公務員等の給与改定に準ずる一般職員の給与改定及び人事異動等による給与等経費の減額を行うものであります。

その結果、2,100 万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 13 億 700 万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算については、画地点測量業務委託料等を 800 万円追加するとともに、みこし公園整備及び整地工事請負費などの追加と、寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負費の減額を行うことにより、1,400 万円を追加するのが主なものであります。

歳入予算については、国庫支出金を 3,425 万円、県道路整備負担金を 1,935 万円、市債を 140 万円追加し、沼川広域基幹河川改修公共施設管理者負担金を 3,400 万円減額ものであります。

第 2 表地方債補正については、市街地整備事業の限度額を変更するものであります。

次に、議第 70 号平成 14 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、国庫補助事業の内示に伴う管渠建設費と国家公務員等の給与改定に準ずる一般職員の給与改定及び人事異動等による給与等経費をそれぞれ減額し、汚泥量の増加に伴う汚泥処分業務委託料などを追加するのが主なものであります。

その結果、5,500 万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 28 億 600 万円となるものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算については、建設総務費を 1,532 万円、公共下水道管渠建設費を 3,900 万円、浄化センター管理費を 68 万円減額するものであります。

歳入予算については、公共下水道事業受益者負担金を 200 万円、下水道使用料を 1,500 万円、国庫補助金を 2,000 万円、市債を 1,800 万円減額するものであります。

第 2 表の地方債補正については、公共下水道事業の限度額を変更するものであります。

次に、議第 71 号平成 14 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職員の給与改定及び人事異動に伴う給与等経費 62 万円を減額するとともに、一般被保険者療養給付費 5,400 万円、老人保健拠出金 3,765 万 8,000 円を追加するのが主なものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国民健康保険税の平準化に伴う保険基盤安定繰入金 4,505 万 4,000 円、制度改正に伴う療養給付費交付金 2,200 万円及び国庫支出金の追加等で対応するものであります。

その結果、9,293 万 4,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 29 億 1,691 万円となるものであります。

次に、議第 72 号平成 14 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、過年度分国庫負担金返還金 1,928 万 9,000 円、医療給付費 1,309 万 1,000 円及び新たな電算システムを構築するための経費などの追加を行うものであります。

これら歳出に対する歳入については、支払基金からの過年度分医療費交付金 1,713 万 7,000 円及び繰越金

で対応するとともに、老人保健医療費の公費負担を５年間で段階的に３割から５割にするという制度改革に伴い、歳入の組み替えを行うものであります。

その結果、３,４５７万 ８,０００円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ４１億 １５７万 ８,０００円となるものであります。

次に、議第 73 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職員の給与改定及び人事異動等に伴う給与等経費 935 万 7,000 円を減額するものであります。これに対する歳入予算につきましては、事務費等繰入金を減額し、対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 20 億 3,729 万 7,000 円となるものであります。

次に、議第 74 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じた給与等経費の減額及び材料費の追加など、所要の補正を行うものであります。

その結果、収益的収入及び支出総額で 27 億 4,608 万 3,000 円、資本的収入総額で 3,067 万 6,000 円、支出総額で 1 億 6,497 万 5,000 円となるものであります。

以下、補正予算の概要について御説明申しあげます。

収益的収入については、保健事業に係る国保調整交付金の内定に伴い、他会計負担金に 24 万 6,000 円を追加し、収益的支出については人件費を 1,643 万 7,000 円減額し、材料費に 1,648 万 3,000 円、特別損失に 20 万円をそれぞれ追加するものであります。

資本的収入については、医療機器整備事業に係る国保調整交付金の内定に伴い、他会計負担金に 105 万円を追加し、資本的支出については建設改良費に 105 万円、企業債償還金に 649 万 3,000 円を追加するものであります。たな卸資産購入限度額については 2,000 万円を追加しようとするものであります。

次に、議第 75 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、第 4 次拡張事業における平野山地区の木の沢配水池増設工事及びそれに附属する配水管布設工事の国庫補助事業内示に伴い、新たに補助金も計上するとともに、企業債の借入れを減額するほか、国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、給与等経費を減額し、これらに関連する消費税及び地方消費税について所要の補正を行うものが主なものであります。

その結果、予算総額は収益的収入 13 億 2,464 万 2,000 円、収益的支出 10 億 9,121 万 7,000 円、資本的収入 6 億 5,172 万 6,000 円となるものであります。

以下、補正予算の概要について御説明申しあげます。

収益的収入については、消費税及び地方消費税還付金 1,198 万 5,000 円を減額、収益的支出については給与等を 286 万 8,000 円減額し、消費税及び地方消費税 1,400 万円を新たに計上するものであります。

資本的収入については、補助金を 1 億 3,263 万 3,000 円計上し、企業債を 6,440 万円減額するものであります。

継続費については、配水池築造工事費の総額を 7,440 万円追加するとともに、年度割額を変更するものであります。

次に、議第 76 号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議第 77 号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第 78 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第 79 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、関連がありますので、一括して御説明申しあげます。

一般職の職員につきましては、国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、給料表、期末手当の支給割合及び扶養手当の改正並びに特例一時金の廃止について改正するとともに、平成 15 年度から 3 月期の期末手当が

廃止されることに伴い所要の改正をしようとするものであります。

特別職につきましては、一般職の給与改定の取り扱いに準じ、期末手当について改正し、あわせて関連する二つの条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 80 号寒河江市都市計画税条例の一部改正について御説明申しあげます。

寒河江都市計画区域及び用途地域の変更に伴い、都市計画税の課税区域を明示する必要があることから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 81 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申しあげます。

国民健康保険税の所得割額の算定方法の見直しを行う地方税法の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 82 号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴う規定整備のため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 83 号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 84 号寒河江市水道給水条例の一部改正について御説明申しあげます。

水道法の一部改正に伴い、水道事業者及び貯水槽水道設置者の責任を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 85 号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

地方自治法の一部改正に伴う規定整備のため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 86 号西村山広域行政事務組合同規約の一部変更について御説明申しあげます。

西村山広域行政事務組合において、西村山広域行政事務組合同議員の定数を削減するため、組合同規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第 290 条の規定により提案するものであります。

次に、議第 87 号寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の締結について御説明申しあげます。

駅前中心市街地整備事業は、都市機能の充実強化、商業機能の再編などにより、にぎわいと魅力ある中心市街地の形成を図るものであり、駅周辺施設である寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センターの新築工事を本年度に実施いたします。

寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の締結については、別添資料のとおり伊藤建設株式会社ほか 4 社を指名し、去る 11 月 19 日に入札を執行した結果、布施建設株式会社代表取締役桜井 仁が 1 億 7,640 万円で落札いたしましたので、本請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター電気設備工事の入札執行の結果は、別添資料のとおりでありますので申し添えます。

次に、議第 88 号字の区域及び名称の変更について御説明申しあげます。

国土調査法に基づく地籍調査事業に伴い、調査区域内の飛び地を解消するとともに、字の区域及び名称を変更し、住民の利便を図ろうとするものであります。

以上、21 議案を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監査委員報告

○佐藤 清議長 日程第 40、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めることとし、この際、簡略にお願い申し上げます。

安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

○安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から、平成 13 年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について 御報告を申し上げます。

第 1、審査の対象になりました会計等は、平成 13 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上、9 会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

第 2 に、審査の方法であります、平成 14 年 8 月 30 日付をもって市長から審査に付された平成 13 年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が、法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証拠書類と照合調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第 3、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成 13 年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査した結果について、その大要を御報告申しあげましたが、詳細につきましては後日開かれます決算特別委員会において御報告申しあげてを御了承願ひまして、報告を終わらせていただきます。以上です。

質 疑

○佐藤 清議長 日程第 41、これより質疑に入ります。

認第 3 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第 4 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第 5 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第 6 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第 7 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第 8 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第 9 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第 10 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第 11 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 68 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 69 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 70 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 71 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 72 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 73 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 74 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 75 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 76 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 77 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 78 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 79 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 80 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 81 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 82 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 83 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 84 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 85 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 86 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 87 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第 88 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第 11 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第 12 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第 13 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第 1 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会の設置

○佐藤 清議長 日程第 42、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 68 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 68 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会の設置

○佐藤 清議長 日程第 43、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第 3 号から認第 11 号までの 9 案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第 3 号から認第 11 号までの 9 案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○佐藤 清議長 日程第 44、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 7 6 号、議第 7 7 号、議第 7 8 号、議第 7 9 号、議第 8 0 号、議第 8 6 号、議第 8 8 号、陳情第 1 号
文教経済委員会	請願第 1 1 号、請願第 1 3 号
厚生委員会	議第 7 1 号、議第 7 2 号、議第 7 3 号、議第 7 4 号、議第 8 1 号、議第 8 5 号、請願第 1 2 号
建設委員会	議第 6 9 号、議第 7 0 号、議第 7 5 号、議第 8 2 号、議第 8 3 号、議第 8 4 号、議第 8 7 号
予算特別委員会	議第 6 8 号
決算特別委員会	認第 3 号、認第 4 号、認第 5 号、認第 6 号、認第 7 号、認第 8 号、認第 9 号、認第 1 0 号、認第 1 1 号

散 会 午前 10 時 33 分

○佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年12月10日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（24名）

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝・	議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

○事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年12月第4回定例会

議事日程第2号

第4回定例会

平成14年12月10日(火)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成14年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成14年12月10日（火）

（第4回定例会）

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1 2	国民健康保険について 市民浴場整備について	高額療養費委任払いについて 駐車場拡張について	21番 佐 竹 敬 一	市 長 市 長
3	少子高齢化社会における人口増加政策について	①ライフスタイルの変化と痴呆症防止対策について ②ツーリズム産業、日本一石積用水路活用について	9番 伊 藤 忠 男	市 長 教育委員長
4 5	寒河江型農業の確立について 市街地活性化について	①特産物の振興と安全安心生産体制について ②有機栽培農法の推進について ③農産物のトレーサビリティの確立について 中心市街地の温泉浴場存続について	11番 高 橋 勝 文	市 長 市 長
6	市政の課題遂行について	①振興計画と実施計画の関係について ②事業の取捨選択及び優先順位の決定についての手法について ③市政の政策課題に市民の声を反映させることについて ④累積している市債を計画的に減らしていくことについて	22番 遠 藤 聖 作	市 長
7 8	新規卒業者の就職状況と本市職員の中長期ビジョンについて 木の下土地区画整理事業の進捗状況と今後の課題について	①不況下の中での今後の雇用対策について ②本市職員の中長期ビジョンについて ①木の下土地区画整理事業の進捗状況と今後のスケジュールは ②特色のある魅力的なまちづくりのため温泉の有効利用はどうか ③今後の課題と市長の構想は	4番 石 川 忠 義	市 長 市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

○佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一般質問

○佐藤 清議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 3 0 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

佐竹敬一議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 1 番、2 番について、 21 番佐竹敬一議員。

〔21 番 佐竹敬一議員 登壇〕

○佐竹敬一議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また市民の方々の代弁者として質問をいたします。質問は、簡潔にいたしますので、よろしくお願いします。

現在、日本全土はデフレトンネルの真ただ中にあり、全く先行き不透明な中、懸命に地方自治に取り組まれている市長を初め行政の方々に心から敬意を表するものであります。

私は、一般質問に立つのは久方ぶりでございますので少々緊張感でございます。

通告番号 1 番についてお尋ねいたします。

近年、急速な高齢化による医療費の増大により医療保険財政が厳しい状況にある中で、今後とも国民が安心して良質な医療が受けられるようにするためには、医療保険制度を将来にわたり持続可能で安定的なものにする必要があると思います。

国においては、医療制度改革を実施しているところでありますが、今度の制度改正により高齢者の自己負担や老人保健の対象年齢などが改正されるとともに、高額療養費の自己負担限度額についても 10 月から引き上げられることになりました。

また、近年の景気の低迷により、リストラなどで全国的に国保の加入者がふえているようでありますが、本市においても例外ではないようであります。

しかし、自己負担が増加したから、所得が減ったからといっても病魔は待っているわけではありません。いつ襲ってくるかわかりません。そのようなことで、市立病院や国保制度のさらなる充実を図り、市民が安心して暮らせるようにすべきであると思うのであります。

そこで、高額療養費の申請手続や支払いの簡素化を図るとともに、医療費を支払うための資金調達の不安感などを和らげ、市民の方が安心して医療を受けられるようにするために、高額療養費の委任払いを実施してはどうかと考えます。市立病院を対象に委任払いを実施することにより、市民サービスの向上のみならず市立病院がより利用しやすくなり、受診者の増加が期待できるものと思うのであります。医療費の未納者も少なくなるというメリットも出てくるのではないかと思います。

このようなことからぜひ高額療養費の委任払いを実施していただきたいと思うのでありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

通告番号 2 番、市民浴場の駐車場の拡張について、お尋ねいたします。

山形県 44 市町村は、どこに行っても温泉があります。まさしく「日本一の温泉県」と言っても過言ではありません。温泉好きな方々にとっては大変幸せな県であると思います。

人間だれしもがいつまでも健康で若くありたいと願わない者はいないと思いますが、しかし、年齢とともに体は衰えていくのは当然のことであり避けて通れない道であります。体に異状があれば日常生活もままなりません。このようなときは医師のお世話になるのが普通であります。人間の病は大きく分けて三つに分けられるのではないかと思います。

一つは精神的な病、二つは肉体的な病、三つは高齢者的な病があると思います。精神的な病と肉体的な病は、医師の治療を受けるようになるわけですが、三つ目の高齢者的な病は、自分自身で老化の予防あるいは運動や温泉を利用し健康維持を図る方法があると思います。

温泉利用といえば市民浴場、温泉の効能効果が大変すぐれていると言われております。肩が痛い、腰が痛い、

足が痛いと言われる方々が非常に多いわけですが、これらの方々は毎日温泉に来られているようです。それで、私に言いますのは、いや、これは私が言っているわけではなくて、毎日来られている方々が言っているのです。効果がなければ1日 1,000人以上もの利用者があるはずはありません。

また、温泉利用者の方は、ほとんどが1人1台という、あるいは2人で1台というような状況下にあります。このような状況を見るとき、単純に考えても車の台数は 500 から 600 台が駐車場を利用しているのであります。日曜祭日は利用者が多くなります。このようなことから、駐車場は狭く夕方などは路上駐車もたまたま見受けられます。市民浴場の前の道路は、陵南中学校の通学道路でもあり、路上駐車だけは避けなければなりません。

そこで、御提案申しあげるのは、県が公園敷地として買収した駐車場隣接の土地を市が購入し駐車場整備ができないかということであります。この場所は、市民浴場の将来の発展にも大きなメリットがあるものと思われます。市長の理解ある御見解をお伺いして第1問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは高額療養費の委任払いのことです。

御案内のように高額療養費支給制度は、被保険者の医療費負担の軽減を図るもので、1 カ月の医療費負担が自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた額を現金給付する制度です。自己負担限度額は、所得額及び医療費によって決まります。高額療養費はレセプト点検を、給付額の確定を待って支給することになるので、その支給は早くて療養を受けた月から 2 カ月後となります。そのため支給を受けるまでの間、被保険者の負担軽減を図るため医療費を支払うための資金として、高額療養費支給見込み額の 9 割以内を貸し付けする制度を設けているところでございます。

高額療養費の委任払いについては、貸付金の受領の部分だけ委任している例が多くあり、被保険者にとってメリットが少ないのではないかと考え、高額療養費の支給そのものの委任払いができないか検討してまいりました。

しかし、国の指導により、受任者の委任者に対する債権の確保を目的として、保険給付を受ける権利の譲渡・相殺を前提とする保険給付の受領の委任は適当でなく、高額療養費の受領の委任は認められないとのことでありました。

また、受診機関が広域化しているところではありますが、委任払いについては医療機関の協力が必要不可欠なことから同一市内の医療機関に限定して実施しているのが通例でございます。

本市の高額療養費の状況は、今年度 11 月までの支給件数を見ますと総額が 522 件、そのうち市立病院等の市内での診療件数は 113 件でございます。全体の 21% になっております。貸し付け件数は 59 件のうち市内で診療された件数は 3 件とわずかな件数にとどまっておりますが、委任払い制度が確立されればそれも増加すると思われますので、市民の方が安心して医療を受けられるように、また手続の簡素化をも含めて高額療養費貸付金の委任払いについて、寒河江市医師会及び医療機関と調整を図りながら 15 年度から、4 月実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

次に、市民浴場の駐車場の問題でございます。

寒河江市民浴場は、市民の健康を増進し福祉の向上に資するため、御案内のように昭和 58 年の 1 月 1 日にオープンしております。来年の 1 月 1 日で 20 周年を迎えることになりました。この間、近隣の市・町においても相次いで温泉施設が設けられました。その都度利用者が分散し市民浴場の入場者もわずかながら減少傾向にありましたが、平成 13 年度から増加し始め、今年度も前年度を上回るほどの増加傾向にあり、現在、1 日平均 1,030 人を超える利用者を数えるようになったところでございます。

このようにこれまで多くの方々から利用していただき、つい先日、11 月 27 日の夕方でございますが、利用者 700 万人を達成することができたわけでございます。

そんな中での市民浴場の駐車場の拡張問題でございますが、一つの考えとしまして、市民浴場の駐車場に隣接する山形県の公園用地を賃貸借して駐車場にしようかということでございますが、現在、市民浴場の駐車場は 61 台分の駐車スペース、うち 2 台は身障者用でございますが、それを確保してございます。

隣接するところの県の公園用地については、県の都市公園整備事業、最上川ふるさと総合公園の第 2 期事業計画として、高瀬山周辺が歴史の丘コミュニティ広場として整備される計画もありますので、県においては賃貸借はできないとのことございまして、混雑する時間帯、混雑度合いについて 11 月中旬に 8 日間にわたり 1 時間ごとの入浴者数を調査した結果を見ますと、これまでの調査結果と同様に平日、休日ともに夕方の時間帯が込み合っている状況でございます。この時間帯以外は駐車スペースが不足するというようなことはほとん

どないようでございます。

そういうことから見まして混雑緩和の一つの方策といたしまして、駐車場がいっぱいになるということは浴槽も込み合うということでございますので、ゆっくり温泉を楽しんでもらえるように、時間ごとの入浴者数の調査結果を棒グラフなどに図示しながら、比較的すいている時間帯の周知広報などをやって混雑緩和に心がけてまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○佐藤 清議長 佐竹議員。

○佐竹敬一議員 大変御丁寧にありがとうございました。

それで、委任払いについてでございますけれども、委任払いについては平成 15 年の 4 月 1 日から実施するというような明快な答弁をいただきましたので、これ以上は申しあげることにはございません。ありがとうございます。

ふろ場の駐車場についてでございますけれども、まさしく日中はがらがら駐車場あいております。全くそのとおりです。一番込まないとき、リラックスしてゆっくり入れるのは、やはり 10 時から昼 2 時ころまでの間が一番すいているようであります。夕方になりますと非常に込み合っまいて、車が出るのを待って車の入れかえをするというような状況が日常茶飯事でございます、夕方については。前ですと、そこに民間の空き地があって、夕方は車が五、六台常に入っていたようです。しかし、最近になりまして、無断で利用していた方々があったんだと思いますけれども、チェーンを張りまして入れなくしたというようなこともあって、私にも利用者から何回となくもう少し駐車場何とかならんのかというようなお話があったわけです。だれから見ましても近接にこうした場所があるというようなことから、その辺を利用するというようなことができないのかという質問なんかは何回か受けたわけでございますけれども、まさしく年間通して駐車場の利用度、温泉の利用度なんかを見ますと、夕方、あるいは日曜祭日は込みますけれども平日はがらがらあいていることが多いようであります。

しかし、私の言いたいことは、駐車場が一番込み合っているときに来られる方々の気持ちを思うとき、やはり待っているというのはいらいらしてきて、どの辺にでもとめてふろに早く入って帰りたいというような気持ちで恐らく人様の敷地にとめたり、あるいは県の公園予定地として買収されているところになんかもとめている方があってございます。そんなことを見たときに、私は、やはりこの際確保ができないものかなというように思っていたものですから、きょう、市長の考え方をきちんとお聞きしまして、そして、今後利用される方々からそのような質問をされたときには、きちんと御理解を求めてお話をしたいなというように思っております。

ただ、市民浴場も将来においてはどのような方向になるかわかりませんが、やはり隣接はあるときは買っておかないと後からは買えないというようなこともあるわけでございますので、その辺なんかも今後検討していただければ大変幸せだなと。市民浴場の将来性が本当に約束されるかなというような気持ちでいたわけですので、その辺についてもひとつ今後検討して県との話がうまくいけばそのような方向に進めていただきたい。でも先ほどのお話ですと、県の方では公園の用地であるから売買はする気はないというようなお話もあったようですので、そこら辺無理押しになるかと思っておりますけれども、もし、何かの機会があればひとつ県の方とも折衝していただきたいなというようなことをお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 御案内のように市民浴場、やはり開設当時から比較しましてといいますか、予想もしなかったところの入場者があるんだろうと思っております。ですから、小さい施設内容でありますし、駐車場もそれに設けていなかったと、こういうことだろうと思えますけれども、安いということと、それから効き目がある、効能があるというようなことで毎日定期的に利用する方が非常に多いということで混雑するというのが実態だろうと思っております。

また、利用する方も朝早くとか、あるいは夕方お働きになって帰ってきてからと、あるいは夜寝る前ということになりますから、おのずと利用時間帯というのが重複していくからああいう混雑を見るわけだろうと思いますが、なるべく平均化して、そしてゆっくり入ってもらおうというのがいいんじゃないかなと、こう思うんですが、やはり利用する人それぞれの利用時間帯があるわけでございますから、そういうこちらだけの考え方というだけにはいかないわけでございますから非常に込み合うと。待ってる時間も出てくると。駐車スペースも足りないということがあろうかと思えますけれども、要はやはり温泉の施設容量というのと入場者数とのアンバランス、こういうことになってくるだろうと思えます。

したがいまして、駐車場、駐車場と言いましても今言ったように民間は入る場所がなくなってきていると。また、公園はあのとおり最上川ふるさと総合公園ということで大きくお願いした、あるいは県の方でも確保したという手前もございます。県におきましては、担当課の段階ではございますけれども、15、16 年とずうっと整備するところの予算要求をしているという段階でございますので、県の公園を何とかかんとかというようなことは先ほど申しあげたとおりなわけでございますので、何とか混雑を緩和するようなことを呼びかけながら、多くの方々に利用されるというようなことを考えるほかはないのではないかなと、このように思っているところでございます。

以上です。

伊藤忠男議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 3 番について、9 番伊藤忠男議員。

〔9 番 伊藤忠男議員 登壇〕

○伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また定例懇談会や相談、意見など寒河江市を誇り、愛しているがゆえに提言してくださる大勢の市民を代表し、通告番号 3 番、少子高齢社会における人口増加対策について、一つ、団塊の世代、ライフスタイルの変化と痴呆症防止対策について、二つ、ツーリズム産業、日本一石積用水路活用について御提言、御質問申しあげ、市長並びに教育委員長の御見解をお伺いいたします。

今、地方自治体での問題は長引く不況による税収減は言うまでもないが、緊急かつ重大な問題は少子高齢社会の到来による人口減少、団塊の世代の動向、そして合併問題だと思う一人であります。

合併問題でいろいろと言われておりますが、究極の原因は少子高齢社会による人口減少だと理解しているところであります。端的に言って生産年齢人口が減少、一方で年金・医療・介護など公費負担が増加する、言い換えれば働き税金を納める人が減少し、逆に税金を使う人が増加する収入と支出のバランスの崩れであり、地方自治体といえども経営していけない時代が来るだろうし、時間がたてばますますその度合いが強くなるだけだと判断している一人であります。すなわちプライマリーバランス行政を市民の皆様が理解し選択されるか否かの問題であり、そういう面から見れば行政も市民が経営する時代に入ってくるなと思っているところであります。

この問題は一地方自治体の問題でなく、国、そして県も同じ状況であります。少子高齢社会による人口減少に加え、団塊の世代の人口移動、流出も考えなければならないという頭の痛い問題であります。団塊の世代、すなわち世界大戦後に生まれた世代で、世界大戦であったがために多少前後のずれはあるとしても、団塊の世代は世界各国に存在しているということであります。

団塊の世代対策においていろいろと問題視されておりますが、自治体での当面の問題は定年時の退職手当の問題であります。「退職金を問題なく支払いできます」と答えた自治体は 47 都道府県、そして 12 政令指定都市合計 59 の中で 28 団体であり 47.46%で、残りの 52.54%の 31 自治体で「退職手当支払いに問題あり」というのが実態であります。

この団塊の世代は、世界的に存在しており世界各国で対策を図っていることは皆様も御存じのとおりであります。団塊の世代の人口流動の性格を強く持っていることが少子高齢社会の人口減少に、さらなる減少が起こったら大変な問題になるなど心配されるところであります。この団塊の世代の特徴である流動性格を的確にとらえ対応を図れば逆に人口増加に結びつくし、その対策を図ることこそ、地方自治体に求められている対策と思うところであります。

日本の団塊の世代の特徴は、一つは、70 兆円を持っている金持ちであること。二つ目は、健康といやしを強く求め、自分の求める環境に気楽に転居さえする性格の持ち主であること。三つ目は、自分が支えているんだという強い自負心を持っていること。四つ目は、価値観が同一的傾向を持ち、一致すると 10 兆円の経済効果をもたらすほどの世代であることなどが分析されているところであります。

現在の高齢社会に 10 年、15 年たつとこの特徴を持つ団塊の世代が高齢社会の一員となり、今の時点より対策を図るべきと考えている一人であります。団塊の世代より 1 ランク下の 40 代後半、50 代前半を含め「ニュースマートシニア」という名で、この 2 段の層が将来つくる新リタイアメント市場動向が、地方自治体の動向を決定するだろうと言われております。

団塊の世代対策として、それでは住みたいと思う立地条件は将来の居住地として選択する基準を求めたところ

ろ、次の 12 項目であります。

一つ、景観。二つ、気候。三つ、環境を含めた生活の質。四つ、生活コスト。五つ、交通の便。六つ、買い物の便。七つ、ヘルスケア。八つ、地域サービス。九つ、文化や学習活動。十、レクリエーション活動。十一、仕事やボランティア活動。十二、犯罪率と公共の安全であります。何をおいても第一の条件は、自然環境に恵まれ、山あり、川あり、風光明媚であること。12 項目を見る限り二の気候で当市は雪国で多少好みによるなと思うと同時に、おらがふるさと寒河江は満点に近いかなと思っていたところ、詳細に見てみますと、団塊の世代の人口流出を防ぎ、逆に人口増加を図ろうとすると四つの問題があるなと思うところであります。

その四つの問題で重要度より判断すれば、第 1 点は、7 番のヘルスケア、8 番の地域サービス、9 番の文化や学習活動にも含まれると思いますがヘルスケアの中で一番重要に思っているのは、痴呆症防止、痴呆症進行防止対策であります。第 2 点目は、3 番の環境を含めた生活の質における健康といやしの散策道設置であります。第 3 点目は、9 番の文化や学習活動、8 番の地域サービスにも含まれると思いますが、ニュースマートシニア層の一番強く求めるのは、リタイアメント市場ではない E リタイアメント、すなわちインターネットを縦横に活用できる自治体、新しい生活スタイルを求めるということであります。第 4 点目は、1 の景観であり景観には自信を持って山あり、川あり、田園ありと当市は 100 点と思っていたところ、そういう自然環境と風光明媚を眺め満喫できる立地のコーヒESHOP がなければ価値が半減とのこと。この 4 点目の景観が気になるところではありますが、不足しているなと思う 4 点で地方自治体としてすべきは、またすぐできる第 1 点目の痴呆症防止対策であり、第 2 点目の健康といやしの散策道と思うところであります。

考えてみすまと団塊の世代の両親は 80 歳以上であり、初期痴呆症傾向かなと思うと同時に、両親と毎日一緒に生活する中で苦労しているだけに自分もその立場になったときを想定し、将来の居住地として選択する条件として要望が強いのだと判断しているところであります。

痴呆症の高齢者は、けさ何を食べたか、さっきだれと話したかという直前の記憶は失われやすいが、しかし、小学校時代、友達と遊んだ川や山、遠足など若いときの体験ははっきり覚えております。この体験したであろう昔話を語り、本人に聞き、話をすると顔の輝きが生き生きとしてくる。この体験より昔経験したであろう洗濯板での洗濯、かまどでの御飯たき、もちつき、ふろ沸かしなど映像を見せたところ、痴呆症が完全には治りはしないが痴呆症進行防止に大いに役に立つとの結果であります。

それは遠い過去の体験が一気によみがえり脳が活性化する、この方法を取り入れたのが回想法の始まりと聞いております。過去の体験を振り返って人に話すことでの自尊心の回復、過去に体験した映像を見せることによる脳の活性化を図るビデオ、テレビ放送となってきております。そして、今や痴呆症防止のため痴呆症になる前に昔の体験をよみがえらせ脳の活性化を図るとして、回想法や音楽療法がテレビ放送されている現実であります。

当市の実態を聞くと、特老にも入れない待機者、そして元気であるが軽度の痴呆症になりつつある人の多いことあります。痴呆症防止、痴呆症進行防止に最も効果があるのは、大勢で回想 C S 衛星テレビを見、ビデオを見、体験を思い出し、わいわい騒ぎ語り合うことが何よりも脳の活性や情緒の安定を促し、痴呆の予防、進行防止に役立つということあります。大勢で集まり、しかも顔なじみの人であれば本人も家族も安心できること受け合いであります。大勢で、しかも顔なじみと一緒にテレビを見、雑談することが何よりも効果を上げるとすれば、分館の活用以外にないと思うところあります。

留守にもできず苦労している市民、そして団塊の世代対策として痴呆症防止、痴呆症進行防止策として、一つ、当市分館 58 カ所に C S 衛星放送受信機の設置を図ること。二つ、無料貸し出し用ビデオテープ 71 巻、図書館ないしハートフルセンターに購入設置を図ること。参考のため申しあげますと、58 カ所に設置しますと費用概算 190 万 2,400 円。現在、日本で発売されているビデオ全部で 71 巻、全部購入すると 24 万 3,050 円、御参考に申しあげ、市長並びに教育委員長の御見解をお伺いいたします。

次に、ツーリズム産業、日本一の石積用水路活用について申し上げます。

21 世紀の日本経済の担い手はツーリズム産業とさえ言われている今日、WTOでも世界の国際ツーリズム客数は 2010 年に 10 億人、2020 年には 15 億人を超えるだろうという見通しの中で、2001 年の国内ツーリズム消費額は 20 兆 6,000 億円、その生産波及効果は 48 兆 8,000 億円、付加価値効果は 25 兆 8,000 億円で雇用効果は 393 万人と大きな雇用の場となっております。2001 年に日本を訪れた外国人旅行者は 477 万人、一方日本人が海外旅行をしたのが 1,622 万人、3.4 倍であり国際収支の悪化の一因となっております。

また、日本人の国民 1 人当たりの年間旅行回数は 2.1 回で宿泊は 4.6 泊で、同じ回数のドイツでは 19.8 泊と 4.3 倍の開きがあり、休暇後進国と言われるのも事実であります。小泉首相が打ち出した税金を使わずに一番の経済効果が出るとして、日本に春・夏・冬に休みがあるが秋にはない、秋に休みをつくろうという提案であります。

全国の公務員、民間会社の年次有給休暇は平均は 18 日間、とって消化しているのが 9 日間、全部消化すると経済波及効果は 11 兆 8,000 億円、雇用創出効果は 148 万人、1 日で換算すると 1 兆 3,000 億円の効果、経済を活性化させようと打ち出されたことは皆様も御存じのとおりであります。私が平成 10 年 12 月議会で御提言申しあげた、当市の成人式 8 月開催を 1 月開催することによる 3 億 2,200 万円の経済波及効果が思い出されるところであります。

少子高齢社会を迎え、地域の活性化や人口の交流、定住戦略として今なお残る四季の里、当市の大自然を生かすことこそ必要政策だと思っております。これからは自然を求める時代であります。幸いに大自然が与えてくださったすばらしい貴重な資源が当市にはたくさんあります。田園風景、四季の色なす月山、朝日連峰、寒河江川、そして最上川、どこにもない市の中心に位置する長岡山、そして国宝慈恩寺であります。今国民が、人間が求めているのは心のいやしだと言われております。さきに述べましたが、親代々住みなれた土地を家屋を捨て健康といやしを求めて、転居さえ平気で行動をとるという団塊の世代、ライフスタイルの大きな変化だと思っております。

ことし行われた全国都市緑化フェアは大成功に終わりましたが、市長を初めとして担当をなされた都市計の皆さんに心から感謝を申し上げますが、私なりに何が大勢の人を来場せしめたのか理由はいろいろとあるだろうが、私は心のいやしだと判断しておりました。いやしに大きく貢献したのはもちろん花と緑であるが、より効果を高めた補助的なものでは、第 1 位は最上川であり、最上川の水であり、第 2 位は風光明媚な大自然だと思っておりました。

しかし、よく調べてみたら花と緑、川、景色などは補助であり基本はウォーキング、すなわち歩くことだと気がつきませんでした。言われてみれば歩かなかったら一点の花、緑、風景であり、心のいやしをより効果あらしめるには次々と新しい風景を見、目に頭に入れることによりいやしとなり、言いかえればストレス解消となることとあります。

今、少子高齢社会の人口動態の変化により最も脚光を浴びているのがウォーキングであります。ウォーキングにある効果 10 項目を列記しますと、一つが生活習慣病予防、防止。二つ目が善玉悪玉コレステロール値を正常値に。三つ目が血糖値、中性脂肪を下げる。四つ目、骨密度の増加。五つ目、血圧を正常値にする。六つ目、心肺機能の向上。七つ目、ダイエット効果。八つ目、ストレス解消。九つ、運動不足解消。10 番目、老化防止の効果をもたらすというものであり、このようにウォーキング市場として大きな産業となっていることは皆様も御存じのとおりであります。

歩くことにより得られる効果は理解できますが、今、世界的に話題になり脚光を浴びているのが 8 番目のストレス解消をいかに図るかが問われております。ストレス解消を図れば残る 9 項目の効果が倍化されるということとあります。IT 社会のストレスはペットとか、あるいはグリーン、すなわち花と緑で解消されると言われておりますが、複雑に絡んだ現代のストレス解消の最高は川、水、石を見ながらのウォーキングだということ

とであります。

11月30日、Y T S 8時からの「旅サラダ」、高橋ひとみで放送されたニューヨーク大特集「いやし系満載東海岸」。何が放送されるのかと見ていたら、ニューヨークの高級商店街のいやしの専門店。何かなと思ったら世界各国の自然川石で、日本の20センチぐらいの川玉石で5,000円から1万円、加工したものになると5万円から10万円であります。価格もさることながら川玉石が心のいやしになるとは今まで思ってもおりませんでした。しかし、心のいやしは川であり水であると思っただけに一層の驚きであります、美しい景観の石積は心のいやしになっているんだなと思うと同時に、古来からの日本庭園、樹木と花と水と石であり納得のしたところであります。高齢社会の人口動態、団塊世代の求める生活の質と合致します。

健康といやし、その基本がウォーキング道だとすれば、当市には日本一の石積用水路、しかも最も心をいやしてくれる水あり、石あり、樹木、田園風景を活用することこそ市民の体も精神も健康を保ち、流動人口、定住人口増加対策、ひいては団塊の世代対策になると思うところであります。大勢の市民の求めるウォーキング道は駅から二ノ堰親水公園、慈恩寺橋、昭和堰、昭和堰頭首工、ほたるの里、慈恩寺、慈恩寺より昭和堰頭首工、臥龍橋、自転車道、みやま橋、高松堰用水路、高松堰橋、自転車道と一連のウォーキング道として連結するには、整備するアクセス箇所は4カ所ほどになりますが、整備は整備として4カ所を要望しておきますが、それよりもすばらしい世界一と言っても過言でないウォーキング道のコースと名称を決定し活用を図ると同時に、市民に対外的に知らせることが先決と思うところであります。仮称「健康といやし世界一の散策道寒河江」の設置を御提言申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。1問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、ライフスタイルの変化と痴呆防止対策についてでございます。

御案内のように今、我が国は類例のない高齢社会となり、だれもが長寿の恩恵に浴することができるようになりました。

しかし、その一方で寝たきりや老年期痴呆の高齢者が増加していることも事実であり、今後の高齢化の進展の中でますます増加すると予想され、特に痴呆高齢者の介護は介護者にとって身体的にも精神的にも極めて大きな負担を強いるものであり、その対策が大きな課題であると認識しております。

老人性痴呆には、その原因となる病気としてアルツハイマー病等がありますが、我が国においては神経細胞が死ぬ脳血管性痴呆が多いようであり、現在のところこれを治すことは困難であり、その予防と進行をおくらせることが重要であります。その方法としては、適度な運動をし身体機能を維持する。二つ目には、人との触れ合いを大切にし閉じこもりを防止する。三つ目には、生きがいや趣味を持ち豊かな心で過ごす。四つ目として、健康診断で血圧、血液検査を行い脳卒中を予防する。そして、5 番目にはバランスのとれた食生活に努めるなどが効果的と言われております。

このため本市におきましては、これまで 1 日人間ドック、健康教室、食生活講座などを行うとともに、生きがい活動支援通所事業を初めとする各種の介護予防生活支援事業を実施してきており、本年 4 月には老人保健施設の中に痴呆性高齢者のグループホームも開設したところでございます。

今後の高齢化の推移について考えた場合、御質問のとおり団塊の世代への対応は最も重要なことのひとつであろうと思います。最も人口の多いこの年代は、これまで産業・経済・文化などあらゆる分野に対して大きな影響を与えてきたことはだれもが広く認めるところであり、この世代層が高齢者となり健康弱者の立場になったときにおいても、その生活様式や考え方の特徴に合わせた対応が必要になると思われます。

テレビ放送やパソコンなど各種メディアからの情報を利用しながら各自が生活支援サービスを選択できるような社会環境の整備を図ることもその一つと考えられ、これら高齢者を対象とする事業の活発化が人口の減少に歯どめをかけることにもなるかと考えられます。

御質問の脳の活性化のための C S テレビやビデオテープの活用であります。それにはまず公民館等集う機会を設け、そこに集まるということが必要かと思えます。市民の生活スタイルが多様化している中、特に団塊の世代の方々は集団での健康教室などにはなかなか参加できない方が多いのではないかと思います。このような状況の中で通信設備を設置しても、放送を見る機会の設定や、それを実施する組織、管理運営面での話し合いが必要になり、それを利用していくのはなかなか難しいのではないかなと考えております。

現在、市内 17 カ所の分館では、自主的な高齢者ふれあいサロンを実施し、元気ではつらつとした交流を通して仲間づくりを図っております。また、市では健康教室開催時などにハートフルセンターに備えてある健康ビデオなどを有効に活用し、高齢者の健康づくりに努めているところでございます。今後ともいろいろな事業実施の中で高齢者向けビデオの有効活用を図り、痴呆症の予防、あるいは進行防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、ツーリズム産業、日本一石積用水路活用について答弁申しあげます。

本市には月山、葉山など美しい山並み、田園風景、そして寒河江川の清らかな流れと悠々たる最上川など、他に誇り得る美しい自然景観に恵まれております。これら四季折々の様相を持つ自然の美しさは貴重な財産でもあり、これらの資源を守り生かしていくことが課題と思っております。

このような中、本市におきましても自然と環境に調和する美しいまちづくりを進めているところであり、各施

策におきましてもさまざまな形で配慮していることは御案内かと思います。特に農林事業における用水路等の施設整備においては、利便性、水利性だけでなく周辺環境にマッチした親水性、保全性のある整備を行うため、自然の石を活用した石積水路としており、二ノ堰親水公園や寒河江城址の整備はもとより、現在実施している二ノ堰第2地区におきましても自然と環境に調和した潤いとやすらぎのある水路のほか、水に親しみ交流の場ともなるポケットパークも取り組みながら人々が集まりやすい整備に心がけているところであります。

また、国営事業で進めている昭和堰や高松堰におきましても、自然や景観に配慮し数多く自然石を取り入れていることから、散策や憩いの場として多くの方々に親しまれているところでございます。あわせて、これら農業用水路の周辺には地域住民による花の植栽も広がり、自然環境にも密着した施設となっていることなどから、県内外より訪れる人々も年々ふえている状況にございます。

一方、緑化フェアが大変好評を得たわけですが、その理由といたしましては、さくらんぼ狩りなどの期間中に開催できましたこと、入場料が無料だったこと、交通アクセスがよかったこと、フラワーロードや歓迎飾花など花いっぱいでお客様をお迎えしたこと、いろいろあるわけですが、何といたしまして会場のかいけいな花壇はもちろんでございますが、この会場を取り巻く朝日・月山・葉山などの美しい山並み、悠々と流れる最上川、さらに田園風景などを一同に眺望できたことが多くの方に感銘を与え、そのことがリピーターとして何回も訪れていたものと思っているところでございます。

これら自然環境を活用した健康と心のいやしとなるウォーキング道との御提言でございますが、高齢化社会にあって最も大切なことは健康でございます。健康には身体的な健康と心の健康の両方の健康を目指す必要があることなどから、日常生活における健康保持のための歩行運動であるウォーキングは、極めて効果の大きいものと思っております。御提案のウォーキングコースは、広い地域にわたるコースで寒河江川や田園風景、月山や里山の眺めなど四季折々のすぐれた自然環境に恵まれており、また、慈恩寺の文化財など心の安らぎが得られる場所も数多くあります。御提案のコースの延長も片道12キロメートルほどございますので、健康ウォーキングだけでなくハイキングやジョギングコースなどとしての側面もあるのではないかと考えられます。

また、本市の都市計画マスタープランの中でも山、川などの自然資源と市内に点在する古代遺跡、寺社などの歴史文化資源の保全に努めるとともに、これらを相互に連絡する花と緑・せせらぎのふれあいネットワークを形成しております。平成9年度に策定したものでございますが、基本コンセプトとして若いカップルも親子もお年寄りのカップルも、みんなで寒河江の花と緑・せせらぎに触れることができる。それから、山や川の自然や遺跡やお寺などの歴史文化を感じることができる。3番目には、花と緑・せせらぎの中を歩きながら豊かな心をはぐくみ健康づくりができる内容としているわけでございます。

この策定以来、二ノ堰や高松堰などの整備も進んでおりますし、これらネットワークのほかにさらにふさわしいコースにつきましては、御提案のコースもあわせて見どころ、散策性、交通の利便性などを踏まえ考慮してまいりたいと思っております。これらネットワークとの活用により多くの方々が本市を訪れ自然の美しさを堪能していただき、その魅力が口伝えとなればリピーターがふえ、やがて定住人口につながればと思っているところであります。

また、名称についても御提言がありましたが、市全体の花と緑・せせらぎのふれあいネットワークと一部地域にかかわる名称をどのようにするかについて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

○大泉慎一教育委員長 ライフスタイルの変化と痴呆症防止対策について、議員から痴呆の予防、あるいは痴呆症の進行防止を図る上で高齢者向けの専門テレビ、シルバーアワーのＣＳ衛星放送番組が有効であるとの御提言をいただきました。私の方からは、その番組を受信するためにＣＳテレビの受信設備を市内 58 分館に設置してはどうかとの御質問にお答えいたします。

本市では、地区公民館分館の新築や増改築、また備品購入などに対しまして、補助対象品目を定めながら購入費補助をする制度を設けているところであります。

しかしながら、分館は各地域の実情に応じて自主運営されている自治公民館であります。そのため一律に、また直接施設設備を市が設置することは行っていないところであります。

また、受信設備を設置すれば毎月の受信料などの運営費が必要になるものと思います。さらに、実際に高齢者や家族の方が集まって放送を見る機会の設定と実施する組織や分館施設の管理運営の面での話し合いが必要になってくるものと思います。

そのようなことから民間ＣＳテレビ受信設備を整備するかどうかについては、各分館それぞれの自主的な考え方、判断によるものと考えているところです。

次に、ＣＳテレビのシルバーアワーで放送された番組のビデオテープを図書館に備えつけ、自由に貸し出しをして利用していただくことはできないかとの御質問にお答えいたします。

図書館では、図書資料として書籍のほかにＣＤやビデオテープも備えて利用者の便宜を図っているところです。中でもビデオテープについては、主に児童向けアニメや一般映画などのほか介護や健康、スポーツなどの分野を含め 1,700 本ほどのビデオテープがあり、館内での視聴と貸し出しの両面で御利用いただいております。

さらに、高齢者の生きがいや健康づくり、介護や痴呆症予防のビデオテープについても、今後購入予定の図書資料の中で保健・福祉にかかわる図書資料として、より一層の充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○佐藤 清議長 伊藤議員。

○伊藤忠男議員 回答ありがとうございました。

市長も今、申しあげたとおり、いわゆる 1 間の方なんです、私も当初からそういうふうにこれはならないなというふうに思っております。といいますのは、今、軽症の痴呆と言ったらいいんですか、なりつつある人のグループが寒河江市で何とかしようという動きになっております。その中で介護保険と同時に痴呆高齢者の集まり、グループというのが全国的に物すごく普及しているというようなことは、親を抱えている市民の人たちは皆御存じです。

その場所をどこにするかということで非常に悩んでいるのが実態なので、全国的に見ますと空き家を利用してやっているのがほとんどのようですけれども、その中で寒河江市で困っている人たちは空き家か何かをお借りして C S 放送、3 万 2,800 円かかるんですけれども、それを何とか自分たちでやろうと。それで、お互いに困っている人たち同士でグループをつくって対策を図っていこうと。といいますのは、例えば 7 名いるとすれば当番制で 1 日 1 人がいれば C S 放送のときに一緒にいられると。各家庭にいますと 7 人とも家に残っていただかなければならないというような状況ですので、その辺の活用を図ろうというような動きが今、見えてますし、そういう要望が来てます。

そして、私の申しあげた分館、そこに行くにはそれなりの、あるいは公民館長、あるいは町会長さん、その辺の協力なしではやっていけないだろうなというふうには思っておりました。しかしながら、今、グループを立ち上げようとしている、それを見てもみますと、将来いずれにしても分館の全部にそういうものを設置すれば、かなり市民の方が喜ぶし痴呆症対策になるのではないかなと。今、見てもみますとやがてそういう時代がもう間もなく来るなというふうに思っております。

団塊の世代の人たちは、そういう設備を一番求めているという世代の人でもありますし、行政としてもこれからその辺の対策を打って、それが流動人口の流出を防ぐのではないかなというふうな思いですので、今、市長のおっしゃったとおりすぐにはならないだろうと。でも、そういう動きがあるんだと。その動きが発展していけば、やがて分館の C S 放送の設置というものが当然出てくるだろうと。

それと、先ほど教育委員長からありましたけれども、ランニングコストとおっしゃってましたけれども、機械設置は 3 万 2,800 円ですけれども、月の使用料といいますか、維持管理料というのは 2,390 円です。ですから 2,390 円と 3 万 2,800 円は、そのグループで設置すると。2,390 円は毎月払わなければならないわけですから、それはグループでやっていくと。でも、小さいものから寒河江市全体、市の行政として対応していくべきではないかなという趣旨の質問でありましたので、今後そういう問題が出てくると思いますので、御配慮お願いしたいなというふうに思っております。

それから、散策道の件なんです、今、健康のために歩いている方は非常に多いんですが、その方に聞いてみますと、どういうわけか少し恥ずかしいと言うのです。ですから人のいないこっ早く暗いうちから、今なら 5 時ぐらいから皆さん歩いているんです。それは自分の健康のためですからわかるんですけれども、しかしながら日中高齢者は仕事があるのかといったらほとんどやっていないんです。ところが歩くと「あいつ歩いている」みたいに恥ずかしさがあるというんです。だから何か大義名分が欲しいと。

歩くことの効果はみんな知っているんです。先ほど私が申しあげた 10 項目ぐらいがいいということで。しかも、いやしが入ればそれが倍化するというので、昼間堂々と歩けるような道をつくってくれと、こういうのが基本的にあるんです。そうしますと、例えばどこに行ってきたんですかと言われたら、寒河江市のウォーキング道、健康のために歩くいよしの道路、そこを歩いてきたんだというふうなものが図られると。

私も恥ずかしいから朝早く歩くという心理、わかるようでわからないみたいな気もするんですけれども、昼間歩いてもいいのではないかなというふうに思っているんですが、そういう心理があるとすれば、私も今回、初めて自然石の心のいよしというんですか、わかっただけに寒河江市にはすばらしいものが駅からずっとあ

るわけですから、それで、4カ所ほど整備する必要とあったんですけれども、まずつくることが先だろうということで、駅からずうっと二ノ堰を通って行って親水公園よりチェリーランドに入ったらどうかと。二ノ堰親水公園から、あの道路まだ整備されておきませんので、いわゆる慈恩寺橋ですか、287号のが慈恩寺大橋であって手前の赤い橋が慈恩寺橋となっているんですけれども、あそこを通っていくとすればチェリーランドに行って、チェリーランドから堤防の散策道を利用したらどうだと。そして、赤い橋を渡って向こうに行きますと昭和堰になるわけですね。あそこも頭首工から下はずうっと石積みになっております。ただ頭首工からほたるの里に入る道路がまだ整備されておきませんので、両方とも砂利道になっているんですけれども、それと頭首工からどうしても川と石を見ながらとなりますと、一たんまた頭首工に戻ってきて、寒河江川の縁を行って慈恩寺橋を渡るようにしてもらえないかというのが第2点目であります。

それから、3点目が、みやま橋というのがありますが、自転車道路です。あそこから高松用水路まで寒河江川の右岸側を通してもらえないかという要望なんです、私も見てみたんですが、あそこはちょっと立地条件で非常に難しいなというふうには思っております。だとすればあそこの市道を利用して月山酒造のところから高松用水路に入ればいいわけですが、高松用水路で一番きれいなのは、あそこから上の方なんです。上谷沢の方、私が魚とりの自由区設定にしてほしいというふうに申しあげたあの場所が、まずどの親水公園よりもすばらしい眺めなんです。また、立地なんです。どうしてもあそこを見てもらいたいというような意向があるものですから、その辺で申しあげたんですが、市長よりこれから検討したいというお話でしたので要望だけしておきますが、ただ、私は思い出すんですが、今、水辺の楽校というのがありますけれども、人間が大人になってからの精神的な異常、これは痴呆症のことなんです、もとに戻れるか否かは子供の時代に川で遊んだか遊ばないかが大きく影響すると。いわゆる市長とかおれとかは寒河江川で遊んだから、私たちは痴呆にならないはずなんです。なっても治るはずなんですけれども、そういう点からいくと、川で子供たちを遊ばせる、あるいは散策させるというのは、どうしても必要だなというふうに思っているんです。

それで、今回、質問申しあげたのは、これから週休2日制の中で、どうしても子供を川で遊ばせなければならぬのではないかなということを強く思っているものですから、これを申しあげたところです。

それと、聞きますと最上川・寒河江緑地公園ですか、これからなさろうとしている。そんな面から考えますとどうしても親子と、あるいはじいちゃんと孫とで多目的水面広場とお聞きしておりますけれども、その辺にぜひそういう面のものを強く入れていただきたいものだというふうに思っております。そうしますと寒河江の今の子供たちが川で遊べば将来痴呆症にならないで済むというふうに見られますので、その辺も御配慮お願いしたいなというふうに思っております。

いずれにしてもやがてCS放送、これは寒河江市で間もなく困っているグループが、なかなかおれの親ちょっとぼけてきたのよと、ぼけというのはいまよくない言葉なんです、痴呆症になってきたというふうには言えないと言うんです。そんな中から今、グループを立ち上げようと、どこにするかと。1週間の当番制にしてもなるべくだれでも行けるようなところがいいんだと。帰りに迎えに行ける、車で送る、あるいは迎えに行くにしても当番制でやるにしても、空き家みたいな、あるいは駐車場のあるところないのかなと。そうすると公民館など一番いいんだけど、というのが実態なんです。やがてそういうものが寒河江市でも出てきますし、そうしましたらもっと前向きに全市として考える時期が来るだろうなというふうに思っております。

それから、2点目の散策路ですが、そういう形で人に隠れて散歩する、仕事があって朝とか夜とかするならばわかるんですが、恥ずかしい心理を考えるべきではないかなというふうに思いますので、日中堂々と名前、それから、このコースすばらしいよと、みんなにPRしてくださるような散策路があるわけですから、それで健康が保てるとすれば、それは大至急やるべきだと思いますので、その辺も検討されますように要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 一つには、スマートシニアというんですか、40 代の後半から 50 代の前半、それから大体 50 代が団塊の世代と、こう言うんだそうですが、いわゆるそういう人は現在どこにおいても職場で働いている世代です。全く社会を支えている年代の方だろうと思っております。ですから職場においても、社会に出ましても心身的なストレスというものが非常にたまって、ですけれどもその方たちに社会をしょっていただかなければならないのが実態だろうと思っております。

そうしますと、その方たちが痴呆症になってみたり病気になってしまうというようなことは、これは社会的な損失でございますし、また、家庭においても大変な不幸な事態になるわけでございますから、それらの方々をどうしたら痴呆症にならないで、病気にかからないで持っていくか。あるいは地域の中において市なりがいろいろな施策をやっているのにどうして引き込むか、というようなことになりますと非常に難しいんだらうと思っております。そういう方は夜 9 時、10 時帰ってきて、朝は早く出勤するというような方でございますれば、幾ら休日が多くなった近年におきましても、彼らを引き込んでゆったりさせるということは非常に難しいんだらうと思っておりますけれども、市の政策としてそれらができることならば何とかしなければならないなど。

先ほど申しあげましたけれども、高齢社会、いわゆる 65 歳、あるいは 75 歳以上の方いろいろやっておりますけれども、まだ若い、おれはまざりたくないというような方などもいるわけでございますので、ましてやそれ以下の方々を引き込んで健康、あるいは心の健康に結びつけるということは大切なことでございますけれども大変難しい活動だなど、こう思っておりますが、いろいろやらなければならないと、こう思っております。

それから、もう一つには、寒河江の先ほど申しあげました、御提案もありました、寒河江市のマスタープランの中にもありますように、花と緑のせせらぎのコースというものもあるわけございまして、大体コースは一致しております。ただ、そのコースを散策する、散歩するというようなことは、やはり議員がおっしゃるように本当に好きな方の一部にすぎないと思います。ですけれどもこのコースというものを市で認定しながらといいますか、市ではっきりジョギングコース、あるいは散歩コースというように位置づけまして、そして市民運動としてみんなが、なるべく多くが呼びかけてコースを歩く、あるいは走ってみると。あるいは眺めながら散策するというようなことを市民の大きな活動として出ていくならば、だれも恥ずかしがらないで、「ああ、すばらしいな」というように見ていただければ、これはいいなど、こう思っておりますし、そして、それが寒河江だけではなくて観光的にも大きく広がりを持ち、そして、県内外から多くの方たちが散策道を訪れるようなことになれば、流動人口から、そしてまた、それが定住人口にも結びついていくのではないかなと、このような気がしているわけございまして、いろいろ考えさせていただきたいと、こう思っております。

現在、二ノ堰の親水公園には大変なお客様が来ております。ですけれどもさらに高松堰、ほとるの里、慈恩寺、これを取り込んで、また、交通の結節点というようなものも考えながら、駅からずうっと歩いて便利な交通機関を利用してお帰りになっていただくとか、そういうコースをつくりながら、これが観光の目玉、あるいは流動人口のプラスにというようなことを考えるということも私はいいいのではないかなと、このように思っております。

緑化フェアであれだけ来たというのは、やはりあの景観、風景というものが非常に入場者の方々に喜ばれたものと私は思っておりますので、そういうようなものもこれからも取り入れていくということが必要だろうと、このように思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

休 憩 午前 10 時 54 分

再 開 午前１１時１０分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋勝文議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 4 番、5 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

○高橋勝文議員 通告番号 4 番、5 番につきまして順次質問をいたします。

市長の前向きな答弁をまずもってお願いを申し上げます。

まず、最初に番号 4 番、寒河江型農業の確立についてお伺いいたします。

①の特産物の振興と安全安心生産体制の確立であります。

本年も残すところあとわずかとなりました。ほとんどの農産物は、収穫を終えようとしております。無登録農業にかかわる事件も最終段階に入り、県におきましては再発防止のため条例の制定や改正で取り締まりを強化するようであります。

しかし、私は、これからが食に対する安全安心生産体制が産地として存続するか否か問われる正念場を迎えると、そのように考える一人であります。

我が国は概して高温多湿な気象条件であります。昨今の新農薬の開発状況、農薬残留に関する安全使用基準などの食品衛生法を見ると、農薬以外の総合防除の必要性が今、問われております。総合防除の方法はさまざまありますが、一つは、施設化であります。そして、もう一つは、土づくりであります。これらが最も重要と言われております。

そこで、(イ) さくらんぼの雨よけハウスなどの施設化。そして、野菜、花卉等のハウス施設化拡大につきまして、今後どのような姿勢で取り組む所存かお伺いをいたします。

(ロ) 特殊な栽培方法は別といたしまして、大宗が地床栽培であります。土に植栽する栽培であります。土壌消毒にかかわる農薬使用が一段と厳しさを増してまいりました。環境にやさしい消毒方法が見直されてまいりました。それは、蒸気消毒による防除方法であります。難点は作業効率が非常に悪いということであります。組織的な購入についての支援は考えられないかということであります。

(ハ) 今後懸念されることは、食品衛生法第 7 条、残留農薬基準及び農薬取締法第 12 条の 6、農薬残留に関する安全使用基準から超えた数値が確認され、産地としての信頼を失うということであります。11 月の県議会では、明年度、残留農薬の検査体制をより充実するようであります。当市としてどのような取り組みを考えているかであります。

②有機栽培農法の推進につきましてお伺いをいたします。

農作物の減農薬栽培の一環として、土づくりによる手法が従来から実施されてまいりました。これらは農家の知恵であります。晩秋から春の芽出し前の休眠期間中に、果樹におきましては、毎年恒例作業として剪定が行われます。データによりますとさくらんぼにつきましては、成木園で 10 アール当たり 1.8 トン、1,800 キロ、枝が切り落とされます。リンゴも同じであります。1.8 トンです。これら切り落とされた枝、あるいは間伐及び老木となった木や枝を圃場に有機物として還元できないかということであります。

還元利活用するためには、手短な方法としてカッチング、堆肥化することです。カッチング機械、シュレッダーなどの機械、小単位グループにより利用。そして、カッチングされたものを各自で堆肥として利用するという工程であります。時代でありますので、速やかな対応及び誘導を図るべきと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

③農産物のトレーサビリティの確立につきましてお伺いをいたします。

食品に対する安全、衛生対策は、環境問題と相まって社会的な重要課題となっております。国内農産物に対しても実需者からいわゆる顔の見える、より安全で良質な商品提供を望む声が一段と強まっております。国に

において平成 14 年 4 月に発表しました「食と農の再生プラン」の中に平成 15 年度からの導入が盛り込まれ、今年度は導入に向けたさまざまな検証が行われているようであります。昨今の情報では、米において県内内陸部一円としたトレーサビリティが平成 15 年度産米より全農山形において試験的に取り組むようであり、期待をしているところであります。

しかし、食品の品質基準や表示に関しては、現在、行政、そして国際機関で審議中の課題が多く、今後国などとも連携しつつ早期に本格的な事業を遂行していくというようであります。まだ費用につきましては試算中であり、管理簿のデータ処理ソフトや印刷費、検査料、そして認証料など多額に上るものではないかと私は危惧しておりますが、国におきましても食糧、食品の安全につきましては、消費者サイドにシフトをしております。昨今、産地として生き残るために前向きに対処しなければなりません。市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号 5 番、市街地活性化につきまして、中心市街地の温泉浴場の存続であります。

この件につきましては、今日まで時代の変化と駅前再開発、駅前中心市街地整備事業の進捗過程の中で議論、質問されてきたものであり、古くて新しい課題ととらえ質問をさせていただきます。

住民の要求にこたえ営業を続けてこられました中心市街地唯一の銭湯も、時の流れと文明の進展により平成 8 年 8 月に廃業となりました。しかし、平成 10 年 9 月に法人であります寒河江駅前商店街協同組合、組合員数が 32 名と聞いております。中心市街地のにぎわいと駅前中心市街地整備事業の円滑な進行、そして、地域住民の福祉向上を図るため、自助の協同精神のもと寒河江温泉公衆浴場なか湯を市よりの支援を受けながら開設、現在も営業をしております。

なか湯の看板を見ますと、「駅前開発で輝く未来まちのなかの湯でゆったり、ゆっくり」。低い場所にあることから、ちょっぴり田舎風でありますけれども、銭湯という趣と親しみが感じられます。私も過般、入ってまいりました。今日まで市当局も交えながら駅前再開発検討委員会の小委員会でありますなか湯委員会におきまして、さまざまな角度から検討をしてまいりましたものの、なかなかもって厳しい環境との話であります。

一方、駅前中心市街地整備事業の工事は着々と進行し、温泉の湯管配管敷設工事につきましても、さほどの時間的余裕もない時期に入ってきたようで、後がないような感じがいたします。温泉というものは、大きな地域資源の一つと言われております。駅前中心市街地に浴場という施設があって商業の活力が生まれ、文化の交流、そして人と人との交流、さらに潤いと安らぎが生まれると私は思っております。近隣住民の公衆浴場としての位置づけ、考え方だけでなく、駅の近くにある、そして市街地の中心部にある浴場としての存続をさせる方法はないかということでもあります。市長の柔軟なる判断と決断をお伺いいたしまして、第 1 問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えします。まず、農業の問題でございます。

特産物の振興というのと安全安心生産体制について、まず、お答えします。

ことし 7 月末に県内で発生した無登録農薬販売事件は、その後全国に波及いたしまして、消費者の農産物の安全に対する不信と不安を招き、県産農産物の信頼を揺るがす深刻な問題に発展いたしました。

本市においては、農家の意識の高さと関係機関の指導もあって、無登録農薬の購入者、使用者は一人もいなかったわけですが、事態の重大さにかんがみ、8 月 26 日に 1 市 4 町と県、J A が一体となってさがえ西村山安全・安心農作物緊急対策本部を設置し、出荷前自主検査や消費流通対策、無登録農薬、使用期限切れ農薬の回収等の対策を実施してきたところであります。

対策本部については、これらの対策の実施によりひとまず緊急対策の任を果たすこととなったため、この 12 月末で解散する予定であります。新たに 1 月から緊急対策本部と同じ構成員からなるさがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議に組織がえをしまして、安全防除指導の徹底、安全確認の徹底、広報宣伝活動の徹底、トレーサビリティシステムの構築などに取り組み、消費者の農産物の安全安心を求める声にこたえてまいりたいと考えております。

さて、この農薬使用以外の総合的な防除対策の観点から、さくらんぼの雨よけハウスや野菜、花卉等の施設化の拡充についての取り組みが質問されました。御案内のとおり本市はブランド農産物の施設栽培と観光農業を組み合わせた寒河江型農業の振興を目標に掲げ、これまで園芸農業拡大推進事業や施設園芸担い手農業育成支援事業、そして、本市独自のさくらんぼ生産振興事業などによりまして、積極的に施設化を推進してきたところでございます。

その結果、平成 12 年度では果樹、花卉、野菜などの園芸作物の農業粗生産額が 65 億円で、本市における農業粗生産額全体の 71% を占めるに至っており、県内有数の園芸産地に成長しております。

農業施設化は、農薬使用回数の削減が図られ、病害虫の防除対策としても有効であり、さらには高品質安定生産による農産物のブランド力の向上、農業所得の向上を図る点から効果的な手段であることから、本市としましては、県単補助事業の採択が大変厳しい中ではありますが、県に対して強力に要望しながら県単補助事業や市単独事業に取り組み、さくらんぼ雨よけハウスの整備や果樹、野菜、花卉など園芸農業の施設化をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、蒸気土壌消毒機の組織的な購入についての御質問がありました。

この蒸気土壌消毒機につきましては、現在市内の生産組織、市の水田営農対策協議会でございますが、1 台所有しております。毒性がなく人畜、近隣作物への害がないこと、連作障害対策のみならず雑草駆除にも有効であることなどすぐれた効果があるとともに、薬剤を使用しないために自然環境にやさしい防除法ということでございます。園芸作物の生産振興と環境保全型農業の推進を図るという観点から、生産組織の要望に対しましては、県単補助事業などの活用なども考慮しながら支援を検討してまいりたいと思っております。

それから、残留農薬検査体制の充実についてでございます。

ことし発生しました無登録農薬問題や輸入農産物の残留農薬問題などを受けまして、消費者の農産物の安全性に対する関心は大きく高まっております。このようなことから無登録農薬問題の反省を踏まえ、農薬の適正使用の徹底を図るとともに残留農薬の出荷前自主検査体制の構築によりまして、安全な農作物の供給体制というものを確立し、消費者の信頼回復を図ることが肝要であると思っております。農薬の適正使用の推進については、毎年市と J A 等で作成している病害虫防除暦、これを農家に配付し、防除基準に従った適正な農薬使用を引き続き農家に呼びかけてまいります。

また、新たに今年度から農薬に関する知識を有し農薬の取り扱いについて指導的役割を果たす人を各市町村が推薦し、山形県農薬適正使用推進員として各地域において農薬の適正使用を推進していただくことになっております。

それから、残留農薬の出荷前自主検査体制の構築でございますが、県において今年度より事前分析体制緊急対策事業として、出荷前の迅速な分析技術の開発と分析機器の導入を図るとともに、今後県や市町村、市場流通関係者等で組織する、仮称でございますが、農作物残留農薬検査運営委員会というものを設置いたしまして、公正なサンプリングシステムの確立等に取り組むこととしております。

また、ＪＡグループにおいても平成 15 年度から全農山形に安全検査室を新設し、農薬残留自主検査体制の構築による安全生産体制の確立に取り組む予定であります。

本市におきましては、こうした県やＪＡ等の取り組みと連携しながら対応してまいりたいと思っております。

次に、剪定枝や間伐材の活用でございます。

県内有数の果樹産地である本市においては、毎年大量の剪定枝が発生しますが、これまでは主に園地で焼却されてきたのではないかと思います。

しかし、有機物資源を活用した土づくりや化学肥料・農薬の使用を低減したいいわゆる環境保全型農業は、環境に対する負荷を減らす持続的な農業生産方式であり、農産物の安全性に対する消費者意識の高まりもあり、今後さらに推進していく必要があるものと思っております。

このような中、カッティング機械の導入による剪定枝などの堆肥化については、コストの面や堆肥化の作業がふえることとなるため、効率性追求型の農法から環境保全型の有機農法に改める農家意識の転換が必要になるかと思えます。今後、農家の理解が深まり有機農法に取り組むという場合には、機械購入経費に対して補助事業等の活用を図りながら支援してまいりたいと考えております。

次に、農産物のトレーサビリティーの導入に当たっての御質問がありました。

御案内のように、トレーサビリティーシステムとは、食品がいつどこでどのように生産流通されたかなどについて、消費者がいつでも追跡把握できる仕組みのことでございます。万一、食品事故が発生した場合にも、その原因究明を容易にするものでございます。

国においては、昨年のＢＳＥ問題や食品の偽装表示事件が多発した事態を受け、国民の食に対する信頼回復に向けてことし４月に食と農の再生プランを発表し、その中でこのトレーサビリティーシステムの平成 15 年度からの導入を掲げているところでございます。そのうち牛肉については、平成 14 年度の牛の個体識別システムの本格稼働とシステムのモデル実証を経て平成 15 年度から導入するとしており、その他の青果物、米などについても平成 14 年度中にシステムの開発実証試験を行い、来年度以降、順次導入を目指していくとしております。

また、農業団体の自主的な取り組みも始まっており、県内でも全農山形が来年度から米についてのシステムの導入を予定しているほか、その他の農産物についてもトレーサビリティーシステムの構築を目指して取り組むとしているようでございます。

ＢＳＥ問題や食品の偽装表示事件に続いて、ことし７月には無登録農薬問題が発生し、県産農産物の信頼を失墜させる大きな問題となったわけですが、消費者の食品の安全性や品質に対する信頼度を高めるためにも、トレーサビリティーシステムの導入が望まれるものでございます。

本市といたしましては、ただいま申しあげましたが、来月設置されるさがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議において、トレーサビリティーシステムの構築にも取り組むことになっておりますので、その中で対応について検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市街地活性化として温泉浴場の存続問題でございます。

御案内のように、駅前中心市街地整備事業については、21 世紀における本市の新しい顔としてにぎわいと

魅力ある美しい中心市街地の形成を図るため、都市施設の充実強化、商業施設の再構築による都市機能の再構築を進めているところでございます。

御案内のように、駅前温泉公衆浴場なか湯につきましては、寒河江駅前商店街協同組合が商店街の活性化を図るために平成10年10月以降、所有者から土地及び施設を借り受け開設してきているものでございます。

この存続につきましては、駅前商店街の活性化策を検討するため、平成13年、昨年12月に駅前商店街協同組合、駅前開発検討委員会、若い方々で組織しているステーションアイ21、地権者等、商工会など13名で構成する寒河江駅前活性化・店舗等対策委員会を設置いたしまして、テナント等新たな店舗の誘致等について地元と一体となり取り組んでまいりました。その中でなか湯の継続についても検討を行ってきているところでございます。

地域の資源である温泉を生かした公衆浴場施設は、集客、交流、商店街の回遊性という点からにぎわいを形成する商業施設の一つであると思っております。以前にも公衆浴場の継続について御質問がありましたが、市の温泉施設、いわゆる市民浴場との関連、温泉利用の権利の点などから市が経営することは困難であると考えてきたところであります。

現在のなか湯は、駅前中心市街地整備事業計画において河川敷地となることから移転しなければならなくなります。仮換地の指定がされております。しかしながら、なか湯をだれが建設するのか、経営運営主体はだれがいいのかなどについて、駅前活性化・店舗等対策委員会の中で利用者数による採算性を含め、これまで幾度となく具体的な検討会を重ねてまいりましたが、それぞれに複雑な事情があり、まだ結論には達していない状況にございます。

このような状況から温泉浴場が存続する場合、または第三者に継承される場合などを想定しまして、現段階において温泉管本管からの分岐工事を先行して行い対応してまいりたいと考えております。

今般の社会情勢から非常に難しい状況もありますが、駅前地区のにぎわいのある魅力的なまちづくりの上から、駅前検討委員会、商店街組合及び地元関係者と一体となり、さまざまな問題を解決しながら粘り強く検討を続けてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 市長の方から前向きな答弁をもらって喜んでおります。

ひとつ2問に入りますけれども、先ほど市長の答弁を聞きまして、実は過般、実施計画の3カ年計画が議員の方にお話しされました。昨年度の実施計画と本年度の実施計画の中で、さくらんぼの雨よけ施設につきましては、前年度は14年度で終わりと。それが15年度の実施計画の中では15年、16年、17年までいくと、このような実施計画を見て、なるほど市長も無登録農薬という一つの課題、それから安定的なさくらんぼ栽培、そして消費者に喜んでもらえる産地としての存続のための市の施策について考えているんだと、このように思っていたところであります。

さまざま食に対する考え方は、生産者よりも消費者サイドにシフトしているという一つの流れにあって、安全な農産物を供給するのが農家の本来のわざだと、私はこのように思っておりますので、今後とも先ほど市長が答弁されたような施設化の拡大につきまして、ひとつ前向きにやってもらいたいと、このように思っております。市長も今後ともやると、このような方向でありますので喜んでおります。

土壤消毒機でありますけれども、先ほど市長も答弁されました1台購入したということで、やっと納入されたような話を聞いております。作業能率が非常に悪いというのが致命的な機械であって、今、土壤消毒機械を利用しなければならない寒河江市管内の野菜の面積、これは施設でありますけれども7.9ヘクタール。そして、ロックウール栽培は別でありますので、バラを除く花卉につきましては2.5ヘクタールということで、約10ヘクタールほど寒河江市管内には土壤消毒機を利用しなければならないハウス栽培がありますので、先ほど市長は検討したいと、このようなことでありますので、ひとつ前向きに御検討方お願いできればと、このように思っております。

そして、食品衛生法に伴う検査体制でありますけれども、余り数字羅列したくないんでありますけれども、昨今までの結果でありますけれども、残留農薬検査ということで県の方で947体、検体を検査したうち19検体につきまして食品の衛生法違反が確認された、このような話を聞いた記憶があります。そして、他県からの通知があったものは6件ほどあったというような話で、これも記憶であります。無登録農薬使用よりも産地の信用信頼を落とす危険性のあるものは残留農薬、要するに食品衛生法違反の問題であります。

無登録農薬は、販売できない登録されていない農薬の使用であって、販売であります。今後は当該案件はまず発生しないであろうと、このように私は思っておりますけれども、特に農産物でもマイナーな作物とかメジャーな作物があります。マイナーというのは、その地区にしかないような作物、俗称特産物というような作物に入りますけれども、このマイナーな作物ほど食品衛生法違反にぶつかるようなことが、要するに出やすい環境にあるということであります。ということは、農薬の登録は何億円と一つの作物に要すると言われております。登録をとるためには何億円という費用がかかりますので、メジャーな作物は営利を目的とする農薬会社は登録を申請しますけれども、マイナーな作物は農薬それ自体使う量が少ないということで、採算が合わないということから登録を受けないというような流れになっております。

先ほど市長もお話ししましたように、県の方でもさまざまな形の中で検査体制も確立するようであります。聞くとところによりますと条例の改正で、業務に支障なき場合は生産者団体よりの検体も受け入れ可能と、このような話のようであります。そして、知事は県内農産物の安全宣言はいまだ考えてないと、このようにマスコミで報道されております。

よって、今後市長が申されましたように組織がえをしながらさらに安全性を追求していくと、このような組織化もするようでありますけれども、マイナーな作物について食品衛生法違反があったということになればメジャーな作物にもそのような懸念があるのではなかろうかと、このように消費者の方から見られることが往々にしてあると思いますので、マイナーな作物の検体検査もひとつ取り組んでほしいと、このように思っております。

ます。

②の有機栽培の方の推進であります。

先ほど市長は検討したいと、このような話でありました。リンゴは剪定枝、さくらんぼ同様 10 アール当たり 1,800 キロほど出ると、このように普及センターの方で申しております。そして、西洋ナシは約 1,000 キロ出ると、このように言われております。平均 10 アール当たり 1.5 トン、これを農林統計上の結果樹面積、これから積算しますと 1 万 2,000 トン、毎年剪定枝が発生すると、このようになります。約 800 ヘクタールの結果樹面積が農林統計上から寒河江市内はあるということであります。土壌に還元するためには非常に歳月を要しますけれども、生産者の意識もそのような方向に向いていると。このように時という部分を考えるときに、生産者も有機物の還元、手法を私は選ぶと思っておりますので、ひとつこれらのことも十分お考えになりながら前向きに取り組んでいただきたい。そして、そのような方向に持っていくように行政としても誘導策を図ってほしいと、このように思っております。

3 番目のトレーサビリティの確立であります。

これは、米におきまして 15 年度からやるという話でありますけれども、できる限りさくらんぼについて生産者、そして生産者団体、そして行政など一体となって早急に確立されるように努力してほしいと、このように思っております。日本一のさくらんぼの里寒河江であります。その名にふさわしいような取り組みを寒河江市独自でやってほしいと、このように思っております。組織は J A さがえ西村山になると思いますけれども、何でも一歩前の精神で取り組んでほしいと、このように思っております。

なお、農協等では自家用を除くすべての作物につきまして、栽培履歴書を作成提出するような仕組みを本年度進めているようでありますので、私はさくらんぼも可能と、このように理解しております。

通告番号 5 番に入りますけれども、市街地の活性化、そして浴場の存続の関係であります。

過般の実施計画の中で都市計の課長は、平成 16 年度までに駅前中心市街地整備事業が完了する計画の中で、3 カ年間の説明の中では 14 年度末では進捗率 87% と、このような話をしたようであります。都市計の課長でなかったかな……都市計の管轄と思っています。

よって、17 年の末ころには目をみはるような駅前中心市街地になると私は思っておりますけれども、昨今の経済情勢を見、そして聞くときに、駅前中心市街地も非常に厳しい環境になるものと私は思っております。

今現在、6 組織ほどある駅前の中で小委員会も組織しながら、地区計画、そして企業誘致、さらにはテナントの募集、企業・会社の訪問、さらにはホームページの開設、ダイレクトメールの発送など行政と一体となった企画立案実践、そして寒河江駅前の活性化に努めているようでありますことは、市長もよくよく御存じだと思っております。

そして、なか湯も年 1 回、利用拡大を図ろうということで寒鰯まつりなども実施しているようであります。さらに入湯券も商店街の景品としているようであります。

この件につきましては、個人的な部分もありますので非常に難しいと、このように思っておりますけれども、今後さまざまな話の中で検討されると思いますけれども、駅前開発検討委員会、そして小委員会でさらに煮詰めてほしいものだと、このように思っております。市長の答弁もそのようなことだと思いますけれども、存続させるような方向の中で、それこそ前向きに、そして 1 問でも申しあげました市長の決断、英断だと私は思っております。これこそが駅前の活性化につながる、そして寒河江の商店街の顔となる駅前になるであろうと、このように思っております。

2 問目を終わります。

○佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1時00分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤誠六市長 2 問にお答え申し上げます。

無登録の問題の次に問題となるのが残留農薬の問題だろうと、このように思っております。1 問でも答弁申しあげましたように、市で、あるいは県と、あるいは農協と一体となって組織がえするところの協議会、この辺で十分諮ってまいりたいと思っておりますし、また、新しく適正使用推進というようなものができまして、これらにおいても十分監視の目とかされると思いますし、また県市町村で運営委員会というようなものも設置されることになるわけでございますので、これらを通して十分残留農薬に対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、カッティング機械のことでございますけれども、先ほども補助事業等の活用と、こういうことを申しあげましたけれども、県の補助事業がこれからどうなるかというようなことが非常にわからないわけでございます。その推移を見て対応しなければならないなど、このように思っております。

それから、トレーサビリティ、これも来年の 1 月 1 日から立ち上げますところの推進会議の中で検討の課題と、こういうことにしてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 2 問目の質問で今、市長から答弁願った中で、剪定枝のカッティングにつきまして県の補助事業の推移も見ながらというようなことでの答弁であったようでありますけれども、ひとつ市独自での取り組みをも希望したいと、このように思っております。

それから、駅前の公衆浴場の存続でありますけれども、1 問の答弁で駅前検討委員会、商店街組合、さらには地元関係者と一体となってさまざまな問題を解決しながら粘り強く検討を続けてまいりたいと、このような答弁を願った中であります。ひとつ 2 問でも申しあげましたように、最終的には市長の英断と、このようになるのではなかろうかと、このように私は思っておりますので、粘り強く検討を続けていただきたい。質問を終わります。

遠藤聖作議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 6 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 私は、日本共産党を代表して、また、通告内容に関心を持っている市民の声を踏まえて以下、市長に質問をいたします。

最初に、第 4 次寒河江市振興計画について伺います。

御承知のように第 4 次振興計画は、平成 17 年度をその目標達成年次としています。今回、提示された平成 15 年から 3 カ年の実施計画の 3 年目の年、平成 17 年でその最終年次に到達するということになります。

そこで、その振興計画で示された将来都市像を支える六つの柱と三つの主要プロジェクトについて、現在どのような到達点にあるのか。そして、やり残した課題はどうか。その到達状況をどのように市長自身自己評価しているのか。また、反省すべきことがあるのか否かについて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、寒河江市は第 4 次振興計画で定めた課題と目標を具現化するために、その重点課題などを優先させながら 3 カ年のローリングによる実施計画を作成してきた問題について伺いたいと思います。

私は、この間の毎年発表されてきた実施計画に幾つかの疑問な点も感じており、その実施計画のあり方と具体化の手法について、ここ数年の実施計画を比較してみながら、その感想を述べながら私なりに以下、市長に質問を行いたいと思います。

その第 1 は、事業の中には実施計画に記載されたものの、途中で消滅をしたり、先送りされたりするものも少なくないことについてであります。

最近の主な例でも、さきの全員協議会でも指摘されましたが都市計画道路下釜山岸線。この整備計画については、平成 15 年から測量調査に入る計画だったのでありますが、現在、年次未定の先送りになりました。

また、自動車ポンプ庫整備のうち平成 14 年に白岩地区に整備予定の事業が、今回、年次も示されないままに先に見送りになっています。細かいことでありますが、小中学校の緑化整備事業のうち平成 14 年、15 年の事業が消えているなどがあります。これらの事業を実施計画に採用するに当たっては、十分な検討がなされ確かな根拠があったからこそ具現化を目指して、事業として記載されたのが通例であると思います。

また、そのことで長年実現を願っていた関係する市民の関心や期待感が、実施計画に記載されることによって一気に高まっていくのも当然であります。ところが次の年の実施計画で突然消えてしまうものですから、関係市民の中には困惑とともに行政に対する不信を抱く人も出てきているのであります。当然のこととして、いろんな事情によって実施計画に盛られた事業が変更されたり、中断されることはあり得ることでもあります。

問題なのは、そのことについての事前と事後の市民に対する行政の対応であります。その場合、最低限の行政のとるべき事柄として、関係市民などへの事情説明が不可欠なのではないかということでもあります。それがなされない場合、物によっては行政への不信が吹き出すことも起こり得るのであります。

例えば、今回の白岩地区への自動車ポンプ庫整備の先送りについては、事前に当該消防団へは何の説明もなかったと聞きました。実施計画の説明の席上で企画課長は、まだ現在のポンプ庫は使用に耐えられるからと言いました。昨年、14 年の実施計画に採用されるに当たっては、当然現在のポンプ庫の調査を踏まえ、改築が必要だと判断したからこそ 14 年度に整備することが計画され、それを受けて地元関係者も受け入れ準備に取りかかっていたのであります。にもかかわらず今回、使用に耐えられるとして 15 年から 17 年の計画からも外すということは、いわば期待をさせておいて突然取り上げるようなもので、住民の関係ないところで事業化の有無をもてあそんだと言われても仕方のないものであります。最初から整備計画そのものに問題があったのではないか。少なくともきちんとした説明を関係者に行うことは、行政がなすべき最低限の責務ではないでしょうか。

また、都市計画道路の下釜山岸線の整備問題にしても、木の下土地区画整理との関連で繰り延べするということがあります。これとて路線予定地の関係者には、何の説明もなされていないのであります。平成13年の実施計画の内容を聞いて、平成15年には道路計画が動き出すと思っていた地権者の中には、子供さんの結婚を機に住宅の改造を予定していた人。それを、改造を見合わせ、計画が具体化するのを待とうと思っていた人もいたし、道路の整備に合わせて土地の物色や資金計画を含め住宅改築を考えていた人もいます。これらの人の予定も狂ってしまったのではないのでしょうか。繰り返しますが、行政の都合、あるいはいろんな事情で事業の繰り延べはあり得ることです。

しかし、その場合、最低限の行政の責任として、関係する一人ひとりの市民の立場や思いに心を寄せて行政を執行するという心構えが必要なのではないでしょうか。そのことについて市長の見解を伺いたいと思います。

2点目に、実施計画には市立病院整備計画のように、平成12年から今回の15年までの間に3回も事業の表現が変わりました。そして、事業自体も後年度に先送りされてきているという事例もあります。これについては、事業についての先の見通しの甘さや、内部での検討の不十分さがあるのではないかとしか思われない内容であります。

また、以前の議会で同僚議員からも指摘をされましたけれども、平成9年から13年までの実施計画に記載され、毎年5,000万円ずつ積み立てるという計画がありながら実行されなかった庁舎建設の積立金の中断、この問題についても将来展望はどうするのか、明確にされないままです。実施計画の重みや権威、こういう点でもこうした計画の中断は問題があると思われませんが、市長の考えを伺いたいと思います。

3点目に、実施計画にのせる事業の取捨選択の基準が明確にされないまま記載されなくなった事業もあります。例えば、資源リサイクル推進事業の集団資源回収補助金、この事業が平成13年の実施計画以降、実施計画書の中からは消えました。何を記載して何を記載しないのか、その判断基準を明確にすべきだと思いますが、この問題についての市長の見解を伺いたいと思います。

4点目に、県事業のうち寒河江中央地区農免農道整備事業などが、今回、一部見直しされました。この事業については、当時党市議団が投資効果について問題があるのではないかと指摘していたものであります。私たちは、この道路について、整備されることによって生産高がどう変わるのかとか、受益面積や農家数、後継者の数の見通しなど、いろんな効果の有無についてこのデータを公開するように求めましたけれども、事業認可に支障があるとして明らかにされなかった経緯があります。幾ら市の財政負担の少ない有利な事業だとしても、結果として公金の浪費につながると考えられる事業については、厳しくチェックをすべきであります。

今回の事例を踏まえ、実施計画に採用する事業の投資効果について、もっと公平公正に評価するための市民参加のシステムをつくるべきではないかと考えますが、この点についての市長の見解を伺いたいと思います。

5番目の問題として、実施計画に取り入れられた最上川堤外緑地公園の整備計画のあり方について伺います。

あの土地への運動公園の整備は、もともと地元住民の強い要望がありました。ですから私たちは、事業の内容によっては大いにその賛成をするものであります。

しかし、現在進めている整備計画の中に、あの土地に掘削し100メートル幅、そして600メートル延長のカヌーの公式競技のできるプールをつくるという点については、大きな疑問を感じているものであります。佐藤市長は西村山広域事務組合の責任者であるし、最近、総務省の打ち出している市町村合併にも前向きな姿勢のようでもあります。だとしたら西村山の人口9万人程度の地域に多額の投資が必要で、しかも大会開催などでは事実上競合関係になってしまうカヌーの公認競技のできる施設が二つも必要なのか、十分検討すべきだったのではないかとあります。

市長は市外から人を呼び込める施設が必要だからとか、活性化に役立つと言いますが、高率の補助事業とはいえ事業費が概算で9億円にもなるこの施設が、どの程度活性化につながるのか伺いたいと思います。たとえ寒河江に公認のレース場をつくっても、現在、西川町の月山湖の公認競技場では、数年に1度、山梨県などと交互に開催されている全国中学校カヌー選手権や中高生の東北大会、県選手権大会、国体予選会などが行われ

ています。それが寒河江にも公認レース場ができることによって西川町との間で誘致合戦になるか、せいぜい交互開催になるかだけであって、結果的には宿泊客の争奪も絡んで隣の西川町の観光産業と競合関係に陥るのではないのでしょうか。

さらに、中学生や高校生の部活動の練習のためというのであれば、河北町につくられているような最上川河川敷内にある延長 500 メートル程度の素掘り水路で十分であります。これならほとんど金もかからないし維持費もゼロ、なおかつ水遊びや魚釣りなど町民の憩いの場所にもなっています。何で西川町と張り合って大金をかけてまで公認プールをつくる必要があるのか、理解に苦しむのであります。

この問題では、私は昨年 12 月の一般質問でも取り上げておりますが、実施計画での事業の吟味や精査という意味だけでなく、広域的な観点から西川町と共存共栄、融和を図っていくべきときに、片手でひっぱたいておいて、もう一方で手を差し出すようなやり方はすべきでないと考えますが、市長の見解を改めて伺いたいと思います。

6 点目に、振興計画の中で平成 17 年までには達成できない課題があるのではないかと考えますが、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、巨額になっている地方債を計画的に減らしていく問題について伺います。

ここ十数年間の決算を見ると、自主財源の大部分を占める市税収入の決算額に占める割合は、絶対額はふえておりますが 31%前後でほとんど変わらないのが実態であります。平成元年と平成 13 年との、この 13 年間の一般会計の財政内容の比較をしてみますと、財政規模では約 135%の伸びであります。一方、同じ期間の地方債の残高は 193%と約 2 倍の伸びとなっています。ここから何が読み取れるかといいますと、地方債の償還財源、返済財源は、後年度に交付税措置になる地方債もありますが、基本的には市税を含む自主財源の中から返済をしなければならないのであります。市税収入の伸びに比べて地方債残高の伸びが数段高いということは、後年度の償還に要する負担がきつくなることを示しているのであります。

さらに、財政力にしても経常収支比率にしても、ほとんどの指数で 13 年前とは大変悪化しています。例えば、財政力指数は平成元年は 0.504 でした。13 年では 0.459、0.045 の減少であります。公債費比率にしても 13.9 から 17.6、3.7 の増加であります。経常収支比率も 73.5 から 85.6、12.1 の大幅な増加であります。この間、寒河江市は繰り上げ償還で縁故債などの高い利率の借金の解消に努力をしてきました。これを私は多とするものでありますが、基本的には事態は好転していないというのが実態であります。そこで市長に伺います。

第一に、どのようにして今後、地方債の減少を図ろうとしているのか伺いたいと思います。

この問題では、一番の原因をつくってきたのが年利 6%以上もの高い金利の借り入れが、現時点で 15 億円もある政府資金にあることはだれもが認めることであります。この起債が異常に多額になった背景には、単独事業を目いっぱい押し込んできた政府の公共事業拡大路線が背景にはあります。だとしたら借りかえや繰り上げ償還に道を開くべきであります。市長は、全国市長会などを通じて最大限の努力を行うべきだと思いますが、その見解を伺いたいと思います。

この問題の 2 点目に、寒河江市は行政改革と称して白岩出張所の廃止や幼児学級の来年度からの廃止など、住民サービスに直接かかわる部分での経費の節減、合理化が推し進められてきています。私たちは、これは好ましいやり方ではないと考えています。むしろ今、指摘してきたように、住民生活と直接かかわらない投資的事業を精査をする、そして大胆にカットしていくことをする中で、歳出の抑制を図っていくべきではないかと考えますが、市長の見解を伺って第 1 問といたします。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、第 4 次振興計画からの質問に答弁申し上げます。

平成 8 年に 21 世紀への橋渡しとなる新しいまちづくりの計画としまして、平成 17 年度を目標年度とする第 4 次振興計画を策定したところであります。

目標とする都市像は、御案内のように「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江」であります。目標の都市像を具現化するために、多種多様な交流拠点づくりや情報に強い魅力ある産業の創造、そして、やさしさあふれる高福祉社会の形成、心和む生活環境の形成、新しいを切り開く人づくり、参加・交流・創造による小さな世界都市の創造の六つの柱を施策の大綱として掲げ、また、三つのプロジェクトを掲げ、重点的に事業化を行ってまいりました。

その第 1 点のプロジェクトが快適環境形成ということでは、花と緑とせせらぎ空間の創出として、フラワーロードの整備やフラワーフェスティバルによる花のという本市のイメージを顕在化させてまいりました。

また、全市下水道化を初めとする、快適な生活環境の創造や自然と調和したまちづくりでは、寒河江市環境美化基本方針というものを策定いたしまして、下水道事業を初め快適な居住環境の創出に努めているところでございます。

第 2 点のプロジェクトとしました交流基盤整備のプロジェクトでは、土地利用型農業と集約型農業が調和した集落営農システムを構築するとともに、農産物のブランド化と環境農業を組み合わせた寒河江型農業を確立してまいりました。

また、寒河江市の顔づくりとしまして、駅前中心市街地の整備に取りかかってきたところでございます。さらに、中央工業団地の規模拡大は、県内において市町村単独では最も規模の大きい工業団地に規模を拡大し、企業の地域参加の推進を図ってきたところでございます。

また、滞在型広域観光拠点施設の整備といたしましては、高速道路の休憩施設、サービスエリア施設と一体となったハイウェイオアシスと民間施設が一体となったクアパーク事業を推進し、最上川等の地域資源を生かした滞在型の新しい観光拠点施設の整備を進めているところでございます。

第 3 点目のプロジェクトとしてのやすらぎ・ふれあいのプロジェクトとしましては、福祉・保健・医療の三位一体の施設としてハートフルセンターを整備いたし各種事業に取り組んでいるとともに、高齢者の生きがいある自立した暮らしを総合的に支援推進する寒河江型ライフサポートシステムを確立し、各種事業を推進しているところでございます。

また、生涯学習の推進では、図書館を生涯学習に関する情報の発信基地として整備をいたしたものでございます。

今、申しあげましたように三つの主要プロジェクトについては、現在、事業の進行中のものもありますが、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江の実現のため、ほぼ事業が具現化しているものと思っております。

また、目標の都市像を目指すためのキャッチフレーズとした「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をもとに、グラウンドワークの手法等も取り入れながら、市民とともに美しいまちづくりに努めてまいりました。その総仕上げとも言える第 19 回全国都市緑化やまがたフェアが大成功をおさめることができ、市民の力による美しいまちづくりがしっかりと定着しているものと思っております。これら市民挙げての取り組みが、市民はもとより県内外から高い評価を受けているものと思っております。

昨今の厳しい財政状況の中で、これまで取り組んできた成果を今後、21 世紀のまちづくりにどのように生かしていくかが課題だと思っております。

それから、市民の声を反映させなくてはと、こういうことでございますが、実施計画は振興計画の基本計画で示した方向と施策に沿って具体的な計画、事業の選択を行うものでありますが、その過程においては議会各会派を初め地区、町会長、各種団体などからの要望等も十分勘案検討し決定しているところでございます。

しかし、計画は3カ年のローリング方式で策定しておりますので、3カ年の計画期間中においては、国の財政状況、地方財政計画、並びに補助基準及び起債許可の動向も変動もあるため、実施計画はローリングでの見直しを行って策定しております。

したがって、前年度のったから必ずしも翌年度以降も計画されるというものではなく、毎年見直しを行っているところでございます。

また、計画が途中で消滅したり先送りになった場合の対応としての説明責任ということでございますが、計画にのせる場合において住民に対する事業の説明は、区画整理事業とか学校の建てかえとか、あるいは負担を伴う農業基盤整備とか、地域住民の賛同を得られなければ事業化できないようなものについては、事前に説明を行っておりますが、その他の事業にあっては3カ年間のローリングにおいての実施計画という段階なので、市民に対する事前説明は行っていないのが実態でございます。

したがって、計画の段階での説明をした事業における、計画の消滅や先送りになる場合の説明については当然行っておりますが、その他の事業についての説明は行っていないところであり、事業によつてのケース・バイ・ケースとしております。計画にのせる段階での事前説明を行っていない事業の計画の消滅、先送り等で市民から問い合わせがある場合におきましては、その都度その過程、理由というものを説明することといたしております。

また、具体的に市立病院等を初め先送り等々、あるいは変更されたことについての理由について申し上げます。

市立病院整備計画でございますが、平成12年度の計画策定段階においては、村山地域における病院の病床計画からして、本市の病床計画は断念せざるを得なくなったものでございます。13年度の策定時には、医療法の改正により新たな病床計画を策定する必要が生じたことにより、再び計画にのったところでございます。

今回、策定した計画では、平成14年の病床計画に引き続き医療需要、病院機能の各調査を行い、それらを受けて基本計画の作成というプロセスを経て計画しようとしたもので、それらに伴う事業内容といたしたものでございます。

庁舎建設基金につきましては、積み立てをするよりも当面過去の高い利率の起債の繰り上げ償還を実施することとしたため、13年度に策定した計画から取り上げなかったものでございます。今後の財政動向、時期を見て計画として取り上げてまいりたいと思っております。

それから、集団資源回収補助事業につきましては、時期を定めず継続的に実施する補助であり、かつ事業費が少額であるため、実施計画には掲載することはなじまないと思い予算化することとしたものでございます。

次に、中央地区農免農道整備事業でございますが、この事業は平成10年から県におきましての施行主体として計画された事業であり、当時、事業計画の段階から県、市、地元とも十分に協議を行い計画されたものでありましたが、今回、県において農業農村整備事業の全般的な見直しの中で、これも市、地元とも十分協議の上、当該事業について見直しが行われたところでございます。

次に、最上川寒河江緑地整備でございますが、この事業は市街地南部に位置する最上川堤外地で広大な高水敷空間にカヌー基地ともなる多目的水面広場や多目的芝生広場、市民花壇を整備し水辺のオアシス空間として、子供からお年寄りまで多くの方々が利用でき、健康増進につながる施設として整備をするものでございます。中でもカヌーを通じて隣接するクアパークとの相乗効果により、本市はもとより本県の地域活性化に大きく寄与するものと信じているところでございます。

次に、財政問題でございます。市債の減少についての対応はいかにという御質問でございます。

今、国においては、国庫補助負担金と地方交付税、それに税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で改革するという、いわゆる骨太の方針 2002 の閣議決定を受けまして、具体的な改革案についての検討が進められているところでございます。この改革案が示されるのは来年の 6 月ごろと思われますが、地方自治体の財政運営は、その内容によって大きく左右されることになると思われます。

このように現時点における財政、とりわけ財源の見通しというものは、非常に不透明な状況となっており、市債についてもその改革案によっては今後の借り入れや償還計画にも大きな影響が出てくるものと思っております。

現在、本市の普通会計、普通会計というのは、御案内のように一般会計と駅前中心市街地整備事業特別会計を加えたものでございますが、その市債残高は平成 13 年度末で約 234 億円余りとなっており、県内 13 市平均の約 317 億円から見れば少なくとも 4 分の 3 程度となっているものであります。

また、参考までに申しあげますと、財政力指数は 0.495 と 13 市平均の 0.480 を上回り、また、公債費に係る実質的な負担割合を示すところの起債制限比率においても 10.5%と 13 市平均の 11.5%を下回っているなど、これらの指数は本市の以前の数値と比べれば高くはなっているものの、13 市平均から見ればよい方に位置しているものでございます。

しかし、今、申しあげましたように、これからの財源確保の見通しは非常に不透明であり、劇的に改善していくことは見込めない状況にあることから、今後の市債の累増はできるだけ避けたいと考えているところであります。

市債には、減税補てん債のように国の施策により発行を余儀なくされるものや、昨年度から発行することになった臨時財政対策債のように一般財源の補完機能を持ったものもありますが、一般的には社会資本の整備など投資的事業を実施するための貴重な財源であります。投資的事業は、市民の希望をかなえ、地域の活性化につながる重要なものであり、財政状況を勘案しながら実施してまいりたいと思っております。

その際には、市債の累増を来さない取り組みが必要となりますが、現在着手している駅前中心市街地整備事業は、完成まで持っていく必要がございます。また、少人数学級実施に伴う学校の整備や道路などの市民生活にかかわりの深い事業、さらに、まちの活性化と住民福祉の向上につながるものについては、今後とも実施していかなければならないものと思っております。

市債の累増を避けるには、基本的には元金償還額の範囲での新規借り入れとすればよいわけでありまして、できるだけそうしたことを念頭に置きながら事業の緊急度や内容を精査し、効果を考慮しながら優先度合いの高いものを選択し集中していくことが大切であると考えております。同時に、財源を最大限有効に活用していくという観点から一般歳出の縮減を図り、財政改革推進による事務事業の効率化と合理化による経費の節減を進め、財源を確保し、市債をできるだけ抑制する方向で取り組んでまいりたいと考えております。

このような中で市債残高の累増を抑制するための取り組みとして、これまで高利率の縁故債の繰り上げ償還を実施してきたところであります。ここ 10 年間での償還額は約 35 億円にも達しているところであります。繰り上げ償還は、後年度の負担軽減につながるものでありますので、財源の確保ができ得る限り実施してまいりたいと考えております。

次に、高利の政府資金についてでございますが、一定条件に該当する団体については、この一定条件には寒河江市も該当するわけでございますが、利率 7%を超える市債については 5%を超える部分が特別交付税措置の対象となっておりますので、実質的には 5%となっておりますが、5ないし 6%のものについては特別交付税の対象外となっているものでございます。

これら高利の市債の解消については、繰り上げ償還や借りかえが有効な対策となるわけですが、繰り上げ償還することに伴い政府で見込んでいた利子収入が減少することから、それは認められておらず、抜本的

な高利の市債の解消は難しい状況となっております。

しかし、平成 13 年度にスタートした財政投融资制度改革では、13 年度以降に新規借り入れした市債を対象に、補償金を支払えば任意の繰り上げも認めるということになってきて、今は低利ですのでその必要はありませんが、今後、高利率の政府資金を借りようとするような場合には、この制度の活用というものを念頭に置いて対処してまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○佐藤 清議長 遠藤議員。

○遠藤聖作議員 10 年間の振興計画のいわば最終年次に入って、ラストスパートに当然入らなければいけない時期に来ているわけでありまして、今の市長の答弁によりますと余り反省すべき点もないし、見直す、あるいは直さなければいけないようなこともないような説明でありまして、それならばもっと全体的な、総括的な批評を今後していかなければいけないのではないかなというふうに、私は思っているところであります。

それで、引き続きまして次の第 5 次の振興計画が当然日程に上ってくると思うのでありますが、それについてはどのようなタイムスケジュールを考えているか、お伺いをしたいと思います。

それから、6 点にわたって振興計画とのかかわりでの実施計画のいろんな諸問題についてお伺いをしたわけでありまして、非常に突っ張った答弁が多くて、どうも住民の側からするとわかりにくい説明が多かったんであります。事前説明をしたものについては、取り消すときに、先送りしたりするときには、事後の説明をしていると。しかし、そうでないものについては、聞きに来たら教えるというふうな答弁だったように思いましたけれども、果たしてそれでいいのかというのが、そもそもの私の質問の出発点であったわけでありまして、何も答弁になっていないわけです。

それで、具体的な例を挙げて質問したのはそのためでありまして、下釜線にしても、山岸線にしても都市計画道路が設定されてからもう何十年とたっているわけです。そして、あの地域に住んでいる人たちは、いろんな意味で制約を感じながら生活をしてきたわけで、ようやく平成 13 年度の実施計画の中で調査費が計上なったということで、やっとここもやってくれるようになったんだなというふうに思っていたんです。これは協議会で高橋議員も質問してましたけれども、みんな同じような感じを持ったんです。ならば木の下土地区画整理事業との絡みでこういうふうな今、進行状況ですと。だからしばらく待ってくださいというふうな説明を行政側で入っていった説明すべきではないかと。そういうことがなぜできないのか、大変疑問です。

それと同じようなことが白岩のポンプ庫についても言えるわけでありまして、これも消防団を通じてずうっと要望してきた中の一つだと思うんですけども、14 年の実施計画で 14 年度にやると。非常に緊急性があるというふうに判断をして、こういうふうな事業を組んだと思うんですが、まだ 14 年も終わらないうちに「やらない」というふうになってしまったんです。

こんなやり方は、果たして市民の感情からすればちょっと許されないのではないかと。消防団としても完成、落成に備えているんな準備もあるだろうし、その心構えもあったと思うんですが、何の連絡もなしにぱっと中止をすると。その言い方が耐用年数がまだあるというか、耐用年数はもうないと思うんですけども、使用にまだ耐えられるからというふうな説明というのであれば、ちょっとこれはいただけない。

これは、やらなければいけない事業として計画したわけで、その時点で調査は十分しているだろうし、現場も見ているだろうし、無論消防団の中でのそれぞれポンプ庫の整備というのは抱えているわけですけども、その順番の中で次は白岩だと、全市的な消防団の幹部の中での位置づけもそうになっていたと思うんですが、それに対する説明がないまま消してしまうというやり方は、これは市長、さっき言ったように、やる際に計画を住民と協議したり説明したものについては、中止、先送りについては後日説明をするけれども、そうでないものについては説明をしないと。問い合わせたら教えるということで、果たしてそんな程度のことでいいのかどうか大変疑問なわけです。

そういう具体的な、ここだけではありませんよ、この二つだけではないんですけども、そういう具体例を挙げて私は指摘をしたわけで、問題はそこからどうするかということなんです。それが今の市長の説明では、これからもやらないというような態度に聞こえたわけですけども、改めてそれでいいのかということをお聞きをしたい。

結果的に行政不信につながるようなアフターケアが必要なのではないかと。何でそんな面倒くさ

がってしないのかということをお伺いをしたい。

私もくどいほど言ったんですけれども、見直しとか先送りなんてことは、よくあると思うんです。問題は、その事後処理をきちっとするかどうかなんです。それをぜひ改めてお伺いをしたい。

それで、病院についてもころころ変わったわけですが、淡々と市長は答弁されましたが、これについても事業についての先の見通しの甘さはなかったのかということをお聞きしたわけですが、周辺の状況の変化ということを挙げて、それは仕方がなかったんだみたいな答弁でしたけれども、もう少し熟慮して計画を立てていくべきではないのか。

例えば、村山広域医療圏問題などは、160床にするとときに既に言われていたことなんです。もう大分前の話なんです。寒河江、西村山だけ単独で病床数などは決められなくて、山形市を含む村山地域の医療圏の中でベッド数の配分が決まっていたわけでありまして、そういう意味でも既にそんなことはかなり前にわかっていたことであります。それを理由にしてまた変えたというふうな説明でしたけれども、これはちょっといただけない。もう少し真摯な検討をするべきではないかというふうに思います。

庁舎に至っては、繰り上げ償還の財源として使ったというふうなことでありますけれども、これでは実施計画の権威がないのではないかというふうに思います。確かに金が足りない、あるいは不足しているということはわかりますけれども、いずれ庁舎の問題は構想として建設は具体化していくわけで、そのときに手持ち財源がないという状態で着手できるのかどうか。普通、民間の人でも家を建てる場合そんな冒険はしないわけで、やはりある程度の頭金がないと後年度の財政負担が非常に厳しくなるものですから、そういう準備をしながら計画を立てていくわけで、これは長期にわたっての計画なわけで、果たしてこんなのに手をつけてよかったのかどうか疑問であります。そういうものが実に簡単に変更されるということに、私は非常に疑問を感じます。

それで、資源リサイクルの問題についても、これもこれだけではないんですが、ほかにもたくさんあるんですが、継続している少額の事業などというのは、ほかにもたくさんあります。そういうのは、どういう基準で削られたりのせられたりするかということをお聞きしたかったんですけれども、いまだし理解できないような答弁でした。

それから、中央農免道、これは県主導で県が公共事業の見直しという取り組みの中から、紅はなの丘等も含めてですけれども見直しされた事業の一つであります。これは、9割の県費、1割の市費という非常に効率のいい事業だということで寒河江市がそれに飛びついた事業でありますけれども、当時から慈恩寺の裏山に農道を切ることによってどのような経済効果があるのかというのは、関係者の間では疑問視されたいわけでありまして、こういうものに寒河江市自身としての主体性が果たしてどの程度働いているのか、そこら辺も不明であります。

もう少し公共事業の精査、むだな金は使わないという立場からの点検、チェック。そのために市民参加、あるいは専門家参加の評価システムの構築などが必要なのではないかという提案をしたわけですが、それについても答弁がありませんでした。ぜひお聞かせをいただきたい。

それから、堤外の緑地の問題ですけれども、水辺のプラザというふうな表現を主に市長は使いますが、大変なお金をかけてやる理由は、公認のカヌー競技ができるような施設だから、それだけ金がかかるのではないかというふうに私は思っています。

繰り返しますけれども、河北町の河川敷ゴルフ場の隣にある練習用の素掘りの掘削水路は、できた当初はこんなところでどうなるんだろうというふうに思っていたんですけれども、今になってみると大変木々が生い茂って魚もたくさんいるんです。おり口のところだけカヌーを担いでおりられるようにコンクリートで階段状にしておりますけれども、ほかはほとんど自然のままの素掘りであります。カモなども遊んでいるし、日曜日などになると家族連れで釣りに来たり、水辺で遊んだりしている風景が見られますけれども、なぜこういうのでいけないのかということをお聞いたんですけれども、それに対してちゃんとした答弁がないわけです。

何で9億、概算ですけれども、実際このぐらにかかるとどうもわかりませんが、15億のうちプールをつくるのが9億というふうな内訳になっておりまして、何でこんなにかかるとかなというふうに私は思っています。それには、多分防水シートを敷き詰めて、その上にブロック石を積んでというふうな大変凝ったつくりのためでないかと。あるいは太陽熱発電による揚水機を設置するためのお金でないかというふうに思いますけれども、ですから何でこんな凝ったつくりしなければならないのか、どうにも理解できません。

それで、月山湖にある国体が開かれたカヌーの競技場は、延長 2,000 メートルとれます。大変本格的な競技場であります。通常は最長 500 メートルの大会用に使われますけれども、大学生が合宿に来たり、大学生は 1,500 メートルとか 2,000 メートルとかが普通ですので、そういうのにあそこは使われていますけれども、こういうのが同じ西村山地域に現に存在するわけです。これが実際に大会を誘致したりするとすると、寒河江と競合関係になることは目に見えているわけです。何でこんな狭い地域でそんなことをしなければいけないのか、大変理解に苦しみます。

先般、予算を説明したときに、市長は東北にないそうじゃないか、というふうに私たちに言いました。これも認識の間違いであります。福島県の阿武隈にはきちっとした大学生用の、学生の艇庫もあるような立派な公認のレース場があります。阿武隈川の中にあります。あるいは岩手県にもありますし、何もここで山形の寒河江が、この問題で東北で唯一などと、あるいは東北で2番目などと名乗りを上げなければいけない理由は何もないんです。

ましてやこれから広域的な活動を協力して進めていこうというときに、いわば西川のカヌーで村おこし、まちおこしをやろうとしてきた人たちに対して矢を向けるようなことになりかねない、このような構想や計画は好ましくないのではないかと。中高生の練習用でしたら幾らでも河北町のようなやり方ができますので、ぜひそこら辺を再検討していただきたいというふうに思います。

しかも、寒河江市が金がないということを前提にして話をしているわけでありまして、半分国庫負担がとれそうですが、それにしても4億 5,000 万円もの持ち出しが発生するわけで、こんなところに使う金があるのであれば、もっと別なところに回すことができるのではないかというふうに思います。

それから、市債の問題ですけれども、13 市中の比較を市長しました。一般会計、単独の比較で言いますと、監査の報告書を見ても 13 市中、山形、米沢、酒田、鶴岡は別格でありまして、これを除けば新庄も含めた9 市の中では地方債残高は東根の次の2番目であります。しかも、財政調整基金、積立金に至っては、9 市の中で上山に次いで少ないんです。こういうふうになんんな資料の見方あると思いますけれども、より妥当な比較、實際上から見ますと大変寒河江は厳しいのではないかというふうに、別に私は悲観的には思っていないけれども、そういう現実にあるということを踏まえる必要があるのではないかと。

しかも、補償金という制度を苦し紛れに総務省で出してきましたけれども、市長も言ったように、これも実際はなかなか得ではないんです。そういう点でダイレクトに借りかえ、繰り上げ償還を求めていく、こういう市長会等での取り組み、あるいは市長自身の決意の表明が必要なのではないかと。ちなみに借入先別の市債残高を見ますと、平成 13 年度残で6%以上の金利のものが合わせますと約 16 億もあります。政府債、縁故債はさすがになくなっていきますけれども、一番多いのは7%以上のもので約8億 7,000 万円ほどありますけれども、こういう実態が現にあるわけで、この金利というのは今の金融情勢とはまるっきりかけ離れています。

これは、政府だけの都合で利回りがとれなくなるなんていう、いわば高利貸みたいな言い分を認めないで、全国市長会もろ手を挙げて起債の繰り上げ償還、あるいは借りかえ等を認めるように働きかけをしていく必要があるのではないかと。

この問題は前にも申しましたが、民間企業がいわば生存をかけて繰り上げ償還を認めています。競ってこれを認めるような動きが、特に住宅ローンなどについてはあるわけで、自治体だけが例外ということは許されないと思うんです。そういう点でぜひ市長は頑張っていただきたいと思います。

そのほかに基本構想の中でいろいろ抜け落ちた分もありますが、時間ありませんのでこれは後日指摘しますが、こうした総合的な施策をバランスよく推進していく必要があるのではないかと申しあげて、2問にかえたいと思います。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 第 2 問にお答え申しあげますが時間があるのかないのかわかりませんが、時間があるようでございますから答弁申しあげます。

結論から申しあげまして、遠藤議員なりの論法とか意見でございますから、それはそれなりに承っておりますが、私なりには市長として詳しく、そしてまた、突っ込んだ意見というのは、これは十分申しあげなければならないわけでございますが、時間も限られておりますから簡潔に申しあげます。

いろいろありましたから順序は前後するかもしれませんが、実施計画でございますけれども、廃止したり新規になってみたり、あるいは先送りになったりするというのは、これまでも申しあげましたとおり、これはあるわけでございます。ですからローリングでやっているわけでございます。でなければ何も実施計画なんて組む必要がないんで、しょっぱなから予算を組めばいいんです。

ですけれども長期的な見方としてこういうことは方向づけとしてこうなんだと、こういうことで実施計画を持っているわけでございますから、その中で当初の年度だけを考えましても、予算に計上したものの、あるいは当初予算で保留したものの、地元の成熟度が低いとか、あるいは補助がつくと思っていたのがつかなかったとか、こういう問題が出てくるわけでございますから、そういうことで実施計画が先送りになったり、あるいはなくなったり、そしてまた、途中で新しいものが出てくるという、これは突発的なものがあるわけでございます。これを優先するということになりますれば、当然変更というものはあり得るわけでございます。

ですから実施計画の中でこれはやりたいなと、これだけは 3 カ年の中で計画してまいりたいなというようなものがあるわけでございますけれども、今言ったような事情で前後したり、あるいはなくなったり、あるいはまた、新しく出てきたというものも当然出てくるわけございまして、それは何回もこれまで申しあげたところでございますから、おわかりかなと思っておりますが。

それから、説明がなされないということでございますけれども、あえて説明しないという姿勢ではございません。実施計画というのは動くところの要素を持っておりますから、説明できるものと説明できないものというものも当然出てくるものでございますから、ですけれどもできる限りは説明をして、関係者が絡んでいると、あるいは地元が絡んでいるということになりますれば、これは説明を申しあげていると、こういう実態でございまして、何もあえて説明をしないんだというようなことではございません。

それから、具体的な問題での病院でございますけれども、私も県の医療制度審議会の委員になっておりますから、村山地区のベッド数の問題というのは知っております。それで、村山地区には余裕のベッド数というのが、割り当てられるベッド数というのがなくなったということがあったわけでございます。

それで、現在の 160 床からさらに加えるということは考えられなくなったと、こういうことでございまして、それで 12 年度につくったところの実施計画はオーダーリングだけを 13 年度に上げております。それから、13 年度につくったところの 14、15、16 年度の実施計画というものにつきましては、先ほども第 1 問で答弁申しあげましたように法律が改正になりまして、一般病棟と療養ベッド、長期療養のベッドというのを策定しなければならないと、こういう事態が出てきたわけございまして、それをどうするか。全部療養病床にするのか、あるいは一般病棟で寒河江市の市立病院を持っていくのかと、こういうことを議論している最中なわけございまして、そうしますとこのベッド数というのも絡んでくるのではないかとということでございまして、それで今回の計画したところの実施計画というのは、そういうものにもらみ合わせて市立病院の建設計画というものもあわせてやっていこうかなと、こういうことでございまして、それにはそれなりの理由というものがあって、忽然としてただ理由もなしに消えていくというものではございません。

それから、庁舎のこともあったようございしますが、やはり今のように積立金をしても利息もつかないとするならば、できるならばそういうものは繰り上げ償還の方に回すとかして将来の負担というものを軽くしてお

こうと、こういうことでございますし、そしてまた、この庁舎にしましてもなるべく使えるだけは使っていこうと、こういうことでございまして、本当に市民が使うところの、あるいは市の活性化に直接結びつくようなものならば、それを先行していこうという考え方であって、庁舎ありきというような考え方は私はとっていないと、こういうことでございます。

それから、資源リサイクルのことでございますけれども、これは先ほど申しあげましたように、何といえますか補助費等といえますか、ソフトといえますか、そういう分野につきましては、ハードの分野というものの上に上げておりますので、こういうものは実施計画にのせるのはなじまないだろうということで削除しているわけでございます。

それから、中央農免農道、これにつきましてもいろいろ県の見解も考え方もあるわけでございますが、結果的に言えば、あそこにおけるところの堆肥センターを計画しているとか、あるいは雪室を計画していたとか、あるいはライスセンターというようなものを、いわゆる箱物も大きなものもあったわけでございますが、それと一体となつての中央農免農道であり、そしてまた、1期工事、2期工事と、こういうことであったわけでございますけれども、それらを変更することで大きな箱物がなくとも当初目的としたところの中央農免農道の趣旨というもの、目的というものが大体達成されるんだらうと、こういうことでの大きな県の見直しの一環でございますから、そういうことでやっているわけでございます。

それから、カヌーでございますが、カヌーについても、私の方で調べたものと議員の認識とかなり違っているところでございまして、いわゆる月山湖の競技場は体育施設ではないということでございまして、大会期間中に限り臨時的に財団法人の方からの公認を受けるというものでございまして、それが一つ。

それから、もう一つには、全国に常設の公認コースというのは、福島にもある、どこにもあるといったようなことでございますけれども、私の方の調べでは香川県と石川県にしかないようでございます。

それから、谷地の練習場でございますが、これはあくまでも練習場でございまして、最上川の本流から自然導水しているということでございまして、最上川がどうのこうのなれば当然使えないということでございまして、これは月山におきましてもそのとおりでございまして、上流で多量の雨が降れば流木でコースがふさがれるということで、水位が上がるような春先というのは、9コースでございますけれども、これらは張れないというように、非常に体育施設でもない、公認もできない、そして自然の影響を受けるという品物でございまして、ですから寒河江のが設置されますと競合するのではないかというようなお話でございまして、そういう御心配はなかろうと、このように私は見ているところでございます。

先ほど申したようにカヌー場というだけではなくて、いわゆる多目的な水面広場ということで、現在の水面指向といえますか、最上川のこの前の緑化フェアの大成功の例を見るまでもなく、いわゆる景観とか、あるいは川辺ということの訴える力、心に訴える力というものは、これは非常に強いものだろうと思っております。午前中の伊藤議員の質問にもございましたけれども、これからは景観環境時代だろうと私は思っておりますし、川辺をうまく活用するという時代だろうと、このように思っております。

さらにまた、最上川寒河江緑地、仮称なわけですがけれども、これと現在のハイウェイオアシス、クアパークとの連携というものを図りますれば、非常に相乗効果があり、そして、お客様も引っ張ってこられる、誘導人口から定住につながるというようなことも当然考えられると、こういうことでございまして、ですからただカヌー、カヌーということだけではなくて、そういう分野、あるいはまた、市民の広場と、水面広場ということもありますので、御理解いただきたいと、このように思います。

それから、市債についてのことでございますが、先ほど申しあげましたように、これまでいろいろ起債を起こして、発行しましてやってきた、そのやってきたということが寒河江のインフラ、社会資本整備というものに大きくつながって、そしてまた、活性化の中でつながっているんだと。私は、借金も生きている、寒河江の場合は本当に生きた借金だな、生かされているところの借金だなと、こう思っておりますし、それから、将来

にわたってもすごい社会基盤というものを残していくものだろうと、このように思っているわけでございます。

ですけれども、御案内のように国のデフレの状況を見ましても、あるいは構造改革の中で見ましても、地方財政のこれからというものは本当に不透明なわけでございますから、ですからそれらも十分考慮に入れて、そして、これからの投資的な事業、起債ということにつきましては十分配慮していかなければならないと、このように思っているところでございまして、これまでいろいろ大きな事業をやり、あるいはやりかけているところもございまして、あるいは振興計画でまだ着手していない慈恩寺資料館というようなものもございまして、あとはほとんど取り組んでいるところであると、このように申し上げたいと思います。

また、下釜山岸線でございますか、この辺につきましても熟度が高まらない、準備体制のおくれというようなものもありまして、ですけれども今度は乗ってきたというわけでございまして、これからそれらについていろいろ実地調査したというようなものも踏まえまして取り組んでまいりたいと、このように思っています。

新しいところの第5次振興計画というようなことにも触れられましたが、御案内のように現在の第4次振興計画というのは17年度を目標としているわけございまして、ですからことしと3カ年の実施計画、15、16、17年まで書いてあるわけでございますので、残り3カ年となったと、こういうことでございまして、振興計画の場合ですけれども、大体2カ年ほどかかっております。いろいろ市民の声を聞いたり、会議を開いたりしましてかかっているわけでございますので、これまでのことから考えれば平成16年と17年度に2カ年での策定になるのかなと、こう思っております。

しかしながら、御案内のように当西村山地方におきましても合併の議論が出ているわけございまして、先般、西村山広域行政事務組合の理事会が開かれまして合併問題を議論したところでございまして、率直な首長、町長の御意見を承ったところでございますが、私は寒河江西村山1市4町の合併というのは、全く自然な形ではないかと。そして、期限としてならば特例措置期限内が望ましいのではないかなと。合併というものは避けて通れない問題だろうと、こういうことを申し上げましたが、他の町の町長も合併促進というものをやっているという意見が多かったと私は受けております。

そのようなことも頭に入れながらしますと、第4次振興計画が終了するところの17年度までの間には、合併問題というのかかわってくるのではないと思われるわけございまして、そういうことで市町村合併が進むということになれば、今度は合併後のまちづくりというものが指針となりますところの建設計画というものを策定しなければならないわけございまして、そんなことからこれは当然地方自治法によりまして構想ということで必要なことでございますので、そういうことから申し上げまして、第5次振興計画ということは今云々するということは、合併等々を十分見きわめながら進んでいかなければならないと、このようにも考えているところでございます。

以上です。

○佐藤 清議長 遠藤議員。

○遠藤聖作議員 今度は本当に時間がなくなったみたいでありますけれども、第 1 問でも最初から私、申しておりますけれども、事業の見送りや中断というのはあり得るし、あっても不思議ではないと。だからそれが問題なのではないということを繰り返しております。

問題は、説明をきちっとするのが行政の責任ではないかと。しないなんて言っていないと言いながらしていないんです。白岩のポンプ庫にしても、下釜線の道路予定地にかかわる地権者の方々にも、事業が変更になったということについての説明がなされてないわけであります。余計な不安を与えないように、ぜひ行政の責任できちっとしていただきたいということを申しあげておきたいと思います。

それから、いろいろ言いましたけれども、堤外の緑地公園の中の問題でありますけれども、これについても実際に大会等に参加してみても感想でありますけれども、厳密な意味での距離を測定してやるという大会はほとんどありませんでした。この 3 年間谷地高の保護者として全国の大会を見てまいりましたけれども、問題はタイムより着順なんです。なぜかというときさまざまな環境の中で悪天候や、あるいは自然環境の変化の中でやられる大会なものですから、屋外競技でするので距離というのはさまざまな会場によって若干の変化が出てくるのは当然なんです。ですから公式の計時は全部着順であります。それで、設定した赤外線のリレーを先にまたいだ艇が優勝、その次が 2 位ということで、そういう測定の仕方をするんです。

それで、何をもって公認とするかと。いわゆる水面競技というのは、屋外の例えばグラウンドのようにミリ単位で計測できるようなものではないのです。そこのところをやけに市長はこだわっているようでありますけれども、阿武隈にある競技場もきちっとコースロープが張ってあって、しかも階段状の応援席もあったりして、本格的な試合場なんですけれども、これがもし市長が言うとおり公認レース場でないなどというのであれば、大会も開けないはずであります。順番できちつきちと大会が開かれているし、山梨の精進湖で開かれる全国高校カヌー選手権は毎年そこで開かれているわけでありますけれども、ここも今、市長が言うのによれば公認ではないと。果たしてどんな意味があるのか、私、よくわかりません。公認か公認でないかなどという議論をするのであれば、巨額の金がかかっているということなんです。

○佐藤 清議長 遠藤議員に申し上げます。

残り時間がわずかでございますので、質問の要旨をまとめられるようお願いいたします。

○遠藤聖作議員 ですから金をかけてまでしなければいけない施設なのかということを議論のテーマにしているわけでありまして、そこのところがちょっと誤解があるようであります。練習するにしても大会を開くにしても、そんな御大層なお金をかけたものをつくらなくてもできると。しかも水辺の遊びなどは、より素掘りに近い方が子供たちや周辺の住民にとってもずうっと自然に親しめるという、人工物でない方がよっぽどいいということを私は申しあげたいと思います。

それから、寒河江市の行革大綱、後日、質問を予定されている方もいるようですけれども、これとのかかわりで経費の削減を考えますと、公共事業の見直しということについては、寒河江市の行革大綱については一言も触れてません。さっき言ったように県ですらやっているような事業の見直し、やはり寒河江市でもそこに取り組むべきではないかと。だから市民参加、専門家参加の評価システムを立ち上げる必要があるのではないかとということを申しあげました。これにも答弁がありませんでしたが、そのことを改めて申しあげて終わりたいと思います。

石川忠義議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 7 番、8 番について、4 番石川忠義議員。

〔4 番 石川忠義議員 登壇〕

○石川忠義議員 その前に、きょうは 5 人ということでお疲れのところでございますけれども、最後の質問でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、緑政会の一員として、また、この質問について御提言くださいました市民を代表し、以下の質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺ひしたいと思います。

まず、先月 11 月 21 日、薨去されました高円宮憲仁親王殿下に謹んで哀悼の誠をあらわす次第であります。

通告番号 7 番、新規卒業者の雇用状況と本市職員の中長期ビジョンについてお伺ひいたします。

今の経済状況がバブル経済後の不良債権による構造的な不況とはいえ、失業率が恒常的に 5.4%から 5.5%と高い水準で推移いたしております。潜在的には 10%を超える失業率があるとも言われております。給付削減や保険料率引き上げをめぐる雇用保険の見直しでは、5 年後の 2007 年には雇用保険受給者が現在の 1.5 倍の約 145 万人を超え、完全失業率は 6.8%前後になると想定した厚生労働省の内部試算が明らかになりました。

このような経済状況の中で、市民の間にも身近な人にも失業者が見え始めております。また、少子高齢化と呼ばれてから随分となりますが、昨今の新卒者の就職内定率は以前より低迷いたしております。山形労働局の発表によりますと、来春卒業予定者の県内高校での就職内定率は 10 月末現在で 50.8%と前年同期を 5.9%下回り、引き続き過去 10 年で最低であります。このうち県内企業への就職希望者の内定率は、前年同期より 5.6%低い 47.6%と半数に達しておらず、同様に過去最低であります。

先月末に寒河江工業高校の就職内定者をお聞きしたところ、83 名の就職希望者のうち 73 名、うち県外就職内定者 5 名の 88%の内定率でありました。また、進学希望者は 74 名であります。そのうち就職困難な折、とりあえず上級学校にという学生もいるそうであります。

政府の若年者雇用問題懇談会において、厚生労働大臣は対策の一環として試験的に採用する「トライアル雇用」を有効に利用したいと述べております。また、文部科学大臣はインターンシップ制度の活用をしたいと述べております。本市におきましてもさきの実施計画において 15 年度から 3 カ年間、インターンシップ制度の実施を計画しております。期待したいと思います。

また、本市では寒河江市雇用対策本部を設置して、雇用拡大を求める施策を行っております。デフレスパイラルに突入して 4 年目に入っておりますが、今後の経済状況が大変懸念されております。公共事業の激減により今後、業界も不安要素があります。市民の不安はこの不況下の中で大きくなってありますが、今後の雇用対策等を含めて市長の御所見をお伺ひいたします。

次に、本市職員の中長期ビジョンについてお伺ひいたします。

本市の職員一般行政職の不採用が平成 14 年度、15 年度の 2 カ年になります。これまで緑化フェア開催に当たり県緑化フェア推進事務局派遣を 6 名、また、この 4 月から 4 名が加わり 10 名の派遣となりました。そして、御承知のようにすばらしい緑化フェアを実現し大成功をおさめました。敬意を表しております。

そして、10 月 1 日付で 10 名が現職に復帰いたしました。また、現在、駅前中心市街地整備事務所に 7 名の職員が出向いたしております。計画ですと 16 年度にはその計画も終了し、いずれ本庁に復帰すると思ひます。

以上のように派遣職員が多く出ている中で、少数精鋭に徹し職務を遂行していることは、とりもなおさず労使の協調があればこそと思ひます。今、行財政改革の中でむやみに職員をふやすことは許されません。総務省の表明したところによりますと、人件費抑制策として地方公務員の一般職定員を 4 年間で 4 万人以上純

減させることを経済財政諮問会議に盛り込みました。それらを踏まえた中で本市職員の中長期ビジョンはどのようにお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号8番、木の下土地区画整理事業の進捗状況と今後の課題についてお伺いいたします。

この問題については、平成11年9月議会での一般質問、または、その後の同僚議員からの質問もございました。以来、少しずつ進行し現在に至っております。

さきの答弁の中で、土地区画整理事業の目的について市長は、良好なまちづくりのために新たに市街化しようとする地域について、土地の区画形質を整え、道路、公園、その他の公共施設の整備改善と宅地利用の増進を目的とする事業と答弁いたしております。

さて、都市計画道路落衣島線は、昭和63年から事業に着手しておりますので、足かけ14年が経過いたしております。全体計画延長は約9キロメートルであります。現在までの施工済み延長は何キロメートルになっているのか、まず、お伺いいたします。

私は、落衣島線の一刻も早い全線開通が本市を大きく変え、地域の発展に欠かせない都市計画道路と一貫して信じている者の一人として一日も早い完成を願うものであります。

さてそこで、木の下区画整理事業も何回となく事業推進のため、役員の選出及び地域の座談会等を含め話し合いを繰り返してまいりました。役員の研修の一つとして、立派に完成した天童市南小畑土地区画整理事業視察、そして、「まちづくりだより」も発行して、第4号も先月発行いたし地権者の意思の疎通を図っております。

しかし、寒河江市民にはまだ理解が薄いようであります。これまでの進捗状況と今後のスケジュールを具体的にお伺いいたします。

さて、開発公社による宅地造成が行われております。これも各地域の振興策として大変重要な施策であります。醍醐の住宅団地、白岩さくら団地、(仮称)横道住宅団地等住宅団地が完成しております。それに関連し、この経済状況の中で木の下区画整理事業17ヘクタールの先行きはどうなのかと地権者の中でも心配されているのも事実であります。座談会の中でもいろいろな話が出されました。

しかし、その多くは組合が誕生するまでのいわゆるプロセスの問題が多かったと思います。私の信条は、寒河江市に住んでみたい、住んでよかった、住んでいてよかったと思っていただける寒河江市にしたい一念で地方自治に携わらせていただきました。それには弱者救済の行政はもちろんでございますが、そのためにまちづくりも大事なことは言うまでもありません。

話はそれますが、先月示されました第4次寒河江市振興計画の実施計画が発表されました。この財政状況の厳しい中で、緑政会が要求している福祉、学校教育、介護等に予算配分が大きく変化しつつあります。15年度予算に期待したいものであります。

木の下地区の大昔は、最上川、寒河江川の合流地点で沼地帯でありました。東の大ケヤキ、西の大ケヤキがあり、そこに船をとめて行き来していたようであります。それが現在の東根の大ケヤキ、西は西根の君田町地区にある船着観音のある小高い山があり、西の大ケヤキ、いわゆる西根の名前の由来と子供のころから聞いておりました。その大ケヤキが余りに大きく、付近の土地が大ケヤキの下に覆われていたので「木の下」と名づけたとも聞いております。

ですからこの土地は昔から田んぼに適しており、今でもおいしい多収量のお米が収穫できる土地でもあります。内回り循環線の東側は、農振地域であります。私は、これからはますます園芸農法、いわゆる加温ハウス栽培が盛んになると確信しております。

また、良好な農地を生かすには、農業後継者をふやす手だても重要な課題であります。今、加温ハウスは化石燃料であります。地球環境汚染から見ても大きな問題になりつつあります。私は、そのためにも温泉を掘ってハウスに導入し、クリーンな農作物の栽培をしてはどうか。また、住宅地には温泉つきの住宅ということ

で、県内外の方々からも住んでいただく夢のある環境づくりをしながら、より特色のある魅力的なまちづくりをすることで、さらなる人気化を図ることが大切なことだと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

また、この区画は約 350 戸の造成規模であります。座談会においても、さきに申したようにいろいろな意見が出ました。観光さくらんぼ園を営んでいる方、また、農業で生計を立てている方、借金をして家を建てた方、そそれの方々の意見を拝聴しながら、事業の円滑な進展を望むものであります。

土地区画整理事業での住宅進捗化は早急にはいきません。しかしながら、何らかの施策を講じなければ進まないと思います。今後の課題と市長の構想としてどのような考えをお持ちなのか、御所見をお伺いして第 1 問といたします。

○佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 3 時 5 分といたします。

休 憩 午後 2 時 4 8 分

再 開 午後 3 時 0 5 分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 答弁申し上げます。

まず、雇用対策でございます。

我が国経済は、不良債権問題、国際的な競争による産業構造の変化と空洞化、消費の低迷、公共投資の減少と民間投資の低迷などが重なり長期間の景気低迷となり、デフレが進行している現状でございます。

このような状況の中、企業の倒産、生き残りをかけた雇用調整及び求人求職のミスマッチから失業者が増加してきております。雇用状況としましては、寒河江公共職業安定所管内の有効求人倍率は、平成 13 年 12 月から 0.2 倍台で推移しており、本年の 10 月末も 0.24 倍となっております。有効求人倍率を前年同月と比較した場合、13 年 1 月から前年同月を下回る傾向が続き、就職は厳しい状況が続いております。

県内の新規卒業者の主な状況ですが、山形労働局の平成 14 年 10 月末の発表によりますと、高校卒業予定者全体については、求職者数 3,646 人、求人数 4,206 人、就職内定者数 1,852 人で内定率が 50.8%となっております。西村山管内の主な状況でございますが、寒河江公共職業安定所の平成 14 年 10 月末の発表によりますと、高校卒業予定者については求職者が 167 人で、うち県内 156 人、県外 11 人であります。求人数は 297 人で、うち県内 151 人、県外 146 人であります。内定者数は 110 人で、うち県内 100 人、県外 10 人あります。内定率については 65.9%で、うち県内が 64.1%、県外 90.9%となっております。求人数の対前年比を見た場合は、求人数で 1.3%の減、うち県内 7.9%減、県外 6.6%の増となっております。

特徴としては、就職先は地元志向でありながら、県内からの求人が少なくなっていることが挙げられ、雇用情勢はさらに厳しい状況となってきております。

御質問の雇用対策についてでございますが、雇用問題に関しては、受け皿となる商工業の振興が必要であると考えているところでございます。このため金融対策、人材育成事業、販路拡大事業、各種補助制度の設置及び研修事業等に取り組んでまいりました。具体的には雇用対策の取り組みとして、次の 6 項目について行っているところでございます。

第 1 には、工業団地への新たな企業の誘致でございます。

第 2 には、中小企業の振興と雇用創出のために、市単独融資制度の改正による融資対象者の拡大、融資限度額の増額、据え置き期間の新設を行い、あわせて資金使途に新たな雇用創出を行うことの追加を行っております。

第 3 には、各種制度資金活用の PR と融資促進でございます。

第 4 には、緊急地域雇用創出特別基金事業による障害児学習援助事業など、5 事業による雇用の創出を行っております。

第 5 には、内職斡旋及び失業者のための就業総合相談員というものを設置して対応しております。

第 6 には、雇用の安定及び創出に対応するために、県、職業安定所、各種団体代表者及び高校と一体となり雇用対策本部を 13 年 11 月に設置し、会議の中で雇用に関するさまざまな情報交換を行い、企業に対して文書で求人をお願いをしたところでございます。

今後の雇用対策としましては、何よりも景気回復が望まれますが、もうしばらくは低迷が続くと予想される中で、本市における雇用対策として、ただいま申しあげましたこれまで取り組んできた各種事業の充実を図ってまいりたいと考えております。中でも企業誘致については、長期的な雇用の創出及び地域経済の活性化には大きな効果があり、一層積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、市内企業の振興を図るには、より一層の金融の円滑化を図る必要があると思っております。このため

より利用しやすいように市の中小企業振興資金の利子補給の新設と金融相談を早期に回数をふやして、よりきめ細かな対応を行ってまいりたいと考えております。

さらには、御質問ありましたが、在学中に行うインターンシップによる就業体験は高い就業意識を身につけることになり、就職の促進と短期離職の減少に効果があると聞いておりますので、高校在学学生を対象としたインターンシップに新たに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、本市職員の中長期的なビジョンについて申し上げます。

本市職員については、急速に進む少子高齢社会、地方分権や高度情報化の推進等新たな行政課題へ対応するため、組織機構の合理化や事務事業の見直しなどを行いながら、事務改善による公務能率の向上を図り適正な配置に努めてまいりました。

現下の長引く景気低迷による厳しい財政事情から簡素で効率的な行政運営が求められており、国、地方を問わず職員数の削減による人件費の抑制が課題となっていることについては、御指摘のとおりかと思えます。

国においては、省庁再編後の昨年から平成 23 年の 10 年間で国家公務員を 10%減らす定員削減計画を実施中でありますし、地方公務員につきましても、総務大臣が 11 月 20 日、経済財政諮問会議に提出した資料によりますと、地方財政計画における地方単独施策等に係る歳出の計画的抑制策の一つとして、給与関係経費において定員の計画的削減と増員の抑制により来年度から毎年 1 %、4 年間で 4 万人以上人員を純減するという方針が打ち出されているところでございます。先ほど質問の中にあつたとおりでございます。

山形県では、行財政改革大綱の中で、定員管理の数値目標を平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 カ年で 3 %程度の削減と定めております。本市におきましても、平成 13 年に策定した 3 カ年間の寒河江市行政改革大綱実施計画の重点事項として、定員管理及び給与の適正化の推進に取り組んでいるところであります。

本市職員の中長期ビジョンということになりますが、一般行政職の職員の構成を見てみますと、年齢では 50 歳前後と 30 歳前後に山ができるような構成になっております。

また、役職別では課長級、補佐級、主査級、そして係長級がそれぞれ約 10%を占めております。主任級が 22%、主事技師級が 35%となっております。どちらの構成にも団塊の世代の影響が大きく、49 歳から 53 歳の職員が全体の 2 割を占めています。また、年齢の若い職員及び主事技師級の割合が減少傾向にあります。

こういう職制別、年齢別の状況にはありますが、一般行政職につきましても、事務事業の見直しや組織の改革を進めながら 2 年続けて採用を見合わせているところでございます。平成 13 年度の退職者 8 名、平成 14 年度の退職予定者 3 名を不補充とし、人件費の削減につなげているところでございます。

これまでも組織機構や事務事業について、スクラップ・アンド・ビルドを基本に見直しを行いながら、適正な定員管理に努めてきたところでありますが、本年 10 月 1 日から「花・緑・せせらぎのまちづくり」をより一層推進するとともに、公園管理の一元化を図るため時代に対応した組織機構の見直しを行い新たな課を設置するなど、常に事務事業を精査し効率的な行財政運営に心がけているところでございます。

今後においても事務事業に見合った職員の適正な配置はもちろんのこと、現在策定中である寒河江市情報化計画に基づく財務会計システムの導入を初め、OA 化の推進等事務の効率化を進めてまいりたいと思っております。

また、本格的な分権時代に対応して簡素で効率的な行政体制をつくるため、定員管理適正化計画を策定し、職員採用に当たっては中長期的な観点から年齢構成の平準化を図り、バランスのとれた職員構成になるよう努めていきたいとも考えているところでございます。

次に、木の下土地区画整理事業についてお答えいたします。

木の下土地区画整理事業は、御案内のように市の東側、既成市街地と一体となった都市基盤の整備でございます。当該区域のスプロール化の防止と宅地化促進を図るため整備面積 16.7 ヘクタールとし、落衣島線、下釜山岸線を含む都市計画道路 2 路線の道路網の整備を行い、住みよい健全な市街地形成を図ってまいりたいと

考えております。

まず、市の内回り環状道路である都市計画道路落衣島線の整備延長でございますが、全延長が 9,040 メートル、整備延長が 3,390 メートルで 37.5%の整備率になっております。当該整備区間が完成すると約 50%の整備率となってまいります。

これまでの木の下地区の事業進捗状況でございますが、昨年度来からこれまで市主催で地区座談会を 14 回、全体会を 2 回開催しております。また、世話人会も随時行うとともに、御案内のように「まちづくりだより」も発行していただいております。また、区画整理に対する理解を深めてまいりました。

また、それらと並行し現況測量を行うとともに、基本計画を策定し地権者の仮同意の取りまとめを行ったところでございます。96%と高い結果となっているところでございます。

本年度については、組合設立準備会を 5 月に発足し、組合の立ち上げに向けた体制を整えたところでございます。

また、事業計画書の策定に必要な区画整理地内の道路形態、それから雨水排水、ライフラインとしての上下水道について、関係機関と協議調整を行ってまいったところであります。また、地盤の詳細調査としての地質調査、地区の総面積を把握する地区界測量を行っているところでございます。

先般、準備会の役員会を開催し、進捗状況並びに今後のスケジュールについて説明を申しあげたところでございます。

また、市といたしましては、本事業を市の最重要事業として掲げておりまして、先般、国・県に対し来年度事業採択いただけるよう要望書を提出しているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、これはあくまでも現在のところのスケジュールでございますが、来年 2 月ころに土地区画整理事業施行区域の都市計画決定を行うとともに事業の詳細について座談会を開催し、合意形成を図り、事業計画書をまとめてまいりたいと考えております。来年度早々には本同意の取りまとめにかかり、組合設立の知事認可を得て来年度秋ごろには組合設立にこぎつけたいと考えております。平成 16 年度には、実施計画の策定と換地設計を行い、同年末には仮換地指定、そして、17 年度からは工事に着手したいと考えておりますが、あくまでも現段階における最短のスケジュールと考えております。

いずれにしても組合員である地権者が主役でありますので、組合設立準備会の役員会、全体会を開催し、御意向をお伺いしながら進めてまいりたいと考えております。

それから、特色ある魅力ある区画整理にしていきたいと、こういうような御意見でございました。

土地を求める方というのは、道路網がすぐれていることはもちろんでございますが、日常生活を営む上での快適性、利便性に恵まれていることが要件となるものと思っております。具体的には温泉を利用した温泉つき住宅地とか、あるいは園芸作物の利用を挙げられましたが、そのためには温泉の掘削や配湯管の布設等の建設に多額の費用が必要でございます。さらに、それに伴う維持管理も必要になってまいります。これらの費用については、区画整理事業で実施するとなれば土地の減歩として大きくはね返ってくることが考えられますし、地権者の理解が得にくいのではないかと考えております。

また、これまで地区座談会をやって、いろいろその中での御要望が多くありました。区画整理地内と隣接する既成市街地とアクセス道路の整備の要望がございました。これについては隣接する既成市街地の防災、安全性の確保からも整備する必要があると考えております。

また、地区民の利便施設として、スーパーなどの商業施設の誘致も必要ではないとかいうような御意見も出されておりました。さらに、宅地化による建物や生け垣など町並み環境の充実を図り、安らぎと潤いのあるまちの整備というお話も承っております。このほか魅力あるまちづくりにするための方法として、地権者皆様と話し合いを進めてまいらなければならないと思っております。

また、中にはさくらんぼ園を営んでいる方、農業で生計を立てている方、借金をして家を建てる方、こうい

う方につきましてもどうなのかということの問題でございますが、事業を進める上でこれまで座談会で出されました幾つかの課題について、先ほども申しあげましたように質問があったわけでございますが、さくらんぼ園を 10 アール以上所有している方は数名いらっしゃるようでございます。お話を聞きますと、宅地化に向けて土地利用を考えていきたいというような意向を漏らされておりました。

また、融資を受けられ住宅を建築された方についての話もありましたが、これは住宅を建てられている方の御意向もあるわけでございますが、極力現位置換地を検討し負担増にならないよう十分検討してまいらなければならないことだろうと思います。

いずれにいたしましても組合員となる地権者が十分話し合いを重ね進めていただきたいと、このように思っております。

さらに、市長として地区全域に存在する軟弱地盤対策をどのようにするかが大きな課題であると思っております。先ほど議員からも話ございましたけれども、話は聞いておりましたが、このたび行った地質調査の中間データを見ますと、繊維質の泥炭が厚さおよそ 1.5 メートルぐらい存在しているようでございます。それで、これらの地盤改良工法としまして良質土への置換工法、土壌改良工法、載荷重工法などがありますが、経費、減歩率、期間、影響等いろいろな角度から十分検討してまいらなければならないと思っております。

それで、このたびの整備エリアの木の下の地区は、内回りバイパスと既成市街地に囲まれたエリアであり、快適な暮らしに欠かせない利便性と豊かな緑資源いっぱいの町並みを形成できる地域であり、私としましては実現したいと思っております。

御案内のように今年度開催しましたやまがた花咲かフェア '02 は、全国から 76 万人余の方々が会場にお越しになり、寒河江市を全国に情報発信したところでありますが、この木の下の地区の事業費の資金となります保留地処分に当たっても、やまがた花咲かフェア開催の都市、例えばでございますけれども「ガーデニングタウン木の下」として PR、宣伝していくようなことも必要かなと、こう思っております。

また、利便施設としての商業施設も必要になってまいります。その用地については保留地や小面積所有者の土地を集積することも検討していただきたいと、このように思っております。

いずれにしましても組合と地権者の皆さんが主役でございますので、十分話し合い協議を重ねていただき、事業を促進していただきたいと思っております。市としてもできる限り支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 石川議員。

○石川忠義議員 御答弁ありがとうございました。それでは、第 2 問に入させていただきます。

まず、新卒者の就職状況ということで御答弁もらいましたけれども、少子高齢化という表現のあれが生まれてからしばらくするわけですが、制度上、高齢化の方を支えていくという基本的なことはあるわけですが、それを支えるにはやはり少子化を食いとめて、それに見合う子供の育成が必要なことは否めないわけですが、幾ら少子高齢化をとめまして学校教育と、また保育事業等をやっても、肝心の成人、また生産年齢になってから就職できないということであれば何が間違っているのか。やはり私は政治がおかしくなっているのではないかというように思うわけです。

今の内情を見えますと臨時とかフリーターが非常に多くなっているわけです。当然これは子供自体にも問題はありますけれども、いろいろ聞いてみますと就職しても 1 年ももたないというような現状が非常に多くあるそうです。私も会社の方のそういう担当をしていたときがございましたけれども、1 日合宿しての研修がありますと 1 日ももたないというような子供もありました。

いろいろ問題はございますけれども、そういうことで我々の時代は金の卵といって 1 年、2 年、3 年を教育期間として費やして一人前に仕立てるといようなことでやってきたんですけれども、今、企業はそういう状況にはないと。すぐ即戦力になれるような人を求めているんだと。ですから企業では雇用してじっくりと研修をして教えるという幅が出てこない。そういうジレンマもありますし就職する人も忍耐力がないといようなことで、なかなか企業も新規採用には今現在すぐ着手できないといようなこともあります。

そういう即戦力というものの中で、同じような企業体が仕事があるときはお互いにラインをそっくりお任せすると。アウトソーシングというそうなんですけれども、構内請け負いということで全部責任を持ってもらって、企業によその社員が来てやると。そういうことも非常に頻繁に行われている。ますます新規採用がなくなるといようなことで、本当に日本経済を支える今からの若い人にとっては、せっかくやる気でいても今の状態では就職ができないといようなことになっているように見受けられます。

また、いろいろ市の方でも六つの対策ということで、求人がふえるようにということで今、市長も述べられたわけですが、なかなか今の経済状態ですとバックに企業の事情もあります。そういうことで先ほども申しましたけれどもトライアル雇用、これは 3 カ月間企業で働いてもらってよければ採用する、だめだったら、本人もこの職がいいといような当然本人も選ぶ権利はあるんですから、これはお互いに要件があるんですけれども、企業の方でもよしとなると採用するといような雇用の方策だそうでございますけれども、なかなかこれも県でやっている制度もなかなか余りうまく回っていない。

また、インターンシップ制度ということで県の方でも 150 名から 200 名、市長はさっき学校での就職希望者をそういう制度で一応職場研修させるということだと思いますけれども、県の方でもそういうことを 8 カ月間、5 月から 12 月までですか、今やっているそうですけれども、これは採用するわけではなくて職場体験というんですか、職場研修、そういうことで体験してもらおう。それで職場の感覚をつかんで就職活動をするといようなことだそうでございますけれども、これにも余り希望者がいない。そんなことをしているよりも早く就職口を見つけるように、就職活動をした方がいいといような考えもあるということで、余り応募者がいないといようなことを県の担当者が言ってますけれども、本市でも来年からインターンシップ制を実施計画の中に盛り込んでおりますが、これは我々も高校時代、夏休みに二、三週間行った覚えはございますけれども、多職種の中でいろんな職場を体験して職場を選んだ覚えがございます。それがインターンシップということであれば、そうだと思いますけれども、本市におきましてそれをやりたいということでもありますけれども、いろんなやり方あると思います。やはり実施計画に出してやる場合、いろいろ検討していると思いますけれども、その辺いろんな方面からの情報を把握して就職に結びつくようなことを要望しておきたいと思います。

また、本市の職員の中長期ビジョンについてでございますが、これは当然各自治体でいろんな職にわたる計画というものがございましょうけれども、企業では毎年の人事採用の中で何年かの採用がとまりますと、後年、非常に人間的に問題のある現象が起きるのは、これは普通でございます。そのときは非常に大変でしょうけれども、また、税金で当然雇うわけですからむだな職員は要らないと、これは当然でございます。

しかし、長期で見た場合、何年も採らないとなりますと非常に人間的に問題が残るのかなというように危惧しているわけです。そういう中で寒河江市の構成的なことを市長から御説明ございましたけれども、基本的に職が多いというようなことの中で採用は当然見合わせるべきだと思いますけれども、将来人事的にふぐあいが出てくるということは間違いなく来ますので、今後、中長期ビジョンの策定をするというようなことでございますから、そういうことがないようにひとつ御検討をお願いしたいと思います。

それから、木の下地区の問題でございますが、地権者の方は計画した以上、先ほど市長からもありましたように 96%の仮同意があったということでございますけれども、やはり早いうちに計画を推進してもらいたいというように思っております。これは大変大きいプロジェクトでございますから、簡単に推進ということはいきませんでしょうけれども、いろんな計画の中で余り遅滞することのないように推進していただきたい、そういうように思うわけでございます。

報告によりますと来年の 10 月ごろに組合設立をやりたいというような計画だそうでございますけれども、できればもう少し早くできないのかというような希望もあります。それ以上早くならないのか、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、木の下地区の土壌の問題ですけれども、先ほどおっしゃいましたように腐植土、いわゆる泥炭ですね、これが最初の計画よりも非常に埋蔵量が多いというようなことでございますけれども、一つの方策として、除去してきちっとした安定した土砂を埋めるということになると思いますけれども、平均しましても 1.5 メートル、大変な量になると思います。これは製品化とか、そういうことをしないと大変な地権者の負担になるのかなというように思うわけですが、そういう泥炭の商品化ということをお考えになっているのか、今いろんな方策をやっているのか、その辺のこともお聞きしたいと思います。

また、温泉を掘ってこれからのビニールハウス栽培、または温泉つきの宅地造成ということを私は述べたわけですが、非常に経費がかかって維持管理も大変だというようなことでございますけれども、これは一つの夢でございまして、できればそういうテスト、パイプ的な農場、これから農業後継者を育てるためにも化石燃料で今やっている農法から、自然の熱を利用してクリーンな作物を出した中で消費者に安心して食べてもらうような、そういう提供の仕方を私は言ったわけでございます。

これも今後の農業のやり方の一つの大きい転換になると思っておりますけれども、いろいろ聞いてみますとあの辺の土地は岩盤と申しますか、それが非常に深くあるということで、高田地研にある温泉も 1,200 メートルほど掘っていると。そういうことであの辺も掘ると 1,200 メートルぐらい掘らなければならないだろうなということでいたんですが、掘るにもかなりの経費がかかると思いますけれども、夢のある農業をしてもらうためにも、そういうやり方も一つの方策ではないかということで御提案申しあげたわけでございます。

いろいろ聞きますと温泉つき住宅といっても各市町村には全部温泉はあるわけですから、何も温泉がなくてもいいじゃないかというような方もおりますけれども、将来的に自宅に温泉があるということも一つの夢のある宅地造成かなということでもあります。

そういうわけで木の下土地区画整理事業、土地も大事ですけれども、最終的には第 1 問で申しあげましたとおり、落衣島線の道路をいち早く通すということが寒河江市の活性化につながるのかなというようなことであります。3,390 メートルの完成と申しましたけれども、今、木の下地区は 1.2 キロですか、道路になると思いますけれども、本当に 14 年の歳月をかけてちょっと遅いのかなと。もう少し進行を早めまして内回り環状線、いわゆる落衣島線の早期全線開通を先に見まして、何とか寒河江市の発展の起爆剤にしていく一つの方策

を私はお願いしたいわけでございます。

あといろんな施設の面、いわゆるスーパー等も市長も考えているようでございますけれども、スーパーの土地、それも地権者から借りる方法、また保留地を買ってもらう方法、いろいろあると思いますけれども、こういう厳しい状況の折、市長はどのような方策でスーパー関係の施設の土地を、組合設立する前でございますけれども、最良の方法かなというようなことを思っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

これで第2問、終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 №7 にしましても 8 にしましても大変厳しい話でございまして、雇用の問題、これですね、やはり現在のデフレの中で仕事をふやして人を雇いたいという方がまず少なくなっている。ならば新しい雇用の創出というようなことは考えてくださるのかということになりますと、これまた寒河江西村山あたりでは非常に難しいと。

ですから新たな雇用創出の場が非常に限定されてくる現在の中では、リストラあるいは賃金の切り下げというような中で人を新たに雇うところがなくなっているということが実態としてあるわけでございますから、ならばどうすればいいかということになるわけでございます、いろいろインターンシップとか何してというようなことをやるのは、それは本当に雇用される場合の有利な一つの条件としてはとらえられるけれども、終極的な雇用の創出の場ということになりますと非常に厳しい状態にあらうかなと、このように思っています。

先ほど申しあげましたように、国なり地方公共団体にしましても行財政改革の波の中で減らしていくということでございますし、民間も厳しい、公共団体も厳しいという中で何とかしてこれを打開していくほかないわけでございますから、これは行政のみならずみんなで考えていかなければならない問題だなと、こう思っております。

それから、職員の中長期的なビジョンの話でございますけれども、これは寒河江だけではなくてどこでも職制、年齢の中では頭でっかちになりつつあるような傾向が強いかと思います。寒河江市でも先ほど申しあげたようなことでございます。ですからならば新しい若い方を採用するかと、こうなりますと間に合わせなければならない状態の中で新たな採用というようなことは、これは税金でございますから非常に厳しいと、こういうことになるわけでございます。ですけれどもいろいろこれから手を考えて、それらの是正というものをしていかなければならないと、こう思っております、それが問題でございます。

それから、木の下の問題でございますけれども、やはり私も議員がおっしゃるようになるべく経費は少なくして、減歩などはやらなくて、そして短期間に行えればこれにこしたことはないわけでございます、ですからいろいろ今、スケジュールを組んでいるわけございまして、先ほど申しあげたように最短のスケジュールだというようなことを申しあげて御理解を賜っているわけでございますので、それをなるべく早くできるようにしなければならぬと、こう思っております。

それを早くすることによって内回り循環線、落衣島線が整備される。それから、落衣島線と既成市街地を結ぶところの都市計画道路、あるいはその他の道路を結びつけることによってあの地域が生きてくるということでございますから、なるべく早くしたいと、こういうことはやまやまでございますが、ひっかかるのは議員からも話がありました軟弱地盤という問題でございますが、ですからその軟弱地盤の対応というものを一番弱点といいますか、弱みでありますけれども、それを逆に利用することができないものかなというような気持ちであります。そういう発想というものを何か探さなければならぬというような気持ちでいるわけでございますけれども、そうでないとその問題が頭にあって先に進まないということにならないようにしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

それから、温泉の話が出ましたりしましたけれども、あるいは農業の問題が出ましたり、商業施設の問題が出ましたけれども、宅地化するんですから農業と言われるのもちょっとおかしい話だろうと思いますが、地盤が農業に適しているところなんだということがあられるわけでございますから、そういう土壌というものを観光緑地というか、観光農地みたいに何か生かす方法があるのか。あるいは、それが区画整理法上許されるのかどうかということもあるわけでございますけれども、でも発想というものを転換しながら、今までの既成概念の区画整理事業というものを打ち破ることができるかどうかということになっていくんだらうと、こう思っておりますが、それこれ考えながら早く立ち上げていきたい。そして、そのためにはやはり組合員はもちろんでござ

いますけれども、地区民挙げてこれに真っ正面から取り組んで、みんな知恵を出すほかないのかなと、このように気がしているところでございます。

以上です。

○佐藤 清議長 石川議員。

○石川忠義議員 どうもありがとうございました。時間も迫っているわけですが、人事の件、また就職の件、非常に難しいという市長のお話ですが、私も、全く市独自で市職員の問題は別ですがけれども、就職関係については全くこれは国策でございますので、国の経済状況によってこういうふうになったということでございますから、これからの推移を見ながら我々も何とかそういう面についてもう少し研究したいと思います。

また、区画整理事業につきましても今、温泉の問題が出てきましたけれども、これは地権者が減歩制によってやるということも当然考えられますけれども、今、市長が宅地化したところで農業関係ということはないだろうというようなことでありましたけれども、そうではなくて農振地域にパイロットの今からなるであろう農業振興について何らかの施策をしてもらえば、これは区画整理事業とかけ離れてという趣旨で私は言ったつもりなんですけれども、これを区画整理事業と抱き合わせてやるとなるとまたまた別な問題でございまして、切り離れた中で、農業振興策も考えた中で温泉を利用した農法、または温泉つき宅地、そういうことを私は申しあげたわけでございます。

いろいろこれから難しい問題が地権者にも立ち上がってくるわけですが、市長も今、おっしゃったとおり整備促進に向かって、地権者も一生懸命頑張りたいというふうに思っているようでございますから、その辺の意を酌んでいただきまして、ますます促進に力をくださいますようお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

散

会

午後 4 時 0 2 分

○佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年12月11日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（24名）

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝・	議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

○事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年12月第4回定例会

議事日程第3号

第4回定例会

平成14年12月11日(水)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成14年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成14年12月11日(水)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	生活排水処理計画について	①下水道整備計画区域外の整備手法について	2番 松 田 孝	市 長
10	下水道の汚泥処理計画について	②下水道整備計画区域内の幹線より低地やその他の障害などで整備しにくい地区への対策と救済方法について ③合併浄化槽設置に対する補助制度の改善について 下水汚泥の有効利用を推進するための県下水汚泥処理総合計画を策定中と聞く。当市の基本的な考え方について		市 長
11	情報通信格差是正事業の推進について	地区住民の声を緊急対策として協議の対象にのせるための要望を県や事業者提出すべきことについて		市 長
12	図書館の役割について	行政資料の収集保存について	19番 松 田 伸 一	教育委員長
13	学校教育について	小学校学区の再編成について		教育委員長
14	都市政策について	都市計画の課題について	17番 川 越 孝 男	市 長
15	土木行政について	市道、側溝整備等のあり方について		市 長
16	行政一般について	①生活排水処理施設整備計画について ②市民に開かれた市政運営について	18番 内 藤 明	市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

○佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一般質問

○佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

松田 孝議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 9 番、10 番、11 番について、2 番松田 孝議員。

〔2 番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告した内容に関係ある多くの市民を代表し、市長に質問いたします。

最初に、通告番号 9 番、生活排水処理計画について、とりわけ寒河江市の下水道整備事業にかかわって、その手法について伺います。

御存じのように、高度経済成長に伴い自然は壊され、川の上流から流れてくるのは大量の生活污水や空き缶、ビニールばかりなどです。特に、生活雑排水には合成洗剤や油などが各家庭から排出されることで、下流の住民や漁業者にとっては、排出ごみが堆積し、環境悪化が急速に進みました。

こうした状況は急速に全国に広がり、新聞には、「昔は清流と言われた川も、今は巨大な下水道」と見出しを書いた新聞社もありました。このまま無知・無関心で過ごすならば、重大かつ取り返しのつかない害を後世に残すことになります。また、他の生物と共存ができなくなり、やがては私たちの生存も不可能になるとさえ言われました。

この状況から環境を改善するために、昭和 50 年代から清流保全を目的に、県内では最上川流域下水道整備事業が最初に開始されたと聞いております。本市においても、公共下水道事業は昭和 52 年に中心市街地を皮切りに着手し、その後、昭和 58 年 10 月 1 日に処理場が供用開始され、順次整備が行われてきました。

平成 8 年 9 月に策定された生活排水処理基本計画によれば、都市計画区域を初め下水道整備区域は公共下水道を順次整備を進めていくとしています。また、計画の中で、整備手法として四つの事業を取り入れるとしています。

一つは公共下水道事業、二つ目は特定環境保全公共下水道事業、三つ目に農業集落排水事業、そして合併処理浄化槽設置整備事業をそれぞれの地域に合わせ、それぞれの手法で生活排水処理整備を実施していくとしています。このことを受けて、下水道整備計画区域外の地域及び下水道整備区域内のうち整備が後年度になる地域を限定して、平成 12 年度から合併処理浄化槽設置整備事業が開始されました。

ところが、この事業の中に、下水道整備区域外の田代・幸生を含めて事業区域としました。基本計画では、両地区は農業集落排水事業の位置づけをしており、この手法も後年度の計画になるのか、先が全く見えないままに事業が先送りされたのではないかと疑問を感じています。

また、現在の合併処理浄化槽設置整備事業そのものの目的が関係住民に全く理解されておらず、一般的な補助金制度と考えている住民が多くいます。このため事業だけがひとり歩きして、地域住民は何もわからずに、一方的にこれらの手法を選択させられています。

問題は、整備計画に示された整備手法や整備スケジュールについては、これまで地域住民に全く知らされずに、施工直前になってからの地元説明会を実施しているのが現状です。地域住民は、自分たちの集落の下水道整備計画の目標と手法についてどうなるのか不明のまま他の事業が先行して行われていても、将来どちらを選択すれば有利か、また経費負担がどうなるのかも判断できないでいます。

整備手法については、地域住民と協議をする場を設け、他事業との比較や将来の維持管理などについて説明をして、住民の総意で整備手法を決定するのが本来のやり方ではないでしょうか。

そこで市長に伺います。

第 1 点目は、現在、認可を受けている事業計画期間は平成 14 年度までとなっており、平成 15 年度以降の下水道整備計画については、今年度中に変更認可の申請が行われることで先般、建設委員会の協議会に変更認

可の整備計画が示されましたが、下水道整備区域外については全く示されませんでした。

平成 11 年 3 月に策定された寒河江市生活排水処理基本計画に示された下水道整備計画区域外の生活排水処理施設の整備手法について、当面は合併処理浄化槽設置整備事業で対応していくとしているが、その前段に農業集落排水施設の対象地区として田代・幸生地区を位置づけしているが、農業集落排水方式について、具体化に向けてどのような検討を行っているのか伺いたいと思います。

2 点目は、今後、下水道整備も西部地区など周辺集落の整備が行われることで、地理的な条件で下水道整備が困難ではないかと予測して不安を抱えている地区住民がいます。例えば、下水道整備区域内において、道路幹線より極端に低地の住宅地に住む方などであります。整備しにくい地域への新たな整備計画として、実情を考慮した生活排水処理計画をつくり、関係住民に早い時期に整備手法を示すべきと考えます。これらの対策や救済方法について、市長の見解を伺いたいと思います。

3 点目に、公共下水道が後年度になる地域や整備区域外を対象として、平成 12 年度から合併処理浄化槽設置に対する補助制度が設けられました。しかし、制度利用状況は、12 年度 28 基、13 年度 24 基、14 年度 15 基で、15 年度は 15 基を予定しており、年ごとに利用者が減少しています。

その理由として考えられるのは、設置希望者が、実施予定年度の前年度 10 月までに申し込みをしないと補助金が受けられない制度になっていること、また一方では、合併処理浄化槽を設置をしても、補助金を受けない住民が出てきています。その理由として、補助金を受けることで、手続の複雑さや工事費が割高になるなどの問題が起きています。これらの問題について改善を求めている地域住民がいます。

このような中で、合併処理浄化槽の施設計画では、平成 20 年度までに 526 戸を整備する目標になっています。この目標からすると、年間平均 53 世帯が整備をする計画になっているが、現在のところ、年間 3 分の 1 にも満たない状況です。住民の事業参加がばらばらでは、地域全体の環境整備がおくれるのは必至であります。補助制度の利用数が減少している状況を当局はどのように分析しているのか伺いたいと思います。

また、市民から、合併処理浄化槽の計画や設置について問い合わせや疑問点のほかに市民の意見などを集約し、それぞれの課題を分析し、柔軟に対応できるように手続の改善や施工基準の緩和を図っていくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 10 番、下水道の汚泥処理計画について伺います。

日本では、ごみの排出量は、家庭ごみと産業廃棄物を合わせ年間 5 億トン以上に達していると言われてます。しかも、毎年 7,000 万トンを超えるごみが日本列島に埋め立てられ、最終処分場はもうあとわずかしかないという深刻な事態となっています。

こうした危機から、県は、特に処理量がふえている下水道汚泥の処理計画の策定を始めています。県内の実態として、昨年度の下汚泥量は、脱水処理後 3 万 5,385 トンで、前年度比で 1 割増加、このうち堆肥などに再利用されたのは 1 万 4,877 トンで全体の 42%で、そのほかは産業廃棄物として埋め立て処分されているとのことです。

寒河江市も、下水道汚泥は当初から埋め立て方式で処分を実施してきました。ところが、下水道の普及に伴い、平成 13 年度の下汚泥量が年間 2,176 トンで、1 日平均 5.9 トンとなっています。また、平成 7 年度の対比では、汚泥量は年間 569 トン増加し、1 日平均では 1.5 トンもふえ続けています。そのために、汚泥処分や運搬業務委託料などの費用もかさんできています。また、汚泥量もふえていることで、埋立地の処分容量も残すところあと 7 年ほどでいっぱいになる予定と聞いております。

こうした中で、県では、下水道汚泥の有効利用を推進するために、県下水道汚泥処理総合計画の策定作業を進めています。新聞報道によると、その内容は、汚泥処理を広域的に行うために、庄内、最上、村山、置賜などに区域割りをし、汚泥処理基地化やリサイクルの方策を計画に盛り込んだ総合計画を今年度中に策定するとしています。

そこで伺います。現在、県の総合計画の立案のために市の担当者も参加していると聞いていますが、寒河江市の下水道汚泥処理について、具体的な方向性が全く示されないままに県と協議し計画書策定作業に参加していますが、県が示している4ブロック化による広域処理手法に本市も積極的に参加して、共同で汚泥処理を行う考えでいるのか、市長の見解を伺いたと思います。

また、独自で、寒河江地区クリーンセンターではし尿処理や合併浄化槽の汚泥を焼却処理しているが、新たに下水道汚泥を加え、共同で処理し、建設資材化や堆肥化などのリサイクル施設を整備する考えはないか伺いたと思います。

次に、通告番号11番、情報通信格差是正事業について伺います。

この問題については、昨年9月の定例市議会で携帯電話の受信障害地域の解消を図るための対策を求め、9月10日、一般質問を行いました。情報通信格差是正事業については、この場で改めて説明する必要もないと思いますので省略します。

これまで私は、田代・幸生地区などの住民の切実な声を受け、事態の緊急課題として格差是正の対策を求め、取り上げてきました。これに対して市長は、地域住民の声があるにもかかわらず、電気通信事業者が事業へ参画するための採算ベースなどの問題もあることなどから、整備事業の実施は極めて難しいと述べています。ただ、この中で、業者などに調査をしてもらうことはやぶさかでないとしています。

本来、携帯電話用アンテナなどの施設整備は、電気通信事業者である各社がやらなければならない事業であります。しかし、電気通信事業者が独自で設置が不可能な地域が多いことから、それを、国、県、市町村と事業者で負担を分け合って設置するのがこの事業の目的です。

私は、こうしたこれまでの議会答弁や行政機関の調査などを踏まえて、また、県交渉の中での経過と、急いで取り組むべきことについて伺います。

この間、私は、田代・幸生地区住民から寄せられた声にこたえるために、既にアンテナ設置を終えた朝日村や戸沢村に問い合わせを行ってきました。担当者は、事業の採択要件については多少困難なこともあったとしています。住民の声を反映させるために各分野からの資料収集を行い、また、事業者と協議を重ね解決をしてきたとのことでした。

この地区は、規模調査には、一つは、これ以上地域格差が生じることは過疎化がさらに進み、人口の減少に歯どめがかからなくなる。二つ目は、若者の定住人口の減少を抑えるために必要不可欠だ。三つ目は、集落に、学校などの公共施設のほか集落周辺に自然を求め、山菜、キノコの採取や溪流釣りなどの交流人口の増加、さらには自治体の総合計画の地域構想を掲げるなど、住民の強い要望と議会での対応などを報告するなど、きめ細かな対応をとったことで問題をクリアしてきたとしています。

さらに、事業者が示した居住人口1,000人以上などという数字的な問題は、お互いが整備事業をする上で協力関係を結んで解消を図ったということです。ちなみに、朝日村で設置したこの地区は134戸の集落であります。

当局は、事業者に対して伺いを立てるのではなく、積極的に住民の切実な声を訴え、行政のできる範囲を多少超えても協力する態度を示すべきです。

この格差是正事業の問題について、私たち日本共産党市議団は、先日、県情報企画課とこの問題で懇談してきました。この中で、県内の市町村がこの移動通信用アンテナの設置にかかわる手続の問題について問いただしました。これに対し、県総務部総合政策室情報企画課は、現在のところでは、事業者が参画することが事業採択の第一条件となっていると述べています。

このことについて自治体関係者からは、このままでは地域格差が解消しないなどの不満の声も出ていることは承知しているとしています。担当課として現在、可能な限り受信障害の解消を図るために方策を検討しているとしています。来年度に入っすぐに、事業者、自治体関係者の問題点を集約し、協議会の中で解決策を見

出していきたいと述べています。このことから、地区住民の声を緊急対策として要望を県や電気通信事業者に提出し、受信障害などの解消を図るべきだと考えますが、市長の見解を改めて伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 答弁申しあげます。

まずは、下水道整備計画区域外の整備手法についてでございます。

寒河江市の下水道整備につきましては、昭和 58 年に本市として初めて公共下水道の供用が開始され、来年には 20 周年を迎えることになるわけでございます。平成 13 年度末の普及率は 53%であり、おおよそ 2 人に 1 人が下水道を使用しているということになりました。

さて、下水道の整備計画でございますが、生活水準の向上と水とのかかわりや水循環への関心が高まってきたことなどを受け、全市にわたる下水道整備が必要不可欠になったことから、平成 8 年の 9 月に本市の下水道整備の指針として寒河江市生活排水処理施設整備計画を策定したところでございます。御案内かと思います。

一般的に下水道というものは、下水道法に定められているものと下水道法以外の下水道を総じて下水道と申しております。下水道法上のものとしては、知っていらっしゃると思いますが、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道などがあります。下水道法上以外の下水道としては、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、漁業集落排水施設などとなっております。

本市では、よりよい環境づくりが十分に行われること、できるだけ早く整備ができること、各地域の地形や特質を踏まえることなどの 11 項目にわたる視点に立ちながら、本市の下水道整備の手法を検討してきたところでございます。

その結果、田代及び幸生の両地区は、農業集落排水事業または合併処理浄化槽で整備を行うこととし、その他の地域については、下水道法上の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で行うとしたものが、寒河江市生活排水処理施設整備計画の概要でございます。

下水道整備は、上流から下流へ汚水を流す自然流下が原則でございます。したがって、汚水の処理施設である寒河江市浄化センターを、本市の東部で低位地にある日田地区に設置し、ここで全市の汚水を処理することにいたしました。

汚水管の整備につきましては、この処理場を核として下流部から上流部へと実施してきたところでございます。工事を実施する際には、全市を一挙に整備できるものではございませんので、計画を立て、事業の認可を受けなければなりません。この事業認可を受けるに当たっては、国土交通省の指導で市として整備が必要な箇所、優先度の高い箇所、財政状況などを考慮して、5 年ないし 7 年の期間に整備可能な区域を設定し、事業を実施してきており、これを繰り返しながら全市の下水道化に向け整備を行っているところでございます。

幸生・田代の両地区は、本市の北西部の端に位置しており、地形的にも整備の最後となるわけですから、寒河江市生活排水処理施設整備計画では、農業集落排水事業または合併処理浄化槽で取り組むこととしております。農業集落排水事業については農林水産省所管の事業であります。現在の状況では新規採択が極めて厳しい状況にあり、本市としても、農業集落排水事業での取り組みは、現段階では困難なことと考えております。

したがって、早い時期での下水道となりますと、平成 11 年 3 月に策定いたしました寒河江市生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽による生活排水処理の推進を図ってまいりたいと思っております。

それから、低地の地区についての対策という御質問でございます。

今申しあげましたように、下水道整備は、基本的に自然流下でございます。したがって、下流部から上流部へと事業を進めることが原則でございます。これまで、さまざまな地形実情を踏まえて幹線及び枝線の整備を進め、処理区域の拡大を図ってまいったところでございますが、河川をまたぐ場合など、どうしても汚水が流れない箇所につきましてはポンプアップで対応してまいりました。

今後、下水道の整備区域が広がっていく中で、道路よりも低いところに家屋が建っている地域も予想されま

すが、こうした箇所については、マンホールの中にグライNDERポンプを設置し対応するなど、より効果的な整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽の減少している現況、あるいはこの手続とか施工基準についての御質問がございました。合併処理浄化槽の設置に対する助成については、寒河江市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱を平成12年4月1日制定し、下水道認可区域外の整備が後年度になる地域というものを事業対象としまして平成12年度から事業を開始しておりまして、今年度までの利用者は67件でございます。

合併処理浄化槽の設置は、建築物の新設または改築に伴って個人の考えにより設置するものであり、浄化槽を設置する方が補助制度を活用するかどうかは個人の意向もあります。また、国の予算措置もあることから、制度の内容及び手続について、10月に市報による広報及び各戸にチラシを配布し、翌年度の合併処理浄化槽設置補助金の申し込みを受けて、国・県に対して予算措置をお願いしているところでございます。

制度の利用状況については、議員のお話のように少なくなってきました。御案内のように、国の経済が低迷している中で個人所得も伸び悩んでいる状況から、住宅の新築や改築などの件数も減少している状況であり、このような社会情勢等が影響しているのではないかと考えております。

それから、補助事業に関する手続とか施工基準のお話に対してでございますが、浄化槽の設置については、浄化槽法に基づき、浄化槽及びこれに附随する施設が恒久的な施設として安定的かつ確実に処理効果を発揮するよう、施工に関する事項が定められております。

また、浄化槽の工事を行う業者については、都道府県知事の登録なり届け出が義務づけられており、営業所、工事現場には、浄化槽工事に関する知識及び技能を持った浄化槽設備士を置くことを義務づけ、浄化槽工事の適正な施工を確保し、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図る制度となっているものでございます。

設置後の維持管理につきましては、浄化槽法第7条に定められている法定検査とし、浄化槽を設置し使用を開始した6カ月から7カ月の間に、設置工事が適正に行われ、浄化槽が有効に働いているかどうかを確認するための検査、それから、浄化槽法第11条に定められている毎年1回の浄化槽の保守点検と清掃維持管理が適正に実施されているかどうかを判断するために行われる検査を受けなければなりません。

このように、浄化槽を設置する場合には、補助を受けているとか受けていないとかにかかわらず、きちんとした設置なり維持管理が求められているものでございます。

合併処理浄化槽の設置に対する助成については、国の補助を受けて実施しているものであり、今申しあげました内容等を確認していかなければなりません。補助事業としての手続や施工基準を緩和しろというふうなことはできないということでございます。

次に、汚泥処理計画についての御質問に申しあげます。

下水の汚泥処理総合計画は、年々増加する下水汚泥を、経済的かつ安定的に処理するとともに有効利用を促進するため、広域的かつ長期的な視点に立って都道府県が策定することになっております。それは、基本構想と基本計画からなっております。

基本構想は、県内の自然的・社会的条件などを考慮して、下水汚泥の処理や有効利用について一体的に行う汚泥処理地域の設定を行い、それぞれの地域における将来の汚泥処理と有効利用の方針を定めるものであり、基本計画は、基本構想で定めたそれぞれの汚泥処理地域について、広域処理や単独処理の区域割りを行うとともに、広域処理区域については、汚泥処理の基地となる処理場の位置と汚泥輸送及び処理のシステムなどを定めるものでございます。

山形県では、平成6年に山形県下水汚泥処理総合計画基本構想というものと山形県下水汚泥総合計画村山・最上地域基本計画、それから置賜・庄内地域概略基本計画というものを策定しました。これらに基づき、これまで広域下水道汚泥処理計画検討会を開催いたしまして、汚泥処理の地域割りや汚泥の有効利用及び処分の方針などを検討してまいりましたが、その間、汚泥量の増加、最終処分場の状況、再利用の状況などの変化によ

りまして基本計画の見直しの必要性が生じたことから、このたび、汚泥処理を広域的に進めるための区域割りや、汚泥処理の広域化の核となる汚泥処理基地の候補地選定、リサイクルの方策などについて見直し計画に織り込むための検討が行われるところでございます。

下水道汚泥の処分については、現在、県内では埋立処分が主流となっておりますが、将来的には、処分場に限界があることからリサイクルによる有効利用を一層推進していくことが必要になっております。このリサイクル方法としては、コンポストによる緑農地還元、いわゆる土壌改良材です。焼却灰によるセメントれんが等の原料、溶融スラグによる路盤材、埋め戻し材の利用などがあるわけでございますが、それぞれの方法について需要と供給の問題、施設建設やランニングコストなどの費用負担などの課題があるわけでございます。

本市における下水汚泥の処分については、現在委託して埋立処分を行っており、当面は、この埋立方法になるものと考えております。しかし、将来を考えれば、全市下水道になった場合の汚泥量は、現在の約4倍の8,000トンと予測され、下水汚泥の再利用は避けて通れない課題であります。

いずれの方法を採用するにしましても、処理施設の建設や維持管理経費など多額の財政負担が必要となり、さらには、それぞれのリサイクル品の需要見込みと安定供給の確保など多くの課題があり、本市単独での処理は極めて厳しいと考えられるところでございます。

以上のことから、今後においては広域的な視点に立って、このたび県で進めております広域下水汚泥処理計画の内容や各市町村の動向、あるいは新たな処理方法の情報など、十分見きわめながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、この下水汚泥というものを西村山広域のクリーンセンターで処理できないかということであります。

下水汚泥をクリーンセンターの焼却施設で処理することにつきましては、平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、産業廃棄物処理施設としての許可が不要となったことから制度的には可能と言えます。現在のクリーンセンターの焼却施設は全面的に改築を行い、平成12年に完成しておりますが、主に一般廃棄物を対象とした施設であり、仮に下水汚泥を処理することになれば、このための施設設備にさらに多額の費用を要することから、下水汚泥の処理については計画されなかった経過がございます。

また、仮に現施設を増設するにしましても、西村山広域行政事務組合の施設でありまして、組織するところの市町の調整が必要になってまいります。各市町の下水道の取り組みもそれぞれに異なり、また、発生汚泥の量なども大きな違いがあり、本市の汚泥量が大きなウエートを占めることが予想されるなどから、クリーンセンターの現施設での下水汚泥の処理は望めないものと考えております。

最後に、この情報通信格差是正事業の問題でございます。

この問題については、9月議会でも申しあげたとおりでございます。その中で、この事業の対象となる区域については、一つは、市町村役場及びその支所などの公共施設がある主要区域。二つには、産業経済上重要な地域。重要な地域とは、工業団地、産業団地、観光関連施設が相当程度集中している観光地などであります。三つ目には、集落など一定以上の居住人口を有する区域となっていること。

この事業は、御案内のように電気通信事業者の参画が不可欠でございます。電気通信事業者は、施設設備の投資額、設置後の維持管理費など、採算ベースというものを計算した上で事業への参画を判断するため、居住人口がおおむね1,000人以上あれば採算ベースも見込まれるということから、事業に参画する可能性があるということなどについて申しあげたところでございました。

市でも、これまで電気通信事業者に足を運び、設置状況の調査や設置の見通しなどを調査してきているところでございます。

田代・幸生地区については、地域的な条件やカバーできるエリア、現在の居住人口や観光関連施設の観光客の入り込み数などの需要人口、N T Tの最寄りの交換局から鉄塔施設まで専用回線を敷設する経費及びこの事業で整備した施設の運用・保守などの費用、つまり維持管理経費等、さまざまな要素から判断し、事業として

成立するかを考慮した場合、田代・幸生地区の事業への参画は非常に難しい状況にあるとのことでございました。

議員のおっしゃられた朝日の南部地区でございますが、13 年度に実施されたようでございますが、この地区は、当初要望の計画では 343 戸 1,300 人の居住人口を有する地域であり、村役場の出張所、診療所の公共施設がある主要地域であるという大きな要件がございます。それで電気通信事業者が参画し、設置したものと聞いております。

この地域は険しい山が入り組んでいる地域であり、鉄塔を建設するための地形的な要因などから、公共施設を中心に大型鉄塔 1 基を設置しましたが、この鉄塔に設置したアンテナからカバーできるエリアが、139 戸 500 人の対象地域とならざるを得なかったとのことでございます。

また、電気通信事業者から聞いたところでは、東北地方において、1,000 人程度の居住人口を持つ地域で携帯電話を使用できない地域はいまだ 200 カ所はあるということと、加えて、電気通信事業者の事業の主力が、現在の第 2 世代と言われるデジタル式の携帯電話から、第 3 世代の携帯電話と言われる同一周波数で多くの通話ができ、データ通信が現在よりスピードアップされるなど、高速、大容量で世界各地から受・発信可能な携帯電話の整備に積極的に設備投資しながら普及を進めようとしている状況にあり、移動通信用鉄塔施設整備事業に投資することはますます厳しくなってくるだろうと、かなり厳しい見方をしているようでございます。

このような状況下にありますますが、地域の方々の声を踏まえて、携帯電話の受信障害解消に向けて要望してまいりたいと考えております。ただ、今申しあげましたように、幸生・田代地区に移動通信用鉄塔を設置するには、非常に厳しい状況にあると思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 松田議員。

○松田 孝議員 どうも答弁ありがとうございました。

この田代・幸生地区の農業集落排水について、農林省の事業の採択が非常に難しいという今の市長の答弁でありましたけれども、実際にこれを具体化する検討はなさったのかどうか。採択要件だけの厳しさだけではちょっと納得できません。この辺について、現実には計画をした内容ですので、もう少し内部で調査をして、市長の答弁では、幸生・田代地区は最後になると言いましたけれども、公共下水道でなければ、農林省のこの事業であれば、今すぐ事業として起こしても何の支障もないんじゃないかなと思うんです。

ただ、この集落排水については非常に多額の金がかかるようになっております。排水計画の中では、この地域の集落排水について約 12 億円かかる予定になっておりますけれども、やっぱり個人的な負担を考えると相当な経費になっております。大体今の 1 世帯あたりを見ますと、やはり 566 万円ぐらい経費がかかるわけです。ですから、これも非常に採択としては難しいのかなと考えていますけれども、実際に早目にどっちの方式でやるのか結論を出してもらわないと、地域住民は、合併浄化槽を設置するにしても、判断が非常に難しいのではないかと考えております。

そしてまた、合併浄化槽でやっていくならば、やはり公共下水道も一般会計からの繰り入れをやっておりますので、地域住民に対して特別な補助制度ぐらいは設けていかないと、幸生・田代地区の住民は、ちょっと不公平になるのではないかと私は思っておりますけれども、この辺について特別なかさ上げ、今の現段階の補助金にプラスするような形を検討すべきでないかと私も思いますけれども、これも市長の御見解をお聞きしたいと思います。

今、朝日町では、これまで大谷地区で集落排水を整備してきた中で、朝日町も公共下水道では非常に整備が難しいというので、この大谷地区で農業集落排水にかかった費用を一般の合併浄化槽設置者に負担を上乗せして今補助制度をやっております。ですから、合併浄化槽を設置するに 1 基当たり大体 100 万円ぐらいかかるんですね。

そして、今寒河江市でこの合併浄化槽の補助事業をやっておるのは平均 43 万円ぐらいですね、6 人から 7 人槽で。ですから、大体工事費負担が寒河江市では 60 万円かかっているんですけども、朝日町の場合は、この大谷地区の農業集落排水にかかった費用を上乗せしてやっているものですから、大体 1 戸当たり 20 万円ぐらいで合併浄化槽が設置できるような制度になっています。そしてまた、それに上乗せして上の便器とかそういうのにも負担をして、なるべく地元の人が負担を出さないで生活環境の整備をするような状況に取り組んでおります。

ですから、寒河江市でも、この田代・幸生地区などについては、将来的にこの農業集落排水が難しい状況であれば、そういうことを今の段階で計画をすべきだと思います。この辺について市長の答弁をお願いしたいと思います。

あと、2 点目の公共下水道の周辺集落の整備が進むことでいろいろ問題が出てくるのではないかと一部の住民から話を聞きまして、これはやはり大きな問題ではないかなと思って今回取り上げたんですけども、ちょうど今、六供町 2 町会あたりに幹線を整備しようとしておりますけれども、あの寒河江高校から約 1 キロくらい高松の方に向かっている地域がありますけれども、あの辺がかなり幹線より低地にあります。ただ、この場所は、住宅が連檐していないんです。一戸一戸分散しているところもあるので、こういう状況が、これからやはり高松地区、あるいは特に市長の地元であります慈恩寺地区で、非常に大きな問題になるのではないかと考えております。

この辺をもう少し具体的に事前に調査して、やはりいろいろな方法も、さっき市長も答弁ありましたけれども、ポンプアップなどをやっていくと言っていますけれども、個人住宅に軒並みこうしたことをやっていくと、

相当な経費もかかるのではないかなと思います。

ですから、こういうのをもう少しきちっと方向性を定めて、やはり個別の住宅については別の手法でいくのも検討すべきでないかと思っておりますけれども、この対策について、ポンプアップで可能な限り実施していくとしていますけれども、最近の天童市のお話を引き出しますけれども、公共整備している中で、非常に今までは公共整備をやるという方針を出してきたんですけれども、周りの条件からいろいろ難しく公共の下水道整備ができなかった地域も出ていますと聞いております。こうした場合に、その地区の住民には合併処理浄化槽をしてもらうように市の方でお願いしたなどという話も聞いておりますので、こういう話もありますので、これから集落に入っていきますと、こういう問題が非常に大きい問題になってくると思いますので、ぜひこの辺も具体的に事前調査をして検討するように進めてもらいたいと思っております。

あと、3点目の合併浄化槽の補助制度の利用者についてのいろいろ取り組みなんですけれども、個人的な考えで余り関知できないような市長の答弁でしたけれども、実際これだけの制度ができていて、やっぱりこれは住民に周知して、やはりできるだけ環境整備をしていくのが本当の姿ではないかと私は思います。

現在、後年度になる白岩地区を見ますと、今、この合併浄化槽でなくて、大体半分がくみ取りなんです。そして幸生・田代地区ですと、大体7割がくみ取り式であります。そのほかに、単独浄化槽が設置されているのが主だと思っております。

最近になって、ここ数年ですけれども、この合併浄化槽が普及してきたんですけれども、やはりこれに切りかえたいという方もおります、実際。でも、やっぱり今の、市長も言っていましたけれども社会情勢が厳しいものだから、なかなかこれに踏み切れない状態でおります。

それで、できるだけこの補助制度を活用したいという住民の考えもありますけれども、制度上いろいろ手続もあるんですけれども、予算措置も、第1問で申しあげましたとおり、前年度に申し込んで翌年度に施行されるということでもありますけれども、これも朝日町では、この予算は前年度並みの予算をとって、そして次の年に事業をするような方策をとっております。

そうすると、やっぱり急に新築や改築、あるいはトイレの改造をする場合にも、ちょっと思いつきでやる人も多いところから、こうしたすぐに申し込んでこの制度を受けられる方式に、やはり制度を改善すべきでないかと私思いますけれども、多分ほかの自治体ではやっているの、この辺について、市長のやる気があればできるのではないかと私は思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

それと、この合併浄化槽の設置に関して緩和策というか、もう少し数字的な対策ばかりでなくていろいろできるんじゃないかという話で私もいろいろの間調べてきました。そうしたら、これも朝日町や上山市で設置基準を一部、最低基準でありますけれども、それを緩和しているような状況も聞いてまいりました。その中身は、結局この合併浄化槽を設置するに、荷重負担をどう判断するかで非常に工事費がかかるかからないかの判断が大きいところなんです。

それで、朝日町の場合、上からの荷重が2トンと4トンの格差をつけています。これが2トンだと、ある程度強度を緩和することもできるんです、基準から見ると。やはり、合併浄化槽の上に負担がかからない家庭が数多くあります。実際に車庫ぐらいだと、大体車1台だと1トンちょっとぐらいなんです、荷重として。ですから、こういうのを2トンぐらいまで抑えて基準を緩和できるのではないかなと思うんです。こういう対策を朝日町とか上山市でもやっております。

ですから、この荷重の負担内容については、やはり設置者とあと施工者で話し合って、これだけの荷重はここに車庫を、車を置くだけですとか、あるいはここに何も置かないからそう強度は必要ないとか、住民からの意見を聞いて設置して緩和しているような方向を持っております。

ですから、こういう対策も、やっぱり市としても考えてはどうかと思います。この2トンと4トンの設置する工事費の値段が、大体約10万円ぐらい違うそうです。そうすると、やっぱり100万円かかるところ90万

円が出るんですから、大体補助金をすると約 50 万円そこそこでできるんですね、これを緩和しただけでも。だから、そういう検討をやっぱり寒河江市でもすべきではないかと思いますけれども、この辺についても市長の見解を伺いたいと思います。

あと、下水道の汚泥処理計画については、いろいろな経費の問題から、将来の考え方からいくと、やはり広域的に処理するのが私も一番いいのではないかと考えております。ですから、この辺の処理については、なるべく対策を、スピードを上げて実施してもらいたいなと考えております。

最後に、通信事業、携帯電話についてなんですけれども、市として要望を出していくような方向でいくという市長の答弁でしたけれども、やはり、こういう格差を受けて一番困っているのが山間部の地域住民なんです、正直。町場に住んでいる人は、普通であれば、こういう便利なところに住んでいるんですから余り必要では本来ないと思うんですけれども、幸生・田代地域では、特にやっぱり住宅が過密化していないとかいろいろな問題もあって、どうしてもこういう携帯電話があれば、いろいろな連絡のやりとりに、またそれぞれの問題を対処するに非常に効率的ではないかと私は思っているんです。

ですから、こういうのも積極的に、やっぱり過疎化対策の一つでもありますし、また、市でも葉山レクリエーション基地なんていうのもマスター計画にものっております。ですから、こういうのをやっぱり交流人口の増加なども含めて、いろいろと要望を出していく必要はあるのではないかと私は思います。この辺について、できるだけ設置計画を早く出してもらうように要望して第2問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 この生活汚水の処理の問題につきましては、これまでも、平成 8 年になるわけでございますけれどもごらんになったと思いますけれども、そういう整備計画書の概要書というふうなものを全市的に配付しておりますし、また、汚水処理基本計画というものをを出しているわけでございますので、ただ、前に出しておりましたからもうお忘れになった、あるいは記憶になかったというような方もあると思いますけれども、こういう考え方でまずはやっておるんだということを十分 PR はしておりますということを御理解いただきたいなど、このように思っております。

それで、この田代・幸生につきましては、こちらの方には農業集落のところに載っておりますが、幸生・田代地区をその位置づけとしているが、新規事業の採択に当たっては十分検討しなくてはならないと、これは非常に厳しいということが載っておるわけでございます、その裏には。そしてこちらの方には、生活排水処理施設整備計画の中では、田代・幸生地区については合併処理浄化槽設置事業ということで、その対象地域にもなっているんだと、こういうふうなことがはっきり出るところでございますので、その辺のところを十分御理解いただきたいものだなと、このように思っております。

それから、低地の対策としてのポンプアップというような対策は先ほど申しあげたとおりでございます、いろいろ検討していかなくてはならないなど、このように思っております。

それから、この合併処理浄化槽に対しての申し込みあるいは補助申請ということになりますと、先ほども答弁申しあげましたように、10 月の市報に載せて、そして翌年度についての枠を取りまとめて県・国の方に出してやるわけでございます、国・県の方も予算編成の段階、そういうことで事前に出さなくてはならないということでそのようなことをやっておるところでございますが、国もさることながら、県などは、この合併処理浄化槽に対するとおる所の補助というのが非常に削減されている。

したがって、枠なども非常に少なくなっている傾向に來ておるようでございますものですから、十分枠をとる予算的な補助がなされるようにと、そして、それが合併浄化槽の普及に大きく役立つようにと、こう願っておるところでございますけれども、こういう時世の中で非常に厳しくなりつつあるんだというふうなことも御理解いただきたいなど、このように思っております。

それから、情報通信の格差是正でございますが、前回もきょうも申しあげたとおり、事業者が参画しなければ、その気にならなければ、この事業というのはいかならないわけでございますが、議員などいろいろ要望しに行って話を聞いておるとも思いますけれども、非常に厳しいんだというような状況にあらうかと思っております。

ですけれども、要望を出さないことには、県の方から国に行ったり、そしてまた事業者の方に回っていくわけでございますけれども、結局は事業者が参画してこなければ、これはいかんともしがたい問題でございますから、その事業者が、非常に田代・幸生地区につきましては厳しい見方をしておるわけでございますから、それらも御承知おき願いたいなど、このように思っております。

それから、2 トン・4 トンの荷重の問題については、担当の方から申しあげたいと思います。

○佐藤 清議長 生活環境課長。

○石山 修生活環境課長 お答えいたします。

浄化槽本体への荷重の件についてお答えします。

浄化槽本体については、当然として設置後、正常に稼働し、きちんとした管理ができるように設置するのは至極当たり前のことだと思っております。そのために、荷重のかかりぐあいによって私の方でもきちんと設置する際には指導してございます。

一つは、屋根からの落雪や自動車などの重量物の荷重がかかる場所に設置する場合、これについては、浄化槽本体の周囲にヒューム管の支柱を人槽に応じて必要本数を設置すること。この場合の支柱の鉄筋については、それぞれ落雪のみの場合は最低シングル筋だと。自動車の荷重がかかる場合はダブル筋を必要とする。重量物の荷重がかからない場所に設置する場合は、上下スラブには最低シングル筋の鉄筋コンクリートをする。マンホール、開口部には補助筋を入れること。

もう一つですけれども、建築物の基礎などのすぐそばに設置する場合、本来余り望ましい場所ではありませんけれども、どうしても敷地の関係で建築物の基礎等があるすぐそばに設置する場合については、鉄筋コンクリート擁壁を設けるなどの手だてをして、設置後の維持管理を適正にできるように指導して設置していただいております。

先ほど、「落雪」のところを「落雷」と申しあげましたけれども、「落雪のある場所」というふうに訂正させていただきます。失礼しました。

以上です。

○佐藤 清議長 松田議員。

○松田 孝議員 幸生・田代地区の排水処理計画について、やはりこの時期になったら具体的に出して、きっちと方向性を定めてもらわないと地域住民は非常に困るのではないかなと思います。これが後年度になるというけれども、実際いつになるのか。後年度という数字は、普通一般的に使うのは来年度あたりということではないのかなと。余り 10 年、20 年先を後年度と言っているものかどうか分からないんですけれども、表現がね。この辺について、もう少し具体的にわかりやすい言葉で説明するのが本来の行政のやり方ではないかと思うんですけれども、こちら、非常にやっぱり私は疑問に思っています。

ですから、この処理計画を、採択が難しいならきっちとやっぱりそれなりの対応を迅速にとるべきではないかと思いますが、市長のこの考え方をもう一回お聞きしたいと思います。

あと、この合併浄化槽についての補助金の制度の中身についてですけれども、各市町村のいい点を取り入れて、やはり割安な感覚でできるように方策をきっちと考えていくべきだと思います。これは、公共下水道が後年度になるからというので結局負担をしても、その後年度の内容が再来年度に来たりすれば二重投資になります、個人的には。この辺も、いつ来るのか、そして一般の家庭ではどういう計画をしているのか、やっぱり見きわめてやる必要があると思うんです。ただ、後年度来るからおまえら勝手にやりたい人やれみたいな制度ではうまくないんじゃないかなと思います。周りの環境をよくするためにこういう努力をして制度を設けてあるはずなんです。

ですから、くみ取りとか、あと単独でやっている方を、できるだけ合併浄化槽に切りかえてこの環境を整備していくのが本来の姿であって、もう少しこの辺の考え方を住民にきっちとお知らせをして、やっぱり制度の整備をしていくべきでないかと私は思います。

あと、特に携帯電話の問題も、非常に厳しい状況は、私も県の担当者から聞いてきてわかります。しかし、要望も出ていないところに議論は立たないわけですから、県と事業者に対してきっちと要望を出して、それなりのやっぱり規模調書ですか、こういうのもきっちと出して精査してもらうということもあります。

そして、県の担当者も言っていましたけれども、やはり実行にいろいろ問題点あれば、できるだけそれをカバーするような形の方策を、県とか自治体、事業者と精査して、できないところをだれがカバーするかとか、そういうのもやっぱりきっちと対策の一つとして県では考えていく方向性を出しております。

ですから、ぜひこれは積極的に要望を出して解決していくべき問題であるので、さらに計画を進めるような方向で検討していただきたいと思っております。

以上で第 3 問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 汚水処理につきましては、先ほども申しあげましたように、こうはっきり出ております。これとあともう一冊にはっきり出ておりますから、合併処理浄化槽でいくんだと、対象区域なんですと、こうはっきり前から決まっておりますから、それを御理解いただきたいと、こう思います。

○佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、11 時 5 分といたします。

休 憩 午前 10 時 49 分

再 開 午前 11 時 05 分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田伸一議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 12 番、13 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

○松田伸一議員 まず最初に、図書館での行政資料の保存について伺います。

私が行政資料と言うのは、公文書と公文書でないもので公文書的な文書といいますか、そんなものを含んだと考えていただきたいと思います。

例えば、公文書で公文書でないという文書は、西村山地域史研究会が発行している「西村山地域史の研究」という年 1 回発行する研究誌があります。そのような文書も指しているということです。これは贈呈本として図書館にあります。

このたび、その研究会が発足して 20 周年記念祝賀会がありました。このとき用いられた式次第とか出席者名簿とか、そういうものは研究会で保存していると思いますけれども、そういうふうな文書が数年たつと、貴重な文献として研究資料などに役立つと、そういうふうに考えました。

このことは、このたび六供町の公民館が発足して 30 周年を迎えました。そのとき記念誌を発行したわけですが、その資料集めに私も加わりました。そのとき、長年にわたるそういうふうな地域の文書の保存が非常に難しいものと痛感したわけですが、発足して間もない一、二年間の間の資料がどうしても見つからない。そこで、中央公民館に、その設立当時の文書を提供した覚えがありましたので訪ねていったところが、そういうふうな文書は、もう二、三年で廃棄して、ずっとはとっておかないんだというお話でありましたので、非常にがっかりした覚えがあります。

そのとき思い出したのが、山形市などの公共図書館では、そういうふうに廃棄する文書を手まめに集めて、それを分析して、数年後地域の人たちに役に立つ文書であると思われるような文書を、系統的にずっと保存しているという話を聞いたことがあります。そこで、そういうふうなものがあればよかったんだと思ったわけです。

そこで、公文書といいますか、公文書というのにその部類が入っているかどうか私はわかりませんが、例えば市道が開通すると、その開通したときの祝賀会とか開通式典とかそういうふうなもののときに、いろいろカラー刷りの資料とか、それからそのときお招きした来賓の名前とか、それから土地を提供してくれた名前とかいうものが資料としてほとんど添付されているわけですが、そういうふうなものを系統的に図書館で見れるようなシステムがあれば非常にいいなと思っているんですけれども、そういうふうな現状について教育委員長にお伺いいたします。

次に、小学校の学区の編成についてですが、私は、今まで青少年とのかかわりの機会が非常に多かったわけです。そんな関係で、学区とか教育問題についていろいろ市民から聞かれる機会が非常に多いわけですが、特にこのたびは、幸生と田代小学校区が特認校として今度発足するわけですが、そんなことなども含めていろいろな意見とか、それから提言を聞く機会が非常に多いわけです。

それで、中部小学校ではだんだんと生徒数がふえてくる。そして、寒河江小学校ではだんだんと生徒数が少なくなってくると。寒河江小学校が中部小学校と分離するときに私もちょっとかかわったんですけれども、寒河江小学校に何でも古いものを残す、中部小学校には全部新しいものを持っていくということではなくて、学校の蔵書とか、それから備品とか、そういうふうなものを半分ずつしようということで、生徒数も平等になるようにということで半分に分けたわけです。

そこで、現在はどうなっているかというと、小学校の生徒数が極端にアンバランス化が進んでいると。そんなわけで、これから 33 人学級をずっと今度は 6 年生までするわけですので、中部小学校の教室が非常に足り

なくて問題になっているわけですが、そんなことも含めて、これから寒河江小学校区と、それから中部小学校区の学区の再編成をする必要があるのではないかと考えているわけです。

そこで、この前、そういうふうな問題が起きる前に教育委員会では手を打って、小学校区の再編成を市民に提示したわけですが、そのときは、編成区に当たる住民は非常に問題があるとか混乱を起こしたわけです。

また再度そのようなことが起きないように、スムーズに学区編成がうまく行って、そして、そこに学習する子供たちが、お互いに助け合っていくとか協調していくような地域の融和も図りながら分離をする必要があるのではないかと。その一つの手だてとして、問題点を早く市民に提示して、そして市民たちみずからが解決の方法を求められるような方策がないのかどうか検討しているか伺います。

それに伴って、また新しく中部小学校に編入されるのではなかろうかというような地域に新しく宅地造成をしようとしているわけですが、そんなことも含めて住民たちが非常に心配しているわけです。これに関しては、次に荒木議員も質問するようですけれども、そんなことも含めて、学区の再編成を早期に市民に提示して、市民みずからが解決できるような方策を教育委員会ではどう考えているのか伺って、第1問を終わります。

○佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

○大泉慎一教育委員長 図書館の役割について、行政資料の収集・保存についてお答えいたします。

公立図書館の基本的機能は、図書資料の提供を通して生涯学習を援助していくことにあります。市立図書館といたしましても、市民の学習活動が多様化・高度化している現状の中で、生涯学習の中核的役割を担っていくために、市民のニーズにこたえる資料の収集と提供に努めているところであります。

図書館の役割についてであります。図書館法第 3 条には、図書館の奉仕として、郷土資料や地方行政資料、図書・記録の収集に努め、市民にわかりやすい形で資料を提供することとしております。また、図書館資料について、図書館職員が十分な知識を持ち、調べ物、探し物のお手伝いをするリファレンスサービスも図書館としての重要な役割であると認識しているところであります。

現在、市立図書館には 10 万冊を超える図書資料があります。その中で、行政資料等も含めた郷土資料は 6,000 冊であり、そのうち本市に関係する資料は約 2,000 冊で、必要に応じて市民の郷土史研究や行政情報の調査等に幅広く利用していただいているところであります。特に、今年度から小中学校で総合学習が取り入れられたことにより、さくらんぼや寒河江まつり、地名の由来等について調べる郷土学習で図書資料を利用した学習活動が盛んに行われております。

御質問の行政資料の収集、保存、閲覧についてであります。郷土出版物はもとより、行政の計画や事業の実施報告、公的機関の刊行物等はマスコミや地域情報をもとに収集するほか、市役所を初め官公庁、関係機関等に提供を働きかけ、収集に努めているところであります。

また、個人やグループ、団体の発行する機関誌や記念誌等、自主的に寄贈をいただいたものも大切に保存しているところであります。

さらに、各町内会の資料や市内 58 分館の事業計画の資料、各種団体の資料等も数多くありますが、それらの資料は、それぞれ運営する上で貴重な記録であり、地域コミュニティの大切な歴史であると思います。

したがって、各分館の総会資料等、保存を必要とするものについては、各地区公民館で収集し保存しております。あわせて、詳細な資料については、各地域や町内会、自治公民館、グループやサークルが独自に主体的な判断において保存、継承することが大切だと考えております。

現在、図書館で収集している資料には次のようなものがあります。郷土や地名、人名、歴史の参考書、2. 統計調査報告書、3. 各事業の計画書や報告書、4. 縣市町村史や教育史誌、5. 行政、観光、文化財等の資料、6. 地域の特色、地場産業の資料等、図書館において地域の基本情報を得るための不可欠な資料の収集を行っております。資料収集・保存するに当たっては、資料の公益性や継続性、保存の仕方を十分考慮に入れることが重要であると思います。

図書館といたしましては、今後とも市民生活に密接なかかわりを持った資料や郷土資料、地方行政資料等の重要性を考慮しながら収集・保存に努めてまいります。

さらに、資料の閲覧や貸し出しについては、利用者の利便を図り、資料を調べたり探したりするときのリファレンスサービスを大切にするとともに、わかりやすい形で図書資料を提供できるよう分類整理に努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校学区の再編成に関する御質問についてお答え申し上げます。

教育委員会では、小中学校通学区域に関する規則により、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しております。少子化が進む中であって、本市の児童生徒数は減少傾向にありますが、ここ数年、大きな変化がなく推移しております。今のところ、教育委員会としては、直ちに小学校通学区域の再編成を行う考えはしていないところであります。

しかしながら、寒河江地区においては二つの小学校の児童数に大きな開きが出てきており、今後、さらに大規模な住宅団地造成事業が計画されていることや、県の少人数学級編制事業が実施されるなど、状況が大きく変わってきております。

一方、国においては、通学区域制度の運用に当たっては地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うなど、弾力的な方向性を打ち出してきております。これらの現状を踏まえ、当面は現在の通学区域は現状どおりとした上で、保護者が希望すれば、学校の適正規模など一定の条件のもとに学校選択を可能にするような通学区域の弾力的運用について、寒河江地区内二つの学校で実施していきたいと考えております。

また、来年度から、幸生・田代小学校において、自然に恵まれた小規模の小学校で教育を受けさせたいと希望する保護者に、通学区域外から転入学を特別に認めていく、いわゆる小規模特認校制度も新たに実施していくこととしております。

以上であります。

○佐藤 清議長 松田議員。

○松田伸一議員 率直に言って非常によい答弁で、質問をできるかどうか分からないんですけども、行政資料の収集ですけども、例えば、分館の資料のことを今申されましたけれども、各地区公民館でそういうふうな資料を収集していると言いましたけれども、私の望むところは、毎年事業計画書を担当する公民館に提出するわけですけども、例えば提出部数を 2 部にしてください。1 部は公民館に保存します。1 部は地区公民館に保存しておきます。図書館に保存したものは、ほぼ永久に保存しておきますよというような方策とかお知らせとか、市民から提供されている本もたくさんあると言います。それはもちろんですけども、今自分史が非常に盛んでありまして、もしそういうふうなものをつくったら図書館に最低 2 部は寄附してくださいよというようなことを市民にお知らせする必要があるのではないかと思います。それがなっているかどうか。

それから、行政資料は、私は山形市の図書館に行っているいろいろな聞いたときに、昔はわら半紙に議事録とかそういうふうなものを書いたわけですけども、もちろん町の議会の議事録とかは謄写版刷りで、それから昔で言う西洋紙、今で言う酸性紙ということになるかもしれませんが、それは耐用年数が過ぎますとぼろぼろになってしまう。それを、中性紙に印刷しかえて保存しているんですという話を聞いたときがあります。そういうふうな手だてを寒河江市では、図書館で保存している議事録の保存の方法とか、そういうふうなものも気を使っているかどうか伺いたいと思います。

一般的に行政資料というと、事業が終了してしまうとその資料がほとんど散逸するのが私は常のような気がするんですけども、そういうふうな資料こそが数年後、寒河江市を振り返って見た場合に、非常に大切な考え方の基本になるものが残っているのではないかと考えるわけです。そんな意味で、行政資料の系統的な収集を心がけていただきたい。

これから研究してまいりたいと言いますけれども、そういうふうなことを行うには、やはりちゃんと専門的な知識を持った人が専門に当たらないと、なかなか系統的に、それから一つの年代別とか系統別とか、それから事業別とか、そういうふうなものをずっと収集するのは非常に難しいと思います。

数年前から寒河江市の図書館では、地方紙に載った新聞記事で、寒河江市に関連ある新聞の切り抜きの収集を行ってくれているわけですけども、そういうふうなものも年代別にずっと、日にち別にするのではなくて、ある程度これから項目別とか、そういうふうな分類の仕方もあると思いますけれども、そういうふうな方法で整理をするとか、それからマイクロフィルム化するとか、今マイクロフィルムとは言わないけれども、CD 化するとか、いろいろ方法はあると思いますけれども、そういうふうな方向にもこれから公共図書館としての役割がふえてくるのではないかと思いますので、ぜひとも専門的な知識を持った人を配置して、こういうふうな時代にこそこういうふうな仕事を私はつくってすべきでないかと考えますので、そういうふうなことも含めてひとつ御検討願いたいと思います。

それから、学区のことについてですけども、教育委員長が言われたように、ある程度親の希望で学校を選べるような方策をとりたいと。私はそれは大賛成でございまして、ぜひそういうふうなことをやっていただきたいと思います。それで、大体でいいですから、いつごろからそういうふうなことが行われるのか、その点を 1 点伺いして第 2 問を終わります。

○佐藤 清議長 教育委員長。

○大泉慎一教育委員長 寒河江市内の二つの小学校の弾力的な運用をいつからするのかというふうな御質問にお答えしますが、今のところ、来年度に周知徹底を図りながら 16 年度から実施したいというふうに教育委員会では検討しております。ただ、来年度からであっても、保護者がそういうふうなことを希望する場合には、2 年生からでは嫌だと、1 年生から入った方がいいというふうな御希望がある場合には、試行期間として来年度から何とか考えていきたいというふうなことで今検討しております。

以上です。

その他に関しては、教育長の方から御答弁いたします。

○佐藤 清議長 教育長。

○大谷昭男教育長 行政資料等の収集・保存・閲覧について、基本的な考え方をちょっと申し上げたいと思います。

我々の生活、殊に地域の生活に密着している、そういう資料についての大切さという御提言は私も十分わかっております。また、それを利用するときの議員指摘の難しさ、これもごく最近、私個人的にも経験しておりますし、さらに今度はそういう資料をどう何を残すか何を残さないか、ちょっと語弊ありますけれども、そういう基準、判断の難しさもごく最近味わいました。やはり、基本的なもの、例えば記念誌だとか大きなイベントの計画、その反省等々の資料、こういったものはもちろん自治公民館の中でも残しておりますし、先ほど委員長からお答え申し上げたように、地区公民館等でも保存しております。

ただ、やはり町内会長さん、あるいは公民館館長さん、主事さんという方々の判断で、こういうものはやはり次の機会にきちっと残すべきだという、そういう判断が非常に大切なんじゃないかと。それがひいては地域の町会、あるいは地区公民館の充実発展につながるんじゃないかというふうに考えているところです。ぜひそういう形で地域の振興に公民館等々がかかわっていただきたいと心から念ずるものであります。

以上、基本的なことを申し上げて、具体的なことは担当課長の方からお答えさせます。

○佐藤 清議長 社会教育課長。

○斎藤健一社会教育課長 御質問の中で、図書館で扱っている具体的な保存の仕方ですが、正直、先ほど教育長からも答弁いたしましたように、大事なものはお預かりして保存していますけれども、その保存の年限等、ずっと継続して保存するかについては、やっぱりその資料の重要性を考えながら保存しておりますので、永久保存になっているものと途中で廃棄しているものとが確かにございます。あと、市の市史編さん室がございまして、その編さん室で後年度、それが重要なものになるかの判断などを踏まえて資料を分類しながら収集・保存に努めているというのが現状でございます。

あと、マイクロフィルム、CD化につきましては、今後の検討かなというふうに考えます。

以上です。

○佐藤 清議長 松田議員。

○松田伸一議員 私たちも、常々家庭の中でもそうですけれども、最初は、そんなものは捨ててもいいという、要らないものの方がずっと数が多くなっているんですけども、数年とっていてもう一度見直したときに、ああ、あの資料が要るんだっけというのが往々にしてあると思います。そんなことも注意しながら、専門的な知識を持った人たちが、そういうふうな分類に当たって保存していただくように検討していただきたいと思います。

第 3 問終わります。

川越孝男議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 14 番、15 番について、 17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ質問いたしますので、市民の疑問や期待にこたえられる市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 14、都市政策について、都市計画の課題についてお伺いいたします。

平成 14 年ことしに入ってから、4 回の市都市計画審議会が開催されました。2 月 12 日に開催された第 40 回市都市計画審議会では、幸生・田代を除く平場全域を都市計画区域に追加するという県決定の区域変更が諮問されました。

その際私は、一つには、工業団地やチェリークア・パーク用地などは、具体的造成事業に着手する段階で都市計画区域にすべきであり、もっと早い時期に見直しすべきであったこと。二つには、慈恩寺を風致地区として保全する立場から、マスタープランにも示されているとおり、慈恩寺裏山一帯も都市計画区域に含めるよう主張してきました。

4 月 11 日に開催された第 41 回市都市計画審議会には、市決定の用途地域の変更として工業団地、陵東中学校周辺地区、赤田地区、本楯・横道地区の 4 カ所の追加が諮問されました。この件についても、私は、この 4 カ所のほかに高速道路サービスエリアができ、本市の一大プロジェクトとしてもう既に電線の地中化、歩道消雪のロードヒーティング、上下水道整備などが進められ、J A の遊友館やホテルが建設されているチェリークア・パークも用途指定すべきであると主張してきました。しかし、当局は、現在の用途区域とクア・パークの間に優良な農地があり、連担していないためにできないと言われました。

7 月 10 日に開催された第 42 回市都市計画審議会には、皿沼地区の最上川河川敷に整備される最上川寒河江緑地用地を県決定の緑地に追加するということが諮問されました。

11 月 19 日に開催された第 43 回市都市計画審議会には、都市計画法施行令の一部改正に伴い、都市計画道路決定事項に車線数を追加するという県決定の都市計画道路の変更と、第 41 回都市計画審議会に諮られ拡大された用途地域、いわゆる工業団地、陵東中学校周辺地区、赤田地区、本楯・横道地区の用途地域を追加変更に伴い下水道排水区域の拡大、それに、都市計画決定手続の簡素化に伴い、下水道排除面積 1,000 ヘクタール未満の幹線管渠を削除するという市決定の都市計画下水道の変更の 2 件が諮問されました。

私は、今回の下水道区域の見直しは、都市計画区域が 2, 100 ヘクタールから平場全域の 5,100 ヘクタールに拡大なったのに伴い、これまで都市計画区域外となっていた三泉地区で進められている特定環境保全公共下水道も都市計画区域内となるために、平成 8 年度に作成された全市下水道計画が市都市計画下水道に位置づけされるものと思っておりました。

ところが、諮問された下水道区域の変更内容は、追加された区域は用途地域が拡大された工業団地の 57.4 ヘクタールを含む 4 件の 72 ヘクタールと、宅地化が進んだところなど 27 件、41.4 ヘクタールと、チェリークア・パークの 59 ヘクタールを合わせた 172 ヘクタールから、当面宅地化が見込めない農振農用地 4 件の 5.4 ヘクタールが削除され、その差の 167 ヘクタールが既存の 1,055 ヘクタールに追加され、雨水・汚水ともに合計で 1,222 ヘクタールの排水区域面積となるものであります。そこで疑問が生じるのであります。

その一つは、新たに都市計画区域になったのに、その地域に計画されていた特定環境保全公共下水道が、寒河江市の都市計画下水道として位置づけされていないことであります。都市計画法第 11 条では、都市計画区域については、都市計画に次に掲げる施設で必要なものを定めるものとするされ、その施設には下水道が入っており、都市施設としての下水道には、公共下水道に限らず特定環境保全公共下水道を含むことは言うまで

もありません。

ところが、当局は、平成8年度に作成された寒河江市生活排水処理施設整備計画、いわゆる全市下水道計画について、計画ではなく将来の構想だとか計画の指針だとか、三泉地区の特環による下水道事業は都市計画法によるものではなく、下水道法に基づいて進めていると言われます。

確かに三泉地区での特環は、スタート時点では都市計画区域外でもあり、下水道法による進め方は当然のことと理解しています。しかし、平場全域が都市計画になった今もその考えでは、何のための都市計画区域の拡大だったのかとの疑問や、寒河江市生活排水処理施設計画に基づき、三泉地区で特環による下水道整備が行われているのに、前に述べたように、計画でないというのでは矛盾していると思うのであります。

二つ目の疑問は、今回の見直しで、チェリークア・パークがようやく下水道区域に追加されることになりました。しかし、民活エリアも含めて既に公共下水道整備が完了し、供用も開始されているのであります。常識的には、排水区域が決まり、同時に排水量が予測され、それに基づき計画を策定し、認可を得て整備されるものと思います。そういった手続面や受益者負担金の問題など、どのようになされているのか疑問であります。また、クア・パークエリアが用途指定されていないことから、都市計画税が賦課されていないのに都市計画の恩恵を大きく享受しています。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、都市計画区域が拡大された 5,100 ヘクタールのエリア全体について、都市計画としての下水道計画を策定すべきだと思います。あわせて、平成8年に策定された寒河江市生活排水処理施設整備計画の位置づけがどうなるのかお伺いいたします。

二つには、計画的に秩序ある開発を促すためにも、チェリークア・パークエリアの用途指定を行うべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号 15、土木行政について、市道、側溝整備などのあり方についてお伺いいたします。

市民から、市道や側溝などの整備に関して、町会を通じて市に要望は出しているのだが、いつごろ整備されるのかわからないし、どういう基準で整備されるのかもわからないという声が多く寄せられます。実施計画で、都市計画道路事業や市道整備事業として整備されるものについては事業年度が示されていますが、臨時市道整備事業、舗装整備事業、側溝整備事業、用悪水路整備事業については特にわからないと言われています。

箇所づけに対する市の説明は、現地調査し、予算の枠内で決定するもので、具体的には交通量、生活道路としての機能性や効率性、他の事業との関連など経済性、地権者の同意状況、危険性や緊急性の度合い、関係機関との協議状況などを踏まえて箇所づけしているとのことでした。

これに対して市民は、役所の判断基準はそうかもしれないが、しかし地元としては、地権者の同意などの条件を整え5年も10年もたつのに、事業着手のめども示していただけないのでは困る、もっと早くしてほしい、箇所づけがわかりやすいものにしてほしいと言われます。

市長が言われるように、道路改良、側溝整備、舗装整備、用悪水路事業などは、市民が安全で快適な生活を営む上で身近な環境整備であり、地域に密着した事業として大きな役割を持っているという考えは私も同感であります。幾ら身近で重要な事業であっても、限りある財政の中で予算を組み、その予算の範囲で事業を進めるわけであります。

したがって、よりの確な予算を編成するために3年ローリングの実施計画が策定されているわけであります。先月示された平成15年度から17年度の実施計画を見ますと、臨時市道整備事業に毎年7,000万円ずつ、舗装整備事業にもそれぞれ4,000万円ずつ、側溝整備事業にも同じく8,000万円ずつ、そして用悪水路整備事業に2,200万円ずつそれぞれ計上されています。そこでお伺いいたします。

私は、市民生活に身近なこれらの整備については、地元の条件が整えば、原則として何年以内に整備するという目標を示すべきではないかと思うのであります。市長の御見解をお伺いいたします。

例えば、5年とか6年以内に整備をするという目標をつくるべきだと思います。そのためには、限りある財源の中でやられているわけで、予算が幾ら必要なのか、確保できるのか、全体の予算の配分の見直しを含め検討されるべきだと思うのであります。そのためには、住民が選択できる情報や資料を示すことが必要であります。特に、今日では、計画の段階から住民の意思が反映されることが求められています。そのような立場から、5点について伺いいたします。

第1点は、それぞれの事業ごとに市が整備必要と把握している箇所数、総延長、事業費の概算を示していただきたいと思います。そして、現在の計画で進んだ場合、整備が完了するのに何年かかると想定されているのか伺いいたします。

2点目は、1点目の要整備箇所のうち、地元から要望が出されているものの件数、総延長、事業費について伺いいたします。

3点目として、地元から要望されているもののうち、地元の条件整備の整っている箇所の件数、総延長、事業費についてもあわせてお願いをいたします。

4点目として、各事業ごとに要望が出され未整備となっているもので、最も長く待たされているのはそれぞれ何年になるのか伺いいたします。

5点目として、過去15年以内に議会請願あるいは陳情などで採択され、議会から当局に送られたものの件数とその後の処理状況について、整備済み、整備中、未整備に分けて、件数、経過年数について伺いいたしますして第1問を終わります。

○佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

都市政策、都市計画の問題についてでございます。内容といたしましては、下水道のようでございます。

まず、生活排水処理施設、いわゆる市の全市下水道整備計画というのと都市計画決定との関連についてのごとでございますが、質問の予告がありませんでしたので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

そして、私は、法令に従って適切な運用というようなものを施策に反映させておるところでございます。

予告された下水道関係では、2問についてお答え申し上げます。

一つは、三泉を都市計画決定すべきではなかったかと、特定環境公共下水道の事業区域にと、そのこととでございます。

特定環境保全公共下水道事業補助金交付要綱では、特定環境保全公共下水道事業とは市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺）以外の区域における公共下水道の設置もしくは改築に関する事業で、水質を保全するために施行されるもの、または、公共下水道の整備により、生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるものをいうとなっております。

また、同要綱の採択基準にある採択の要件の一つとして、農業振興地域内において特定環境保全公共下水道を実施する場合にあっては、公共下水道または流域下水道に接続することにより一体的に行うことが効率的であることとなっております。つまり、用途地域外の地域である農業振興地域、農村集落において実施される公共下水道が特定環境保全公共下水道なわけであります。

以上のことを受け、本市における全市下水道の推進を図るため、農村集落部の下水道整備については、特定環境保全公共下水道事業を取り入れ、まず三泉地区から整備を始めたところでございます。

下水道における都市計画決定につきましては、手続の円滑化を図るために、山形県通知により、下水道の都市計画決定は、原則として市街化区域等において行うとの方針が示されております。

したがって、下水道の都市計画決定は、用途地域とその周辺に限られることになり、特定環境保全公共下水道で整備を進めている三泉地区が都市計画区域になったとはいえ、都市計画決定の手続は必要がないということとでございます。

次に、チェリークア・パークを用途地域に指定すべきじゃなかったかと、こういう質問でございます。

本市の都市計画については、平成9年度に策定した都市計画マスタープランにより、本市の長期を見据えたあるべき都市づくりの具体的な将来ビジョンを明らかにし、都市構造、土地利用、都市施設の配置構想を定め、市の都市計画を誘導する指針として計画を進めているところでございます。

そこで、都市計画を定める場となる都市計画区域について、市内全域の土地利用状況、地形等の自然的条件、開発動向を勘案し、国土利用計画、寒河江市計画と整合を図るとともに、県とも協議を行いながら見直しを進め、市内の幸生・田代地区を除く平場全域の拡大について、市の都市計画審議会に付議し、県都市計画審議会を経て、本年5月7日に 2,101 ヘクタールから 3,008 ヘクタールを拡大し、総面積 5,109 ヘクタールが県指定となったところでございます。

また、用途地域の拡大についても、中央工業団地の拡張地や宅地造成が予定されている横道地区など5地区を、それぞれの地域に合った用途地域に本年4月に市都市計画審議会に付議し、県の同意を得て都市計画区域の指定と同日付で決定しているところであります。

チェリークア・パークを用途地域に指定すべきでないかとのお考えのようでございますが、未線引き都市計画における用途地域の設定については、線引き都市計画の市街化区域を設定する考え方を準用することになっ

ております。

国の都市計画運用指針の中で、市街化区域を設定する基本的な考え方として、既成市街地の周辺部を市街化区域に編入する基本的な要件として、既成市街地に連続していることとなっております。既成市街地に連続しなければならない理由は、積極的に市街化を促進する市街化区域が周辺部に点在することは、土地利用が虫食い状態に市街化されること、また農業サイドからは、優良農地が一体的に確保されなくなるなどによるものでございます。

御存じのように、クア・パークと落衣・美原町地内の用途地域との間には、優良農地としての農振農用地になっており、連続しない状況になっておりますし、現段階での用途指定は難しいと考えているところでございます。

次に、土木関係の質問がございました。

お答えいたします。

市道における道路改良事業や側溝整備事業、さらに舗装整備事業につきましては、市民の方々が安全で快適な生活を営む上で最も身近な環境整備で、地域に密着した事業であり、これまでも積極的に進めてきたところでございます。また、まちづくりの一環として、現在も重点化・効率化に留意しながら道路整備を進め、花・緑を含めた維持管理にも努め、よりよい道路空間を確保すべく鋭意努力しているところでございます。

これらのことは、日本全都市の暮らしやすさ、それから豊かさの成長度白書の中、これはダイヤモンド社で出している本でございますが、その中で本市が上位にランキングされているなど、高い評価をいただいております。

御質問は、市道側溝整備のあり方についてであります。以前にも同様の御質問があり、何回かお答えをしたと記憶しておるわけでございますが、要望があった市道の改良事業や側溝整備をよりよくしようと進めていくには、まず現地の調査を行います。要望箇所を確認し、現場状況から事業の必要度、難易度などを調べます。

道路改良事業の場合については、交通量や生活道路としての機能性や効率性、他事業関連とあわせた経済性、それから地域や地権者の同意と理解などを考慮いたしまして予算の枠内、当然でございますが、予算を見ながら事業を進めていることは、既に御案内のことかと思えます。

また、側溝整備事業においても、地域や地権者の同意と理解のほかに危険性や緊急性、効率性などが必要で、電柱移転の問題や境界の問題等も大きく影響いたしており、それらが解決したところから事業を進めているわけでございます。

事業をしている中で、新たに優先的に取り組まなければならない箇所が出てきて、必ずしも計画どおりの事業執行とはなりません。特に現在、公共事業において、14年度予算に対し国では公共3%、単独5%、県では公共単独とも10%の削減を実施しようとしているわけでございます。本市におきましても、この影響というものは出てくるわけでございますし、削減の方向というものをとらざるを得ないと考えているわけでございます。

このような状況で、これまでのような事業執行というものが困難と思われることから、現在出されている要望については、いつの時期に事業ができるとか、何年後にできるなどとは申しあげられないと思っているところでございます。

また、町会の役員がかわったりいたしますと、同じ内容の要望を何回も提出しなければならないというようなこともよく言われますが、事業箇所を決める場合には、市が必要とする箇所と要望されている箇所を調査して計画をしておりますから、要望については保存もしておりますので、2回も3回も要望しなければ事業が進まないなどということはございません。

ただ、今申しあげましたように、このような時世でありますから、事業の着手や完了には時間がかかるということを御理解願いたいと思います。必要な道路については、すべて何らかの対応をしております。ほとんど

手をかけてきていると、また、その後の維持管理についても行っているという観点で申しあげれば、未整備等の箇所はゼロで、ないと思っているところでございますが、さらによりよくしていこうとする箇所と言われれば、これは存在するかなと思っております。

それから、要望箇所の件数でございますが、道路改良事業につきましては 21 路線ありまして、延長が約 6,000 メートル、それから側溝整備につきましては、 108 カ所で約 2 万 4,000 メートルぐらいあります。また、舗装整備につきましては、19 カ所で延長は約 5,400 メートルほどでございます。要望の中で、古いものでは 7 カ年経過しております。それから、議会の採択案件でございますけれども、平成 4 年度から 14 年度まででございますが、15 件の請願・陳情がありまして、12 件が採択、3 件が継続となっていると、このような状況でございます。

以上でございます。

○佐藤 清議長 私から申しあげます。

一般質問される議員の皆さんに申しあげます。

一般質問は通告制をとっております。通告している要旨に基づいて質問されるよう要請します。

川越議員。

○川越孝男議員 1 問目の答弁をいただきましたので、2 問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、都市計画にかかわる下水道の関係でありますけれども、何か行き違いで、通告がなかったのかというふうなことでありました。それで、私との意思疎通が不十分であったのかなというふうにも思うんですが、皆さんも御承知のとおり、実施計画の説明の際にも、全市下水道の関係でどうなっているのかというようなことを聞き、そしてそのときは、所管課長から、構想的なものだというふうなこともありましたので、協議会の中でなくて別な場でお聞きをしますとあのときも申しあげておりました。

そして、打ち合わせの際も、都市計画区域が拡大になったわけですので、その中で、先ほど市長も言われましたように、平成 8 年度につくられたこれが、私も全市下水道計画だというふうに思うんです。それで、その関係についてもお尋ねしますということを 1 問目の打ち合わせの中でもちろん言っているんです。そして、今までは、町の中だけの都市計画区域の中で公共下水道が設定されておったわけですね。そしてことしになってから、平場全域が都市計画区域に拡大されたと。

そうした場合の下水道の位置づけ、これは、公共下水道であっても特環の下水道整備であっても都市計画法で言う都市施設に入るわけですので、その辺の関係を質問しますということを申しあげておったものですから、1 問目の最初の都市計画としての全市下水道整備をつくるべきでないかということと、この全市下水道の関係についてどういう関係なのかというふうなことは、私は打ち合わせの段階で、通告の段階からなっていたというふうに理解をしていたんです。それで、そういう行き違いが市長の方になっているようですので、後ほど 2 問目にお答えをいただきたいと思います、この関係についてはね。

それで、具体的に 2 問目に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

○佐藤 清議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 1 6 分

再 開 午後 2 時 0 0 分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋勝文議員。

○高橋勝文議会運営委員会委員長 それでは、私の方から、ただいま議運を開催しました。その結果を報告申し上げます。

①チェリークア・パークの用途指定につきまして、②特定環境保全公共下水道を都市計画決定すべきではないかという二つの質問問題についての質問の通告を受けており、市長が通告を受けていないという生活排水処理施設整備計画の見直しにつきましては、通告を受けていないので答弁しなかったということを確認して、先ほど言った①、②、この 2 点につきましての一般質問をすることに議運で確認されました。

以上、報告を終わります。

○佐藤 清議長 川越議員。

○川越孝男議員 それでは、2 問目というか、中断前に引き続いて 2 問目に入らせていただきたいと思います。

それで、特環を、公共下水道としての都市計画に指定すべきでないかというふうなことを 1 問で申しあげました。それで、先ほどの 1 問の答弁もあったわけですが、なぜ特環を都市計画としての下水道計画に入れないのか、入れることについての障害やなんかあるのかどうなのか、理由をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

下水道に行ったり、あるいは県の方にも行っていろいろ指導文書もいただきました。都計審なり、あるいは全協の中でも、県の指導や平成 6 年 6 月 7 日の全国都市計画主幹課長会議の考えを参考にして、特環を都市計画には入れていないんだというふうな説明もされています。

しかし、その通知を見ましても、そういう特環を都市計画に入れるか入れないかというのは、最終的には都市計画決定権者の判断にゆだねると、こういうふうになっているわけです。したがって、都市計画での下水道の計画というのは寒河江市決定なんです。したがって、市長が入れるか入れないかの判断権を持っているというふうなことであります。

したがって、先ほど 1 問目でも申しあげましたように、以前の都市計画区域の中での公共の下水道の部分は都市計画されていましたが、都市計画が拡大になったわけですから当然にして入れるべきでないかという、極めて当たり前の考えだというふうに私は思っているんです。したがって、入れるというと、こうこうこういうふうな不都合があるんですと、したがって入れないんですというふうな説明などがあれば、それは一つとしてわかります。

あと、そちらの方の計画の部分、触れて悪いと言われたからこれ以上言われたいだけではないけれども、そっちに計画ないみたいで今の状態になってしまうという、私非常に困るなというふうに思うし、一本化できないんだとすれば、公共の下水道計画と特環の下水道計画の二本立てにしなければならいんでないかなというふうにも思うんですが、そっちの方には計画ないなんて言ってみたり、あるいは午前中の松田さんへの答弁という、これが計画だというふうにも言われるし、ただ、これもやっぱり読んでみますと、最初に、「今後の下水道整備の指針としてここに寒河江市生活排水処理施設整備計画を策定したものです」というのがあるのよ。

またここを言うと、通告受けていないと言われるのかもしれないけれども、そういう意味でなくて、特環を都市計画に入れなければならないんでないかという意味でそこを触れざるを得ませんので、やっぱり二本立てにしても、寒河江市の下水道整備計画というやつをつくらなければ、特環の方は、計画なくて進んでいるんだなんていうふうにもなってしまいます。そこら辺の見解をお聞かせをいただきたいというふうに思いました。

まだ私議員になって最初のころ、建設常任委員会に所属したときがあるんです。そして、市道の編入の陳情や要望などが出されて話をしたときに、これは公式な場ではなかったわけですが、余りどんどん認定をしていくというと、市道の整備率が、パーセンテージが下がると。だから、ある程度今抱えている未整備の道路を整備してから市道に編入していくという、こういうふうなことも必要なのだというような話も聞いたことがございます。

しかし、私は、この下水道についても、そういうふうなことで部分を大きくしたくないなというふうなことがあるのだとすれば、それはちょっと間違っているのではないかなというふうに思いますので、この辺についてもお聞かせをいただきたいし、あくまでも県や上部の指導というふうなことでなくて、この特環を入れるか入れないかというのは寒河江市の判断です。これは、法的にも指導を見てもすべてそういうふうになっているわけですから、市長にお尋ねをしているわけでありまして。

それから、チェリークア・パークの用途指定の関係でありますけれども、現段階では指定は難しいと。中ほどに優良な農地があるためというふうに言われております。

しかし、私1問でも申しあげたんですが、連担していないために都市計画の指定はできない。しかし、11月19日の都計審に、あそこを今度、下水道の受益地として指定したい、拡張したいというふうな話があるわけですね。そこで、用途区域のときには連担していないからだめだ。下水道のとき、下水道というのは順々につないでいくわけですから離れているところもなってきたわけですね。そういうふうな問題があり、そして、あそこはいろんな1問にも申しあげたとおり、整備がされているわけですね。したがって、さまざまな矛盾が出てきているし、もう下水道も入っているわけですね。

私も担当課に行って聞いてみますと、11月19日の都計審にかかって下水道のエリアにしたいというふうにご相談されたわけですが、そしてもう、きのう、おととい、あの場所が排水区域の決定を見たそうでもあります。12月9日付で都市計画法上の下水道のエリアになったそうですけれども、用途指定はちょっとない。そして、下水道は平成10年11月30日に完成したそうです。12月31日に供用開始している。これはおかしいなというふうに思ったら、都市計画法で下水道の区域指定をしないで、下水道法で平成8年1月12日にもう既に認可を受けて工事をしたというふうなことだそうでもあります。

したがって、やっぱり用途指定もならないけれども、そっちだけがどんどん進んでいくと。そして、排水区域の告示が、その認可を受けた平成8年1月12日だそうでもあります。そして、受益者負担を徴収する賦課対象区域の告示が14年3月29日になされたそうです。そして、14年8月15日に賦課をしているそうでもあります。このように、用途区域に……。

○佐藤 清議長 川越議員に申しあげます。

質問の要旨だけお願いします。

○川越孝男議員 ちょっと前段……。

というふうなことだそうでもあります。

したがって、皆さんもおわかりだというふうに思うんですが、受益者負担をもらうには、賦課対象区域を告示をして、告示した日が基準日になるわけですが、条例では、この負担金の徴収については、寒河江市所有の場合には賦課できなくなっているんですが、そこに、中国パールに戻されたり、あるいは王将やいちらくで売買が不調になって寒河江市所有になっている土地などもあるんです。

したがって、これらについては、受益者負担金がどういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思うんです。もちろん都市計画区域の指定がありませんから、都市計画税がかかっていないのはそのとおりでありますけれども。

そしてまた、先ほど申しあげましたように、賦課対象区域の告示がことしの3月29日なんです。工事で上がったのが平成10年11月30日。下水道の供用開始したのが12年3月31日なんです。何でこんなに今まで受益者負担金を賦課する賦課対象区域の告示というのがおくれたんだかなというふうなことも非常に疑問であります。これらについては改めて、きょうはまた通告になっていないのかなんかというふうに、私はしているつもりなんです、なると悪いんで、改めて別の機会に当局の答弁を求めたいというふうに思いますが、そういう問題があるということを御認識をいただきたいというふうに思います。（「静粛をお願いします」の声あり）

というふうなことで、そういうさまざまな問題が出ているために、用途指定をやはりすべきでないかということが私の申しあげていることなんです。そういうふうなことをしていくと、非常に格差が出てくるし、あそここの団地の中で、隣と値段の差も出てきたりというさまざまな問題が生じますので、1問でも申しあげましたように、秩序ある開発をするためにも、やはり用途指定というふうなことを検討していくべきでないのかと。用途指定の分と下水道の分で相矛盾することになっているわけですから、この辺についての見解を改めてお聞

かせをいただきたいと思います。

そのほかさまざまな問題については、先ほど議運の委員長からもありますので、別の機会に、より市民に疑問を持たれないように、公平な行政執行ができるように、さらに当局と意見交換をしたいというふうに思います。

以上で2問終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まず、後段の方の質問に答えてまいりたいと。

いわゆるクア・パークを用途地域に指定したというふうなことの根拠でございますが、これは、国の方の通知がちゃんと出ているわけございまして、いわゆる何遍も、1 問でも答弁申しあげましたように、既成市街地の周辺部として市街化区域に編入する。ここは、市街化区域というのはいないんですけれども、用途区域と読みかえていいと思いますが、編入する区域は、その中の一つとしては既成市街地に連続していると、こういうことでございます。これが条件でございます。

それから、連続していないところもあるわけでございます。例えば、山形のニュータウンのような場合でございますけれども、こういうふうな場合には、連続しないところの新市街地については、その規模がおおむね 50 ヘクタールあると、この場合は用途区域に指定しましょうと、こういうことでございます。はっきりしております。

次に、三泉の特定環境保全公共下水道でございますが、この考え方というのは、やはり生活環境の改善ということを図る必要があろうと。例えば農村地域に、あるいは市街地に近いところの周辺地域につきましても生活環境の改善、そういうことによりまして今までの従来の公共下水道と同じような効果を発揮していきたいと、こういう考え方からこの環境下水道に補助金交付要綱というようなものをつくっているわけございまして、その中には、いわゆる市街化区域以外の区域におけるこれこれでもできるんだと、こういうことを言っているわけございまして、また、別の補助の採択基準ということの中にも、公共下水道または流域下水道に接続することにより、一体的に行うことが効率的であるというものについては、特環を採択して補助の対象にしますと、こういうことを言っているわけございまして、その趣旨、それから採択の基準というのは以上のとおりでございます。

○佐藤 清議長 川越議員。

○川越孝男議員 なかなか私質問していることが何か通じないというか、採択基準やなんかは私も資料を県からもいただいたのでわかるんです。

三泉でやっている特定環境保全、これも市の都市計画の中の下水道計画というふうに位置づけすべきだというふうに私は思うんですが、しない理由。するとこういうふうな不都合があるんだと、だからしないんだというのだとわかるんです。それが示されないんですね。

都市計画区域が今までよりずっと広がったわけです。今までの都市計画の中に公共下水道があったんだけど、それに連担して今度特環のやつも、現に今もやっているんですけども、それを位置づけしなければならないんじゃないのと。しないとすれば、寒河江市の下水道計画というのは、公共の部分と特環の部分というふうに二本立てにしなければならないんじゃないですかと。そういうふうな形で今後二本立てという形にしていくんですかということも聞いているんです。

そうすると、寒河江市全体の下水道計画面積というのは、公共の部分だけでなく特環も含めた下水道の計画面積というふうになってくるんじゃないかなというふうにも思うし、そこで、できない理由、しない理由、それは何なのか。

国や県では、それは市長の判断ですと、決定権者の判断なんですと。私たち市民という立場から見れば、下水道工事していながら、寒河江の従来の公共でやっていた部分は下水道計画になるけれども、それなら、そっちがなくなるのかというふうになるものだからそこを聞いたし、その部分のダメな、そういうふうに余り広がっていくとまた問題になるから、なぜ入れられないのかという入れられない理由を再度、さっきの 2 問目の答弁でもそこがわかりませんでしたので、採択の基準は、私も資料を県からもおもらいしているのでわかります。なぜしないのかということをお教えいただきたいんです。

終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 何遍も答弁しておりますように、都市計画を決定しなくてもやれるんだということでございますから、そうしたならば、先ほど第 1 問でも答えましたように、市長としてならば、法の適正な運用の中で市民の幸せ、あるいは生活環境の改善ということに持っていくのが市長の算段だと、こういうことでございます。やれないと書いておりませんし、都市計画決定はしなくてもいいと、こういうことでございますからそのとおりやっていると、こういうことでございます。

内藤 明議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 16 番について、18 番 内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、市民から寄せられました御意見をもとに、通告しております行政一般について市長に質問をいたします。

質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

初めに、寒河江市生活排水処理施設整備計画についてお尋ねをいたします。

本市では、今、平成 17 年度を目標年次として、第 4 次振興計画のもとでまちづくりが行われておりますが、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」とするキャッチフレーズが空文化することなく、実効性あるものになっているのかどうかを検証する意味も含めて質問をしたいと思います。

さて、本市では、先ほど来ありますとおり、平成 8 年 9 月、下水道事業の指針とすべく生活排水処理施設整備計画を策定し、さらに平成 11 年 3 月、生活排水処理基本計画をまとめ、生活排水対策としての基本的な方針としております。

しかし、この計画は長期的な計画であり、あくまで現段階における国の制度及び市の財政計画等を踏まえながら計画したものである。今後、社会経済情勢の変化等により計画が変更になる要素が多分に推測され、その都度柔軟に対応する必要があるとしていみじくも述べられておりますが、この段階で、早くも変更される地域があるやに聞いて、関係住民の期待が大きかっただけに私もがっかりしているところであります。

そこで伺いますが、さきに、2 月ごろとされる公共下水道事業計画変更の認可申請の概要が建設常任委員会に示されたそうではありますが、私は、同委員会所属の委員だけでなく、議会人として当然知っておく必要があるというふうに思っておりますので、そこで、全体に説明をいただくよう全員協議会の中で求めたのでありますが、その考えはないということでありましたので、初めに、その概要についてお答え願いたいと思います。

次に、同整備計画の内容についてお尋ねしたいというふうに思います。

ここに来て、整備スケジュールについて市民の間にさまざまな見解が出てきております。私は、前の当局答弁から、特定環境保全公共下水道の整備順位のくだりは、巻末にある整備計画図と照らし青塗りになっている部分、つまり、14 年度以降着工で、合併浄化槽の補助対象にならない地域の認可申請は同時期と理解しておりますが、どのように解すればよいのか、改めて市長の考え方を伺っておきたいと思います。

次に、最上川の南側の流域についての計画についてお尋ねをいたします。

庁内で組織された助役を委員長とする同整備計画検討委員会は、平塩橋の污水管添架は可能と判断して報告し、議会等の説明でもそのことについて断言をしてきた経過があります。しかし、最近になって、市当局の間では、平塩橋の污水管添架に疑問視する声もあると聞いております。そこで、この方針に変更はないのか率直に伺いたいと思います。

次に、用悪水路や排水路整備についてお尋ねをいたします。

こうした事業の要望については、財政的に厳しいことも手伝って、排水処理施設整備計画が策定されてからは、下水道の整備が進めば解決するし二重投資になるとして住民を説得してきたものが、私がかかわったものでも一つや二つではありません。そうしたことで、全市的に見ればかなりの数に上ると考えられます。

そこで伺いますが、整備計画変更によって当初の計画より下水道の整備におくれを来す地域については、下水道の整備を待つことなく側溝整備など他の事業で整備を急ぐべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、計画変更に伴う合併浄化槽の補助対象地域について変更はないのかお尋ねしながら、あわせて合併浄

化槽の耐用年数についても伺っておきたいと思います。

続いて、市民に開かれた市政運営についてお尋ねをいたします。

地方政治は住民のためにある、これは、地方行政の教科書ではありませんが、俗に言われていることであります。また、この理念を実現するための制度が民主主義であり、その民主主義は、選挙を通じて具体化されるところと考えられてきております。経済が右肩上がりに成長を遂げ、住民の望むよりよい生活というイメージがある程度共通をしていた時代には、選挙を通じた民主主義も、それなりの実効性を保っていたものと思いますが、現在のように経済成長が行き詰まり、その一方で住民の価値観や生活観が多様化している中では、もはや選挙という手段だけでは、その理念を実現することは不可能になってきているものと考えます。

さまざまな問題について住民の意見を吸い上げ、それを政治に反映させていかなければ、諸般の政策は住民から信頼を得ることができず、執行機関や議会が、幾ら民主的な正当性を主張したとしても、住民との意識の乖離は大きくなるだけだと考えます。国の政治もさることながら、住民の生活に密着している地方政治ではなおさらのことと思います。

近年、こうした状況を背景として、地方においては、国に先んじていろいろな改革がなされてきております。御承知のように、情報公開、パブリックコメントやオンブズマン制度などが代表的な例であると思います。政策評価制度なども政治に対する住民の信頼をつなぎとめるためのものと思います。そのほか、まちづくり条例、市民の声を生かす条例など、目詰まりを起こしている民主主義の現状を補正し、地方行政へ住民の参加を進めるための条例の制定も、全国至るところでなされて実践されてきております。質問項目としての開かれた市政運営も、これまでの既成概念にとらわれることなく、改革の提言として受けとめていただきたいと思います。

そこで伺いますが、市民の間に、市役所の4階は、各部屋にドアがついていて閉鎖的で大変入りにくく、主権者たる市民が一々ノックをして入らなければならないなんて立場が逆立ちしているのではないかとする意見があります。これまで私は、そんなに気にもとめなかったのですが、言われてみればそれもうなずける話であって、ぜひオープンフロアにして入りやすくし、役所の構造から市民に開かれたものにすべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市民総合窓口の設置についてお尋ねをいたします。

以前に、同僚議員より同じような趣旨の質問がなされたように思いますが、改めてここで伺いたいと思います。

私も経験がありますが、市民が役所に来て、あるいは用件で電話をしてたらい回しにされたとの指摘があります。一般の市民には、役所は大変わかりにくいところで、余り行きたくないところと思われる節があるようであります。わかりにくい、しかもたらい回しされたのでは、それも無理からぬ話だと思えます。

それでは、総合窓口でなくて総合案内のようなものでいいのではないかとするお答えがあるかもしれませんが、私の意図しているものはそういうものではありません。

少し考え方を变えて、役所が市民を回すのではなく、職員が動くという発想のもとに、例えば市民の用件や課題が二つの課にまたがるようなものであれば、それぞれの担当者をその総合窓口と呼んで解決するための話を進める、そして、担当課に解決をゆだねたときは、最終的な回答はどうなっているのかを確認するなど、私は、こうした市民の目線で役所の組織や意識の改革を行ってサービスを充実すべきでないかと考えております。市長の御見解を伺いたいと思います。

また、市民には、国や県との業務の管理区分がなかなかわかりにくいので、どのような問題でも市が窓口になって解決してくれたらよいのにとする意見があります。私たちにも、時折市民から、そこが国や県道であるにもかかわらず、街灯が切れているので何とかしてくれというような要請を受けることがあります。そのときは、それぞれの管理者にお願いをしますが、このように、住民には詳細な管理区分などはわからない方が大半ではないかと推察をいたしております。

私は本来、自治体というのは地方政府で、行政区域内の住民には一義的な責任があるのではないかと考えております。とすれば、役所が住民の意向を踏まえ、公共課題を解決する橋渡しをして国や県に伝え、そのことをむしろ積極的にフォローする必要があるのではないかと考えます。ある意味で、市民要望はまちづくりと深くかかわっており、そうした観点での組織や業務担当も常設すべきと思いますが、市長の所見を伺いたいと思います。

それから、前にも指摘をしましたが、事業の優先順位や予算の箇所づけが、市民には非常にわかりにくい現状にあります。これは、先ほど来あるとおりであります。市民の財政需要が多く、しかも財政がこのような厳しい中では、市民が納得するような方法をとるべきだということを再度強く申しあげたいと思います。

少なくとも事業が進展しない理由など、具体的にわかりやすく記して、要望書などとともに市民に開示して、誤解を招かないようにすべきであります。緊急を要するような課題等については、市民は理解を示すものと考えておりますし、加えて、ほかに問題がなく、単に予算の箇所づけを待っているものについては、市民が納得する公平で公正さがあってしかるべきものと考えます。

また、一定の物差しがなければ、恣意的なものがないと幾ら強弁しても、到底市民に理解されるはずがありません。そこで私は、例えば北海道のニセコ町で作成しております「もっと知りたいことしの仕事」のようなものについては検討に値するものと考えますが、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、議会の会議録検索システムの導入とインターネットによる会議録の開示についてお尋ねしたいと思います。

議会にも関することでありまして、既に要望もいたしておることではあります。予算を伴いますので市長の考え方を伺っておきたいと思っております。

御承知のように、この検索システム導入によっての利便性は論をまたないものと思っております。また、今この準備を急がないとますます立ちおくれ、将来、さらに大きな予算措置が必要になることは火を見るよりも明らかであります。会議録検索システムを導入し、さらにインターネットを通じて市民に寒河江市政の最新情報を提供すべきと思いますが、市長の所見を伺いたいと思っております。

誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、公共下水道事業の変更認可内容についてでございます。

現在の認可計画については平成 14 年度で期間が満了となることから、引き続き下水道事業を推進するために、平成 13 年度、14 年度にわたり変更認可の準備を進めてきたところでございます。公共下水道事業でございますが、現在 924 ヘクタールの認可区域で事業を進めております。平成 14 年度末の整備率は、約 70%程度になるものと見込んでおります。こうした整備状況を見ながら、このたびの変更にあたりましては、寒河江市生活排水処理施設計画の整備指針に沿い、次のような点に留意しながら準備を進めてきたところでございます。

一つは、計画期間でございますが、優先度の高い地域から 5 年ないし 7 年の間に整備が可能な区域について計画することが望ましいとされておりますので、7 カ年としての計画をすることと。

二つには、現在の認可区域の残事業の整備というものは、平成 17 年度にはほぼ終了するものと見込み、まずは、この残事業の整備を優先する考えで進めておるということでございます。

それから三つ目には、下水道は自然流下でございます。下流から上流への整備となることから、拡大地域については、現在の整備区域を見て検討を行う必要があると、こういうことで、以上の 3 点を整理し、なおかつ各地域の状況等を勘案しながら検討してきたところでございます。

その結果、公共下水道事業で整備する区域として、用途地域変更に伴う拡大地区、二つ目には用途地域に隣接する地区、それから柴橋地区及び宝地区、最後に中央工業団地の一部、以上を新たに加えたものでございます。

次に、この特定環境保全公共下水道事業の区域でございますが、現在整備しております三泉地区につきましては、平成 17 年度にはほぼ終了する見込みでありますので、新たに高松地区の鹿島と八鍬の一部を加えたものでございます。

高松地区については、寒河江市生活排水処理施設整備計画、いわゆる全市下水道計画では、公共下水道事業での整備が予定されておりますが、公共下水道事業と特環事業とを検討したところ、一つには、公共下水道事業よりも国庫補助の対象路線が多く取り入れられること、それから 2 番目には、寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則別表にありますが、その規則によりまして、農地の場合、当該農地が宅地化されるまでは受益者負担金の徴収が猶予されること、それから 3 番目は、集落形態などにおいて、特定環境保全公共下水道事業の採択基準に合致することなどの理由によりまして、当地区の整備につきましては、特定環境保全公共下水道事業を選択したものでございます。

以上の結果、公共下水道事業につきましては、143 ヘクタールを追加いたしまして 1,067 ヘクタールに、特環事業につきましては、44 ヘクタール追加になりまして 93 ヘクタールに、合計で 187 ヘクタールが追加となり、変更後の事業認可面積は 1,160 ヘクタールとなるものでございます。

なお、このたびの変更認可につきましては、来年の 15 年の 1 月中旬に申請を行い、3 月初めころまでには認可を得る見込みでございます。

次に、この全市下水道計画、緑の本の中の 8 ページというのと、一番後ろに添付されておりますところの図面との関係をどのように理解すればということでございますが、本市の下水道について、地域の特性に応じた下水道整備を行い、全市下水道化を推進するための指針として、平成 8 年、今申しあげました寒河江市生活排水処理施設整備計画を策定したわけでございます。

この計画の 8 ページの整備スケジュールで示している特定環境保全公共下水道であります、本市で初めて

平成9年度に下水道法の事業認可を得まして、平成10年度から三泉地区において工事に着手して、そして昨年5月に一部供用開始を行ったところでございます。

現在の整備状況でございますけれども、整備率は御案内かと思っておりますけれども、整備された区域面積を事業認可面積で除したものでございます。この整備率は、平成14年度末で約43%になる見込みでございます。この特定環境保全公共下水道についても、認可期間が今年度で終了することから、平成15年度以降の変更認可についても引き続き三泉地区の残事業を優先して整備すべく計画をしたものでございます。

下水道整備というのは、何回も申しあげましたように自然流下が基本でございます。下流部から上流部へと工事を実施するのが原則でございます。特環事業につきましても、計画の8ページに記載しておりますとおり、三泉地区の整備のめどが立った時点で醍醐・白岩へと進むものでございます。

さらに、整備計画図との整合でございますが、整備計画図では、醍醐地区及び平塩地区が青色に塗られております。いずれも平成14年度以降の着手予定地域として同時期の着手を目標としております。

醍醐地区につきましては、三泉地区の進捗状況を見ながらの計画となり、また、平塩地区につきましては、計画の8ページに記載しておりますように、平塩橋の污水管添架などの計画に配慮という観点から今後の計画を検討してまいりたいと考えているところでございます。

したがって、8ページの記載内容に沿って図面に色染めをすれば、整備計画図のようになるということでございます。

以上なわけでございます。

それから、最上川の南側の地区の整備についてというような御質問がございました。

平塩・中郷地区の下水道整備なわけでございますが、このことについては、11年3月定例会の一般質問において議員が質問なりましたので答えたわけでございますが、この全市下水道計画に基づき特定環境保全公共下水道事業として計画し、整備を進めることについては現在も変わりございません。こう答弁しておるわけでございますが、流域の地形において、下流部低部にある平塩橋が污水を計画的に集めやすい箇所にあたることで、最上川右岸の中郷地区、平塩地区の污水を集め、平塩橋で最上川を横断するルートの計画であります。

したがって、污水管を平塩橋に添架することになりますが、1級河川である最上川を横断することになりますと、河川管理者であります国土交通省との協議などの課題もありますし、さらに、現在の平塩橋は昭和35年に建設されたものと聞いておりますが、幅員が4メートルと狭く、車両の交互通行が容易でない現況にあります。また、橋の構造上にも課題がございます。これに新に污水管を添架することになれば、これらの課題をクリアしなくてはなりません。こうした状況というものを一つ一つ解決しながら、平塩及び中郷地区の下水道整備について対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、今回計画しております下水道事業計画、これと合併浄化槽設置の補助対象区域の関係でございます。これにお答えいたします。

御案内のように、合併処理浄化槽設置整備事業というものは、国の合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱に定められた事業の対象地域である下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、いわゆる事業認可区域以外の地域が対象となります。

平成8年に策定した、俗に言う全市下水道計画では、下水道整備計画は長期にわたることから、下水道整備が後年度になる整備地域については、合併処理浄化槽設置整備事業で補完することとし、補助制度を設け対応してきているところでございます。

この補助制度については、国の補助制度の中に、7年以上下水道整備が見込まれない地域への補助制度があることや、合併処理浄化槽の耐用年数などを勘案し、公費の二重投資を避けるため、おおそ7年後に下水道事業の認可区域として見込まれる区域については、この補助制度の対象区域から除いているものでございます。

今回の下水道事業の計画変更認可によりまして、合併処理浄化槽設置整備事業の補助対象区域の見直しを進

めているところであり、平塩地区・醍醐地区についても、この補助対象区域に加える方向で検討しておるところでございます。

次に、市民に開かれた市政運営についてお答えいたします。

まずは、庁舎4階のオープンフロアのことでございます。本市の庁舎は昭和42年に開庁されたわけですが、庁舎の設計段階での各階のフロア活用については、基本的な考え方は現在も変わっていないものと受けとめております。1階には議会関係を配置しており、議場は半地下となっており、設計者の考えとしては、恐らく市民が気軽に議会を傍聴されるようにと考えたのではないかと考えております。2階には、市民課、会計課を中心とした窓口部門を配置し、3階は、事業部門を中心にオープンフロアとした構造でございます。4階は、管理部門と各行政委員会が配置され、それぞれ、部屋という構造になっております。

私は、就任以来、行政機構のスリム化や市民にわかりやすい組織機構への再編など、行財政改革に伴う効率的な行政システムの構築のため、何度か組織機構の改革を行ってまいりました。

御質問の4階の各部屋は、ドアによりまして入りにくいとのことでございますが、4階は、各行政委員会と管理部門が配置されているため、壁で仕切るとかドアを設置したことは、設計者もその必要性を踏まえた設計と考えており、私も同じ考えでございます。

要は、各部屋で執務する職員が、いかに市民との対応をするかということが問題であり、市民との対話の中で柔軟かつ迅速に対応がなされ、市民から快く思われる接遇対応をなすべきものと考えております。行政組織は、今後も行政課題の変化等に柔軟・迅速に対処すべきであると思うところでございますし、また、分権時代の地域の創造、地域の経営という観点からも、常に、機構の簡素・合理化に努めていかなければならないものと考えております。

次に、総合窓口といいますが、そういうものの考え方についてのお尋ねがございました。

私は、住民から、市役所に行ったとき、職員から迅速に気持ちよく対応していただいたことを何人からも聞いております。そして、それを喜んでいるところでございますが、議員からしては、たらい回しにされているケースもあるんだと、総合窓口を設置して対応をと、こういうふうな御意見でございますが、規模の大きい市役所では、玄関を入ると庁内の総合窓口として、庁内の案内というものをされているところが多く見受けられます。

本市規模の庁舎においては、そのために専任の職員を置くというよりも、聞かれたときは全職員が適切に迅速に対応することの方が、より効果的であると考えております。また、問われる内容が他の課の業務に関する場合にあっても、そこには居合わせた職員が迅速かつ適切に対応されることの方が、市民から見れば、新たに窓口を設置し、職員を配置して対応するより好意を得られるのではないかと考えております。全職員窓口と、こういう考え方で取り組んでおりますし、そのようにしてまいりたいと、こう思っております。

したがって、職員には、常に適切な適応力と柔軟性を持って住民に接するよう、職員研修を初め機会をとりえて申しあげておるところでございます。

それから、国・県とのフォローするところの新たな業務担当や組織をつくってはどうかと、国・県関係に伝えるところの組織を新たに、そういうことの御質問でございますが、現在もそれぞれの部署を通じまして、国・県との連絡を行っておりまして、特に支障のあるような実態はありません。このことから、国や県に連絡するための新たな担当や組織をつくるということは、行財政改革を推進し、効率的な組織が求められている今日、その必要性はないと考えております。

現在、寒河江市におきましては、職制なり、あるいは組織というものをまずは変えないというふうな考え方で取り組んでおります。そのことが市民の中にも定着しておるわけございまして、そうしますと、どの業務がどの課・係に行けば話が通じるのか、あるいは他団体、あるいは県に通じてくるなというようなこともわかってきてもらっておるのじゃなからうかなと、このように思っております。それにしましても、御提言の新

たな組織というふうなものは考えていないところでございます。

最後に、この予算の箇所づけ云々についての御質問がございました。

御案内のように、事業の箇所づけにつきましては、毎年3カ年間のローリング方式によりまして実施計画を策定しておりますが、その際、議会各会派を初め地域や各種団体からの要望を踏まえつつ、税収や交付税、国・県の補助など、財政状況を勘案し、事業を進めた場合の効果や緊急度、地域のバランスある発展などを総合的に判断して決定しているところでございます。

実施計画に掲載された事業につきましては、極力予算に反映させることにしておりますが、予算の編成に際しましては、確実な歳入見込み額を踏まえ、さらに事業の評価等を行い、予算の箇所づけを行っているところでございます。

そして、市民の代表である議員から、予算の審議を通して議決を得、事業を実施しているところでございます。

また、一般市民や町会長、区長、公民館連絡協議会、PTA、身障者福祉協会、農協など、あらゆる各種団体からの要望や市政ポスト、また「市長と語る会」や市長相談、各種団体からの要請による研修会など、いろいろな形で要望がなされますが、要望に対しては誠意を持って回答しておるところでございまして、また、それらの理由についてもお答えしておるところでございます。

もう一つございました。

会議録検索システムの導入とインターネットと、こういうことでございますが、行政事務のシステムというのは、住民サービスの向上、事務の効率化、行政運営の高度化などを目的に、コンピューターを中心にして電算化が実現されてきております。昨今では、パソコンの普及により、文書作成や情報処理はかなり効率化されてきておりますが、本市においては、まだ文書管理システムの導入には至っていないのが実態でございます。

現在、寒河江市情報化計画というものを策定中でございます。近い時期に成案する予定でございます。その中に、地域の情報化の推進策として、市民が得たい情報はすぐにアクセスできるよう検索システムの構築を行う予定でございますし、その中には、議会の会議録の検索システムも含まれるものでございます。

しかし、現在策定中の情報化計画の中では、当面は、証明書等の自動交付システムを構築するとともに、庁内LANを早急に整備いたしまして、あわせて財務会計システムというものの構築を図る予定としております。議会の会議録の電子化を含めたところの文書管理システム構築については、導入しなければならないシステムが数多い中で、今後の導入課題と、このように考えております。

以上です。

○佐藤 清議長 内藤議員。

○内藤 明議員 1 問目にお答えをいただきましてありがとうございました。

何点かに絞って 2 問にさせていただきたいというふうに思います。

最初に、生活排水処理施設整備計画についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、中でも、今回、合併浄化槽の補助対象区域の変更も検討しているというふうなことでありました。

それで、そのことから伺いをしたいというふうに思います。

例えば今お話しありましたように、大体 7 年ぐらいの計画がないところを対象にするというふうな話であったわけでありますけれども、それで、これから新たにそうした地区を設定した場合に、この寒河江市生活排水処理基本計画が 11 年の 3 月に既にできているわけでありますから、その間、既に住宅を着工したり、あるいは補助対象にならなかったけれども住宅を改修して合併浄化槽を設置したりしている家庭が、多分あるだろうというふうに思います。これは検討でありますからこれからどうなるかわかりませんが、今、市長が申しあげられたそうした地域について、新たにそういうことにするというふうになりますと、既にもう着工している方があるわけでありまして、そうしたところについての何か救済措置といえますか、そういうものは考えておられるのかどうか。でないと、計画変更になったからというだけでは、何といえますか、公平さを欠くのではないかなと、こういうふうに思いますので、そうしたところについて考え方があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、最上川の南側についてのお尋ねもしましたが、前の考え方とさほど変わっていないようにお聞きをしました。ちょっと後退したかなというふうに思いますのは、かつて検討委員会の委員長であった松村助役は、私が、今、市長が申されたように、どうも構造上、平塩橋に添架するのはちょっと大変なんじゃないかなというふうに考えておったものですから、「大丈夫なんですか」というふうにお尋ねしましたところ、「大丈夫ですよ、内藤さん」というふうに強く断言をされまして、私はそれで意を強くしたわけでありましたが、権威ある庁内で組織された検討委員会の中で検討された結果、もしかしたら、何といえますか、前段のところに書いてありますけれども、コンサルタントにも基礎的な資料を委託をしたということでありますから、そうしたところについても基礎的な資料をいただいているのかもわかりませんが、そういうふうに思っておったのでありますが、最近になって、どうもトーンダウンしてきたというふうになりますと、果たしてその検討委員会というのは何であったのかなというふうに思わざるを得ないといえますか、そんなに権威がなかったのかと、こういうふうに言わざるを得ないような状況にあるというふうに思います。

しかし、何といえますか、それを強く言って、かけたけれども壊れたなんていうんじゃ困りますし、これからさらに検討をしてといえますか、一つ一つ課題をクリアしてというふうな市長の答弁であります。積極的にそうした課題のクリアに挑戦をしていただきたいというふうに考えておりますし、検討委員会の報告書の 11 ページには、いわゆる既設橋梁の暫定添架が可能というふうになっているんです。暫定添架というのはどういうふうなことを言っているのかちょっと私もわかりませんが、新たな橋をかけるまでというふうなことなのか、だとすれば、そうした方策についてもいろいろな準備をしなければならない時期ではないかなというふうに思いますので、それについてもあわせてどういうふうなものなのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、開かれた市政運営についてお聞きをしました。例えば、市長から 4 階のフロアについてもお話しありましたが、設計者の意向というのは確かにあるというふうに思います。しかし、この市役所、建てられてからもう既にかかなりの時間が経過をしております。また、設計をされた時代とは、もうかなり何といえますか時代が変遷をして、今や分権の時代、市民参加の行政運営をしなければならないというふうな時代になっております。

したがって、そういう意味では、私の意向、考えも、というふうなことでありましたが、市長の考えがそう

いうことであれば、なかなか改まらないというふうに思いますが、市長は、常に柔軟にとか、既成概念を打ち破ってとか打破してとか、こういうふうに言いますけれども、都合のいいところは、何といたしますか、言い方悪いんですが、常に心の中に秘めてがっちり固められて、そのほかは、都合のよいときだけ既成概念を外して積極的に進めるなんていうことを言われているような気がしてならないわけでありまして、ぜひ、そうしたところにも積極的にやっぱり取り組むべきではないのかなというふうに申しあげたいというふうに思います。

それから、たらい回しの話を申しあげました。私がこういうふうに申しあげたら、市長は、私には迅速に対応していただいたというふうな話を何人からもいただいた、こういうふうに、私があるいはうそを言っているような形で私のこの指摘を否定をなさったわけでありましたが、市長の自画自賛はそれでいいというふうに思いますが、こうした指摘が実際あるということをやっぱり真剣に受けとめるべきではないのかなと、こういうふうに思います。

そして、そういうことがあれば、当然直すことは当たり前のことでありますけれども、むしろ、こうした意見に耳を傾ける、こういうふうなやっぱり、市政運営の必要性を私は率直に思う次第であります。

ぜひ、私は議員であるから申しあげるわけじゃありませんが、住民からのそうした意見も、あるいは市長も聞いているかもしれません。したがって、そうしたところにも率直に耳を傾けていただきたいというふうに思います。するかしないかは市長の判断でありますから、そこまでは再度というふうにここでは申しあげませんが、ぜひ、そのことも御認識をいただきたいというふうに思います。

それにつけ加えて申しあげますが、その関係で、何も新たな人をそこに常設をしてというふうに私思っているわけではありません。兼任の課長でもいいというふうに思います。一番近いところではとってはなんです、例えば、失礼ですが市民課長がその任を兼任をするとか、そういうふうな方法もあるわけでありまして、市民課長はそれぞれ忙しい仕事も持っているというふうに思いますけれども、そうしたところにもやっぱり心を砕くといいますか、そうした考え方も必要なのではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

それからもう一つ、国や県との管理区分の関係で、これは全く市長とは私、考え方が違うのかなと、こういうふうに思っておりますが、先ほど申しあげましたので繰り返すことになりますけれども、市民の生活にかかわることというのは、やっぱり私はこの役所、市役所が第一義的には責任があるというふうに思っております。

国や県にそれぞれの業務があるし、それぞれの責任があるというふうに、市長は多分言われるだろうというふうに思いますが、しかし、それで、だからいいんだというんでなくて、常に市役所あるいは市民との生活環境を改善する、あるいは向上を図っていく、あるいは公共性のものを市民とともにつくっていくというふうなときには、市民を巻き込んだ形で、何といたしますか市民参加のものが必要になってくるわけでありまして、そうした問題についても、やっぱり橋渡しをするような、これも、何も常設といってもそれだけの専門職員を配置するというふうなことでなくして、別に兼任で構わないと、こういうふうに思うんです。ぜひ御検討の上、御見解があれば承りたいというふうに思います。

それから、会議録の検索システムについては、課題として考えているというふうなことでありました。繰り返しますが、これが遅くなると、なかなか財政的に厳しいということだろうというふうには思いますが、必要性は認めるが財政的に厳しいということだろうというふうには思いますが、おくれればおくれるほど、やっぱり難儀になってくるというふうなことが背景にありますので、ぜひ早急に立ち上げることができるように御配慮いただきたいと、こういうふうに考えておるところであります。

以上2問といたします。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 合併浄化槽の区域の拡大、対象とできるところの区域の拡大というふうなことを検討したいと申しあげました。そうしますと、これまで合併浄化槽はだめなんだと、補助ももらえないんだというふうなことでお家を建てた人、こういうふうなことについてをどうするかというふうな御質問でございすけれども、その辺は実際あるのかどうか本当にわかりませんが、合併浄化槽の補助ということになりますと、国なり県なりに申請して、そしてきのうも答弁申しあげたところでございすけれども、事前に要望者を取りまとめてつないでいくと、こういうふうなシステムになっておるもんですから、過去の方にはどうするかというふうなことにつきましては、検討させていただきたいと、このように思っております。

それから、平塩橋が後退したのではないかと、こういうふうな話でございすが、同じく 11 年の 3 月の議事録を見て、そして今回も答弁しておるわけでございまして、後退したとは思っておらない。同じような考え方しか出ないと、こういうふうに思っております。

前の助役がどのように申しあげましたかわかりませんが、やっぱり国土交通省との協議とか、あるいは県の企業局の管理する水環境がそばにあるわけでございすので、これをどのように考えるとか、あるいはつけかえ工事に係るところの経費というものをどうするか、あるいは補助金が出てくるのか出ないのかというふうなことも十分に検討しなくてはなりません。

そういうことで、まだ、平塩・中郷につきましては事業認可区域に入っていないわけでございすけれども、これぐらいなことはやっぱり検討しておかなくてはならないことだろうと、このように思っております。

それから、暫定添架も可能だというふうなことでございすが、この辺なんですよ。橋をかけることが非常に難しい、また添架することが強度的にも、あるいは経費的にも何も非常に厳しいと、こういう結論が出るとしたならばどうするかと。それに代替するような考え方が出ないかどうかと。この辺は、勉強・研究の余地だろうと、こう思っております。そんなことで検討しようと、このように思っております。

それから、市民に開かれた行政の中での 4 階フロアのことでございすけれども、私も何も、設計者黒川紀章さんの方を踏襲しなくてはならないと、こういう気持ちはございせんが、やはり管理部門やら行政委員会が 4 階にまとめておって、そうそう一般の市民が入りにくいというようなことは余り感じないところだろうと、こう思っておりますし、そしてまた、しょっちゅう窓などあけっ放しでございまして、うちの市長室、助役室に入るところなどあけっ放しでございまして、いずれも入れるような格好をしておるわけでございすから、それで、どこかの知事さんみたいにオープンにしないとだめなんだと、こういうふうな格好は何もつける必要はないのじゃないかなと。

かえって、中ですぐに十分対応できるのではないかなと、こう思っておりますし、またそれを取り壊すということになれば、42 年ころ建築したものでございすから、今、建てかえ建てかえときのうも言われた建物でございすから、これにこの際、経費をつぎ込むというふうなことは、それこそいかなものかなと、このように思っております。

それから、たらい回しのことでございすけれども、うちの職員で、あっちだ、今度そっちに行くとか向こうだというふうなことは私はないと思っております。あるとすれば、大変申しわけないことをしたなと思っておりますが、やはり親切に、「私のところではございせん。あそこでございすよ」と、こういうふうなお話を申しあげるといことはあろうかと思ひますけれども、それがたらい回しにしたというふうなことで受け取られたとするならば、職員の教育が足りないと、こう思っておりますが、私が見ている限りでは、職員は、大体あの辺ですとか、あそこですと、一緒に連れて行くのが私の職員だなと、このように思っておるところでございすが、なお一層徹底してそういうことのないように、そしてスムーズに市民の希望するところ、あるいは要望するところが通ずるようと、こう思っておるわけでございす。

それから、総合窓口でございますが、先ほど答弁申しあげましたように、やはり特に全部のものをそこに設けるよりも、やっぱり大体はあそこで取り扱っている、あそこでだれがやっているというふうなことは市民も非常にわかってきたと、このように思っております。

そういうことで、先ほど質問でも申しあげましたとおり、余り名前を変えていないんでございまして、新しく最近出たのは、この10月からの花・緑・せせらぎ推進課だけでございまして、これはどなたでもわかりますから、すぐあつとわかるわけでございます。それ以外につきましては、課の名称なども、ほかから見れば大分使い古した名称だなというふうにおっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、それの方が市民に定着してきてかえってわかりやすいんじゃないかなと、このように思っております。

それから、国・県あたりの橋渡しでございますけれども、やっぱりこれは1カ所にまとめましても、この方が全部国・県に橋渡しができるとか、あるいはそういう窓口を知っているというふうなことは、まず寒河江の場合であっても私は難しいなと、こう思っております、やっぱりそれぞれの課というもので、国なり県なりのつながりというものが出てくるのでございまして、1カ所にまとめて、今度、それこそ原課に聞いて、担当課に聞いて、そして答えるとかというように結局はなるんだろうと思っております。やはり、現在の組織をうまく生かして、人と人のつながりというものをより密接なものにして持っていくということが必要だろうと、このように思っております。

あとは、コンピューターの検索関係は、先ほど申しあげましたように、まだまだ財務会計とか、あるいはこの庁内のインターといいますかつながりとかいろいろあるわけでございますし、それらをやってからでないとそういう方面には進めないのではないかと、このように思っておるところでございます。

以上です。

○佐藤 清議長 内藤議員。

○内藤 明議員 なかなか次に質問することが難しいような答弁でありました。ああ言えばこう言うでなかなか大変であります。それで、合併浄化槽の区域の拡大については、そうした救済策ができるのかどうか検討をしたいというふうなことでありました。そうした法律上、問題があるのかどうか私もわかりませんし、ぜひ、そうしたところについて具体的にお調べをいただきたいというふうに思いますが、ただ、できるだけこうした市民の不公平感をなくすというふうなことから、国や県とのかかわりのない、例えば市の部分でそうしたことができないかということも、やっぱりぜひ検討すべきだというふうに思うんです。

例えば、市民税等で減税をなんていうふうなこともできるかどうかわかりませんが、例えば国や県とのかかわりで、前段の部分でさかのぼってできないというふうなことであれば、そうしたこともやっぱり検討をしていくべきではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討の際には、そのことなどについても検討を加えていただきたいということを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、いわゆる検討委員会の報告書でなされました既設橋への暫定添架についてもお話しございました。確かに、橋のかけかえなんていうのは大変なことでありますし、また、それにかわる措置といいますか方法も、いろいろ検討しなくちゃいかんというふうなことでありました。それはそれで私もわかりませんが、そんなにいっぱいそれにかわる方法というのはないというふうに思うんです。

あそこの場所を通すとするならば、あそこの橋がだめだというふうになれば、橋を新しくかけかえするか、あるいは川の中を通すといいますか、ちょっと具体的にどういふうな名称かわかりませんが、川の下の中を掘ってそこに通すというふうな方法もあるそうでありますから、その部分についてこだわるとすれば、私は二つしかないというふうに思うんですね。でなければ、あとは下流部に持っていく、こういうふうなことだろうというふうに思います。

つまり、首かしげていらっしゃいますので申しあげますが、高瀬大橋に持っていくというふうな方法しかないだろうというふうに思います。それだって今、家屋が、先ほど来話になっていきますとおり連檐しているわけでありませんから、大変財政支出が大きくなるというふうに思いますし、いろんな難しい課題があるというふうに思います。

したがって、平塩橋の地域にというふうにすれば、川の下を通すか上にかけるかどっちかしかないということでもありますから、いずれにしても、取り急ぎ検討をお願いをしたいというふうに思っています。

それから、4階は、あけっ放しなんかが多くて入りにくいなんていうことはないんだと市長は言われたわけです。そうした私どもの指摘に対しては、常にそうやってやっぱり違うんだ、そうでないんだと言うわけがありますが、これは、中に来ている市民がそういうふうに申されているわけでもありますから、中に入っている人はそんなに感じないというふうに思います。外から中に入る人が非常に閉鎖的だと、こういうふうに指摘をしているわけでもありますから、私もそんなことを思わなかったんです。ずっとやっぱりなれがあったのかもわかりませんが、役所というのはこんなもんだろうというふうに思っていましたので、常にそのことを気にとめておりませんでした。

しかし、やっぱりこれからの役所というのは違うんじゃないかと、こういうふうに言われましたときに、なるほどそれもそうだなと。どこかの知事さんのまねをして言っているわけでありませんけれども、そういうふうに率直に市民の方から御指摘をいただきましたので、そうした心情もぜひお酌み取りをいただいて、入りにくいなんていうことはないんだなんていうことは決してないということを申しあげておきたいというふうに思います。それは答弁は要りません。

以上申しあげて終わります。

平成 14 年 12 月第 4 回定例会

散

会

午後 3 時 3 0 分

○佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年12月13日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（23名）

1番 佐藤 清 議員
 3番 猪倉 謙太郎 議員
 5番 荒木 春吉 議員
 7番 柏倉 信一 議員
 9番 伊藤 忠男 議員
 11番 高橋 勝文 議員
 13番 新宮 征一 議員
 15番 伊藤 諭 議員
 17番 川越 孝男 議員
 19番 松田 伸一 議員
 21番 佐竹 敬一 議員
 24番 井上 勝・ 議員

2番 松田 孝 議員
 4番 石川 忠義 議員
 6番 安孫子 市美夫 議員
 8番 鈴木 賢也 議員
 10番 高橋 秀治 議員
 12番 渡辺 成也 議員
 14番 佐藤 颯男 議員
 16番 佐藤 暘子 議員
 18番 内藤 明 議員
 20番 那須 稔 議員
 22番 遠藤 聖作 議員

○欠席議員（1名）

23番 伊藤 昭二郎 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤 誠六 市長
 渋谷 勝吉 収入役
 奥山 幸助 選管委員長
 兼子 昭一 庶務課長
 秋場 元 財政課長
 井上 芳光 市民課長
 安彦 守 土木課長
 花・緑・せせらぎ
 犬飼 一好 推進課長
 安達 勝雄 農林課長
 尾形 清一 地域振興課長
 小松 仁一 会計課長
 那須 義行 病院事務長
 芳賀 友幸 管理課長
 斎藤 健一 社会教育課長
 選挙管理委員会
 三瓶 正博 事務局長
 監査委員長
 布施 崇一 監事

安孫子・也 助 役
 大泉 慎一 教育委員長
 武田 浩 農業委員会会長
 荒木 恒 企画調整課長
 宇野 健雄 税務課長
 石山 修 生活環境課長
 片桐 久志 都市計画課長
 鹿間 康 下水道課長
 兼子 善男 商工観光課長
 安食 正人 健康福祉課長
 浦山 邦憲 水道事業所長
 大谷 昭男 教育長
 芳賀 彰 学校教育課長
 石山 忠 社会体育課長
 安孫子 雅美 監査委員
 真木 憲一 農業委員会
 事務局 長

○事務局職員出席者

安孫子 勝一 事務局 長
 月光 龍弘 庶務 主査

鈴木 一徳 局長 補佐
 大沼 秀彦 主 任

平成14年12月第4回定例会

議事日程第4号

第4回定例会

平成14年12月13日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成14年12月13日（金）

（第4回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質問者	答弁者
17	学区問題について	平成15年内に供用開始の横道住宅団地の小学校区は、いつ頃、どこの学区に決定するのか。対症療法で済ませるのか、それとも市・地勢的な視・観点から全体を見直すのか、明らかにしていただきたい。教育は近未来への投資及び播種行動であり、速やかに決めるべきものと思うが、当局の対応を伺いたい	5番 荒木春吉	教育委員長
18	医療行政について	①市立病院の整備計画について ②医療事故の防止対策と情報公開について ③後発医薬品の使用について ④医療費の窓口委任払いについて	16番 佐藤暘子	市 長
19	駅前活性化対策について	駅前活性化の核となる「なか湯」の存続について		市 長
20	保育行政について	①市の延長保育実施に伴う民間の幼児教育施設への影響について ②幼児教育連絡協議会について		市 長 教育委員長
21	保健・福祉行政について	①身体障害者補助犬への対応について （イ）身体障害者補助犬の受け入れ対応について （ロ）市民の理解と協力への周知について （ハ）民間施設への受け入れ対応について ②音楽療法の取り組みと推進について （イ）音楽療法についての認識について （ロ）（仮称）音楽療法士の育成について （ハ）音楽療法についての講座などの開催について （ニ）音楽療法をモデル的に実践することについて	20番 那須 稔	市 長
22	行政改革について	①行政改革大綱を基に、3カ年毎の実施計画を立てながら積極的に取り組んでこられたと思うが、その実績と成果について ②残された課題、新たな課題も含めた今後の取り組みについて	13番 新宮征一	市 長

再 開

午前 9 時 3 0 分

○佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一般質問

○佐藤 清議長 日程第 1、12 月 11 日に引き続き一般質問を行います。

荒木春吉議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 17 番について、5 番荒木春吉議員。

〔5 番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、通告している事柄について質問をいたしますので、よろしく答弁のほどお願いいたします。

ことしの秋に発表された本市の平成 15 ないし 17 年までの 3 カ年実施計画によると、来年度に横道住宅団地の造成に着手され、10 月ごろには分譲が開始されるとのことでした。

横道地区はこれまでの例では中部小学区となりそうですが、前回の新宮議員の質問によると既に満杯であり、校舎増設の要請がなされた結果、補正予算の措置が講じられました。片や西村山地区の中核校である寒小の生徒数の微減傾向もあって余裕があるとのことでした。

政治と経済が混・低迷する中、我が国は少子高齢化を迎え、難しい局面を迎えています。今 21 世紀は環境・教育・福祉の三つが特に大事かと思いますが、市内に新住宅団地ができれば、特に学区問題は地区民及び各家庭にとって重要なことと思います。

ことしの秋に訪問した隣の韓国では小学校から英語授業が行われ、インドにおいては掛け算の九九ならぬ 11 の位までの掛け算が実施される中、我が国においては教科書無償化のせいで教科書がますます薄くなる中、完全学校 5 日制がスタートしました。総合学習の時間、少人数学級編制及び授業の実施とチームティーチングの採用、学校評議員の活用等矢継ぎ早に展開されています。

今月初めの読売新聞によりますと、陵南中においても英語の授業を三つのクラスに分けて習熟度別授業を実施していました。学区市議と語る会の視察時にもこれは目の当たりにしてきたところです。生徒にとっては、かゆいところに手の届く授業と言えそうです。

さて、今回のノーベル賞は小柴昌俊及び田中耕一の両氏が同時受賞となりました。小柴教授は学生に私はいかに成績が悪かったか、優が少なかったかを公開する先生であり、田中耕一氏はダンスができず、ドイツ語が嫌で東北大工学部を 1 年留年したほどの奇・変人であります。何もノーベル賞を獲得するのが目的ではありませんが、2 氏の人格の陶冶及び薫陶にかかわった人たちのことを思えば、まさに教育は大切だと思います。

通告書で私は「教育は播種だ」と申し上げましたが、まいたからには陽光にさらし、水をまき、堆肥及び有機肥料をふんだんに与えなければ、よき花及び果実は実るべくもありません。園児が児童へ、さらに生徒が大人になるまでには手間及び暇、そして予算とあり余るほどの情愛と熱情が必須であります。

以上のことを成就するためにも、横道地区の学区決定は重要であります。一昨日質問した松田伸一議員と全く同質問ではありますが、再度横道地区の学区はいつごろまで、どの小学校区に通うことになるのかを質問して第 1 問といたします。

○佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

○大泉慎一教育委員長 学区問題についてお答え申し上げます。

現在、土地開発公社が実施している横道住宅団地造成事業は、平成 15 年度の秋に分譲開始とお聞きしております。

したがって、教育委員会としては、分譲開始までの準備期間等を考えれば、遅くとも今年度末までには横道住宅団地の通学区域を決定しなければならないと考え、これまで検討してきたところであります。通学区域を決めるに際しては、安全でよりよい教育環境を確保していくという観点に立って、適正な学校規模を主眼に置きながら、通学の距離や安全性の面などを考慮し検討してきたところであります。

その結果、教育委員会としては、土地開発公社が分譲する横道住宅団地を寒河江小学校の通学区域とする方向で考えております。

次に、全体的な学区の見直しに対する考え方についてであります。このことにつきましては 12 月 11 日の一般質問の中でも答弁しておりますので、繰り返しになろうかと思いますが、お答え申し上げます。

少子化が進む中であって、本市の児童・生徒数は減少傾向にあります。ここ数年大きな変化がなく推移しておりまして、教育委員会としては直ちに小学校通学区域の全体的な見直しを行う考えはしていないところであります。

しかしながら、寒河江地区においては、寒河江小学校と寒河江中部小学校の児童数に大きな開きが出てきており、今後さらに大規模な住宅団地造成事業等が計画されていることや、県の少人数学級編制事業が実施されるなど、状況が大きく変わってきております。一方、国においては地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うなど、通学区域の弾力的な方向性を打ち出してきております。

これらの現状を踏まえ、当面は現在の通学区域は現状どおりとした上で、学校の適正規模など一定の条件のもとに、保護者が希望すれば学校選択を可能にするような通学区域の弾力的な運用を寒河江地区内の寒河江小学校及び寒河江中部小学校の二つの小学校で実施していきたいと考えております。

また、来年度から幸生及び田代小学校において、自然に恵まれた小規模の小学校で教育を受けさせたいと希望する保護者・児童に、通学区域外から転入学を特別に認めていく、いわゆる小規模特認校制度も新たに実施していくこととしております。

以上であります。

○佐藤 清議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 答弁どうもありがとうございました。

横道地区の学区は寒小になると聞きましたが、さらに遠いところ、本楯地区ですね、それは中部小に通っているわけです。そこら辺のことを考えると何か解せないものがあるなど。

私の趣味といっってはおかしいんですが、南部小学校がありますよね。あれはグラウンドが広くて、西村山地区の小学校の運動大会はそこで開いております。そして、何よりも子供たちが一番遊べるというか、グラウンドのそばに築山があって、その正面のところに今度学校の畑でもやるのかなと私は見ているんですが、ちょっと確認していませんので、それらが近くにあって、すごく環境としては抜群なわけです。

ただ、問題は通学路が完備されてないというか、そこら辺がネックなわけですが、バランスをとる意味からも、寒小学区が悪いというわけではありませんが、何か交差してしまうというか、そこら辺のことがちょっと私はいまいちわからないと。もう一回聞いてみたいところというか、それが1点と。

中部小学校に行くにも、それとかかわる部分ですが、一応県道の管轄なので市のあれはできないと思うんです。私のうちの前を通っていくわけですが、この間も、陳情ではないですが、通学路が昔の側溝のふたでかなり穴ぼこが大きいわけです。そこら辺のところも配慮しないとおかしくなるのではないかなと私は見えています。

無理無理少ない学校に押し込めるとバランスがちょっと崩れるのではないかなと私は思っています。親御さんの気持ちを代弁すれば、みんないっぱい生徒さんがいるところに行きたいというのはあると思うんですが、分譲するときのいろいろなセールス文句もあっていろいろあると思いますが、まだ4カ月近くあります。だから、熟慮の上にも熟慮を重ねていただいて、そこら辺は年がら年じゅう枝葉のところをいじって対応するのではなくて、幹の部分をしっかり決めていただいて、あとは枝葉のところでは柔軟にというか、弾力的にというか、21世紀らしく決めていくというのがいいのではないかなと私は思うんです。

私の子供も、寒小で言葉の教室というのがありまして、そこに通った経験があってすごくいい学校だと私もわかっています。でも、交差することを考えるといかがなものかなと私は思っています。そこら辺のことを踏まえてもう一回、進めないとは思いますが、考えを聞かせていただければありがたいなと思っています。

○佐藤 清議長 教育長。

○大谷昭男教育長 2 点ほどあったと思います。

第 1 点は、南部小学校とのかかわりの中でという質問がございました。

先ほど委員長がお答え申しあげましたように、今、寒河江地区内の特に寒河江小学校と寒河江中部小学校との児童数のアンバランス、これを解消しながら適正な学校規模の確保を図るという目的で、ただいま委員長がお答え申しあげたような形で現状のままと、通学そのもの、学区そのものは現状のままとしながら、通学区域のある一定の条件のもとに弾力的な実施を考えていくということでございます。

もちろんその中には、通学途上の安全といったことは十分考慮しなければなりませんし、距離その他考えながら検討していかなければならないと思っています。今、教育委員会で鋭意協議を進めてもらって、ほぼそういう方向性を出して間もなく決定していこうと考えているところでありますけれども、やはり通学途上の安全確保と、それから学校の適正な規模の中で効果的な子供たちの教育の活動が行われるということを主眼としているものであります。

大幹のところという話でありましたけれども、先ほどの委員長答弁にもお答え申しあげたように、国ではもろもろの状況を考えながら弾力的な運用ということを進めております。こういったことを踏まえて、将来一つの課題だろうとは思いますが、これは現在の時点においては先ほど申しあげたとおりの方法でとらえていこうと、進めていこうと思っています。お互いに英知を出し合いながら、将来を担う子供たちの教育に邁進していきたいと考えています。

以上です。

佐藤陽子議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 18 番、19 番、20 番について、16 番佐藤陽子議員。

〔16 番 佐藤陽子議員 登壇〕

○佐藤陽子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、市民の要望等も踏まえて順次質問をいたします。市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

まず初めに、医療行政について何点か質問をいたします。

初めに、市立病院の整備計画について伺います。

市立病院に関する質問は、これまでに数多くの方々がさまざまな観点から取り上げて市長の考えを伺っております。その中でも病院の整備計画については、平成 15 年 8 月までに病床の利用計画を立てなければならぬと聞いております。この病床利用計画では、一般病床と療養病床のどちらかを選択する、あるいは一般病床と療養病床の割合をどれくらいにするのかを決めなければならないとのことですが、まず基本に据えなければならないことは、市民の命と健康を守るとりとしての使命を十分発揮できるものでなければならないと思います。

人が定住する条件として、身近なところに病院、学校、交通機関があることが挙げられております。病人にとって身近なところで適切な医療を受けられることがどれほど安心で心強いかはかり知れないものがあります。

これまで市立病院は優秀な医療スタッフをそろえ、高度な医療機器を導入して身近なところで適切な医療を受けられるよう努力をしてきました。市民にとっては、この機能をさらに充実させ、診療科目をふやし、全日制にすることや人工透析も受けられる病院にしてほしいと願っております。

また、高齢化が一段と進む中、高齢者の慢性的な疾患もふえており、病院に入院させた場合、長期入院が認められず、3 カ月ごとに病院をたらい回しされております。家族からは、医療を必要とする高齢者をなぜ病院は退院させるのか、一体どこで診てもらえるのかといったいら立ちと不安の声が上げられております。

平成 12 年度から介護保険が施行されました。介護保険制度では利用者の選択に基づいてサービスを総合的に受けることができるとされておりますが、希望するサービスが受けられないのが現状です。介護保険で受けられる施設サービスには特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、それに長期療養を必要とする人が対象の介護療養型医療施設の 3 種類があります。しかし、県内には介護療養型施設はなきに等しく、病状が安定した高齢者は身体に何本も管を入れた状態で退院を余儀なくされ、あちこちの病院をたらい回しにされる状態が続いております。

高齢者にとって医療と介護は切り離すことのできない関係にあります。市民にとって市立病院は命を守るとりとして、救急医療や急性期医療に十分対応できる一般病床と高齢者の長期入院にも対応できる療養病床のどちらも必要な病院です。

市立病院の 160 床は病床の充足度を満たしているのに、増床はできないと聞いております。限られた病床の中で、どのような考えのもとに病床の利用計画を立てようとしておられるのか伺います。

また、市立病院の整備計画については、たくさんと同僚議員が質問しておりますが、平成 12 年 3 月議会の佐藤頼男議員の質問には「平成 13 年に予定している基本構想の中で方向づけをしていく」と答えておられます。また、平成 13 年 12 月議会の柏倉信一議員の質問に対しては「老朽化した旧館の改築や人工透析の導入についても、平成 14 年度の病床利用計画、15 年度には基本計画を策定する予定なので、その中で考えていく」と答弁されております。それが先日の実施計画の説明では基本計画の策定がさらに平成 17 年度に先送りされ

ております。当初の予定が次々と先送りされているのはなぜなのか、現在どのような進捗状況になっているのかお伺いいたします。

次に、医療事故の防止対策と情報公開についてお伺いいたします。

最近、大病院における医療事故のニュースが次々と報告されております。県内においても公立病院における医療事故が次々と明らかにされ、住民の身近な病院で起きたことだけにそのショックは大きく、医療に対する不信と不安をかき立てることとなりました。

その内容も、なぜそんなことがと思われるような初歩的なミスや、もうちょっと注意を払っていれば気づいたであろうと思われるようなミスなどさまざまです。手術室や処置室といった密室の中で何が行われたのか患者も家族も知る由もなく、ただ医師や看護師を信頼し、ひたすら回復を願っているばかりです。

ほとんどの医師や看護師など医療関係者は患者の病気を治すことに誠心誠意尽くしていただきます。しかし、医療事故の現状はいずれも人の命が余りにも軽く扱われていることです。しかも、事故であることを本人にも家族にも報告せずに、病院ぐるみで隠し通すといった行為は言語道断です。人の命を預かる病院として医療事故を未然に防ぐ対策は最重要課題と思いますが、市立病院ではどのような対策をとっているのかお伺いいたします。

また、細心の注意を払っても免れない事故が起こることもあろうかと思えます。万が一そのような事態になった場合には、最善の対応をすることはもちろんですが、本人や家族に対して速やかに情報を公開し、善処すべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、後発医薬品の使用について伺います。

市立病院で後発医薬品を積極的に使用してはどうかという質問は、ことしの3月議会で遠藤聖作議員が取り上げております。市長は後発医薬品については「薬の副作用などの安全性に関する情報提供が不十分なことや、急な製造中止など供給面での不安定性がある」などとしながらも、「受診者の負担軽減や医療費の削減を考慮し、院内の薬事審議会で検討し、幅広く取り上げていきたい」と答弁されています。その後どのように検討され、現在どれくらい使用されているのかお伺いいたします。

さらに、今後使用を広めていくべきだと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、医療費の窓口委任払いについて伺います。

高額医療費の窓口委任払いについて、共産党市議団はこれまで繰り返し一般質問で取り上げ、実施に対する市長の考え方を伺ってきました。市長はその都度「医療受診機関が広域化していることや、医療機関との調整など難しい問題が多い」としながらも、「研究課題あるいは検討してまいりたい」と答弁されておりました。

今回、一般質問初日の佐竹敬一議員の同じ質問に対し、市長は「国保高額医療の貸し付け部分について窓口委任払い制度を実施する」と答弁されました。私たちが申しあげてきた「隼より始めよ」のことわざどおり、市立病院を初め寒河江市内の医療機関に委任払い制度の道を開いたことは医療制度改善への第一歩だと評価し、最初に問題提起した者として心から歓迎するものです。

しかし、今回の委任払い制度は国保加入者のみで該当者が限定されています。この制度を社会保険加入者にも拡大すればもっと多くの人が二度手間、三度手間の煩わしさから開放されると思うのですが、社会保険加入者へも窓口委任払いの道が開けるように市長は関係機関に働きかけるべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、高齢者の高額医療費についてお伺いいたします。

ことし10月より、70歳以上の人の医療費が1割負担あるいは2割負担になりました。これまでの定額払いに比較して医療費が大幅にアップする人が出てきました。厚生労働省は窓口での自己負担分に一定の限度額を設け、限度額以上払った医療費は払い戻すとしています。しかし、高齢者の中には限度額についても、払い戻しの制度があることも知らない人が50%以上もいると報告されています。これらの制度の周知を図っていく

必要があると思いますが、市長の考え方を伺います。

また、限度額を超えた分の医療費は本人が請求しなければ支払われません。500円や1,000円の差額分を返してもらうために、申請書を書き、医療費を支払ったときの領収書を持って市役所の窓口届けなければなりません。しかし、入金されるのは二、三カ月も後ということです。医療費負担が大きくなった上に、こんな大変な手続きをしなければ差額分が戻ってこないなんて、高齢者にとってたまったものではありません。医療機関の窓口で簡単に手続きがとれるように、まずは市内の医療機関の協力が得られないかどうか働きかけてみてはどうかと思いますが、市長の考えを伺います。

次に、駅前活性化の核となる「なか湯」の存続についてお伺いいたします。

本定例会一般質問の初日に高橋勝文議員が同じテーマでの質問をされており、市長の答弁をいただいているところですが、高橋議員の追加質問として市長の考えをお伺いいたします。

私は平成8年の12月議会でもなか湯の存続についての質問をいたしております。平成8年8月、なか湯の廃業に伴い、ふろのないアパートに住んでいる高齢者や足の確保のできない人たちがふろに入れず困っているといった相談が寄せられたことから、なか湯の存続と駅前開発の中で商店街活性化対策として公衆浴場を組み込んでどうかといった質問をしております。市長は答弁の中で「公衆浴場が中心市街地のにぎわいや活性化につながると思う」との考えを示しながらも、「その検討は駅前の各委員会や小委員会の中でしていただく」と答えておられます。

その後、駅前商店街の皆様の熱意と建設業組合青年部の皆様の協力により、平成10年10月よりなか湯が再建され、ふろに入れず困っていた人たちからも大変喜ばれました。あれから2年余、低料金で歩いてでも行ける温泉として地域の方々はもちろん、遠くの人からも親しまれ利用されてきました。この間、管理運営されてきた商店街の皆様の御苦勞は大変なものだったと伺っております。

さて、駅前開発の事業も終盤に差しかかり、平成16年度で事業が完了することになっております。その中で、なか湯の存続が非常に危うい状態になっていることは既に御存じのとおりです。具体的には、駅前商店街の方々がなか湯委員会をつくり、行政とともに地権者で温泉権の所有者でもある中村さんとの交渉をしていると伺っておりますが、中村さんは健康上の理由からなか湯の再建はしないと言っているそうで、なか湯委員会としてもさまざまな条件を提示しながら話し合いをしているそうですが、話し合いは難航していると伺っております。

駅前商店街の皆さんは、駅前開発に商店街と中心市街地の活性化をかけて頑張ってきた。しかし、完了を目前にして「この先どうなるのか不安だ」と述べておられます。ある商店の奥さんは「ここになか湯があるから細々ながら物が売れるが、なか湯がなくなったら人通りもなくなり、公園と駐車場だけになってしまう」と不安を語っておられます。

駅前開発は、平成4年度から16年度までの長い歳月をかけ、巨額の投資をして進めてきた事業です。行政にとっても商店街の皆さんにとっても失敗は許されないのです。市長は、私が平成8年に取り上げた一般質問の答弁で公衆浴場が中心市街地を活性化させることを認めておられます。だとすれば、なか湯再建に何がネックになっているのか、そのネックを解決するために財政面も含めた積極的な支援をすべきではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、保育行政についてお伺いいたします。

近年、女性の社会進出は目覚ましく、子育てをしながら働き続ける女性がふえております。さらに、現下の経済不況のもとでは家庭の主婦も現金収入を得るためにパートなどで働かざるを得ない状況にあります。仕事の内容も多様化し、働く時間帯も早朝から深夜までさまざまな形態になっているために、仕事に合わせて子供を見てもらえる幼児施設が求められています。特に都市部では保育所への入所希望者が多く、入所できずに待機している児童が増大していることが大きな問題になっています。

厚生労働省は、平成 10 年、待機児童の緩和策として認可保育所の定員の 125%まで入所させてもよいとしていましたが、昨年 10 月にはその枠さえも取り払って入所させることを認めています。このようなやり方は狭い施設にぎゅうぎゅう詰めといった劣悪な保育を推進することとなり、待機児童を解消する解決策にはなりません。国や自治体は需要に見合った保育環境の整備にこそ力を尽くすべきです。

寒河江市においても、母子家庭の増加や厳しい経済状況のもと、子供を保育園や幼稚園に預けて働きに出る女性がふえており、延長保育や夏休み、冬休み帯の保育希望者や低年齢児保育の希望もふえていると聞いております。

寒河江市での延長保育は、昭和 56 年度から当初最も共働き家庭が多かったみなみ保育所から始まった記録が残っています。当時は延長時間も最長で午後 5 時 30 分まででした。その後、なか保育所でも実施されることとなり、延長時間も徐々に長くなっていきました。今年度からは市内全部の保育所で朝 7 時 30 分から夕方 6 時 30 分までの延長保育を実施することになりました。

私たち共産党市議団は、社会情勢や市民の要望に沿った形で産休明けから預けられるゼロ歳児保育や延長保育を市が責任を持って実施すべきであると言い続けてまいりました。今回、すべての保育所で延長保育を実施することになり、市民の要望が一步前進したものと思っております。

しかし、市内には二つの私立幼稚園と五つの無認可の幼児施設があり、ともに幼児教育や保育を担ってきました。ところが、今回、市の全部の保育所が延長保育を実施するとともに、定員を超えた児童の募集をしたこと、さらには少子化で子供の数が減っていることも災いしたのか、私立の幼稚園や無認可保育所への入所園児が減少し、経営に深刻な影響が出ていると聞いております。

本来、幼稚園は幼児教育の場としての機能を持つものであり、保育所とは目的を異にする施設であります。親の要望や地域性もあってか、寒河江市にある私立幼稚園は保育者のニーズに合わせた延長保育を実施するなど、幼稚園と保育所の両方の機能を持ち合わせた形態となっております。また、無認可保育所は市が実施していないゼロ歳児保育の受け皿となり、公立では対応できない市民の要望を柔軟に取り入れて子育てを担っております。

本来、公立も民間も子供たちを健全に育てるという共通の課題のもとに共存共栄すべきものであり、どちらかが不利益をこうむり、不満を残すものであってはいけないと思います。ゼロ歳児や低年齢児を預かっている無認可保育所は、経営者も保育士も保護者からいただく保育料の中で犠牲的とも思われる待遇に甘んじながら、特色のある保育、子供たちが喜んで通ってくる保育園に努力しています。それでもゼロ歳児 3 人に保育士 1 人の基準保育などは人件費の面から到底かなわぬことであり、1 人の保育士さんが 1 人をおんぶし、1 人をだっこしてミルクを与え、周りにははいはいする子供やベッドに眠る子供がいる中で、事故が起きないように細心の注意を払いながら、保育士さんの愛情と努力なくしては到底できないような保育が行われています。

子供たちが育つ過程の中で、公立と私立とで保育環境に大きな差が出たり、扱いが違ったりすることは許せないことだと思います。財政的な支援なども含めた話し合いの場を持つ必要があると思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

次に、教育委員長にお伺いいたします。

寒河江市には、公立と民間の幼児施設が競合を避け、共存するための調整機能として幼児教育連絡協議会という組織があります。この協議会でこれまでどのような協議がされ、活動されてきたのかをお伺いいたします。

以上で第 1 問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは市立病院の病床区分の関係でございます。

平成 13 年 3 月 1 日の医療法等改正法の施行によりまして、現行のその他の病床が療養病床と一般病床に区分され、その他の病床を有する病院は病棟単位でいずれかを選択し、平成 15 年 8 月 31 日までに県に届け出を要することになっております。

市立病院の場合は現在の 160 床がすべてその他の病床であり、今回の法改正に該当し、届け出の必要があることから、病床計画検討委員会を設置いたしまして検討を行っているところでございます。

御案内かと思いますが、療養病床とは長期にわたる療養を必要とする患者を入院させるための病床で、主に脳卒中など慢性的な疾患を抱える患者、いわゆる慢性期疾患患者を対象としたものであり、一般病床とは精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床で、主に高密度な治療を要する急性的な疾患を抱える患者、いわゆる急性期疾患患者を対象としたものであります。

今回の改正の主な趣旨は、高齢化の進展による慢性期疾患患者の増加に伴い、その他の病床に本来治療手法が異なる急性期疾患患者と慢性期疾患患者が混在し、互いの療養の妨げになったり、医療費増加の要因となっていることから、両者を分離するために療養病床と一般病床を新設したものでございます。

慢性期疾患患者は高齢化とともに増加すると言われていますが、市立病院の高齢入院患者の推移をみますと、65 歳以上の高齢者の割合は平成 5 年度が 58%、10 年度が 61%、13 年度、昨年になるわけでございますが、65%と年々高くなってきております。今年度は内科の診療体制が充実したことなどにより、上半期の割合でございますが、70%となっております。また、昨年度の入院の市町別患者数を見ますと、市内が 60%、西村山 4 町で 29%、その他が 11%でございます。各種の調査で高齢化が一段と進むと報告されている寒河江西村山地域が約 90%を占めているのでございます。

これらのことから、市立病院の入院患者に占める高齢者の割合はますます高まり、慢性的な疾患を抱える患者がふえることが想定され、これらの方々への対応が今後の課題となってくると感じております。しかし、このことに対応するために直ちに療養病床を選択することは大きな課題がございます。

その一つは、療養病床は 1 床当たり、1 ベッド当たりの床面積を 6.4 平米以上、現行は 4.3 平米以上でございますから、その 1.5 倍、6.4 平米を確保しなければならないことから、現在の病床数を減らして対応する必要があるということでございます。

二つ目には、療養病床を一部選択すれば相対的に一般病床が減ることになりまして、急性的な疾患の入院診療に支障を生ずるおそれがあるということでございます。

三つ目には、慢性期疾患患者の入院診療ということで医師や医療スタッフの配置基準が緩和されますが、医師は 3 分の 1 程度でいい、看護師等は 2 分の 1 というように緩和されるわけでございますが、診療報酬の単価が低水準に設定されているために、現在の人員体制でもっていくと経営面での収支バランスがとりにくいということになります。

一方、一般病床を選択することにも大きな課題がございます。それは、慢性期疾患患者が分離されたことから、一般病棟では近い将来、入院日数、いわゆる平均在院日数の短縮を求められるということでございます。市立病院の平均入院日数は約 25 日となっておりますが、国内では約 30 日、ヨーロッパ諸国では約 10 日から 14 日、アメリカでは約 8 日となっており、厚生労働省は入院日数の長さが医療費増嵩の大きな原因と見て、せめてヨーロッパ諸国並みに短縮しなければならないと考えているようでございます。

したがいまして、今申しあげましたように、病床計画検討委員会を設置し、これらの課題について調査研究

させておりますので、これらを踏まえて判断してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市立病院の整備についてお答えします。

市立病院は市民の健康を守る中核的な施設であり、今後高齢化の進展に伴う受診者の増加が想定され、その役割がますます重要になってくることから、平成元年から本格的な整備に着手いたしまして、第二、第三病棟などが入っている新館を増築しました。そして、第一病棟、それから待合室、検査室などの改修工事も行っております。そして、平成4年から従来の60ベッドから160ベッドに100ベッドふやすことができたわけでございます、病院機能の拡充を図ったきたところでございます。

現在の市立病院については、管理棟、外来棟などは建築してから29年たっております。48年10月に竣工しましたから29年経過しております。配管整備などが老朽化してきておりますし、受診者の増加もあり、診察室や待合室などが手狭になってきております。また、診療に関する状況は、高齢化の進展に伴う疾病構造の変化、医療技術の高度化、専門化、医療機器の進歩など大きく変わってきておりますので、これらに対応し、受診者に最新で良質な医療を提供することが求められております。

しかし、医療を取り巻く環境が国民医療費の増嵩などを背景といたしまして、診療報酬制度、医療保険制度、老人医療費拠出制度など根幹にかかわる制度のあり方をめぐって、今激しく動いている状況にございます。その帰趨をある程度見きわめる必要があると感じているところでございます。

これらのことから、市立病院整備事業に係る実施計画については、平成15年度に医療需要調査、平成16年度に病院機能調査を行い、着実なプロセスを経てから平成17年度に基本計画の策定にかかることとし、去る11月20日に開催されました全員協議会に提示したところでございます。したがって、一連の過程の中で先ほど申しあげましたさまざまな課題について議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、医療事故の防止対策と情報の公開という御質問がございました。お答えいたします。

近年、医療事故等が新聞・テレビなどで数多く取り上げられ、医療の安全確保に対する社会的な関心が高まり、医療機関における安全対策の拡充が強く求められています。

このことから、国は、ことし10月に医療法施行規則を改正するとともに、同じく10月に診療報酬の算定要件の追加を行いまして、病院の医療安全対策を義務化し、安全管理に関する指針の制定や委員会の開催など医療機関の実施すべき具体的な対策を明示いたしました。

これらのことから、これまでの事故防止及び安全管理面での取り組みの見直しを今年度当初から開始いたしまして、8月30日に医療安全管理の基本となる寒河江市立病院医療安全管理指針を制定いたしました。これに基づく委員会設置など、安全な医療提供と事故防止対策の強化を図ったところでございます。

具体的には、市立病院での医療安全管理に関する取り組みは二つの委員会が中心となり行っております。

一つは、院長を初め各部門の責任者10名で構成する「医療安全管理委員会」であり、病院の安全管理全般にわたる検討、改善策の立案と実施、それから職員の安全教育、重大な事態発生時の対応など総括的事項と重要事項の検討などを主な役割としております。

二つ目には、院内の各部署、各職種の代表者14名で構成する「MRM（メディカル・リスク・マネジメント）委員会」でございます。平成12年6月から毎月1回開催いたしまして、日常の診療業務の中で冷やりとしたり、はっとした事例の収集と改善策の検討などを主な役割としております。

これらの委員会を核といたしまして医療の安全確保のための必要な対策を検討し、改善策を全職員に周知し改善を進めるとともに、医療事故に結びつきかねない危険な事例、つまりニアミスの整理分析などを通じ、一層の医療の安全確保に努めているところでございます。

それから、医療事故が発生したときの対応と公表のあり方についてでございます。

今申しあげました医療安全管理指針に基づき医療事故対応ガイドラインを定めており、これにより対応する

ことにしております。具体的には、まず事故に遭われた患者さんの救命と回復の対応に全力を尽くすこととしており、次に事実経過などを調査し、速やかに患者さんや家族の方などに説明することや、発生時の連絡や報告など必要な手順等を示しております。

また、事故の公表については、医療安全管理委員会で事故の重大性、社会に対する説明責任の必要性の有無などを検討し、必要なケースについては公表することとしております。医療事故など重大な事態に遭遇した場合は、これらの基準に沿って速やかに必要な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、後発医薬品のことに答弁申し上げます。

薬価の低い後発医薬品の使用は、医療費の総額を抑え、受診者の自己負担の軽減にもつながり、医療費の増嵩で揺れている医療保険制度を堅持していく上で重要なことであり、国民健康保険を運営する市としてはこれを推進しなければならないと考えているところでございます。

市立病院での後発医薬品の使用については、その製造を行うメーカーの多くが中小の企業であることなどから、副作用などの安全性に関する情報提供が不十分なことや、急な製造中止など供給面での不安定があること、薬の適応症が同じでなく制限があることなど大きな課題を抱えておりますが、今申しあげたとおり、医療費総額の抑制と受診者負担の軽減を図るという見地から、その使用を促進してきたところでございます。

具体的には、市立病院で使用している医薬品の後発医薬品リストを作成し、常勤医師及び薬剤師全員で構成する薬事審議会において各診療科の意見を徴し検討を続けてきたところでございます。その結果、平成14年4月から11月までの後発医薬品の使用は、昨年度の34品目から54品目へと20品目ふえているところでございます。

市民の健康、換言すれば命でございます。これを守るには医療の現場に立つ医師に医薬品の選択を含めて自在に腕を振るってもらふ環境を整えることも重要なことのひとつでございます。これらのことを考え合わせながら、後発医薬品の使用促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、窓口委任払いのことにについてお尋ねがございました。

高額療養費貸付金の委任払いにつきましては、さきの御質問にお答えしたとおり、本市では寒河江市医師会及び医療機関と調整を図りながら15年4月実施に向けて検討していくということでございます。それは、国民健康保険の保険者、これは市が保険者になっておるわけでございますが、保険者として市民サービス向上のために寒河江市内の医療機関に限定し実施するものでございます。

それから、社会保険まで委任払いを拡大できないかという御質問でございますが、社会保険や国民健康保険組合の取り扱いはそのそれぞれの保険者の判断によるものでございまして、私がお答えできるものではないと思いますので、御了承願います。

それから、高額医療費支給制度のPRについてでございます。

これにつきましては病院窓口で説明するなど周知徹底を図るべきでないかということでございますが、市立病院の窓口では制度の説明及び手続を記載したところのチラシを作成し、該当すると思われる方に対し個別に説明をいたしているところでございます。また、市報等においてさまざまな制度について周知を図っているところであり、高額療養費支給制度につきましても定期的に掲載しているところでございます。さらに、制度の周知のため保険証の更新に合わせましてパンフレットを同封しておりますし、今回の制度改正による老人保健医療受給者証の一斉更新の折にもパンフレットを同封するなど周知には万全を期しているところでございます。

それから、ことし10月の健康保険法等の改正があったわけでございますが、これらによりまして老人保健医療受給者の高額療養費対象者が増加すると見込まれるところでございます。これまで同様に市立病院の窓口指導や市報等による周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

また、老人保健の対象者というのは当然のことながら高齢者でありますから、制度を知らなかったことによ

る申請漏れ等を防止するため、支給対象者に対しましては市長名で文書を出して申請をしまいたいというようなことも考えておるところでございます。

それから、駅前の中か湯の問題でございます。

これは先日の質問にお答えしておりますが、この存続につきましては、地域の資源である温泉を生かした公衆浴場施設は集客とか交流とか商店街の回遊性という点でにぎわいを形成する商業サービス施設のの一つであるという考え方から、これまで駅前活性化・店舗等対策委員会の中で地元と一体となり検討を重ねてきたところでございます。

なか湯の再建についていろいろネックがあるわけですが、それを見ますと、なか湯をだれが建設するのか、経営運営主体はだれになるのか、利用者数による採算性等が課題となっておりますが、これらについて検討しているさなかでございます。それぞれに複雑な事情があり、いまだ結論には達していない状況でございます。

また、財政面を含めた支援というお話もあったようですが、今申しあげましたように検討しているさなかであり、さまざまな問題を解決しながら粘り強く検討を続けてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、保育行政のことでお尋ねがございました。お答えいたします。

土地区画整理事業や宅地造成事業の積極的な実施やら、あるいは就労の場の拡大などの施策の実施によりまして、県内でも人口増加の数少ない自治体として着実な発展を遂げていることは御案内かと思います。しかし、昨今の少子高齢化の傾向は本市においても避けることのできない状況となっており、ここ数年の1年間の出生数は400人前後で推移しております。

加えて、今日の核家族化の進行や共働き家庭の増加、雇用情勢の厳しい状況など、子供を取り巻く環境は大きく変化しております。親子関係や友人関係をも含めて子供たちが健やかに育つためには、新たな視点に立った子育て支援が必要となってきております。

これらの子育て支援につきましては、本市では平成9年度に策定しました寒河江市こどもプランに基づき、着実に子育て支援事業を実施してまいりました。この中で、子育てと仕事の両立支援におきましては、多様化する保育需要への対応をうたっており、対策の方向として低年齢児童の保育や延長保育の充実を目指してきたところでございます。

これらの施策の実施に当たりましては、公立保育所としての役割を果たせる保育サービスの充実を目指す必要があることから、昭和57年以降2カ所の保育所で実施していた延長保育について、今年度、平成14年度から6カ所の全保育所で実施したところでございます。御案内かと思います。

また、私立保育所と他の市内の幼児教育施設及び認可外保育施設が互いに特性と機能を補完し合いながら、これら多様化する保育需要への対応が求められております。

これらのことから、これまでも低年齢児の受け入れと長時間保育の実施を行う認可外保育施設に対しては、入所している乳幼児の処遇向上を図るため補助事業を実施いたしまして、平成14年度では、今年度では5施設に対して総額約680万円の支援を行うこととしているところでございます。

さて、市立保育所の入所児童数は、平成13年度で約490人でございます。全保育所が延長保育を実施した平成14年度は約550人となっております、60人程度増加しておるわけでございます。これは市民の期待にこたえる保育所づくりを着実に実施してきたことへの結果があらわれてきたものと思っております。

御質問にございましたが、この増加の要因が延長保育の実施によるものなのか、あるいは別の要因によるものなのかは実施1年の今の時点では何とも言えないのが実情であります。今日の厳しい雇用就労環境により保育需要が高まってきていることもその要因と考えております。

しかし、今申し上げましたように、互いに特性と機能というものを補完し合いながら、これら多様化する保

育需要への対応が求められていることを踏まえ、今までも寒河江市こどもプランの策定、総点検の折など市内の公私にわたる保育施設の方々と意見交換の場を設けてきておりますが、今後とも必要に応じ、また要請があれば意見をお聞きする場の設定を行っていきたいと考えておるところでございます。

また、寒河江市こどもプランの総点検を進める中で、今後の児童数の推移を見きわめ、さらに今後の保育ニーズに対応するために公立保育所と他の市内保育施設との役割分担、支援策について検討していく必要もあるかなと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、子育て世代が安心して産み育てられるような保育基盤の整備と多様な保育サービスの実現が肝要であり、その中から保護者が選択して利用できるような基盤の充実が必要であると思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

○大泉愼一教育委員長 寒河江市幼児教育連絡協議会に関してお答えいたします。

この幼児教育連絡協議会は、平成 2 年に本市が市内の幼稚園や無認可を含めた保育施設などの方々にその必要性を説明申しあげ、平成 3 年度に発足したものであります。

この協議会は、民間のみならず、市立保育所や幼児学級をも含め、それらの各幼児教育施設等の代表者によって構成された団体であり、その活動の目的とするところは幼児教育に関する研修活動の実施や各施設相互間の連携を図ることにあります。

協議会の具体的な活動としましては、構成団体代表者の合議により役員が選出されるほか、毎年の活動計画が策定され、実行に移されております。この事務局については、会の規則により寒河江市役所に置くこととされておりますので、これまで教育委員会学校教育課においてその庶務会計を担ってきたところであります。

そこで、事務局を預かってきた経過から協議会の活動の一端を御紹介申しあげますと、会の趣旨に基づきまして保育所や民間の施設の相互見学研修、有識者による講演会の開催による職員研修、さらには市外の施設の実地視察研修を実施してきております。また、学校との連携を深めるため、小・中学校代表者との意見や情報交換などの場の設定も行ってきました。

寒河江市幼児教育連絡協議会は発足以来、団体の自主的な取り組みにより、以上のような活動の実施を通じて幼児教育の振興や施設相互の連絡調整を図ってきているところであります。

以上です。

○佐藤 清議長 佐藤議員。

○佐藤陽子議員 1 問にお答えいただきまして、どうもありがとうございました。

医療行政については、病床の利用区分をどうするのかということは非常に難しい問題だと市長も言ってらっしゃいましたけれども、やはりさまざまな要望や需要がある中で、それをどう区分けするかということは非常に難しい問題だと私も思っております。これはやはりいろいろな調査を踏まえた上でということでありますけれども、なるべく住民の要望に沿ったものにしていただきたいと思います。

それから、基本計画、それが年々先送りされているということについてですけれども、旧館なんかは築後 29 年にもなっているということで老朽化が非常に進んできていると。その中で、もう限界に来ていると市長も答弁されております。ですから、これは早急に見直す時期に来ているのではないかと思うんですけれども、この計画が立てられなければ、人工透析の施設なんかもそれに入るのか、設置されるのかどうかという見通しもないということなのではないでしょうか。やはりこういう人工透析の施設なんかを望んでいる人は、一日も早い、一刻も早い設備の完成を望んでいるわけです。ですから、そういう点ではこの基本計画というものを余り後年度に引き延ばすということがないように、早急に計画を立てながら、その中で市民の要望にこたえるような実施をしていただきたいと思います。

それから、医療事故の問題ですけれども、病院の中で医療安全管理委員会というようなものとか、さまざまな医療事故を引き起こさないような手だてを立てているということでありますので、これは今後とも医療事故の発生しないような管理運営をしていただきたいと思います。

これまでに重大な医療事故というものが発生していないと思っているんですけれども、事故が起きた場合の患者や家族への説明、そして理解というものが得られているのかどうか、まだ引きずっている問題があるのかどうか、そういうことをお聞きしたいと思います。

それから、後発医薬品の使用についてですけれども、昨年度よりも品目がふえて使用しているということで、着々と進んでいるのかなと思いますけれども、薬の種類が 1,000 種類以上あるという中で 54 品目ということですから、まだまだこれは改善をしていける分野ではないかなと思っております。

ことし 10 月から高齢者の医療費の自己負担が定額制から 1 割負担あるいは 2 割負担と引き上げられたわけで、そのために 6 割の方が負担が重くなったと答えておられます。重い病気を抱えている方や複数の薬を使用しなければならない人たちほどこの医療費というのが重くのしかかってきているわけです。また、来年 4 月からは社会保険加入者の医療費も 2 割から 3 割に引き上げられるわけです。ですから、このように医療費が高くなるということは、病院での受診を控えるという結果につながっております。

例えば、これは実際にあった近隣のお医者さんでの出来事なんですけれども、在宅で酸素療法をしている高齢者の方、この方は今まで窓口で支払う医療費が 1 回 850 円で済んだと。ところが、これが 1 割負担になったことで酸素療法の費用が 9,000 円にもはね上がったということなんです。ですから、この患者さんはもう病院に来なくなると、医療関係者の人が非常に心配していたという話を聞いております。このように医療費が高くなって、そのために病院に通わなくなったという結果になれば、これは患者さんの命にもかかわる重大なことなんです。

医療費の内容を見てみますと、薬の割合、薬の料金の割合というのが非常に高くなっております。物によっては 6 割、それ以上になっているものもあるわけですから、この医薬品の単価を引き下げるとは、患者本人の負担も軽くすることになりますし、また医療費全体を引き下げることにもなると思います。これはいろいろ難しい点もあると聞いております。

この前、遠藤聖作議員が 3 月議会で後発医薬品を取り上げたときに、病院長がいろいろ後発医薬品のことについて説明をしてくださいました。その中で、私たちも非常に勉強になったわけなんですけれども、そして今は後

発医薬品の危険性、そういうものがあるかなしかということを審議をしてオレンジブックというものを出示していると、このオレンジブックに載ったものについては安全性が確認されていると伺っております。ですから、このオレンジブックに記載されたものの中で、お医者さんたちの共通の認識が得られるように説明をしたり、協力をいただいたりしながら、後発医薬品の使用をもっと広げていただきたいとお願いをいたします。

それから、医療費の窓口委任払いについてなんですけれども、社会保険加入者の窓口委任払いは、ちょっと市だけではできないということだったんですが、これは私もそうだろうと思います。ですけれども、市長は自治体の長として、この改善を求めていく、そういう要望をいろいろな場所で訴えていくことはできると思うんです。そういう努力をぜひしていただきたいと思います。

それから、高齢者の高額医療費についてですけれども、一般の外来の患者さんではそんなに限度額から超えて支払いをするということはそんなに頻度が多くないと思うんですけれども、それはもう限度額そのものが高くなっておりますので、そこまで、そこを超えてまで医療費を払うということは、外来の場合、余りないかもしれません。ですけれども、入院をした場合なんか、手術をしたり、高度な療養をしたりという場合には限度額を超えて支払いをしなければならないということが起きてくると思います。

高齢者の老人医療費については貸し付け制度がないということをお聞きしていますけれども、今回、委任払いに該当するのは、国保の中で貸し付けの部分を委任払いできるとなったわけですが、貸し付け制度がない場合は限度額を超えた部分について、それをわざわざ本人が領収書を持って市役所の窓口まで手続をとらなくとも、その入院した医療機関で一定の手続をすればオーバーした分が戻ってくるという手続をとれないかどうか、これは寒河江市内で国保の分を委任払いにしているわけですから、その手続と同じような考え方でできるのではないかと私は思っております。ぜひこれは市長から働きかけをしていただきたいと思います。ですが、市長の考え方を重ねてお尋ねいたします。

それから、なか湯の問題ですけれども、今、なか湯委員会の方々がいろいろ粘り強く交渉に当たっているとおっしゃいました。この交渉の中で何とか先が見えてくる、建設できるようになるということが一番望ましいことなんですけれども、もしこの交渉が何としても決裂して前に進まないというような状態になった場合は、市が積極的に後押しをするということが必要なのではないかと私は思うんです。

なか湯委員会の方たちにお聞きしたところでは、建設する用地さえあれば、温泉の支出なんかは商店街といいますか、駅前商店街の方たちで何とかできる見通しがあるんだと、そして採算性についても、今までは管理運営もきちんとした人を置いておかなかったとか、そういうことがあってお金を入れないで入浴するとか、そういうことが非常に多かったために赤字を背負っていたということがあのようなようですけれども、新しい施設にして人的な配置もして、そうすれば採算性も合うという見通しを持っているようです。ですから、こういう用地の問題なんかも市の方で何とか手だてをとるという考えに立てないものかどうか、市長の考えをもう一度お尋ねをいたします。

それから、幼児教育についてですけれども、市の方でもいろいろと私立幼稚園あるいは無認可保育所に対しては財政的な支援もしながら共存共栄を目指しているんだというようなお話であったと思います。

今回こういう私立幼稚園あるいは保育関係者から不満が出たというのは、市の方で延長保育をする、あるいは定員オーバーの人員を募集するというところについて何の連絡もなかったと、そういう事前の連絡あるいはそういう協議の場がなかったということが一つ大きな問題になっているのではないかと思います。

寒河江市には幼児教育連絡協議会というのがあって、その調整役をすると私は聞いていたんですけれども、今、教育委員長からお伺いしましたら、現在のものは平成2年に計画されて平成3年から実施されたというお答えだったように思いますけれども、今の連絡協議会の内容は公私間の幼児教育の親交、そして情報交換というようなものが主な目的でつくられているという内容だったようですけれども、この幼児教育連絡協議会の本来の目的というのはそうではなかったんですね。

私ここに昭和 56 年 3 月定例会の議事録のコピーを持っております。これは 56 年 3 月定例会で遠藤聖作議員が保育所問題について質問をしている内容を議事録からコピーしたものですけれども、この内容を見て見ますと、当時、市立保育所の入所定員が満たない、柴橋を除いてすべての保育所が定員割れをしていたというような状態で、その原因が何かということだったんですが、それは入所を希望する児童がそもそも少なかったということも一つはあると思うんですけれども、近くに私立の保育園や幼稚園ができたこと、このことが結果的には幼児の奪い合いになっているのではないかなというような意見だったわけです。それを解消するために幼児教育連絡協議会というのがあるのではないかと遠藤議員は質問しているんです。

その連絡協議会を設置しなさいという、これは県からの依頼書が入っているわけです。この依頼書によりますと、連絡協議会の目的というものは、公・私立幼稚園の連絡協議会を設けてその計画を事前に十分審議するなどして幼稚園関係者の意見を聞く機会を設けることと。これは教育委員会に対して、そういう協議の場を設けてお互いにいろいろな問題を協議しながら連携をとっていけるように調整をすべきだというような内容になっているわけです。

けれども、今の連絡協議会は一たん途絶えた後でつくられた協議会のようなようです。ですから、本来の機能が失われているというようなことから、再びこの幼児教育連絡協議会の機能を回復するような段取りをしなければならないのではないかと私は思うところです。

今回はそういう定員をオーバーして募集したとか、それから延長保育をしたとかということが裏目に出ているといいますか、民間の設置者の理解を得られないとなっているのが一番の根本的な問題だと思います。ですから、これからは、今後はさらに子供の数が少なくなるという状況がありますので、子供の奪い合いで不信感とか恨みを持つようなことにならないように、寒河江市の幼児教育あるいは保育教育をどうしていくのかという観点に立って、公立がやるべきもの、話し合いで解決できるものなんかをその協議の場でいろいろ悩みなんかも話し合いながら、財政的な問題も話し合える、そういう協議会をつくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2 問を終わらせていただきます。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 病院の療養型と一般型の区分でございまして、先ほど答弁申しあげましたようにいろいろな課題があるわけございまして、それを今逐一検討して委員会で審議中でございまして、その結論といいますか、それを待ってみたいと、このように思っております。

それから、病院の建設のことでございますが、この前の実施計画との関連で遠藤議員の方にも答弁申しあげましたが、年度ごとにそれぞれの需要があって変更というか、実施計画の内容が変わってきたわけでございますが、ただ漫然と延ばしたというような問題ではございませんで、引き延ばしを図ったという問題ではございませんで、それぞれに問題がありまして、現在のような状況になったと、こういうことでございます。

1 問でも答弁申しあげましたが、市立病院のあり方というような場合の選択につきましては、検討会で検討しておりますし、いろいろ議論しておりますし、それに沿った形での病院にするための改築等々につきましても、基本計画を策定するために、基本計画にもっていくためにもいろいろそれらも含めて勉強していきたいと、このように思っております。

また、人工透析の話とか管理棟の老朽化の話もあるわけでございますけれども、それらもあわせて今後の病院の問題というものを検討していかなくてはならないと、このように思っております。

それから、事故防止でございますが、重大なものというのは私の記憶では余りなかったのではなかったかなと思っておりますし、それぞれにつきましても、患者なり、あるいは家族の方に十分御説明申しあげていると思っております。

こういうことが言われております。市立病院では御案内のように年間 15 万人に医療を提供しているわけございまして、人為的なミス、先ほど申しあげましたヒューマンエラーというものは、これは絶対避けられるんだというようなことは言われないと、このように思っております。だからといって医療事故を認めるというものではございませんけれども、15 万人もおりますので、ヒューマンエラーといいますか、そういうのは避けて通れないところもあろうかなとも感じておるところでございます。

説によりますと、ドイツの高名な学者でございますところのハインリッヒという方は「一つの事故の背景には 29 の類似のミスがあり、300 のニアミスがある」というような学説を出しておるところでございまして、これは事故防止に対しての基本的な理念をいろいろ説いている中での話であろうと思いますが、そういうことで「冷やり」としたとか、あるいは「はっと」したというような事例というものを収集するところは、この学説で言うところの 300 のニアミスというものを洗い出して、この段階で二重、三重にチェックを行い、事故に至らないところの仕組みというものを整えていくということがやはり必要なことだろうと、このように思っております。そういう気持ちで委員会もあるわけございまして、十分考慮してまいりたいと思っております。

それから、後発の問題でございますが、1 問におきましても答弁申しあげましたけれども、病院の開設者としての市長とすれば、これは経営の面も当然考えなくてはならないわけございまして、また患者のことも考えていかなくてはなりません。ですから、経営の面あるいは患者の負担ということを考えるならば後発医薬品をたくさん使うということも考えられるわけございまして、やはり医師の立場、命を預かるところの医師の立場というところから見れば、やはりこれはいかにして患者の病気を治していくかということでございまして、いろいろ数ある医薬品の中からこれが適したとか、あるいはこれがいいというようなこと、これは医師の判断なり、あるいは対応ということも出てくるわけございまして、趣旨としては皆これは医師だっただけでございまして、患者の命を預かる医師の立場もあるということを御理解いただきたいものだなと、このように思います。

それから、限度額以上の支払い、委任払い等々によりまして足を運ぶというようなことが非常に少なくなっ

てくると。それにつきましてもこれから医療機関等との協議を進めてまいらなくてはならないわけですので、これらを早く進めてまいろうかなと、このように思っております。

それから、なか湯の問題でございますが、今積極的にいろいろ議論をして協議中でございます。ですけれども、市の用地提供ということになりますと、市が土地を求めるというようなことは、これは一たん仮換地したものでございまして、そして駅前中心市街地整備事業の経過いろいろあるわけでございますし、またこれだけを求めるとするのは公平性というものから見ましても非常に難しいと思っておるところでございまして、いろいろ今議論のさなかでございますから、十分検討委員会で議論していい方法を探っていただこうと、こう思っております。

それから、私立幼稚園あるいは認可外の保育所等の問題でございますが、これまでも全然打ち合わせ会あるいは協議をしなかったということではございませんが、なお一層、今後これらの話を進めていって、寒河江市の児童でございますから、いろいろな公立あるいは私立の機能なり、あるいは特性というものを生かした中で、市内の児童が健全に育っていくように、あるいはまた家族の要請にもこたえられるようにということでの協議は重ねてまいらなくてはならないと、このように思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 佐藤議員。

○佐藤陽子議員 残りわずかのようですので、手短に。

なか湯の問題についてですけれども、いろいろと協議を進めているということですが、なか湯の存続ということではなくて、なか湯の存続ができないとなった場合には公衆浴場の考え方で、市長は公平性もあることだからというふうなことをおっしゃいましたけれども、これは駅前商店街の活性化とともに福祉的な面も大いにあるわけです。ふろのない人とか、高齢者で遠くに行けない方とか、そういう方、または今は外国人の入浴者も非常にふえていて聞いております。ですから、公共面で福祉的な面からも公衆浴場としての存続をぜひ考えていただきたいと思います。

それから、幼児教育についてですけれども、これは連絡協議会というようなものを「要請があれば」というようなことを市長はおっしゃいましたけれども、要請があればというのではなくて、連絡協議会の趣旨としてはそういうものをつくって民間の人たちにいろいろと話を聞く機会をつくるというのが行政の仕事であるという立場で、これは積極的にそういう方たちへの呼びかけをしながら、そして民間の保育所あたりはゼロ歳児という、市役所がやっていない面を受け入れて頑張っているわけですね。ですから、こういう点について子供たちが民間と公立との差の中で待遇が悪いというようなことがないように、施設の面とか保母さんの定数の面ですとか、そういう面で財政的にも支えるというような考え方に立って、共存共栄を図っていくという考え方に立っていただきたいと、このことを要請して終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 公衆浴場の件は、なか湯の件につきましては十分今検討しておりますから、それらを待って
いこうと思っております。

それから、私立との話し合いですけれども、私は 1 問では「今後も必要に応じ、また要請もありますれば」と
答えておりますので、何も要請なければしないというようなことは一言も言っておりませんから、お間違い
のないようにお願いします。

○佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時 30 分といたします。

休 憩 午前 11 時 16 分

再 開 午前 11 時 30 分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 21 番について、20 番那須 稔議員。

〔20 番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 私は、所属している政党公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号 21 番、保健福祉行政について。

初めに、身体障害者補助犬への対応についてお伺いをいたします。

ノーマライゼーショインの理念に沿って障害のある方が地域社会の中で普通の生活ができるようにするためには、社会参加を阻害するさまざまなバリアを除いていかなければなりません。21 世紀の高齢社会ではバリアフリーの取り組みは急ぐべき重要な課題であります。

社会の仕組みは、大半は健常者を中心につくられているため、視覚障害者や他の身体障害者の人たちは日常生活に大変不便を感じておりますが、それに負けることなく、社会のあらゆる分野で活躍しております。そうした視覚障害者の人たちが町を一人で歩くとき、道路の横断、工事中の道路、陸橋、歩道に置きっ放しの自転車など、健常者でも外を歩くときは危険なときもあります。言うまでもなく、そのような視覚障害者の人たちが道路を歩くときのつえや目のかわりをして安全に道案内するのが盲導犬なのであります。

このような盲導犬を含めた障害者の社会生活を手助けする補助犬が社会の中で十分に活躍できる環境を整える身体障害者補助犬法がことし 5 月に成立し、10 月 1 日から施行しました。同法は、介助犬などの育成体制を整備し、円滑な利用と普及を後押しすることによって障害者の自立と社会参加の権利を拡大することを目的として、体の不自由な人の動作を手助けする介助犬や、聴覚障害者の耳のかわりを務める聴導犬の存在を法的に確立しており、盲導犬に加え、これまでペット扱いされてきた介助犬と聴導犬の 3 種類を身体障害者補助犬と定め、公共施設や公共交通機関での受け入れを義務化しています。さらに、来年 10 月からは不特定多数の人が利用する民間施設でもやむを得ない場合を除き補助犬の同伴を拒否できなくなります。また、職場の事業主や賃貸住宅の家主に対し補助犬を拒めないよう努力義務を規定、補助犬の利用者には犬の衛生状態の確保や十分な管理に努めるよう求めています。

一方、優秀な補助犬を確保するため、指定法人による補助犬の公的認定制度を導入しました。先ほども述べましたように、補助犬とは、視覚に障害のある人を誘導する盲導犬、聴覚に障害のある人の耳がわりをする聴導犬、手足や身体の不自由な人の動作を助ける介助犬の 3 種類の犬のことを言いますが、そのうち盲導犬はよく知られております。聴導犬については、インターホン、ファクスの着信音、赤ちゃんの泣き声やかんのお湯が沸騰する音がすると知らせてくれる役割をしています。外出先では車のクラクションや警報機に反応し、銀行の窓口では名前を呼ばれたら教えてくれるなど、また介助犬は体の不自由な人の日常生活を助けるように訓練されており、床に落としたものを拾ったり、電気スイッチを操作したり、ドアや引き出しのあけ閉めをするなど、また衣服の着がえをも手伝うし、歩行が困難な人のつえがわりとなったり、車いすの誘導をしたり、障害を持つ人のニーズに合わせた訓練を受けているとのこと、障害を持つ人たちにとってはまさに体の一部と言えます。何より、こうした補助犬の存在によって障害を持っている人も社会参加でき、自立可能になっていくのではないかと思います。

ところが、今まで例えば介助犬を同伴して出勤したら職場で拒否されたとか、介助犬と一緒に電車やバスに乗せてもらえなかったとか、盲導犬の場合はその地位が法律で位置づけられ、社会的にも認知されているのでそういう心配はありませんでしたが、介助犬や聴導犬はきちんとした訓練を受けていても法律的な裏づけがないため、駅やホテルで「盲導犬ならいいのですが」と入場を拒否されてしまうケースが多かったようです。

これは何と現在の日本ではバリアフリーに役立つはずの補助犬が逆にバリアになっておりました。

こうした介助犬や聴導犬はそれぞれ全国で 30 頭に満たず、900 頭程度の盲導犬に比べて少なく、介助犬は約 120 人の人が手に入れるのを待っているということでもあります。そして、1 頭当たり 100 万円から 300 万円程度とされる訓練費用がかかるとのことで、まだまだ利用状況は多くありませんが、同法が可決されたことにより、これからはさらに社会地域の受け入れや整備が進んでいくことは間違いないと思うのであります。

それらのことを踏まえながらお伺いいたします。

一つには、市内各公共施設での盲導犬の今までの受け入れ対応についてお伺いいたします。市内で盲導犬と出会う機会がほとんどなかったわけですが、今回の法律が施行される前の現状はどうか、法的にはやむを得ない場合を除いて同伴が認められていると聞いていますが、施設によっては同伴を拒否しているところがあったのかどうかお伺いいたします。

特に、障害者の方が見えることが多い市立病院ではどういう対応をされてこられたのかお伺いいたします。

また、今回の法律の施行を受けて、盲導犬はもちろんのこと、介助犬、聴導犬の公共施設への利用したい方の受け入れについてどのように具体的な対応ができるのかお伺いいたします。

その中で、市立病院という特殊な環境下ではそういう対象の方が見える場合があると思いますが、突然見えたときに職員が奇妙な目で見えたり、待っている患者さんが騒いだりしてはいけません。そんなことのないように病院でも徹底していただきたいと思いますが、それらの対応についてお伺いいたします。

二つには、盲導犬はまだしも、介助犬、聴導犬については余り聞いたことのない市民も多いと思いますので、まずどういうものなのかを知ってもらうことが大切であります。そして、障害者の方の自立や社会参加の促進のために、身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について市民の理解を深めていただくとともに、出会ったときに、盲導犬の場合ですが、触れない、口笛を吹かない、ハーネスに触れない等の基本的な接し方について、ペットと違うことを市民に協力いただけるようあらゆる広報活動を通じて PR をして市民に周知すべきだと思いますが、どのように考えるのかお伺いいたします。

三つ目には、不特定多数が出入りするホテルやデパートなどの民間施設への受け入れについては、明年 10 月から同伴が可能になりますが、今から民間施設への協力の呼びかけが必要だと思いますので、どのような対応をしていただけるのかお考えをお伺いいたします。

次に、音楽療法の積極的な取り組みと推進についてお伺いいたします。

音楽は、人々に感動や喜び、安らぎを与え、心身を躍動させる不思議な魅力を持っています。そうした音楽の持つ効果を生かした音楽療法（ミュージックセラピー）が高齢者や障害者の心身の機能回復などに役立てられ、その成果が幾つかの自治体で注目を集めております。また、欧米では幅広い分野で有効な治療手段の一つとして音楽療法が定着をしております。

音楽療法は、いわゆる BGM やリラクゼーションのためだけの音楽ではなく、音楽を媒介として心を開かせ、病気の治療や機能回復に加え、それらの人が生きることを援助し、生命及び生活の質の向上に資する、より先駆的な治療方法であります。そして、さまざまな障害を持つ人が音楽活動によって機能を回復させる療法であります。痴呆症や脳血管障害、神経症やうつ病、子供の自閉症や精神遅滞などその対象は非常に広範囲にわたります。

音楽療法の一番の特徴は、障害の度合いに応じて個々のカルテをつくり、その人にふさわしい対応をしていることでもあります。安らぎや躍動感など音楽の持つ特性を活用し、高齢者や障害者の機能回復に役立っている音楽療法が進めば、それが予防につながり、また自己治癒力を増す効果があることは他の自治体の実績を見ても明らかです。また、音楽が心のかけ橋として

まちづくりや人づくりにつながることも大いに予想されます。

また、音楽療法は健康を促進することも大きな目的であります。それは身体的な健康、精神の健康、魂の健

康、感情の健康、すなわち生命及び生活の質の向上にあります。音楽療法は薬物療法や手術のようにその効果を数値であらわすことができないので、その効果そのものを疑問視する向きもあります。しかし、音楽が持つ働きは少なくなく、おなかの底から大きな声で歌えば深い呼吸を必要とするため、大量の酸素を体内に取り込みます。脳細胞の活性化を促進します。手拍子や打楽器の演奏は手や指先を使うので脳への刺激が高まります。懐かしい曲を聞いて青春の輝いた時代を思い起こせば、記憶や感情の回復につながります。

実際、音楽療法を実施している医療機関や介護施設では、心肺機能が強化され、抵抗力が増加した患者、あるいは看護婦を呼び出すナースコールの回数が減ったり、また投薬量が減少したりした病院、寝たきり防止に効果があった施設もあるようです。ごく最近、奈良市の音楽療法推進室と奈良教育大との共同研究でアルツハイマー病の患者に音楽療法の効果があることが科学的データで実証されました。

音楽療法で注目を集めている奈良市は、音楽療法の先進国であるオーストラリアのキャンベラ市と姉妹都市にある関係で音楽療法の検討が早くから行われ、平成7年に奈良市独自の音楽療法士の養成講座を開設いたしました。受講生を奈良市の社会福祉協議会の職員として公募したところ、全国から音楽系の大学出身者や教師など約200人の応募があったようです。その中から10人が選ばれ、医学や心理学などの1年8カ月にわたる実習や講義を経て、市公認の音楽療法士が誕生しております。奈良市音楽療法推進室を設置し、音楽療法士の派遣が開始されております。現在、音楽療法士が13名おりますが、高齢者、心身障害者、心身障害児の三つの分野に分けて施設に派遣しているようです。

我が党の奈良県でのアンケート調査によれば、回答した138施設のうち音楽療法を導入しているのは半数の69施設、このうち特別養護老人ホームは61施設中35施設、心身障害者施設では35施設中18施設が導入していることがわかりました。また、「導入していない」と答えた施設の7割が「導入したい」「関心がある」と回答しています。さらに、音楽療法の現場で活動を実践している人の4割は施設の職員やボランティアであることが判明、半数以上の施設で活動の現場に音楽療法士がいないという実態も浮き彫りになっています。現在、奈良県には音楽療法士は奈良市独自の資格を持つ13人を含め26人しかいないことから、音楽療法士の育成が急務と指摘しています。

音楽療法の効果については、「音楽療法に参加している間は効果がある」「日常生活でも効果が持続」と回答したのは施設関係で約9割に達し、音楽療法士やボランティアの個人では7割を占めています。現場での具体的な効果として、「徘徊老人が着席できるようになった」「無反応の人が反応するようになった」「表情が明るく笑顔が見られる」などが挙げられています。この調査はあくまでも一例にすぎませんが、音楽療法における現状を如実に物語っていると考えます。

これら音楽療法を必要とする施設は全国で数千に及ぶと言われております。療法士はいまだ少なく、療法士を育成し、ふやしていく取り組みも重要であります。対症療法や薬に頼るだけでなく、心と体を一体として見る全人的な医療が求められている時代とも言われております。

以上のことを踏まえてお伺いいたします。

一つには、音楽療法について、必要性、効果、先進地である奈良市の取り組みなどについて紹介をしたわけですが、まだ全国的な取り組みとはなっておらず、新しい分野の一つです。このような音楽療法についてどのような認識をお持ちなのかお伺いをいたします。

二つには、音楽療法に取り組んでいく上で、音楽療法士の資格は欠かせないところであります。現在、民間資格として日本音楽療法学会が認定する療法士が活躍していますが、また奈良市では市独自に音楽療法士認定講座を実施し、自前の資格認定制度を設けております。本市においても市独自に音楽療法士の認定を行う制度を創設するなどの取り組みについていかがなものかお伺いいたします。

三つには、音楽療法のことについてはまだ一般的に普及しておらず、市民の間でも理解度がまだまだ低いところにあります。音楽療法を普及するためには、市民の間に音楽療法の効果や成果などについて知ってもらう

講座を開催する必要があると思います。それらの講座の開催についてどのように考えるのかお伺いいたします。

四つには、市内の福祉施設、特別養護老人ホームなどを選定し、音楽療法をモデル的に実践してみることに
ついて見解をお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。

○佐藤 清議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆さんに申し上げます。

会議中は、みだりに席を立ったり、議事の妨害となるような行動をしないように、会議規則に規定してある規律を遵守されるよう求めます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは身体障害者補助犬への対応でございます。

ご指摘のように、補助犬法につきましては、ノーマライゼーションの推進の観点から身体障害者の自立と社会参加の進展を図るためにこの 10 月から施行されたものでございます。この法律により身体障害者の社会生活を支える盲導犬を初め介助犬、聴導犬といった補助犬の法的位置づけが明確化され、あわせて訓練育成と利用の円滑化が推進されるものと期待しているところでございます。

ところで、県内における盲導犬利用者の状況についてでございますが、山形市 1 人、上山市 2 人、米沢市 1 人となっており、本市には利用者はおりません。介助犬、聴導犬につきましては、県内では利用者はないという状況でございます。

また、盲導犬の訓練施設につきましては、全国で 8 カ所、そのうち東北では宮城県に 1 カ所あり、介助犬の訓練施設も全国では数少ないのですが、そのうち上山市に 1 カ所あるとのことでございます。

なお、盲導犬につきましては、犬の訓練費は国と県で負担するため、犬の給付を受ける上での利用者負担はありません。ただし、犬の給付を受けるには利用者も犬と一緒に訓練を受ける必要があり、その期間 2 ないし 3 週間の費用の一部を負担していただくことになります。さらに、所得や家庭状況から見て利用者等が犬を育てていける状況にあるか、あるいは犬の予防接種、定期検診、清潔保持など利用者としての義務を果たせるかなど、給付に当たっても一定の条件があるようでございます。

そこで質問の件でございますが、市内各公共施設での盲導犬などの受け入れにつきましては、本市ではこの法律の施行にかかわらず、従来から盲導犬などを同伴していることだけをもって市役所を初め市の管理下にある公共施設への受け入れを拒否するということは想定しておりませんし、市の施設等の利用に係る条例及び規則等にも同伴を禁止する規定はないものと認識しております。したがって、今後とも同じ対応になるかと存じます。

ただし、医療施設での対応につきましては、補助犬の清潔保持など衛生上特に問題がないとしても、他の患者への影響など衛生上の見地から特別な対応が必要になるものと思っております。

次に、市民からの理解と協力を得るための周知についてでございます。

身体障害者補助犬法施行を知らせるポスターにつきましては、既に市内各施設や学校等に張り出し、市民への周知を図っているところでございます。補助犬が果たす役割の重要性や市民の協力の必要性を考慮し、今後市報等を通じさらに PR するなど法律の周知を図ってまいりたいと存じております。

補助犬法施行に係る最後の御質問は、来年 10 月から同伴が自由となるホテル、デパート、レストランなどの民間施設での受け入れについてでございますが、どのように対応するのかということでございますが、民間施設側から補助犬に対する基本的な接し方などの理解を得る必要もありますので、来年の施行に向けて協力の呼びかけを行うなど、当該事業所等に働きかけてまいりたいと思っております。

次に、音楽療法の取り組みと推進についてお答え申し上げます。

御指摘もあったように、音楽療法とは音楽という人の心、感情に直接訴えかける媒体を利用し、身体の機能維持向上や心の成長を促す療法でございます。御案内のように、音楽にはリズム・メロディー・ハーモニーが

ありますが、その強弱やテンポ、バランス、使用する楽器の種類等がそれぞれの曲を特徴づけ、人の心を慰めたり、気持ちを落ちつかせたり、また勇気づけたりするものでございます。歌であれば歌詞の内容や歌い方によっても心に響いてくるものが違ってまいります。そのため、音楽は古くから祭事や人々の士気高揚など、いろいろな場面で使われてまいりました。現在でもスポーツ大会の行進曲や職場のBGMなどに使われております。

音楽療法はこのような音楽の持つ性質に療法としての機能を見出しているもので、右脳を活性化し、情緒、精神を安定させるとともに、長期記憶への刺激、回想への導入を図り、コミュニケーション能力の維持、運動能力の減退予防、不適応行動の減少などを目標とするものでございます。音楽が脳波に与える影響については科学的にも実証されており、実際、徘徊・妄想などの異常行動を軽減し、また集団全体の秩序、個人間の関係改善などに役立つとの報告もあるようでございます。

そのような音楽療法でございますから、私は今申しあげましたように人間の感情に直接働きかけ、ストレス解消や心の高揚に効果があり、ひいては身体的な機能改善にも役立つ一つの方法であると認識しております。

しかし、病気を治療する、治すという医学的概念によるものではなく、病気や障害を持つ人々が個人的に、または集団の中で歌ったり、聞いたり、あるいは演奏したりすることによって健康回復の訓練となる心理療法であるととらえております。そして、御質問の中にもありましたように、この療法は我が国で療法として歩み始めてからまだ日が浅く、現時点においては一般的に広く認知されているとは言えない状況であり、今後広く浸透していく中できちんとした形で位置づけられていくのではないかと考えております。

市独自の音楽療法士認定制度創設への取り組みについてでございますが、単に音楽を楽しませるだけでなく、音楽的な素養とか、あるいは音楽による療法ともなれば、専門的な知識や技術、そして一定程度以上の経験を積むことが必要と思われれます。そのためには公に認められる資格認定制度も必要かと思います。

御指摘のように、既に日本音楽療法士学会では平成9年度から認定審査を行っており、これまで400人以上の認定者が誕生しております。また、幾つかの公的機関による独自の養成、研究そして施設などでの実践例もあるようでございます。

しかしながら、音楽療法自体が未開拓の分野であり、今後どのように進展するか方向性も定まっておりますので、本市独自の資格認定制度創設については推移を見ながら将来において考えるべきものと思っております。それよりも、現在民間団体日本音楽療法士学会で制度化されているものを活用していく方がより適当と考えております。

県内における認定者は2名のようでございます。保健師・看護師対象の講習会での講演や施設での実践も行っていると聞いております。市としましては、これらの講習会などを通じて音楽療法の基本を習得しながら今後の推移を見ていくべきではないかと思っております。

音楽療法普及のための講座につきましては、保健福祉関係の機関紙やパンフレットなどにおいても若干触れられているにすぎないなど、極めて資料に乏しいこともあります。必要に応じて各種健康教室やヘルパー研修会などを利用して普及に努めてまいりたいと考えております。

音楽療法のモデル的实践についてでございますが、市内の福祉施設等でこれを具体化するとすれば、指導者の問題、実践方法や場所、機材確保の問題、現在のカリキュラムとの調整、記録や評価法の確立などいろいろと解決すべき問題がございます。介護保険施設では現在、保険給付対象にならないようであります。これらの点を考慮しますと、今後において研究すべき課題であると思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 那須議員。

○那須 稔議員 それでは、2 問目に入らせていただきますけれども、市長におきましては、私の質問につきまして真摯に受けとめていただきまして御回答いただき、本当にありがとうございます。

最初に身体障害者補助犬でありますけれども、やはり市長の言われるとおり、県内ではまだまだ少なく、寒河江市内でも今のところいないというのが現状ではないかなと思っています。

先ほど 1 問でも言いましたが、今回の補助犬法が国会を通して施行されたということから、これから非常にふえてくるのではないかと。先ほど市長からあったように、犬の訓練費用については、私の第 1 問でも言ったように 100 万円から 300 万円かかるんですけれども、使う利用者の費用、これは国と県でそれぞれ負担をするということで、犬がもらえるというような感じで使えるということであります。それからしますと、この補助犬法ができ上がることによってこの普及が、今までは盲導犬ということしか法的には位置づけがなかったわけでありまして、前回ペット扱いになっておった介助犬あるいは聴導犬というものがそれぞれ法律で認められるということになりますと、この普及が非常に多くなっていくのではないかなと思っていますところ。

特に需要と供給のバランスということなんですけれども、やはり今のところ需要があっても供給が、先ほど市長からあったように訓練センターが全国に少ないということで、どうしても供給できる数が限られてくるということもあるのでなかなか進まないんですけれども、今回のこの法律を受けて、それらのことについても法律で触れておいて、要するに訓練センターの増設などありまして、そうしますと補助犬というものが今後急速に増加を見ていくのではないかなと思っていますところ。

市内も今のところ補助犬がいないわけでありまして、該当者、要するに視力障害者、それから聴覚障害者、介助犬などは寝たきり老人などを対象に、必要とする場合はそれぞれ使えるかと思うんですけれども、その辺の該当者が市内にどれくらいの数おられるのかわかっておりましたらお知らせを願いたいと思います。

特に病院の対応は、盲導犬はこれまでおったわけでありまして、盲導犬についてもほとんど市内にいないし、県内でも数が少ないということから、病院に来られる方もほとんどいなかったのではないかなと思いますけれども、先ほどの市長の回答の中で、特に病院については特別的な対応をしていきたいというような回答がありましたけれども、その辺具体的にどういう対応を考えておられるのか。

特に病院については患者さんもおりますし、当然多くの方々が集まってくる場所でもありますので、普通の一般的な市の庁舎とか、その辺と違った対応が出てくると思うので、具体的にどういう対応を考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それと、これはやはり市民の方が非常に補助犬といいますか、そういうものに対してなかなかなじみがないということで、市長からは先ほど市報等で市民の方にも御理解いただけるような広報をやっていく旨の回答がありましたけれども、その辺十分に市民の方が理解できるような広報といいますか、先ほど私は 1 問でも言いましたけれども、犬の取り扱い、特に盲導犬、それから介助、聴導犬などもあるんですけれども、基本的な接し方もあるのでその辺を含めながら市報等で市民への広報といいますか、そういうものを行っていただきたいなど、このように思っているところ。

そして、来年 10 月からは不特定多数の方々が訪れる民間施設についても今回の補助犬法が施行したことによって、規制といいますか、それらの補助犬が拒めなくなっていくことになるわけでありまして、特に民間についてはまだ法律のなじみがなかなかないのではないかなということで、先ほど市長からもありましたけれども、民間の受け入れについては各関係者を呼んで、その中で具体的なものについての講習とか、要するに介護的な意味だと思えるんですけれども、その辺も大事なんですけれども、要するに民間施設に補助犬を持った方が入れるような状況、そしてまだ国・県の方でも対応については別段どうするかという対応がないんですけれども、具体的に例えばステッカーを張ることによって補助犬を同伴した方がすんなり民間施設の方に入れるような配慮、この辺についてどう考えておられるのか。特にお店あるいはレストラン、デパートといいますと、盲導犬を持った方が入れるつもりではいるんですけれども、その施設がどういうもの

かということはそのステッカー等で判断して入るという場合もあるので、ステッカーの設置といいますか、その辺についてどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、音楽療法でありますけれども、この音楽療法についても新しい分野でなかなかなじみがないということで、市長からもそれぞれ認識の話がありましたけれども、療法的な意味合い、全国でも先ほど第1問で申しあげた奈良市と三重県の桑名市が音楽療法を取り入れてやっているというような市でありまして、まだまだ全国的には普及していないのがこの分野ではないかなと思っていますところ。

先ほど市長からは今後の推移を見ながらという話がありましたけれども、音楽療法については奈良県の方でも音楽療法士のことについて、今のところは民間の資格がありますけれども、奈良市の方では独自に市で音楽療法制度をつくっておりますけれども、何とか国に働きかけて国家資格にしてほしいというような要望をなされているようです。

特にこれからは音楽療法が医学的、先ほど市長からはなかなか医学的な面の話がなかったわけでありましてけれども、医学的な面を確立することによって保険適用などについても奈良市の方では国の方に要望というようなこともしているようであります。そういう意味ではこれはまだまだ新しいんですけれども、これからこのものが確立することによって普及が早まるのではないかなと、このように思っております。

先ほど市長の方では、音楽療法士、音楽療法をする場合に音楽療法士がいなければ音楽療法できないわけでありましてけれども、音楽療法の取り組みに対しては今後の推移を見てというような話がありましたけれども、市独自の音楽療法士の創設は今後の推移を見てということで、日本音楽療法士協会が認定している認定制度があります。市長からもその辺の制度の活用という話がありましたけれども、日本音楽療法士学会が認定している音楽療法士制度、これも非常に難しいと言われておりますけれども、市長として今後のこの制度の活用、例えば最後の質問のモデル、要するに福祉施設あるいは介護施設等へのモデル的な意味合いでするんであっても、やはり音楽療法士の制度というものを利用して療法士が現場に行って音楽的な意味合いを含めてやるのが大事かと思っておりますけれども、その辺をするにもやはり音楽療法士の誕生と。県内には先ほど市長からあったように2名ほどしかおりませんけれども、市の方で何とかバックアップしながらその制度の活用をするような働きかけ、要するに考えはないのかどうかお考えをお聞きしたいと思います。

それから、音楽療法についてはやはり市民の間にもまだまだ理解度がないということでありますので、市長の方からはそれぞれパンフをつくるとか、あるいはヘルパー等への研修などもありましたけれども、市民の方へのアピール、要するに市民講座の中に音楽療法的な面を入れながら講義といいますか、音楽療法とはこういうものだということについて市民に理解してもらうというのも音楽療法を普及させる意味で大きなかぎを握っているのではないかなと思いますので、内部のヘルパー等への研修会などの持ち方などもわかりますけれども、市民に対してどういう形で音楽療法について理解できるような講座研修会といいますか、その辺どう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

あとは全体的に音楽療法については、先ほどあったように制度がはっきりしていないということで、その制度がはっきりしてから市長の方でもそれぞれ判断していくという話がありましたけれども、その辺はモデル的にやってみることによって判断するのが一番いい方法ではないかなと、このようにも思いますので、音楽療法士というものが市内に誕生したならば、ぜひともモデル、要するに福祉施設あるいは介護施設等をモデルに使っていただいて、どういう形で音楽療法というものがされるのか、ひとつ具体的な取り組みなどもお願いしたいなど、このように思っているところ。

以上で2問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 補助犬のことですが、まずは利用する方がおるか否か、欲しい人もまだこの法律のことを知らないのじゃないかなと、こういうことがあるかと思います。知っておってもまだ助成制度というようなことまで詳しく知らないから動きがないのかどうかその辺がわからないわけですので、やはり法律が改正になって補助犬だ、盲導犬だ、聴導犬だというようなことができたんだよということを普及するということがやはり一番早く進めなくてはならないことじゃないかなと、このように思っております。

そういうことで、該当者が何人ぐらいいるかということについては担当の方から答弁させていただきます。

それから、病院での対応ですが、これは患者もいることですが、私がちょっと考えるには、犬はやはり玄関とか特定の位置で待機してもらって、その後の患者の誘導というのは職員がかわりに対応すると、こういうことあたりが妥当なのでないかなと今思っているところでございます。

それから、ホテル、デパート、レストランの入場のことについてでございますが、やはりこれはこれらの施設に対しまして協力を呼びかけるということが必要だろうと思っております。

それから、身体障害者協会というのが寒河江市にもあるわけですから、そういう団体等の意見を聞いてみたり、あるいは団体の考え方がどうなのかとか、あるいはそういう団体と市も行政も一緒になって行動すればいいのかというようなことを身体障害者協会あたりとも今後話し合っていく必要があろうかと思っております。

それから、音楽療法士でございますが、まずは音楽療法というのは、一般の人ですと音楽を聞きながら楽しんだり、あるいは慰めになったり、いろいろあるわけですが、病気に対して、あるいは心理的な悩みを持っている方に対してどうするかということはやはりやってみないと、音楽療法というのはこうなんだということをいろいろ情報を収集しまして、そして保健師、看護師の方については講座を開くなりしてまいろうと。あるいは一般市民に対しては健康教室を通してそういうものがあるんだよということをじわりじわり進めていくほかないのじゃないかなと、このように思っています。今、第 1 問目でもお答え申し上げたとおりでございます。

それから、音楽療法士の認定の問題でございますが、これは市独自で認定しても、その効果というのはどうなのか、本当にあるのか、効力といいますか、そういう免許を与えて、あるいは認定を与えても、それが寒河江市だけで通用するものか、ほかの市には通用しないのか、その辺のこともまだわかりません。それで先ほど申しあげましたように、全国の認定士協会というようなものを活用する方がいいのじゃないかなと答弁申し上げたところでございますので、やはり専門にこれまで進めてきた全国の協会あたりから派遣してもらう、あるいはそういう方を引っ張ってきて勉強するというようなことがより妥当でないかと。市独自での認定というものまではちょっとまだ進めないのではないかなという感じをしておるところでございます。

以上です。

○佐藤 清議長 健康福祉課長。

○安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

対象者がどのくらいいるのかということですが、目の不自由な方、全盲かどうかということは別にしまして、目の不自由な方が大体 130 人ぐらい、それから耳が不自由だという方が 250 名近く、もう一つ考えられるのがいわゆる車いす等で、どのくらい利用している方がいるかということになろうかと思いますが、うちの方の範疇の中での補助といった方の場合と、それ以外に個々人で民間の店から購入されている方もいらっしゃるという話をお聞きしておりますので、全体人数についてはまだ調査というか、把握しておりませんので、御了承お願いしたいと思います。

○佐藤 清議長 那須議員。

○那須 稔議員 市内の方にも該当する方がいるということでありますけれども、特に今、車いすの話がありました、市内の方でも結構車いすで移動されている方がおられます。車いすについては介助犬なんですけれども、車いすの誘導をしたり、それから車いすで何らの支障があった場合に介助犬がそれぞれ取り組むような形になっておりますけれども、寝たきりの老人、市内にも車いすのほかにも寝たきり老人が結構おられるかと思っておりますけれども、結構な数になるのではないかなと思っております。

そうしますと、先ほどあったように、費用が無料でもらえると、介助犬がもらえると。ある程度養育センターに行って 2～3 週間一緒に暮らしてその一部の経費を払わなければならないとなりますと、やはり該当者は補助犬法ができたおかげでこれから急速に伸びてくるのではないかなと思っているところです。そういう意味では、例えば公共施設あるいは民間施設等々の受け入れ、先ほど市長からありましたけれども、その辺はひとつ十分に御配慮しながら取り組んでいただきたいなと、このように思っているところです。

それから、音楽療法でありますけれども、特に音楽療法については市長からあったようにまだまだ確立されていないという分野で新しいことでありますけれども、だからこそこれは具体的にどこかモデルをやって、市長も考えているようでありますけれども、どこかモデルを具体的にやってみて音楽療法の効果というものを確かめてみるべきものではないかなと、このように思っております。ですから、さっき市長からあったように、民間の音楽療法士、全国で数百名の方がおられますけれども、例えば市の方でその方あたりを派遣していただいて、市の方のどこかモデルケース的な介護施設あるいは福祉施設を選んでいただいてやってみるということが、より早く音楽療法というものに対しての理解度が高まっていくのではないかなと思っておりますけれども、その辺市長としてどう考えておられるのかお聞きをしたいと思っております。

以上で 3 問終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 先ほども答弁申しあげましたように、やはり保育士とか医療療法士とか、あるいは一般市民とかを対象にした講座とか健康教室とか、そういうものを議員がおっしゃるようにモデル的にやってみるというようなこともこれはやぶさかでないと、このように思っておりまして、全然わからなくて議論するというんじゃなくて、やはり実際に一歩足を進めて、どういうものか、あるいはみんなからこれが受け入れられる、好まれる、もっと普及してほしいという声になるか、やはりモデル的なものをすることは十分検討してまいりたいと、このように思います。

新宮征一議員の質問

○佐藤 清議長 通告番号 22 番について、13 番新宮征一議員。

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

○新宮征一議員 一般質問最後になりましたが、私は緑政会の一人として、近年の厳しい行財政環境をかんがみ、通告 22 番本市の行政改革について伺います。

多くの国民の信頼と期待をバックに構造改革を主とした大行政改革を唱え発足したのが今の小泉内閣でありました。

ところが、予測もしなかった政治不信をさらに増幅させるようなさまざまな問題が次から次と発覚し、その対応に追われながら行政改革もままならず、あの B S E 問題に端を発したさまざまな食品の偽装表示や、最近では無登録農薬の問題など食の安全性の欠如によって消費者の購買意欲を減退させ、冷え切った食品マーケット、さらには多くの不良債権処理問題、そして企業の倒産やリストラによって失業者が急増し、失業率も過去最低の 5.5% を記録するなど景気の低迷は今なお回復の兆しささえ見えず、国民の我慢もいよいよ限界に達しつつあると言っても過言ではありません。

こうした社会的、経済的背景によって国も地方自治体も税収の伸びはほとんど見込めないことから、今後ますます厳しい財政事情を強いられることは火を見るよりも明らかであります。

しかし、行政に携わる立場にあっては、このまま座視しているわけにもまいりません。限られた財源をどのように生かし、いかに効率的な行政運営を行うかが今後最大の行政課題であると認識しなければなりません。今こそ行政改革の必要性を再認識するとともに、真の行政改革を国民一人一人が、市民一人一人が真剣に考えなければならない最も大事な時期に来ていると思うのであります。

今、国においては、省庁の再編を試み、さらには公団の民営化などを真剣に議論されるなど改革に向けて積極的に取り組もうとしている姿はうかがえるものの、いつどのような形でどのような効果が見込めるかさえ皆目検討がつかないのが実情であります。

さて、こうした中、本市においては、本格的な高齢化社会の到来とともに、情報化、国際化の急速な進展や環境への関心の高まり、価値観の多様化など急激な社会情勢の変化に対応すべく、昭和 61 年、寒河江市行政改革大綱を策定されました。効率的な行政運営を目的に事務事業の見直しから公共施設の設置及び管理運営まで六つの重点事項を柱としたもので、この間 O A 化の推進、民間委託、一部組織機構の見直しなど事務の簡素・効率化に努められ、多くの成果を上げてこられたものと思います。

さらに、その後も社会情勢は年々変化の度合いを増し、高齢化と相まって少子化の現象が加わり、今では少子高齢化社会と呼ばれるようになりました。また、平成 7 年の地方分権推進法の施行により、ますます地方自治体独自の行政改革が強く求められるようになったことから、平成 8 年 5 月、それまでの大綱を引き継ぐ形ながらも、複雑多様化する市民の行政ニーズに対応しつつ、限られた財源の中で効率的な行政効果を発揮し得るものとして新たな行政改革大綱が策定されたものと思われます。

これら行政改革大綱に定めた重点事項を基本に、3 カ年を 1 スパンとした実施計画を示しながら、幼児学級の見直し、I T 関連業務への取り組みやグラウンドワークの推進など幅広くその具現化に向け実践してこられたものと考えますが、これまでの実績と成果について示していただきたいと存じます。これまでもその都市报等によって公表はなされてきていると思いますが、この際さらに市民にも広く知ってもらうためにも改めて伺います。

次に、今後の取り組みと方針について伺います。

今示されている実施計画は平成 13 年につくられたもので、来年、平成 15 年を最終年度とするもので、い

よいよ終盤に入ります。経常的経費の節減や民間への業務委託、市単独補助金等の廃止・合理化、新規補助金の抑制など、これからも継続的に取り組まなければならない事項や地区公民館長の民間人登用の問題など、まだまだ残された課題もあろうかと思われまゝ。また、花・緑・せせらぎ推進課の新設や、今話題になっております市町村合併との関連なども何らかの形で行革とのかかわりが出てくることも考えられます。

さらにもう一点、昨年12月定例会の一般質問で私は環境ISO 14001の認証取得について市長の考えをお尋ねいたしました。その際市長は「経費の節約節減は、現在も全職員からの提案などを求めながら、電気、水、紙などの使用の徹底した節約節減や再生紙の利活用などを行っているが、さらに徹底してISOの認証取得に結びつけてまいりたい」と大変前向きで力強い御答弁をいただいております。

この環境ISOの問題は、単なる環境保全の問題のみならず、職員の意識改革の面でもその効果は高く評価されるものと信じております。行政改革とも合意に相通ずるものがあるものと考えます。改めて市長のお考えをお伺いするとともに、日々変遷する今日の社会情勢の中であって、また新たな課題も出てこようと思われまゝが、行政改革に対する今後の取り組みについて市長の御見解を承って第1問といたします。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市の行政改革の実績、成果等についてまず申し上げます。

社会経済情勢の変化に対応した簡素でかつ効率的な市政の実現を推進するため、寒河江市行政改革推進委員会というものを設置いたしまして、委員会に行政改革大綱を策定するに当たっての意見を求め、その答申を受け、市長を本部長とする寒河江市行政改革推進本部で、行政改革大綱の策定と実施計画を策定し、行政改革に取り組んでおります。

お話がございましたように、市の行政改革大綱の第 1 回目は昭和 61 年 2 月に策定されております。第 2 回目は本格的な高齢化社会の到来と情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まりなど社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に対応すべく新たな大綱を策定する必要から、平成 8 年に行政改革推進委員会に意見を求め策定したのが現在活用している行政改革大綱でございます。

その大綱では行政改革推進のための重点事項として、御指摘のあったように 6 項目でございまして、事務事業の見直し、二つには時代に即応した組織機構の見直し、三つ目は定員管理及び給与の適正化の推進、四つ目が効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進、五つ目が行政の情報化の推進による行政サービスの向上、最後六つ目が公共施設の設置及び管理運営についてほか市議会について、それぞれこれまでの取り組み、当面の取り組み、今後の課題と推進策をまとめておるわけでございます。

大綱をより具現化するために、平成 10 年度から 12 年度までの 3 カ年と 13 年度から 15 年度とまでの 3 カ年間の 2 回にわたり行政改革大綱実施計画を策定し、行政改革に積極的に取り組んできているところでございます。御指摘のとおりでございます。

平成 10 年度から 12 年度までの実施状況につきましては、昨年 5 月に議員懇談会で報告しておりますが、改めて申し上げますと、行政改革を実施するための細部の項目は 38 項目でありました。実績といたしましては、白岩出張所の廃止を初め中央公民館の三泉分室の廃止、社会保健課と地域福祉課を統合して健康福祉課にしたことや議員定数の削減など 35 項目にわたる改革を実現いたしました。その達成率は 92%でありました。

現在取り組んでいる実施計画は平成 13 年度から 15 年度における計画でございまして、細部の項目は 23 項目でございます。まだ計画期間を 1 年残しておりますが、現在取り組んでいるものを含めて申し上げますと、国民年金組合事務交付金の廃止を初め介護保険訪問調査業務委託の推進、幼児学級の廃止、住民基本台帳ネットワークシステムの整備など 20 項目が達成されておまして、達成率は 87%でございます。

まだ具体的に実現に至っていないのが、職員の能力開発推進の一環としての人材育成基本方針の策定と行政サービスの向上としての戸籍のコンピューター化、三つには公共施設の管理運営としての地区公民館長の民間人登用の 3 件ではないかと思っております。

この 3 件の現在の検討状況を申し上げますと、人材育成基本方針では職場の学習風土づくりの推進、職場研修の充実を網羅したところの方針も来年度、平成 15 年度中に策定し、職場個々人の公務能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

戸籍のコンピューター化につきましては、迅速及び正確性の両面での円滑な窓口サービスの実現を目指す上で取り組まなければならない事業ではございますが、さきの振興計画の実施計画でお示し申しあげたように、当面は住民基本台帳ネットワークシステムの構築、さらには財務会計システムの構築をした後と考えておりますので、平成 15 年度までの期間内での実現はできない状況となってしまいました。

次の、地区公民館長の民間人の登用でございしますが、教育委員会において現在、県内各市の状況とか、平成 2 年に答申された「寒河江市における生涯学習推進体制のあり方と生涯学習振興の方策」を踏まえ検討中であ

りまして、平成 15 年度の計画期間中までに一定の方向、例えば当初から四つの地区公民館全館ではなく、まず手始めに一部の地区公民館について答申を踏まえながら分館長の民間人登用の導入を検討されておる状況でございます。

次に、今後の取り組みについての見解ということが問われました。

今申しあげましたように、現在の行政改革の取り組みは、平成 8 年度に策定した行政改革大綱に基づいているものでございます。大綱策定時は、地方分権の推進、高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展、価値観の多様化といった社会情勢の変化に対応し、市民の多様なニーズにこたえた活力あるまちづくりを進めるために策定されたものであります。

現在の行財政改革大綱策定から 6 年が経過した今日でございます。21 世紀を迎え、地方分権は実行の段階に入っておりまして、基礎的自治体である市町村は自己決定と自己責任のもとでさまざまな行政分野において地域の実情に応じた個性あるまちづくりを展開していくことが必要とされております。また、少子高齢化社会の急速な進展、住民の日常生活圏の広がりや高度化・多様化する住民ニーズに対応するためには、行財政基盤の強化と効率的な行政運営をより一層進めることが喫緊の課題となっております。

さらに、御指摘もございましたが、国、地方を通じて厳しい財政状況下にあります。地方への税源配分や地方交付税、補助金の見直しなど地方行財政制度そのもののやり方も検討されている状況でございます。このような状況の中で将来ともみずからの判断と責任で市民に行政サービスを提供していくには、今まで以上に行政改革に努め、経費を削減して効率的な行政体制づくりを進める必要があると考えております。このため、行政改革大綱もこの大きな変革を遂げている社会情勢の変化に対応していかなければならないと思っております。

国、地方を通じて構造改革を迫られておる現在でございますので、一般的ではございますけれども、行政改革の視点として考えられるものを挙げれば、一つにはやはり市町村のあり方、行財政運営そのものを内から外から見直すことだろうと思っております。そして、内から見直すということになりますれば、従来の狭義というか、狭い道といいますか、そういう行財政改革の推進ということと評価の徹底だと、このように思います。そしてまた、外から見直すということになりますれば、広域的な一部事務組合の共同化の推進、そして市町村合併ということになろうかと思っております。

二つには市と市民間の役割、負担、あり方というものを考えていくことだろうと思っております。サービスをより徹底して、そしてまたその負担のあり方というものを考えていくということがあろうかと思っております。

そして、三つ目には市と民間の関係でございます。市の施設の管理委託あるいは市の業務の委託ということを通して民間の経営感覚を取り入れて効率的な行政運営と行政サービスの向上というものをねらっていかなければならないだろうと、こういう視点をとっていく必要があろうかと思っております。

現在の実施計画が終了する平成 15 年度を踏まえ、新たな大綱を策定しなければならないと考えているところでございます。

また、一方、今も申しあげましたが、画期的な行財政改革手法と言われておりますところの市町村合併があるわけでございますが、当寒河江西村山でも議論されております。市町村合併が実施されれば、現在の市の枠を越えた広い範囲での行財政改革というものを進めていかなければなりませんので、今後合併問題がどのように進むかというものを見きわめた上で新たな行政改革大綱の策定に対応していきたいと思っております。

それから、環境 I S O の問題でございます。

環境 I S O、すなわち I S O 14001 の取得につきましては、先ほどもお話がございましたように、昨年 12 月に議員から御質問がございました。その後、庁内に I S O の取得に関する研究を行うための組織体制案づくりや基礎データの収集などの準備を進めてきたところでございます。さらには、I S O を取得している自治体へ出向き勉強してきたところでございます。

I S O を取得している自治体では、公共事業における環境負荷の軽減として、建築廃棄物のリサイクル率を

高めるとか、電気、燃料、紙、水などの使用量の削減、ごみの削減など環境負荷の軽減を図るための環境目標を設定するとともに、市民や民間企業の環境に対する意識の高揚などに取り組んでいるようでした。また、認証を取得する際の費用、さらには3年ごとの更新審査にも相当の費用がかかっているようでした。県外のある自治体では、認証を取得したものの、その後の更新登録をやめた自治体もあるようでした。そうしたことから、本市としては必ずしも必要ではないのではないかと思っているところでございます。

現在、ISO取得と同じ内容として徹底した経費の節減に取り組んでおります。その内容としましては、全職員からの経費の節減節約の提案をもとに平成13年1月、昨年1月に61もの経費の節減節約項目を通知し、昼休みの消灯や庁内の消耗品の一括購入の促進など、電気、水、紙などの使用の徹底した節約節減を行っているところでございます。

その取り組みの成果として、庁舎内のパソコン普及が進み電気使用量が増加する状況にある中においても、平成13年度において庁舎の光熱水費を約11%、額にして約160万円の削減を実現することができました。さらに、コピーと印刷用紙の購入費につきましても約23%削減しております。

また、本市の環境を大切にするイメージアップにもつながる対応としましては、去る10月に花・緑・せせらぎ推進課というものを新設し、美しいまちづくりについて市民や企業への意識の高揚にも取り組んでおりますので、当面はこれらのことを一層推進して、今後においてもISOの取得と遜色のない対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○佐藤 清議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいま 1 問に対する御答弁をいただいたわけでありますけれども、これまでの取り組みの中で、大変立派な成績といたしますか、成果をおさめてくれました。これに対しては改めて敬意を表するところであります。

順序は逆になるかも知れませんが、地区公民館長の民間人登用の問題ですね。これも平成 15 年度からですか、一つの方向性というものを見出すために研究してまいりたいというような御答弁でありましたが、やはりこれらなども行政改革の一つのある意味では目玉になるのではないかなという感じは持っているわけであります。そういうことから、今後もしかりにはできないにしても、やはりそういう一つの流れをつくりながら、ある程度の時間をかけながらそういう方向性に持っていただきたいということを申しあげておきたいと思います。

それから、今ありましたように環境 ISO の問題なんですけれども、今、市長の答弁の中にもあったとおり、まさにかなりの経費がかかることは私も承知しておりました。最初の取得する段階でもかなりの金額がかかりますし、3 年ごとの更新時にもまたばかにならない審査料もかかるということもありますので、これだけ行政改革を叫んでいるさなかでありますから、むしろさっきの市長の答弁の中でそれと見合ったような一つの改革に対して、行政改革に対して庁舎内で取り組んでいるんだというお話がありましたので、こういう折に必ずしもそういう経費をかけることがどうなのかなと、改めて私も考えさせられたところであります。

市長の今の答弁では、今後の課題といたしますか、残された大きな重点事項といたしますか、項目といたしますか、その中でも定数管理と適正化を今挙げられたようであります。もちろんこれらはこれからの一つの大きな課題だと思っておりますが、私なりにちょっと考えていることは、やはりこれまで事務事業の見直し、いわゆる大綱あるいは実施計画の中でも一番真っ先に来ている事務事業の見直しということで、かなりの成果を上げられたことは十分認識をいたしております。

ただ、その中で、特に市の単独補助金の廃止・合理化あるいは新規補助金の抑制ということで取り組んでこられたわけでありますけれども、この辺も今後の一つ大きな課題ではないかなと。確かにいろいろな実績を上げられましたし、わかっている部分でも十分私も理解はしているんですけれども、これらの抜本的な見直しがこれから本当に必要ではないかなと。

一つの例を申しあげますと、これは昨年の予算審議の際の総括質疑だったと思うんですけれども、補助金の一部について例を申しあげれば、労働福祉会館の補助金の件、総括質疑の中で質問させていただいた記憶がございます。これは 30 何年前ですか、公民館とか、そういう施設もない時期につくられた一つの施設であって、その後、金額にしては大した金額でないんですけれども、二十六、七万円だったと思うんですが、これが毎年恒常的に補助金として出されているわけです。当然補助金というのはいろいろな角度があるわけですから、すべてが補助金はだめだとか、そういうことを申しあげるのではなくて、補助金あるいは負担金というものをもう一度本当に根底から見直す時期ではないかなと。

例えば、今申しあげました福祉会館の実態などを見ましても、ほとんど使われていないような状態なんですね。しかも、仏壇の展示即売会とか、あるいは質流れ品の即売会、中には今大変社会問題になっているところの催眠商法の会場に使われているとか、そういう状況なんですよ。また、特定の政党の看板なんぞも掲げられたり、公共性として果たしてこの施設がいいのかどうか。いい悪いというのは私が判断するものではありませんけれども、何でもかきこめてを申しあげるかといいますと、私が一番近いのではないかなと、議員の中では。直線にして二、三百メートルのところにありまして、日々その実態を見ているわけです。もう何十年も前からそういう一つの補助をつけた、これを毎年また予算を計上する、当然今回出された決算を見ても 26 万何がしだったと思うんですが、予算措置がされている、これは当然ですけれども。そういうふうなもともと時代

の流れ、30年前につけたその補助金あるいは負担金というものをもう一度この辺に来ては見直す時期ではないかなと私は強く感じているところであります。

それから、この補助金というのは予算書なんかを見ましても、19節の負担金補助及び交付金というところにあるわけですが、何々連絡協議会負担金、何々連盟負担金、何とか友の会補助金というような形で数え切れないほどのものが並んでいるんですね。これが本当に必要なのかどうかというのは、不必要だということを今私が申しあげているのではありませんけれども、先ほど一つの例を挙げたように、もう何十年も前からものが慣例に倣ってそのまま予算を要求し、それを予算に計上して予算措置をやっているのではないかなと。これは私の単純な考えですので、もしそうでないとすればお許しいただきたいんですけども、こういうことがかなりあるのではないかなという気がするんです。これは何の目だったか、項だったかわかりませんが、ベーチェット病友の会あるいはリウマチ友の会とか、いろいろあるんですね。それがいい悪いは別なんですけれども、それから金額の多少ではないと思うんです。

先ほど市長からもあったように、職員のそういうものに対しての意識の改革、これが一番大事な時期ではないかなと。確かに金額にしましても2万、3万から十何万あるいは二十何万という数がいっぱい羅列されているわけですが、時代の流れによって不必要になっているものがないかどうか、その辺の徹底的な検証といいますか、調査なども必要ではないかなと思うわけがあります。上がってきたものに対してこういう2〜3万の金額まで、百数十万の予算規模の中で金額から言えば非常に微々たるものなんですね。市長も一々これは何で必要なんだかどうだかと、そこまでやっておられるのかどうかわかりませんが、これは職員みんなが、特にここにおられる管理職の皆さんがもっともときちと精査をして予算要求をする、そういうところまで一つ踏み込んでいただきたいということを申しあげたいと思いますが、市長のお考えをお伺いできれば幸いです。

2問を終わります。

○佐藤 清議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

やはり行政改革大綱というようなものは、掲げてただ飾っておくというものじゃございませんでして、やはり上げたことは実現する、一つでもいい、二つでもいい、これを実現することに持っていくということが大切だろうと思っております。それをするによって市民の意識も変わりますし、あるいは職員の取り組み方も変化をしますし、何よりも効率的な行財政運営というものに持っていけるわけでございますので、やはり実現していくということが必要だろうと思っております。

それから、地区公民館長の民間人の登用でございますが、やはりこれは民間人の持っているところの知識なり経験なりというようなものを取り入れて公民館活動の中に反映させる、そしてまた地域のことを熟知している、これは職員であっても熟知しているわけでございますけれども、そのことによって地域の方々、そして地域と公民館というものの一体性というものをより一層強くさせるということになればいいかなと、このように思っておるわけでございます。

それから、ISOでございますが、これもそれにかわるものとしまして、先ほども答弁申しあげましたが、13 年 1 月からいろいろな提案を各課から受けておるわけございまして、そしてすぐ実施するものと今後実施を検討するものと、そして行革の実施計画に上げるものに分けまして、区分しながら一つでも多く実現していこうということで、ISOにかわるものとしての実質的な取り組みをやっておるところでございます。

それから、定数管理の問題、特に人件費に係るわけでございますけれども、これは一般質問第 1 日目のときに石川議員に答弁申し上げておるところございまして、ここでは省略させていただきますが、何にしましても人件費、物件費というものにつきましては、経常的な経費、毎年そしてまた膨らんでいく傾向のものでございますから、それらについては十分考慮を払っていかなくてはならないと思っております。

それから、負担金補助金でございます。いわゆる法令外負担金と言っているものでございますが、これは寒河江市のみならず、国もそうですけれども、山形県下の全市町村、この法令外負担金の削減ということには頭を痛めて、何とかして減らしていこうという方向で取り組んでいるものでございまして、毎年 10%削減というのを試してみたりしておるわけでございますけれども、それでもどれかを切るとか、どれかを廃止することになりますと割とこう、やはり切りづらいんでございまして、本当の話、ですから一律 10%削減というような方向になりかねないわけでございますけれども、やはりそこは英断をもってゼロベースからの見直しというようなものを図って、そしてその団体にとりまして、負担金補助金を受けるところの団体にとりまして本当にどうなんだというようなことを、これは伸ばす、これは減らす、これは廃止というような方向にゼロベースからの考え方というものをとっていかなくてはならない代物だろうと、このように思っております。

来年早々になりますと、この審査委員会というのを、助役が委員長でございますが、開きましていろいろ検討させていただきたいと思っております。先ほど御指摘ございました会館のことにつきましても十分調査させていただきたいと、このように思っております。

何にしましても、行財政改革というものはやはり意識改革というものが大切でございまして、お話もございましたけれども、意識改革を進めるということを通してやはりその気になってもらわなくてはならない。これは職員はもちろんでございますけれども、市民にもその気になってもらって、行財政改革というものが今回の構造改革の波が大きく押し寄せている中で、本当に必要なんだというようなことを徹底していかなくてはならないと思っております。従来までのしきたりでこれまでの既得権があるとか、あるいは従来からしているからというようなものを思い切って振り切るというところの勇気というものが必要なことになってくるだろうと、このように思っております。

以上です。

○佐藤 清議長 新宮議員。

○新宮征一議員 市長のただいまの答弁に大変情熱的な、しかも大変な意欲を感じたところであります。

最後に、行政改革に終わりはない、行政改革にはやはり意識改革が大前提であるということを申しあげ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

発言訂正

○佐藤 清議長 私から発言訂正の許可について申し上げます。

12 月 10 日に行われた一般質問の遠藤議員の発言に関して、遠藤議員より「問題はタイム」を「問題はタイムより着順」に、「公式の計時は全部タイム」を「公式の記録は全部着順」に訂正したいとの発言訂正の申し出があり、議長において許可しております。

散 会 午後 2 時 2 1 分

○佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成14年12月20日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（24名）

1番	佐藤	清	議員	2番	松田	孝	議員
3番	猪倉	謙太郎	議員	4番	石川	忠義	議員
5番	荒木	春吉	議員	6番	安孫子	市美夫	議員
7番	柏倉	信一	議員	8番	鈴木	賢也	議員
9番	伊藤	忠男	議員	10番	高橋	秀治	議員
11番	高橋	勝文	議員	12番	渡辺	成也	議員
13番	新宮	征一	議員	14番	佐藤	穎男	議員
15番	伊藤	諭	議員	16番	佐藤	暘子	議員
17番	川越	孝男	議員	18番	内藤	明	議員
19番	松田	伸一	議員	20番	那須	稔	議員
21番	佐竹	敬一	議員	22番	遠藤	聖作	議員
23番	伊藤	昭二郎	議員	24番	井上	勝・	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	光位清	生活環境主幹
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

○事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第5号

第4回定例会

平成14年12月20日（金）

午前10時25分開議

再 開

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 認第 3号 | 平成13年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| // | 2 認第 4号 | 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| // | 3 認第 5号 | 平成13年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| // | 4 認第 6号 | 平成13年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| // | 5 認第 7号 | 平成13年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| // | 6 認第 8号 | 平成13年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| // | 7 認第 9号 | 平成13年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| // | 8 認第 10号 | 平成13年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について |
| // | 9 認第 11号 | 平成13年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について |
| // | 10 議第 68号 | 平成14年度寒河江市一般会計補正予算（第3号） |
| // | 11 議第 69号 | 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| // | 12 議第 70号 | 平成14年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| // | 13 議第 71号 | 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| // | 14 議第 72号 | 平成14年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| // | 15 議第 73号 | 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| // | 16 議第 74号 | 平成14年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号） |
| // | 17 議第 75号 | 平成14年度寒河江市水道事業会計補正予算（第1号） |
| // | 18 議第 76号 | 寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について |
| // | 19 議第 77号 | 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| // | 20 議第 78号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について |
| // | 21 議第 79号 | 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| // | 22 議第 80号 | 寒河江市都市計画税条例の一部改正について |
| // | 23 議第 81号 | 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について |
| // | 24 議第 82号 | 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| // | 25 議第 83号 | 寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| // | 26 議第 84号 | 寒河江市水道給水条例の一部改正について |
| // | 27 議第 85号 | 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| // | 28 議第 86号 | 西村山広域行政事務組合規約の一部変更について |
| // | 29 議第 87号 | 寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の締 |

結について

- // 30 議第 88号 字の区域及び名称の変更について
 - // 31 請願第11号 パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を
求める意見書提出を求める請願
 - // 32 請願第12号 基礎年金国庫負担引き上げを求める意見書提出を求める請願
 - // 33 請願第13号 WTO農業交渉等に関する請願
 - // 34 陳情第 1号 法務局職員の増員に関する陳情
 - // 35 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告
 - (5) 予算特別委員長報告
 - (6) 決算特別委員長報告
 - // 36 質疑、討論、採決
 - // 37 議案第14号 パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇
を求める意見書の提出について
 - // 38 議案第15号 WTO農業交渉等に関する意見書の提出について
 - // 39 議案説明
 - // 40 委員会付託
 - // 41 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の削除

議会案第14号 パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書の提出について

再

開

午前 10 時 25 分

○佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、12 月 3 日及び 12 月 20 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 5 号によって進めてまいります。

議案上程

○佐藤 清議長 日程第 1、認第 3 号から日程第 34、陳情第 1 号までの 34 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○佐藤 清議長 日程第 35、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

○佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

○伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12 月 16 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 76 号、議第 77 号、議第 78 号、議第 79 号、議第 80 号、議第 86 号、議第 88 号、陳情第 1 号の 8 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 76 号寒河江市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 77 号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 78 号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 79 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 80 号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、都市計画区域が新たに拡大になった中で、そのうち用途区域の面積はどのくらいかとの問いがあり、当局より、拡大部分での用途地域は全部で 112.2 ヘクタールになります。その内訳は、工業団地再拡張地区 57.4 ヘクタール、陵東中学校周辺地区 3.4 ヘクタール、赤田地区 3.0 ヘクタール、横道地区 8.3 ヘクタール、本楯地区 40.1 ヘクタール、合計 112.2 ヘクタールですとの答弁がありました。

議第 80 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 86 号西村山広域行政事務組合理約の一部変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 88 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 号法務局職員の増員に関する陳情についてを議題とし、担当書記の陳情書の朗読の後、質疑意見等に入りました。主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より、陳情趣旨は願意妥当と思われるので、採決すべきものと思うとの意見がありました。

委員より、現在の社会情勢を考えたときに、どこの会社でも大変な苦勞をしております。法務局職員だけを

増員するのは無理があり、増員すべきでないと思うし、この陳情は不採択すべきものと思うとの意見がありました。

陳情第1号については、ほかに御報告するほどの質疑意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

○佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

○安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12 月 16 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において委員 6 名全員出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第 11 号、請願第 13 号の 2 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第 11 号パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。主な質疑意見について申し上げます。

委員より、経営者側から見ると相当負担になるものであり、継続して審査をお願いしたいとの意見がありました。

委員より、経営者の立場からだけではなく、国民全体の問題として考える必要があるのではないか。経済産業省でもパートの問題、季節労働の問題を改善しなければならないという方向で動きつつあり、その流れの中で出てきたものであるとの意見がありました。

委員より、パート労働者、臨時職員がどこでもふえており、そこで働く人の身分というものを制度として確立する必要があり、願意妥当と思うとの意見がありました。

委員より、継続審査の要求がありましたので、まず継続審査についての採決の結果、少数で否決されました。

請願第 11 号は、質疑意見を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第 13 号 W T O 農業交渉などに関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑意見もなく、質疑意見などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 13 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生委員長報告

○佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

○高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12 月 16 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 71 号、議第 72 号、議第 73 号、議第 74 号、議第 81 号、議第 85 号、請願第 12 号の 7 案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第 71 号平成 14 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、診療報酬が下がったのに保険給付費が増額になるということだが、例年から見ると増加しているのかとの問いがあり、当局より、前年と比較しますと、件数、額とも増加しており、国保連合会でも診療報酬の減により下がる見込みをしておりましたが、予期しなかった状況だということですとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 71 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 72 号平成 14 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を省略して採決の結果、議第 72 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 73 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 73 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 74 号平成 14 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 74 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 81 号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、今回廃止になる給与所得特別控除の対象者はどれくらいかとの問いがあり、当局より、現下の景気動向や、公共事業などの動きにも起因するところが大きいので、実際的にどの程度の影響があるかについては、現段階では把握できておりませんとの答弁がありました。

また委員より、附則第 5 項、第 6 項の譲渡所得の特別控除については、これまでの現況はどうだったのかとの問いがあり、当局より、譲渡所得の特別控除については、これまで国保税では適用ならなかったのですが、これが適用になると該当者は軽減されることとなりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 81 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 85 号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を省略して採決の結果、議第 85 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 12 号基礎年金国庫負担引き上げを求める意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記によ

る請願文書の朗読の後、審査に入りました。主な意見等について申し上げます。

委員より、国民年金受給者は、額が低くて年金で暮らしを立てていくのは大変難しい状況にあり、年金で最低限度の生活ができるよう保障すべきで、この請願に賛成ですとの意見がありました。

また委員より、現在この内容については、政府でも社会保障協議会の中で検討している状況なので、この流れを見守るべきとの意見がありました。

途中一たん休憩し、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、請願第 12 号は今後さらに慎重に検討すべきであるとの意見が多数であり、継続審査に付すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

○佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

○伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12 月 16 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 69 号、議第 70 号、議第 75 号、議第 82 号、議第 83 号、議第 84 号及び議第 87 号の 7 案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

最初に、議第 69 号平成 14 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 70 号平成 14 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、醍醐、平塩地区が後年度に整備していくような方向を出しているが、平成 8 年度の公共下水道整備計画からいくとどの程度おこなっているのかとの問いがあり、当局より、醍醐、平塩地区は計画書でも平成 14 年度以降という表現になっております。三泉をやって、醍醐と平塩は、醍醐と同じ色染めになっているので、計画に沿って進めていきたい。私どもとしてはほぼ予定通りと考えておりますとの答弁を得ております。

委員より、下水道工事のピーク時には、1 人当たり何カ所の工事箇所を持っているのか。職員に無理がかかっているのかとの問いがあり、当局より、平均すると 1 人 14 から 15 カ所になります。集中しないように早目早目の発注をし、また月に 2 回程度の現場代理人会議で、安全管理の面や作業内容などの話し合いを行い、地区単位に現場を回ったりするなど、負担がかからないよう工夫をしていますとの答弁を得ております。

議第 70 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 75 号平成 14 年度寒河江市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、木の沢配水池はステンレス水槽ということだが大丈夫なのか。地元企業が受注を受けられるのかとの問いがあり、当局より、ステンレスのよいところはさびないということと、コンクリートに比べ維持管理費が軽減されます。また、自重が非常に軽く、構造的に強いということで全国的に使われています。配水池は特殊な内容ですので、計画にあった経験のある業者に発注していくことになると思います。地元は難しいと思いますとの答弁を得ております。

委員より、活断層にかかわる補助金の採択要件は何か。この補助金は配水池にしか該当しないのかとの問いがあり、当局より、山形盆地の活断層が公表されたことにより、地震、災害のおそれがある地域に該当になったことで、補助対象になりました。補助金は配水池とそれに附属するものということで、本市の場合は、配水池とそれに附属する排水管の幹線が対象になりますとの答弁を得ております。

議第 75 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 82 号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 83 号寒河江市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 84 号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、簡易専用水道の設置箇所はどれくらいあるのかとの問いがあり、当局より、これまで管轄していた保健所からは、市内に 37 カ所あると聞いておりますとの答弁を得ております。

議第 84 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 87 号寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

○新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会の審査と経過並びに結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12 月 6 日午前 10 時 45 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 68 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

議第 68 号を議題とし、議案説明を省略して、質疑に入りました。主な質疑を申し上げます。

一つ、諸収入の開発公社派遣職員人件費の減額理由について。一つ、諸証明等自動交付機の設置箇所等について。一つ、13 節、15 節の予算提案の仕方及び改善について。一つ、除雪を発動する際の基準の改善及び発動を発令する判断について。一つ、市道で出動の要請がないと除雪に出ない距離数及びその区分けについて。一つ、私道の除雪体制について。一つ、寒河江西村山安全安心緊急対策本部のこれまでの経過と今後について。一つ、都市緑化フェア全体の支出についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 12 月 20 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 68 号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 68 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

決算特別委員長報告

○佐藤 清議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。2 番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

○松田 孝決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12 月 18 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 22 名中 21 名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第 3 号、認第 4 号、認第 5 号、認第 6 号、認第 7 号、認第 8 号、認第 9 号、認第 10 号及び認第 11 号の 9 案件であります。

9 案件を一括議題とし、議案説明の後に、監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第 3 号平成 13 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、建物貸付料の収入未済額について。一つ、緊急通報装置の価格、本人負担、利用状況について。一つ、健康づくり事業の実施地区、実施内容、効果について。一つ、ごみの不法投棄の状況と対応について。一つ、駅前の土壤汚染対策の現状について。一つ、公債比率の算出について。一つ、標準財政規模の数値について。一つ、第三者市民による市の事業を評価する組織の必要性について。一つ、農業者年金の状況について。一つ、中央 2 期地区農面農道整備事業の事業内容及び中央地区農面農道整備事業の路線について。一つ、チェリークア・パークがどういう状況か。今後どうするのか。買い戻し特約の期限が来ることについてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁なされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 3 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 4 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 4 号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 5 号平成 13 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、受益者負担金、分担金の告示、賦課の時期などについて。一つ、チェリークア・パークの受益者負担金の告示がおくれた理由について。一つ、民活エリア全体の賦課・徴収について。一つ、特環事業との整合性についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 5 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 6 号平成 13 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 7 号平成 13 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を申し上げます。

一つ、国民健康保険税の収入未済額で、翌年に収入なるものと不納欠損額の分析について。一つ、レセプトの手数料についての質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 7 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 8 号平成 13 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 8 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 9 号平成 13 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 9 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 10 号平成 13 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を申しあげます。

一つ、痴呆症を認定するソフトの欠陥を埋める努力についての質疑に対し、当局より答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 10 号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第 11 号平成 13 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○佐藤 清議長 日程第 36、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 3 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 3 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 4 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 4 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 5 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 5 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 6 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 9 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 9 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 10 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 10 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 10 号は原案のとおり認定することに決しました。

認第 11 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第 11 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 11 号は原案のとおり認定することに決しました。

議第 68 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 68 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 68 号は原案のとおり可決されました。

議第 69 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 69 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 69 号は原案のとおり可決されました。

議第 70 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 70 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 70 号は原案のとおり可決されました。

議第 71 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 71 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 71 号は原案のとおり可決されました。

議第 72 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 72 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 72 号は原案のとおり可決されました。

議第 73 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 73 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 73 号は原案のとおり可決されました。

議第 74 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 74 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 74 号は原案のとおり可決されました。

議第 75 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 75 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 75 号は原案のとおり可決されました。

議第 76 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 76 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 76 号は原案のとおり可決されました。

議第 77 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 77 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 77 号は原案のとおり可決されました。

議第 78 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 78 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 78 号は原案のとおり可決されました。

議第 79 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 79 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 79 号は原案のとおり可決されました。

議第 80 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 80 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 80 号は原案のとおり可決されました。

議第 81 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 81 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 81 号は原案のとおり可決されました。

議第 82 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 82 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 82 号は原案のとおり可決されました。

議第 83 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 83 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 83 号は原案のとおり可決されました。

議第 84 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 84 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 84 号は原案のとおり可決されました。

議第 85 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 85 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 85 号は原案のとおり可決されました。

議第 86 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 86 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 86 号は原案のとおり可決されました。

議第 87 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 87 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 87 号は原案のとおり可決されました。

議第 88 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 88 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 88 号は原案のとおり可決されました。

請願第 11 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 11 号を採決いたします。内藤議員。

○内藤 明議員 議長にお願いをしますが、採決の方法であります、無記名投票によって採決されることを望むものであります。

○佐藤 清議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより、請願第 11 号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を求めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は 23 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼と出席議員の確認を命じます。事務局長。

〔点 呼〕

○安孫子勝一事務局長 それでは、私から点呼を申し上げます。

2 番松田 孝議員。3 番猪倉謙太郎議員。4 番石川忠義議員。5 番荒木春吉議員。6 番安孫子市美夫議員。7 番柏倉信一議員。8 番鈴木賢也議員。9 番伊藤忠男議員。10 番高橋秀治議員。11 番高橋勝文議員。12 番渡辺成也議員。13 番新宮征一議員。14 番佐藤颯男議員。15 番伊藤 諭議員。16 番佐藤陽子議員。17 番川越孝男議員。18 番内藤 明議員。19 番松田伸一議員。20 番那須 稔議員。21 番佐竹敬一議員。22 番遠藤聖作議員。23 番伊藤昭二郎議員。24 番井上勝・議員。

以上です。

○佐藤 清議長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番荒木春吉議員、10 番高橋秀治議員、15 番伊藤 諭議員を指名いたします。

〔開 票〕

開票の結果を報告いたします。

投票総数 23 票、これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

賛成 8票

反対 15票

以上のとおり、賛成が少数であります。よって、請願第11号は不採択とすることに決しました。

請願第12号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第12号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件については、厚生委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、請願第12号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第13号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第13号は採択することに決しました。

陳情第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時41分

○佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の削除

○佐藤 清議長 ただいま、本日 12 月 20 日、遠藤聖作議員から提出された議会案第 14 号について、撤回したい旨の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

お諮りいたします。

日程第 37、議会案第 14 号は議事日程から削除することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議事日程第 37、議会案第 14 号は議事日程から削除することに決しました。

議会案上程

○佐藤 清議長 日程第 38、議会案第 15 号を議題といたします。

議案説明

○佐藤 清議長 日程第 39、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 15 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

○佐藤 清議長 日程第 40、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 15 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

○佐藤 清議長 日程第 41、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 15 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより、議会案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 15 号は原案のとおり可決されました。

閉 会

午前 11 時 43 分

○佐藤 清議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて平成 14 年第 4 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐 藤 清

会議録署名議員 松 田 孝

同 上 佐 藤 穎 男